

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年4月28日

【発行者名】 S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・
カンパニー・エス・エイ
(SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役 高橋 寿幸

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L - 1282 ヒルデガルト・
フォン・ビンゲン通り2番
(2, rue Hildegard von Bingen, L-1282 Luxembourg, Grand Duchy
of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹野 康造

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 竹野 康造

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集（売
出）外国投資信託受益証券に
係るファンドの名称】 日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ
(Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds)
- 日興ダイナミック・エクイティ (Nikko Dynamic Equity)
- 日興ダイナミック・ボンド (Nikko Dynamic Bond)

【届出の対象とした募集（売
出）外国投資信託受益証券の
金額】 日興ダイナミック・エクイティ受益証券：5,000億円を上限とす
る。
日興ダイナミック・ボンド受益証券：5,000億円を上限とす
る。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ

(Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds)

- 日興ダイナミック・エクイティ (Nikko Dynamic Equity)

- 日興ダイナミック・ボンド (Nikko Dynamic Bond)

(注1) 日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ-日興ダイナミック・エクイティ(以下「エクイティ・ファンド」ともいう。)および日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ-日興ダイナミック・ボンド(以下「ボンド・ファンド」ともいい、「エクイティ・ファンド」と併せて、個別にまたは総称して、「サブ・ファンド」という。)は、それぞれアンブレラ・ファンドである日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ(以下「トラスト」という。)のサブ・ファンドである。現在、トラストは、エクイティ・ファンドおよびボンド・ファンドのみにより構成されている。なお、アンブレラとは、1つの投資信託の下で一または複数の投資信託(サブ・ファンド)を設定できる仕組みのものを指す。

(注2) サブ・ファンドは、トラストの名称を省略し、単に「日興ダイナミック・エクイティ」および「日興ダイナミック・ボンド」と表記されることがある。

(注3) 用語の定義については、本書別紙「定義」を参照のこと。

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券で、各サブ・ファンドの受益証券は、それぞれすべて同一種類である。(以下「受益証券」または「ファンド受益証券」という。)

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(以下「管理会社」という。)の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

受益証券は追加型である。

（３）【発行(売出)価額の総額】

日興ダイナミック・エクイティ受益証券：5,000億円を上限とする。

日興ダイナミック・ボンド受益証券：5,000億円を上限とする。

(注1) サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、受益証券は円建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り円貨をもって行う。

(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（４）【発行（売出）価格】

日興ダイナミック・エクイティ受益証券：関連する発行日における受益証券１口当たり純資産価格
 日興ダイナミック・ボンド受益証券：関連する発行日における受益証券１口当たり純資産価格
 （以下、それぞれを「発行価格」という。）

発行価格に関する照会先は、後記（８）申込取扱場所と同じ。

（注１）「発行日」とは、毎評価日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

「評価日」とは、毎営業日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

「営業日」とは、ルクセンブルグおよびケイマン諸島における銀行営業日、かつ日本における金融商品取引業者および銀行の営業日（土日を除く。）または関連するサブ・ファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日をいう。

（注２）各サブ・ファンドの受益証券１口当たり純資産価格は、原則として、１万口当たりで公表される。

（注３）受益証券１口当たりの購入価格については、下記（８）申込取扱場所に問い合わせること。

（５）【申込手数料】

各投資者からの申込金額に加えて、販売会社は、各申込口数に基づき各投資者から申込金額に対する以下の申込手数料（以下「申込手数料」という。）を徴収する。

申込口数	申込手数料
1億口未満	3.78%（税抜3.50%）
1億口以上5億口未満	2.16%（税抜2.00%）
5億口以上10億口未満	1.08%（税抜1.00%）
10億口以上	0.81%（税抜0.75%）

（注１）管理会社および販売会社（以下に定義される。）が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いをすることができる。

（注２）上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示す。

（６）【申込単位】

日興ダイナミック・エクイティ受益証券：

申込者１名当たりの受益証券の最低申込口数は、10万口以上1万口単位とする。

日興ダイナミック・ボンド受益証券：

申込者１名当たりの受益証券の最低申込口数は、10万口以上1万口単位とする。

（７）【申込期間】

平成28年4月29日（金曜日）から平成29年4月28日（金曜日）まで

（注１）日本における申込受付時間は、原則として、販売会社の日本における営業日（以下「日本における営業日」という。）の午後3時（日本時間）までとする。上記時刻以降の申込みは、日本における翌営業日の申込みとして取り扱われる。

（注２）サブ・ファンドは米国の居住者または法人、ケイマン諸島の居住者等に該当しない者に限り、申込みを行うことができる。

（注３）申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

(8) 【申込取扱場所】

S M B C日興証券株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

ホームページ・アドレス：<http://www.smbcnikko.co.jp/>

電話番号：03 - 5644 - 3111（受付時間：日本における営業日の8：40～17：10）

（以下「S M B C日興証券」または「販売会社」という。）

(9) 【払込期日】

投資者は、受益証券の取得申込注文の成立を販売会社が確認した日（以下「日本における約定日」という。）から起算して日本における4営業日目に申込金額および申込手数料を販売会社に支払う。

日本における各約定日に関する申込金額の総額は、保管会社が開設した関連するサブ・ファンド口座に、適用される発行日の後4営業日目の日（以下「払込期日」という。）に円貨で払い込まれる。

(1 0) 【払込取扱場所】

上記（8）申込取扱場所に同じ。

(1 1) 【振替機関に関する事項】

該当事項なし。

(1 2) 【その他】

(イ) 申込証拠金

なし。

(ロ) 引受等の概要

S M B C日興証券は、管理会社との間で、日本における受益証券の販売および買戻しに関する2010年3月15日付の契約を締結している。

管理会社は、S M B C日興証券をサブ・ファンドに関して日本における代行協会員に指定している。

（注）代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当たり純資産価格を公表し、また目論見書、運用報告書その他の書類を販売会社等に送付する等の業務を行う会社をいう。

(ハ) 申込みの方法

受益証券の取得申込みを行う投資者は、販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、販売会社は「外国証券取引口座約款」および他所定の約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。申込金額および申込手数料は、円貨で支払われる。

(ニ) 日本以外の地域における発行

日本以外の地域における販売は行われない。

信託証書の一方当事者である管理会社は、ルクセンブルグ金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「C S S F」という。）の規制を受けているが、トラストは、ルクセンブルグの投資信託ではなく、ルクセンブルグの法律に服しておらず、ルクセンブルグ大公国におけるまたはルクセンブルグ大公国からの販売のための登録を行っていない。トラストは、ルクセンブルグ大公国の監督官庁による認可を受けておらず、ルクセンブルグ当局の監督に服していない。トラストの受益証券は、欧州連合に所在するいかなるタイプの投資家に対しても販売されない。監督官庁を通じて行われる規制された投資信託の投資者の保護は、トラストの投資者には提供されない。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的、信託金の限度額

日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・エクイティ（以下「エクイティ・ファンド」ともいう。）および日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・ボンド（以下「ボンド・ファンド」ともいい、「エクイティ・ファンド」と併せて、個別にまたは総称して、「サブ・ファンド」という。）は、アンブレラ・ファンドとして設定された日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ（以下「トラスト」という。）のサブ・ファンドである。

トラストは、本書の日付現在、エクイティ・ファンドおよびボンド・ファンドのみにより構成されている。なお、アンブレラとは、1つの投資信託の下で一または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指す。

受託会社および管理会社は、基本信託証書に基づいて、受益者決議またはサブ・ファンド決議を得ることなく、トラストの分別されたユニット・トラストとして他のサブ・ファンドを設定する権限を有する。

エクイティ・ファンドの投資目的は、高成長地域、高成長セクターおよび高成長企業の成長機会と発展の可能性を捉えることによって、長期的に最適キャピタルゲインを達成することである。

ボンド・ファンドの投資目的は、世界の債券ポートフォリオへの分散投資およびアクティブ・カレンシー・マネジメント（積極的通貨運用）戦略を通じて、中長期的に魅力的な利回りと投資元本の成長を目指すことにある。

ボンド・ファンドは、「ファンド・オブ・ファンズ」である。

サブ・ファンドの参照通貨は、日本円である。

サブ・ファンドについて、信託金の限度額は定められていない。

b. ファンドの基本的性格

トラストおよび各サブ・ファンドは、基本信託証書および関連する追補信託証書（以下、総称して「信託証書」という。）に基づいて受託会社および管理会社によって設定された。

各サブ・ファンドの投資運用および投資指図については管理会社が責任を負い、もっぱら管理会社が関連するサブ・ファンドの全体的な投資ガイドラインの枠内で各信託財産の投資運用について単独で責任を負う。管理会社は、その権限および責任の一部を投資運用会社に委託している。投資運用会社は、本書に記載する投資目的および投資制限に従って、それぞれの信託財産に含まれる資産を運用し、また取得、購入および売却する投資対象を決定し、ならびに各サブ・ファンドに関して受託会社または受託会社の代理人が行うその他の取引を決定する。

受託会社および管理会社は、サブ・ファンドの資産を保管する任務を保管会社としてのS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社（以下「保管会社」という。）に委託している。更に、受託会社および管理会社は、サブ・ファンドの管理事務を管理事務代行会社としてのS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社（以下「管理事務代行会社」という。）に委託しており、管理事務代行会社は、サブ・ファンドに関する管理事務代行業務について責任を負い、各サブ・ファンドの登録名義書換事務代行を務める。管理事務代行会社は、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格を計算し、受益証券の発行および買戻しを円滑に行う責任を負う。

各サブ・ファンドは、その純資産総額が10億円または管理会社と受託会社が販売会社と協議の上決定するその他の金額を下回る場合において早期に終了しない限り、2020年5月1日に終了する予定である。

各受益証券は、関連するサブ・ファンドの不可分の受益権を表章する。受益証券は、受託会社または管理会社の債務ではなく、受託会社または管理会社によって保証されていない。各サブ・ファンドの投資収益は、かかるサブ・ファンドの受益証券の純資産総額の上昇または下落（場合による。）およびかかるサブ・ファンドの資産の運用成績のみに依存する。各サブ・ファンドが清算される場合に、各受益証券に関して受益者に対して支払われる金額は、受益証券1口当たり純資産価格と同額である。

受託会社および管理会社は、各サブ・ファンドに関して、受益者決議またはサブ・ファンド決議による授權なく、独立したクラスまたはシリーズを参照して受益証券を随時指定し、これを発行するとともに、いずれかのクラスまたはシリーズの受益証券が他のいずれかのクラスまたはシリーズの受益証券と異なる方法（以下に掲げる方法を含むが、これらに限られない。）を定める権能を有するものとする。

- (a) いずれかのクラスまたはシリーズの受益証券が関連する信託財産の資産および負債に参加する方法および各クラスまたはシリーズそれぞれの受益証券1口当たり純資産価格を計算する方法
- (b) 受託会社および/または管理会社が選任した業務提供者に支払うべき報酬（運用報酬、申込手数料、募集手数料、買戻手数料等）を、いずれかのクラスまたはシリーズの受益証券の保有者に賦課する方法
- (c) 為替取引の費用および為替取引に起因する損益をいずれかのクラスまたはシリーズの受益証券の保有者に賦課する方法
- (d) 関連するサブ・ファンドに関して生じるその他の資産または負債をいずれかのクラスまたはシリーズの受益証券に帰属させ、またはこれに負担させる方法

管理会社および受託会社は、受益証券のクラスまたはシリーズに関して分別された勘定を設けることができるが、必ずしもその必要はない。

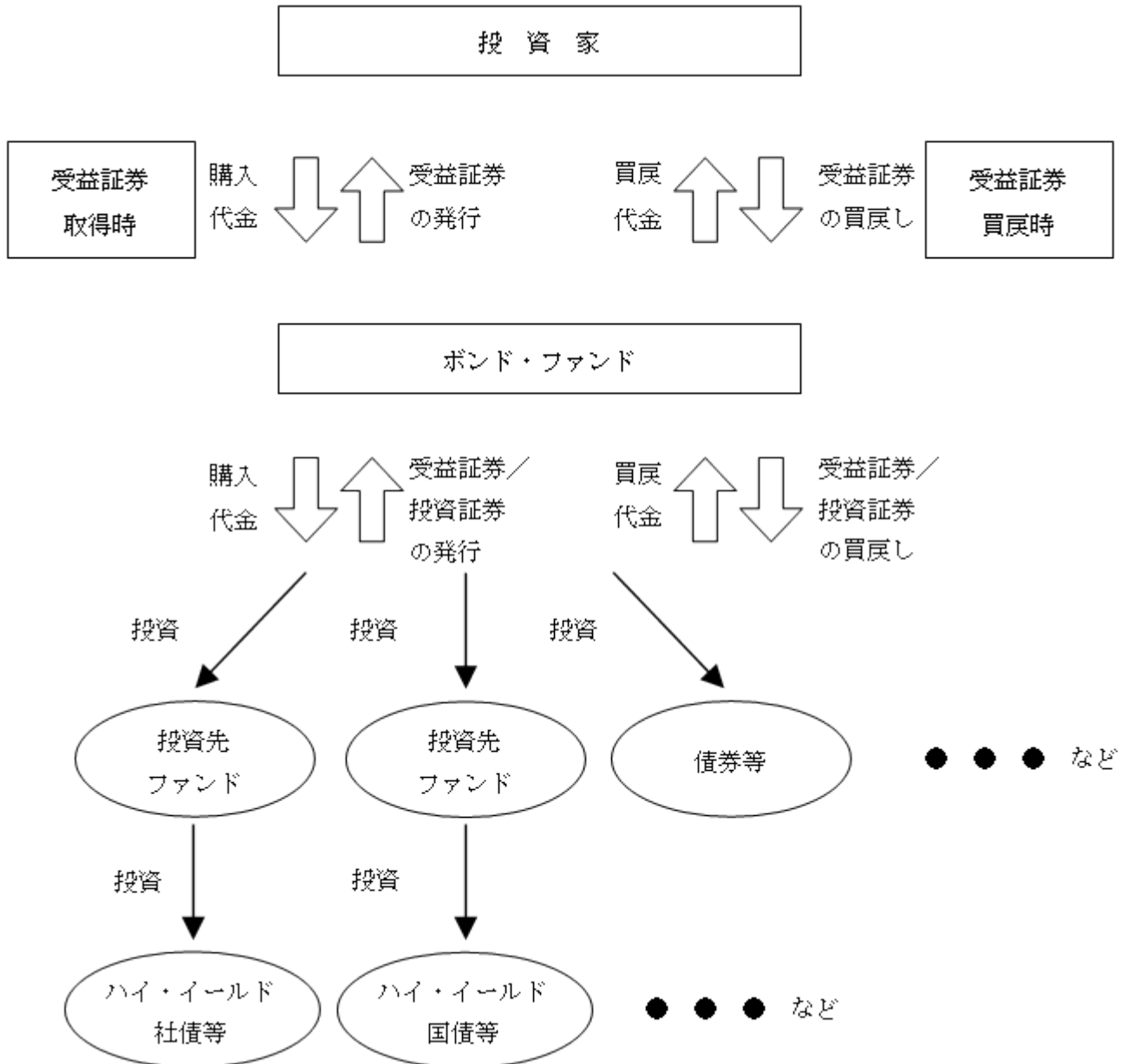
日本における受益者は、販売会社を通じて管理事務代行会社に通知することにより、いずれかの買戻日現在で保有する受益証券の買戻しを請求することができる。買戻価格は、関連する受益証券に関して、関連する買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格とする。

トラストは、オルタナティブ投資ファンド運用者に関するルクセンブルグの2013年7月12日の法律（以下「2013年法」という。）第1(41)条およびオルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（随時改正される。）（以下「AIFMD」という。）に規定されたEU以外のオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。欧州連合（EU）加盟国でトラストの販売活動は行われない。

(2) 【ファンドの沿革】

- 1992年2月27日 管理会社設立
- 2010年3月11日 基本信託証書締結
- 2010年3月11日 追補信託証書締結
- 2010年4月1日 サブ・ファンドの申込開始
- 2010年4月28日 サブ・ファンドの運用開始（設定日）
- 2013年4月26日 追補信託証書締結
- 2015年6月15日 追補信託証書締結

（注）ボンド・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして以下の仕組みを有している。なお、投資先ファンドがさらに他のファンドに投資することもある。



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名 称	ファンドの運営上の役割	契約等の概要
S M B C日興インベストメント・ ファンド・マネジメント・カンパニー・ エス・エイ (SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)	管理会社	2010年3月11日付で受託会社との間で基本信託証書および追補信託証書（改正済）を締結。管理会社はサブ・ファンドの資産の運用および受益証券の発行を行う。
N E D Rファンズ・リミテッド (NEDR Funds Ltd.)	受託会社	2010年3月11日付で管理会社との間で基本信託証書および追補信託証書（改正済）を締結。受託会社はサブ・ファンドの資産の受託会社としての業務を提供する。
S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社 (SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A.)	保管会社 管理事務代行会社	2010年3月11日付で受託会社および管理会社との間で保管契約（注1）（随時改訂または補足されることがある。）を締結。保管会社は、サブ・ファンドの資産の保管を行う。 2015年7月15日付で管理会社および受託会社との間で総管理事務代行契約（注2）（随時改訂または補足されることがある。）を締結。サブ・ファンドの管理事務代行業務について、委任されている。
エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント（ルクセンブルク） (Edmond de Rothschild Asset Management (Luxembourg))	投資運用会社	2014年10月10日付で管理会社およびエドモン・ドゥ・ロスチャイルド（ヨーロッパ）（以下、旧投資運用会社という。）が投資運用契約（注3）を締結（エドモン・ドゥ・ロスチャイルド企業グループの組織体制の変更に関連し、平成27年1月1日を効力発生日とする譲渡通知に従い、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント（ルクセンブルク）が旧投資運用会社の全ての権利、利益、義務および債務を承継）。投資運用業務を提供する。

名 称	ファンドの運営上の役割	契約等の概要
S M B C日興証券株式会社	代行協会員 販売会社	平成22年3月15日付で管理会社との間で代行協会員契約 ^(注4) （随時改訂または補足されることがある。）を締結。日本において代行協会員業務を行う。 平成22年3月15日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約 ^(注5) （随時改訂または補足されることがある。）を締結。日本において販売・買戻業務を提供する。
三井住友アセットマネジメント株式会社	サービス支援会社	平成22年3月16日付で管理会社および旧投資運用会社との間でサービス支援契約 ^(注6) を締結（エドモン・ドゥ・ロスチャイルド企業グループの組織体制の変更に関連し、平成27年1月1日を効力発生日とする譲渡通知に従い、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント（ルクセンブルク）が旧投資運用会社の全ての権利、利益、義務および債務を承継）。日本においてサービス支援業務を行う。

（注1）保管契約とは、受託会社および管理会社によって資産の保管者として選任された保管会社が、関連するトラストの名義による保管勘定の開設および維持ならびに有価証券および現金等の保管および管理等の保管業務をトラストに対して行うことを約する契約である。

（注2）総管理事務代行契約とは、受託会社および管理会社とその権限の一部を管理事務代行会社に授権する契約である。

（注3）投資運用契約とは、管理会社によって選任された投資運用会社が、サブ・ファンドの資産の投資および再投資を運用管理することを約する契約である。

（注4）代行協会員契約とは、代行協会員が受益証券に関する目論見書の配布、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。

（注5）受益証券販売・買戻契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたサブ・ファンドの受益証券を販売会社が、法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび受益者からの買戻注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

（注6）サービス支援契約とは、サービス支援会社が管理会社および投資運用会社に代わり、サブ・ファンドの情報や資料を提供する等のサービス支援業務を提供することを約する契約である。

管理会社の概要

（ ）設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルクの1915年8月10日の商事会社に関する法律（改正済）（以下「1915年商事会社法」という。）に基づき、ルクセンブルクにおいて1992年2月27日に無期限の存続期間を有する株式会社として設立された。その定款は、当初1992年4月4日にメモリアルに公告された。定款は、直近では、2014年4月22日付公正証書によって修正され、2014年5月16日にメモリアルに公告さ

れた。管理会社の登記上の事務所は、ルクセンブルグ L - 1282 ヒルデガルト・フォン・ピンゲン通り2番である。管理会社は、ルクセンブルグの商業登記簿にB39 615番として登録されている。

管理会社は、A I F M Dに基づきオルタナティブ投資ファンド運用者(以下「A I F M」という。)として認可を受けている。

() 会社の目的

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず、(投資信託に関するルクセンブルグの2010年12月17日の法律(改正済)(以下「2010年法」という。)第125 - 2条に規定された)投資信託(以下「U C I」という。)を管理することである。ただし、管理会社は、少なくとも1つのルクセンブルグのU C Iを管理しなければならない。

() 株式資本の額

管理会社の資本金は、2016年3月末日現在、5,446,220ユーロ(約6億7,593万円)で、全額払込済である。なお、1株20ユーロ(約2,482円)の記名式株式272,311株を発行済である。

(注)ユーロの円換算は、便宜上、平成28年2月29日における株式会社三菱東京U F J銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=124.11円)による。以下同じ。

() 会社の沿革

1992年2月27日設立。

() 大株主の状況

(2016年3月末日現在)

名 称	住 所(注)	所有株式数	比 率
S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社	ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L - 2557 口ベ ルトシュトゥンパー通り9 A 番	272,311株	100%

(注)本書日付現在の住所は、ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L - 1282 ヒルデガルト・フォン・ピンゲン通り2番である。

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

トラストは、ケイマン諸島の信託法(2011年改正)(以下「ケイマン諸島信託法」という。)に基づき設立されている。トラストは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(2015年改正)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。)および一般投資家向け投資信託(日本)規則(2007年改正)(一般投資家向け投資信託(日本)規則(2012年)により改正済)(以下、総称して「ミューチュアル・ファンド規則」という。)により規制される。

準拠法の内容

() ケイマン諸島信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、信託に関する英国判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者(受益者)の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免除信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とし、ない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が、登録料と共に信託登記官に届出される。

免除信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間ケイマン諸島の課税に服さないとの約定を取得することができる。

ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

ケイマン諸島信託法に特定の要件はないが、免除信託の受託会社は、信託証書の変更を信託登記官に提出することが推奨されている。

免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

() ミューチュアル・ファンド法

後記「監督官庁の概要」の記載を参照。

() ミューチュアル・ファンド規則

ミューチュアル・ファンド規則は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。

ミューチュアル・ファンド規則は、新規の一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）への投資信託免許の申請を義務づけている。かかる投資信託免許の交付にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託はミューチュアル・ファンド規則に従って事業を行わねばならない。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託の設立文書に、証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産総額ならびに証券の発行価格および買戻価格の計算方法、証券の発行条件（証券に付随する権利および制限の変更にかかる条件および状況（もしあれば）を含む。）、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの中止の条件ならびに監査人の任命の条項を入れることを義務づけている。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAにより認可された管理事務代行会社を任命し、維持することを義務づけている。管理事務代行会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができない。

また、管理事務代行会社は、投資者名簿の写しを通常の営業時間中に投資者が閲覧できるようにし、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則（2015年改正）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）の別表3の領域またはCIMAにより認可されたその他の法域において規制されている資産保管会社（またはプライムブローカー）を任命し、これを維持しなければならない。一般投資家向け投資信託は、資産保管会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、上記別表3の領域もしくはCIMAにより認可されたその他の法域において設立されたか、または適法に事業を行っている投資顧問会社を任命し、これを維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合、CIMA、投資者および他のサービス提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。また、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、投資顧問会社が運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前承認を得なければならない。運営者は、かかる変更が行われる場合、CIMAに対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド法に従い、各会計年度が終了してから6か月以内に監査済財務諸表を含む財務報告書を作成し、投資者に交付しなければならない。中間財務諸表は、一般投資家向け投資信託の英文目論見書において投資者に対し明示された方法に従い作成し、交付しなければならない。

(5) 【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

(イ) ケイマン諸島金融庁への開示

トラストは、英文目論見書を発行しなければならない。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がトラストに投資するか否かについて十分な情報に

基づく決定をなすうるために必要なその他の情報を記載しなければならない。英文目論見書は、トラストについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければならない。

トラストは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、トラストに以下に掲げるいずれかの事由があると信ずべき理由があることを知ったときは、CIMAに報告する法的義務を負っている。

- (a) 弁済期に債務を履行できないか、または履行できないであろうこと。
- (b) 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- (c) 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- (d) 詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- (e) 下記に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
 - ミューチュアル・ファンド法および同法に基づく規則
 - 金融庁法（2013年改正）
 - マネー・ロンダリング防止規則
 - 免許条件

トラストの監査人は、デロイト・アンド・トゥッシュ（ケイマン諸島）である。トラストの会計書類は、ルクセンブルグの会計基準に基づいて作成される。

トラストは、翌年4月末日までには前年10月31日に終了する計算期間の監査済会計書類をCIMAに提出する。

管理事務代行会社は、(a) トラスト資産の一部または全部が英文目論見書に記載された投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または(b) 受託会社もしくは管理会社はその設立文書または英文目論見書に定める規定に従って、トラストの業務または投資活動を実質的に遂行していないことを認識した場合速やかに、(a) 当該事実を受託会社に書面で報告し、(b) 当該報告書の写しおよび報告に適用ある状況の説明をCIMAに提出し、その報告書またはその適切な要約を、トラストの次回の年次報告書、および次回の半期報告書または定期報告書が次回の年次報告書に先立ち交付される場合には半期報告書または定期報告書に記載しなければならない。

管理事務代行会社は、(a) トラストの募集または償還もしくは買戻しの停止および当該停止理由、ならびに(b) トラストを清算する意向および当該清算理由について、実務上可能な限り速やかに書面でCIMAに通知しなければならない。

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内にCIMAにトラストの事業について書面で報告書を提出するか、または提出するよう手配しなければならない。当該報告書には、トラストに関する以下の事項を記載しなくてはならない。

- (a) すべての旧名称を含むトラストの名称
- (b) 投資者により保有されている各組入証券の純資産価額
- (c) 前報告期間からの純資産価額および各組入証券の変動率
- (d) 純資産価額
- (e) 当該報告期間の新規募集口数および価額
- (f) 当該報告期間の償還または買戻しの口数および価額
- (g) 報告期間末における発行済有価証券総数

受託会社は、(a) 受託会社が知る限り、トラストの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに(b) トラストが投資者または債権者の利益を損なうような運営をしていないことを確認する旨の受託会社により署名された宣誓書を、毎年、CIMAに提出するか、または提出するよう手配しなければならない。

トラストは、管理事務代行会社の任命を変更しようとするときは、CIMA、投資者および管理事務代行会社以外の関係会社に、当該変更の1か月前までに、書面で通知しなければならない。

トラストは、保管会社の任命を変更しようとするときは、CIMA、投資者および保管会社以外の関係会社に、当該変更の1か月前までに、書面で通知しなければならない。

トラストは、管理会社を変更しようとするときは、CIMA、投資者およびその他の関係会社に、当該変更の1か月前までに、書面で通知しなければならない。

(ロ) 受益者に対する開示

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、決算日から6か月以内および半期（毎年4月末日に終了する。）終了時から3か月以内に、それぞれ受益者に送付され、管理会社から、閲覧または入手可能である。

トラストの計算期間は、毎年10月31日に終了する。

いかなる受益者に対しても、優遇措置は付与されないものとする。受益者の権利については、英文目論見書および基本信託証書に記載されている。

日本における開示

(イ) 監督官庁に対する開示

(a) 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を、関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができる。

販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、いずれかのサブ・ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

(b) 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）に従い、サブ・ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、基本信託証書および関連するサブ・ファンドの追補信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、関連するサブ・ファンドの資産について、関連するサブ・ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書（全体版）および交付運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

(ロ) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、基本信託証書および関連する追補信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のサブ・ファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は電磁的方法によりファンドの代行協会員であるS M B C日興証券のホームページにおいて提供される。

(6) 【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されている。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法を遵守させるための監督および執行の権限を有する。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制により、一定の事項および監査済みの財務書類を毎年CIMAに提出しなければならない。規制されたミューチュアル・ファンドとして、CIMAは、いつでも受託会社に、サブ・ファンドの財務書類を監査し、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示

することができる。CIMAの要求に従わない場合、受託会社は高額な罰金を課されることがあり、CIMAは、裁判所に当該サブ・ファンドの清算を申し立てることができる。

ただし、CIMAは一定の状況下においてトラストまたはそのサブ・ファンドの活動を調査する権限を有しているものの、トラストは、その投資活動またはサブ・ファンドのポートフォリオの組成に関して、CIMAまたはケイマン諸島のその他の政府当局による監督に服することはない。CIMAまたはケイマン諸島のその他の政府当局は、英文目論見書の条項または利点についての意見表明または承認をしていない。ケイマン諸島には投資者に利用可能な投資補償スキームは存在しない。

規制されたミューチュアル・ファンドが、履行期の到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、またはトラストのような免許投資信託の場合、規制された投資信託がミューチュアル・ファンド法に反して、免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合、規制された投資信託の指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または、規制された投資信託のマネジャーの地位にある者が、その任務にあたる適正かつ正当な者ではない場合、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、サブ・ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはサブ・ファンドの業務監督者を任命すること等が含まれる。CIMAは、その他の権限(その他の措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。)を行使することができる。

受託会社またはケイマン諸島に居住する取締役または代理人は、適用ある法律に基づき、規制当局、政府機関または行政庁からの情報開示請求に対し、情報の提供を強要されることがある。かかる請求は、例えば、金融庁法(2013年改正)に基づき、CIMAによって、CIMA自らもしくは海外の認可された規制当局のために行われ、または税務情報庁法(2014年改正)もしくは貯蓄収入情報報告(EU)法(2014年改正)ならびに関連規則、契約、協定および覚書に基づき、税務情報庁によって行われる。かかる法令に基づく守秘情報の開示は、守秘義務違反とはみなされず、一定の状況下においては、受託会社、取締役または代理人は、当該請求が行われたことの開示を禁じられることがある。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

日興ダイナミック・エクイティ

投資目的および投資方針

エクイティ・ファンドの投資目的は、高成長地域、高成長セクターおよび高成長企業の成長機会と発展の可能性を捉えて、長期的に最適キャピタルゲインを達成することにある。

投資運用会社は、株式と現金の間、およびセクター、地域、国の間においてダイナミック・アセット・アロケーションを行う。

エクイティ・ファンドの資産は、主として、以下に掲げるいずれかの高成長ファクターに合致する新興国を含む世界中の株式（預託証券および株価指数に連動する上場投資信託（ETF）を含む。）（以下「コア・ユニバース」という。）に投資される。

- ・「高成長地域」 GDPの成長が相対的に高い、または高くなることが見込まれる国および地域を本拠地とし、および/またはこれらの地域を事業戦略の対象とする企業が選定される。
- ・「高成長セクター」 新興国市場の強い需要および/または世界的な強い需要に支えられ、および/または科学技術の進歩を通じて相対的に高い成長を遂げているセクター。
- ・「高成長企業」 革新性と卓越性により安定的な収益成長が見込まれる企業。

エクイティ・ファンドの参照通貨に対する規則的なヘッジは行われなため、投資者は為替リスクを負う。

エクイティ・ファンドの資産は、以下に掲げる資産クラスにも投資されることがある。

- （ ）株価指数および/または商品指数のパフォーマンスおよび/または銘柄構成を再現する金融商品（指数証券および指数バスケット）
- （ ）株式ワラント（ワラントの期間は、1年を超えることがある。）
- （ ）商品指数および/または株式バスケットに連動するETF
- （ ）主としてコア・ユニバースに投資することを投資方針とするオープン・エンド型ファンドの受益証券または投資証券

エクイティ・ファンドは、ヘッジ目的で、オプションおよび先物ならびに通貨先渡等の金融手法および金融商品を用いることができる。

エクイティ・ファンドは流動資産を保有することもできる。かかる資産は、当座預金口座で保有されるか、または日常的に換金される短期金融市場商品の形で保有することができる。ただし、かかる短期金融市場商品は、高い信用力を有する投資適格債の発行者により発行または保証されたものに限られる。

投資予定者は、本書に記載のリスク要因に注意すべきである。

投資運用会社は、管理会社によってエクイティ・ファンドの投資対象の運用に関して責任を負うべき投資運用者として選任されている。

エクイティ・ファンドの投資目的が達成されるとの保証はなく、また投資リターンまたは投資実績は、随時相当の範囲で変動することがある。

日興ダイナミック・ボンド

投資目的および投資方針

ボンド・ファンドの投資目的は、主として、世界の債券ポートフォリオへの分散投資およびアクティブ・カレンシー・マネジメント（積極的通貨運用）戦略を通じて、中長期的に魅力的な利回りと投資元本の成長を目指すことである。

投資運用会社は、債券間においてダイナミック・アセット・アロケーションを行う。アクティブ・カレンシー・マネジメントに基づき、時により、通貨先渡契約、通貨オプション契約、通貨先物契約または通貨スワップが全く行われない場合もある。

投資運用会社は、主として、全世界規模で広範な債券に投資することを主な投資方針とする他のファンド（オープン・エンド型またはクローズド・エンド型）の受益証券または投資証券への投資を通じて、その投資目的を達成することを目指す。債券は、主としてハイ・イールド社債、ハイ・イールド国債および新興国市場の債券の形態をとるが、これのみならず国際機関債、投資適格国債、投資適格社債、仕組み債、変動利付債、転換社債、ローン担保証券、債務担保証券、資産担保証券、クレジット・デフォルト・スワップの形態をとる。投資運用会社がこれらの債券に直接投資する場合、当該証券は証券取引所に上場されているか、または規制された、日常的に取引が行われ、公開されている公認の市場で取引されているものでなければならない。

投資運用会社は、先物、オプション、スワップおよびスワップションを含む広範なデリバティブ商品の適切なポジションをとることがある。投資運用会社は、直接または当該商品への投資を投資方針とする他のオープン・エンド型またはクローズド・エンド型のファンドへの投資を通じて間接的に当該デリバティブ商品に投資することができる。

ボンド・ファンドは以下に掲げるもののいずれか、またはその双方に対して付随的に、投資することができる。

(a) 短期金融市場商品

(b) 債券指数のパフォーマンスを再現する金融商品

アクティブ・カレンシー・マネジメント

投資運用会社は、ボンド・ファンドのために、アクティブ・カレンシー・マネジメントの目的で、通貨先渡契約、通貨オプション契約、通貨先物契約または通貨スワップを目的とした取引を行うことができる。

投資運用会社がボンド・ファンドのために、金融機関との店頭取引に基づき通貨先渡契約、通貨オプション契約または通貨スワップを行う場合を除き、上記の取引は、規制された、日常的に取引が行われ、公開されている公認の市場で取引されている契約に限られる。

通貨先渡契約を利用することにより、投資運用会社は、ボンド・ファンドのポートフォリオを構成するファンド、有価証券または短期金融市場商品の参照通貨に比べて魅力的かつプラスの短期利回りスプレッドから利益を得ることを目的として、ボンド・ファンドのポートフォリオを構成するいずれかのファンド、有価証券または短期金融市場商品の参照通貨以外の高利回り通貨に投資し、為替取引によるプレミアムを獲得することを目指す。ボンド・ファンドのポートフォリオを構成するいずれかのファンド、有価証券または短期金融市場商品の参照通貨と他の通貨との間の短期的に正の利回りスプレッドが引き続き維持されるとの保証はない。マクロ経済のトレンドの影響により、ボンド・ファンドのポートフォリオを構成するいずれかのファンド、有価証券または短期金融市場商品の参照通貨以外の通貨に対して投資することによるプラスの利回り差がもはや持続可能ではなくなることがある。現在プレミアム（収益）の状況にあったとしても、それがコスト（損失）の状況に変わる可能性もあり得る。

本項の目的において、かつ、アクティブ・カレンシー・マネジメントに関してのみ、以下に掲げる定義が適用されるものとする。

() ボンド・ファンドのポートフォリオを構成し、かつ、同一の通貨建ての一切のファンド、有価証券、短期金融市場商品および流動資産は、「ボンド・ファンドの資産」と定義されるものとする。

() ボンド・ファンドのポートフォリオを構成するファンド、有価証券、短期金融市場商品または流動資産の通貨は、「資産通貨」と定義されるものとする。

（ ）資産通貨以外の通貨は、「外国通貨」と定義されるものとする。

外国通貨に対するコミットメント（以下「外国通貨コミットメント」という。）とは、同一の投資先通貨ペアを有する（ただし、必ずしも満期や契約条項が同一であるとは限らない。）通貨先渡契約、スワップ、通貨オプション契約および通貨先物契約の結果として生じる当該外国通貨に対するすべてのコミットメントの総計をいう。いずれか一つの通貨ペアに関して、当該通貨ペアの買いおよび売りの双方のコミットメントが存在する場合、これらは外国通貨コミットメントを計算する目的において相殺される。各通貨ペアは、一つの資産通貨と一つの外国通貨とによって構成されるものとする。

「通貨エクスポージャー」とは、当該外国通貨に対する各外国通貨コミットメントの等価額（関連する資産通貨建てによる。）と定義される。通貨エクスポージャーは、現行の市場金利（「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、4 資産管理等の概要、（1）資産の評価」の項を参照のこと。）を利用して計算されるものとする。

本項の目的において、かつ、アクティブ・カレンシー・マネジメントに関してのみ、ボンド・ファンドの「総通貨コミットメント」とは、各資産通貨に関して、通貨エクスポージャーの総計と定義される。総通貨コミットメントを計算する目的において、通貨エクスポージャーは、外国通貨コミットメントが外国通貨の買いであるかまたは売りであるかを問わず、すべて合算される。

各資産通貨に関連する各総通貨コミットメント（そのそれぞれの通貨建てで表示される。）は、いかなる時点においても、当該外国通貨建てのボンド・ファンドの資産の総額の120パーセントを超過しないものとする。

投資予定者は、本書に記載のリスク要因を注意すべきである。

投資運用会社は、管理会社によってボンド・ファンドの投資対象の運用に関して責任を負うべき投資運用者として選任されている。

ボンド・ファンドは、流動資産を保有することもできる。当該資産は、当座預金口座で保有されるか、または日常的に換金される短期金融市場商品（ただし、高い信用度を有する投資適格の発行者によって発行または保証されたものに限る。）の形で保有することができる。

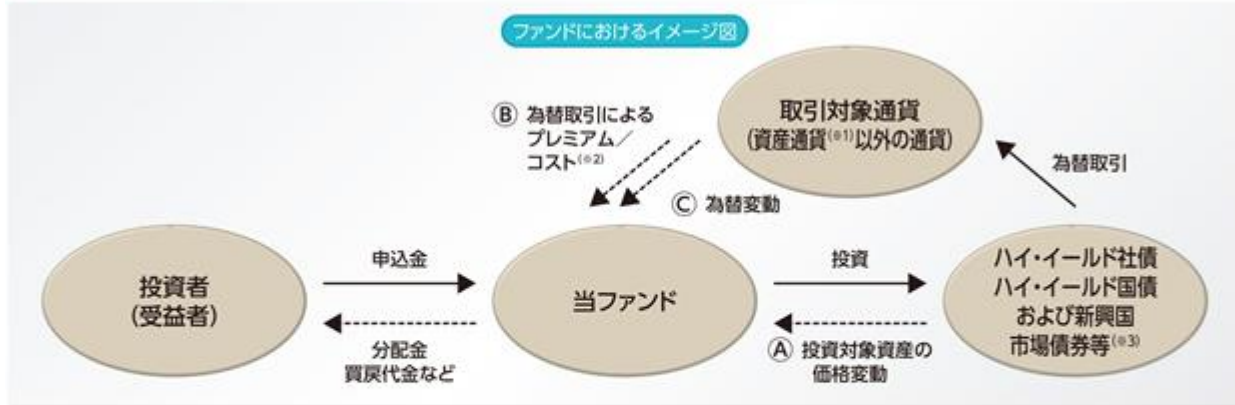
ボンド・ファンドの投資目的が達成されるとの保証はなく、また投資リターンまたは投資実績は、随時相当の範囲で変動することがある。

投資目的および方針の変更

サブ・ファンドの投資目的および/または投資方針に関する重大な変更を行う場合、当該事項を英文目論見書および/または関連する付属書に盛り込み、当該重大な変更の効力が発生する前に、関係するサブ・ファンドの受益者に対し通知されるものとする。これにより受益者は、その重大な変更を受諾しない場合には、その変更の効力発生日までに、当該受益証券の買戻しを行うことができる。

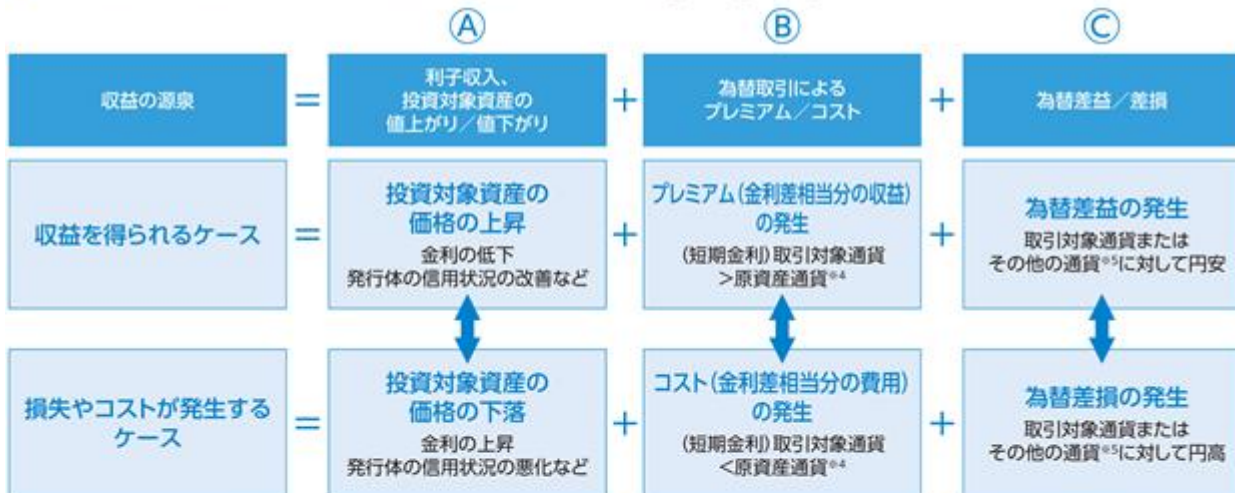
ボンド・ファンドの収益に関する留意事項について

- ボンド・ファンドは、投資対象資産の運用に加えて、為替取引による通貨の運用も行っている。



- ※1 資産通貨とは、ボンド・ファンドのポートフォリオを構成する他のファンド、有価証券、短期金融市場証券または流動資産の通貨をいう。
- ※2 ボンド・ファンドは、アクティブ・カレンシー・マネジメント(積極的通貨運用)の目的で、通貨先渡契約、通貨オプション契約、通貨先物契約または通貨スワップを目的とした取引を行うことができる。アクティブ・カレンシー・マネジメントの詳細については、本書の「投資方針」を参照のこと。
- ※3 ボンド・ファンドは、主として、全世界規模で広範な債券に投資することを投資方針とする他のファンドを通じて、ハイ・イールド社債、ハイ・イールド国債および新興国市場の債券等に投資する。

- 通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素(A + B + C)が挙げられる。



※4 原資産通貨は、債券ポートフォリオにおける投資先ファンドの表示通貨および組入債券の通貨のうち、主要通貨(米ドル、ユーロ等)を表している。

※5 その他の通貨とは債券ポートフォリオにおける投資先ファンドの表示通貨および組入債券の通貨のうち、主要通貨(米ドル、ユーロ等)以外の通貨を表している。

(注) 市況動向によっては、上記の通りとならない場合がある。

通貨運用についての留意事項

- 各通貨の運用に当たっては、直物為替先渡取引(NDF取引)を活用する場合がある。
- NDF取引とは、投資対象通貨を用いた受渡を行わず、主に米ドル等による差金決済のみを行う取引のことを言う。
- NDF取引では、需給や規制などの影響により、為替取引によるプレミアム/コストが、短期金利から算出される理論上の水準から乖離する場合がある。そのため、想定している投資成果が得られない可能性がある。

(注) ボンド・ファンドが実質的に投資する投資対象資産に関する投資リスクについては、本書の「投資リスク」を参照のこと。

（２）【投資対象】

上記「（１）投資方針」の項を参照のこと。

bond・ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する投資対象は、以下の2銘柄である（平成28年2月末日現在）。

なお、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に定める外国投資法人については、同法第2条第21項に定める資産運用会社に類する法人を管理会社の名称の欄に記載している。

1 .

投資対象の名称	Fidelity Funds - Asian High Yield Fund Y - ACC - USD
運用の基本方針	高い当期利益および投資元本の成長を提供することを目指す。
主要な投資対象	ファンドは少なくとも70%を、アジア地域において主たる事業活動を行う発行体の高利回りの投資適格未満の社債または、投資適格未満の発行体の高利回りの社債に投資する。ファンドはその純資産を、中国本土の取引所で上場または取引される中国のオンショア社債に直接投資することができる。投資はファンドの表示通貨以外の通貨建ての社債にも行うことができ、各通貨に対するエクスポージャーについてヘッジを用いることも可能である。ファンドは、政府機関、企業その他何らかの組織体が発行する社債に投資することができる。ファンドが主に投資する社債は、リスクが高く、最低格付基準を要求されない。
管理会社の名称	FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.

2 .

投資対象の名称	Nordea 1- European High Yield Bond Fund
運用の基本方針	ファンドは、投資主の投資元本の保護に努めつつ、欧州の高利回り社債市場の平均リターンを上回るリターンを提供することを目指す。
主要な投資対象	ファンドはその総資産から現金資産を除外した資産のうち少なくとも3分の2を、欧州において事業を行う会社が発行するまたはかかる会社について発行される、偶発転換社債を含む高利回りの社債、CDSその他債務証券のうち、信用リスクが高いため利息も高い証券に投資する。ファンドはその総資産から現金資産を除外した資産の10%を上限として、貸付債権担保証券（CLO）や債務担保証券（CDO）を含む資産担保証券に投資することができる。ファンドは、現金を附随的に保有しておくことができる。
管理会社の名称	Nordea Investment Funds S.A.

（３）【運用体制】

（注）以下は、2016年2月末日現在の記載であり、変更される可能性がある。

日興ダイナミック・エクイティ**投資運用の仕組み**

投資運用会社は、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント（フランス）からファンドの運用に関する投資助言を受ける。助言に基づく管理および投資に関する指図は、ルクセンブルクにおいて行なわれる。

投資運用会社グループレベルでは、新興国株式は、パリ、香港およびフランクフルトに拠点を置きポートフォリオ・マネージャーおよびアナリストからなり一部がコモディティを専門とするエマージング・マーケッツ・アンド・コモディティーズ・チーム内で管理される。

同グループのポートフォリオ・マネージャーおよびアナリストは、特定の新興地域に関する自身の専門知識を提供する。各チーム・メンバーは、自身が担当する地域の照会先となり、定期的に特定の国/地域、企業に関する自身または外部の分析を非公式にまた公式に共有する。

非公式なコミュニケーションは、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント（フランス）のプロセスの重要な部分であり、エマージング・マーケット・アンド・コモディティーズ・チームのメンバーは、日々、ビデオ会議、eメールおよび/または電話で連絡を取り合い、互いの見解および意見を共有する。その他、チーム・メンバーは、企業への訪問、顧客との会議およびチーム内の関係維持のためにパリ、フランクフルトおよび香港に定期的に出張する。

投資運用方針の意思決定プロセス

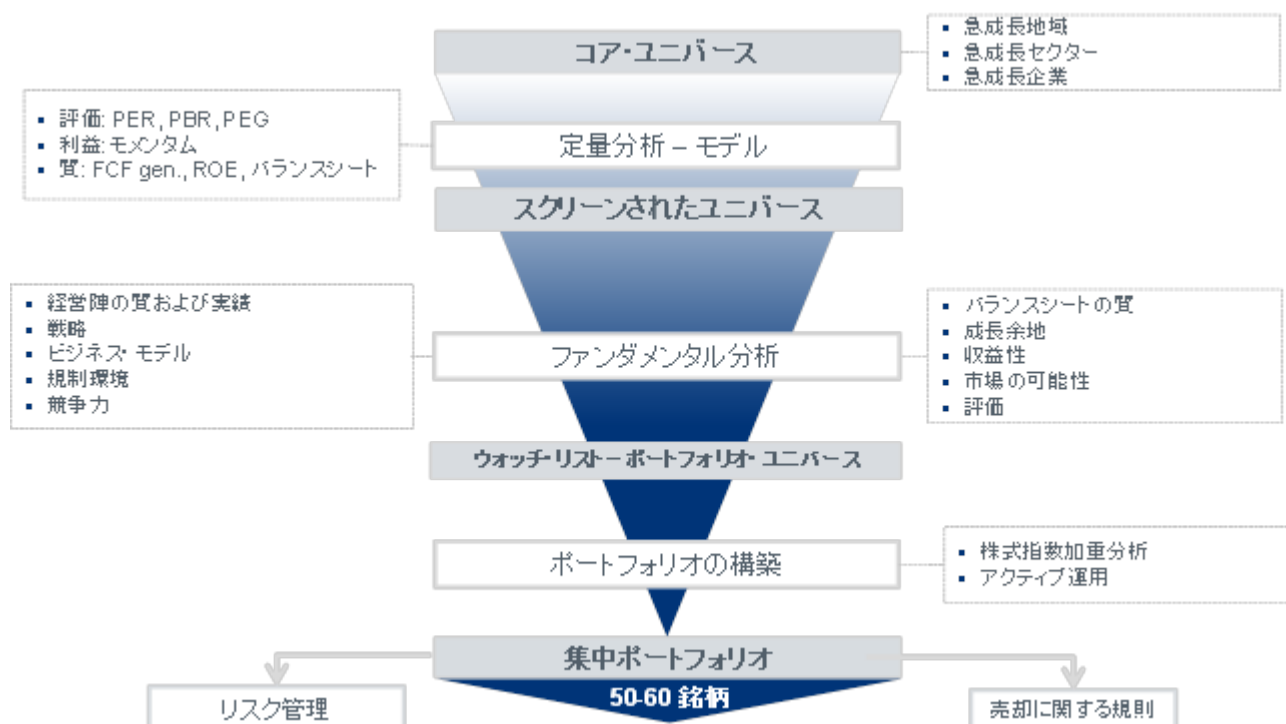
エクイティ・ファンドの目的は、高成長地域、高成長セクターおよび高成長企業の成長機会と発展の可能性を捉えて、長期的に最適キャピタルゲインを達成することにある。また、投資運用会社は、ファンドを市場の下落から保護するために株式と現金のダイナミックな配分を適用することができる。

ファンドは、主に、以下の高成長ファクターのいずれかに適合する世界中の株式（新興諸国の株式を含む。）（以下「コア・ユニバース」という。）に投資される。

- ・高成長地域：GDP成長率が世界のGDPよりも相対的に高いまたは高くなると予想される国および地域。これらの地域に拠点を置くおよび/またはこれらの地域から収益の大部分を獲得している企業が選好される。
- ・高成長セクター：経済圏および産業の構造に基本的な影響を及ぼす持続可能な長期的トレンドを特定することによるテーマを持った投資方針。新興国市場における消費、インフラ、テクノロジー、およびヘルスケアがかかる変化から最も恩恵を受ける。
- ・急成長企業：参入障壁が高く、安定した収益と利益の増加を提供することのできる産業および企業の現在または将来のリーダーに投資する。

エクイティ・ファンドの投資運用方針は、以下の過程を経て決定される。

エクイティ投資プロセス



エクイティ・ファンドの投資プロセスは、トップ・ダウン型およびボトム・アップ型のアプローチによって性格付けられる。トップ・ダウン型の分析は、国際的なマクロ経済の検証や評価およびトレンドの分析を基礎とする。マクロ経済の背景（GDP成長率、インフレーション、金利、債券利回り、企業業績の推移）は、投資テーマ、地域戦略スタイル配分およびセクター戦略とともに議論される。ボトム・アップ型の分析は、それぞれ特定の会社についてのファンダメンタルなミクロ分析、すなわち評価、業績予想の修正、収益性、財務の健全度、キャッシュ・フローの創出、経営陣の質を基礎とする。銘柄の選定は、定量的な基準と定性的な分析とを組み合わせで行われる。

職務および権限

エクイティ・ファンドの投資運用会社は、エクイティ・ファンドの一般に設定された投資方針について以下に掲げる事項を所掌する。

- 定義
- 開発
- 実行

会議

すべてのポートフォリオ・マネージャーおよびアナリストを招集する公式なミーティングが毎週開催される。

- ・投資運用会社グループのC I Oの責任の下で、新たな投資アイデアおよび最新の市場動向に関する見解を共有するために、毎週、全投資プラットフォームが公式にミーティングを開催する。
- ・エマージング・マーケット・アンド・コモディティーズ・チームは、毎週ミーティングを開催し、かかるミーティングにおいて、新興国株式に関する見解および分析が公式に討議される。かかる討議により、あらゆる地域のチームは、各地の新興市場、マクロ経済トレンドおよび企業特有の情報（例えば、内部リサーチ / 社債、最新の買収 / 売却に関する情報収集など）に関する理解を深めることができる。

個別のポートフォリオ・マネージャーには、自らの銘柄選択および戦略のパフォーマンスに関する説明義務があるため、かかるミーティングは、投資決定を行なうことを目的としておらず、意見交換を目的としている。

(a) 投資運用の実行

投資指示は、投資運用会社の投資運用チームによってインプットされ、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド（ヨーロッパ）のディーリング・ルームによって処理される。外国為替業務およびヘッジ戦略は、S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社によって行われる。

(b) 相対的リスク・モニタリング

リスク・モニタリングは、代表的なセクターの指数と比較したエクイティ・ファンドのパフォーマンス、投資先会社の代表的なセクターの指数と比較した投資先会社のパフォーマンスおよびエクイティ・ファンドのピア・グループと比較したエクイティ・ファンドのパフォーマンスを確認することにより行われる。

(c) リスク管理、投資運用評価および法務管理

エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント（フランス）は、日々、エマージング・マーケットの長の監督の下で、ポートフォリオを精査し、エクイティ・ファンドが過度なリスク（投資テーマ、セクターおよび戦略に対する過度な集中）を負っていないかを検討する。投資指示は、インテグレートド・フロント・ミドル・リスク・システム（「ディメンション」）に入力される。このシステムは、投資運用会社が行う主要なプロセス（フロント、ミドル、リスク管理、レポートリングなど）の全ての機能を一つの枠組みの中で処理し、その結果データの整合性を確保する。

日興ダイナミック・ボンド

投資運用の仕組み

ボンド・ファンドの投資運用の仕組みは、以下に記載するとおりである。

ボンド・ファンドは、ボンド・ファンドの一般に設定された投資方針の定義、開発および実行を所掌している専任のポートフォリオ・マネージャーによって管理されている。投資プロセスは、国際的なマクロ経済の検証や評価およびトレンドの分析に基づくトップ・ダウン型のアプローチによって性格付けられる。

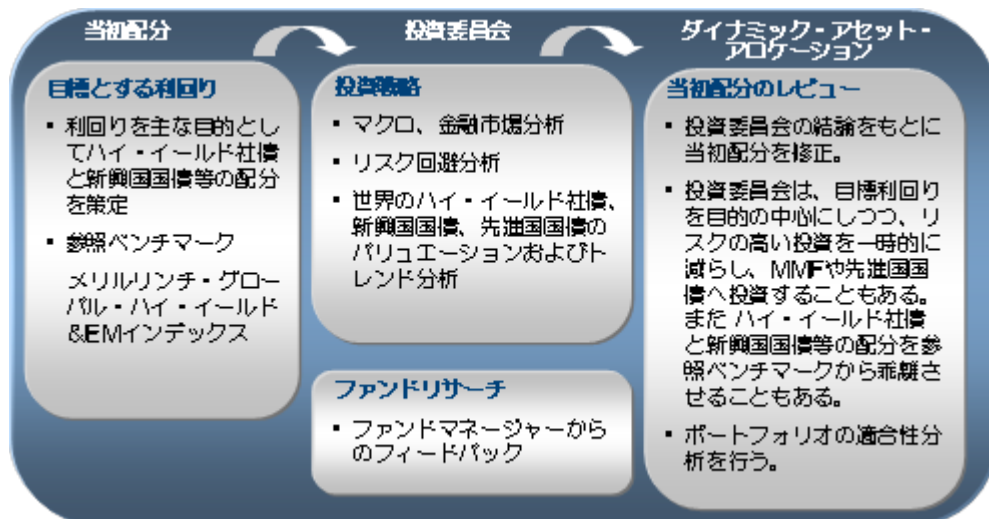
投資運用方針の意思決定プロセス

ボンド・ファンドの投資運用方針は、以下の事項をカバーし、

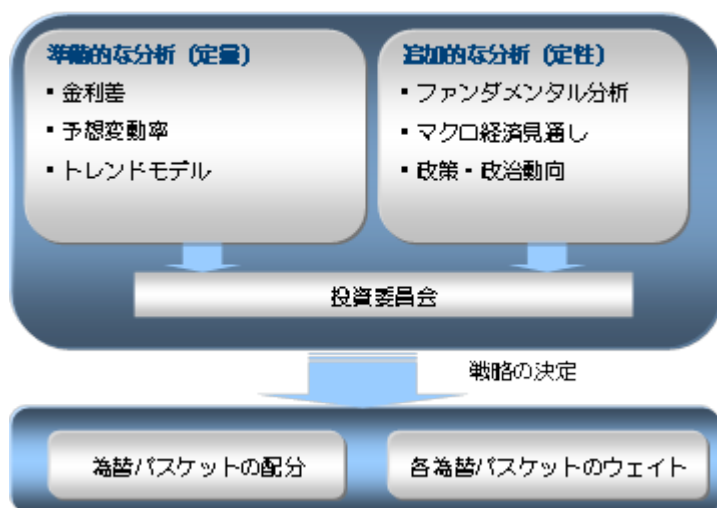
- ・ グローバル市場の見通し
- ・ 投資戦略：資産配分、地域および国ごとの配分、スタイル別配分、債券と現金との比率
- ・ ファンドの選定
- ・ 為替運用

以下のプロセスを経て決定される。

債券の配分プロセス



為替取引の意思決定プロセス

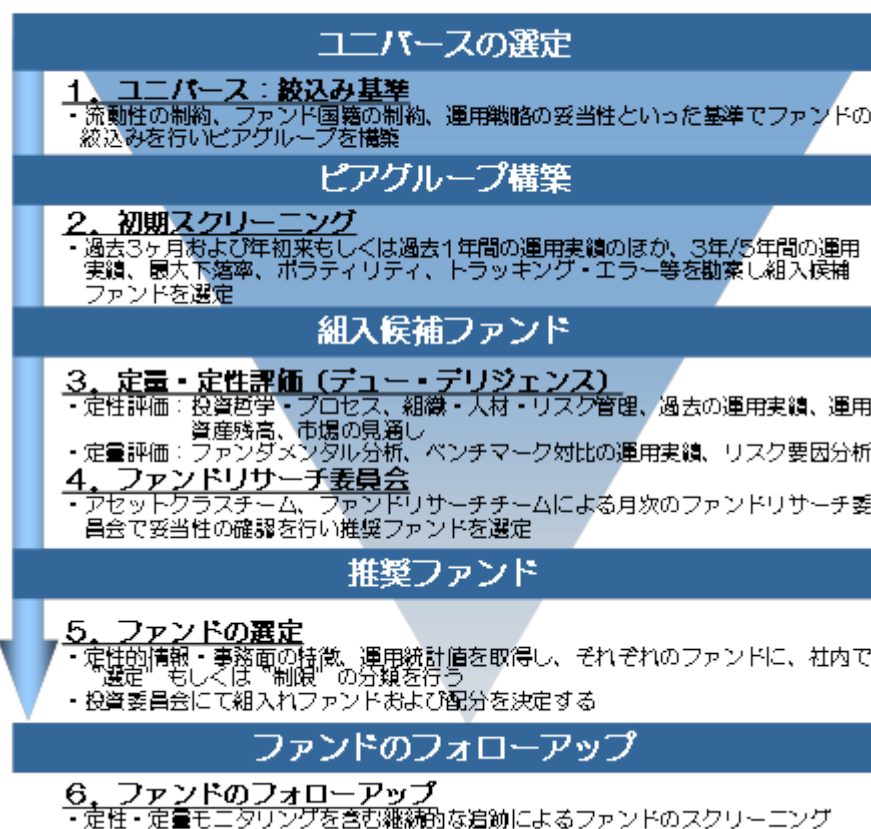


ボンド・ファンドの投資プロセスは、国際的なマクロ経済のレビューや評価およびトレンドの分析に基づくトップ・ダウン型のアプローチによって性格付けられる。マクロ経済の背景（GDP成長率、インフレーション、金利、債券利回り、通貨）は、資産配分会議において議論され、その後の投資に係る一切の議論および決定の基礎となる。戦略的かつ戦術的な資産配分を策定するため、経済トレンド、金融政策およびインフレーションなどを中心に分析および予想することにより、投資テーマ、地域的戦略およびスタイル別配分が議論される。かかる全体像に基づき、投資委員会は、戦略的および戦術的な変更を決定する。

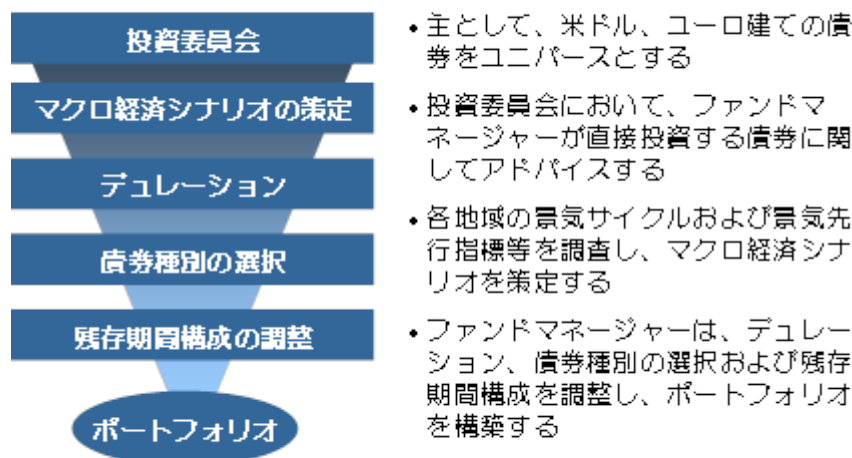
投資は、最適かつ最良の成果を出しているファンドを利用することによって行われる。その選定は、定量的な基準と定性的かつファンダメンタルな分析とを組み合わせ、ボトム・アップ型アプローチに基づき、これを専門とするチームによって行われる。

全体的な費用を可能な限り低く抑えるため、（可能な場合）専ら機関投資家向けの受益証券／投資証券のクラスを選定し投資する。

ファンド選定プロセス



先進国国債運用プロセス



※複数のファンドを通じて高利回り債券に投資するが、市況動向によっては先進国国債等に直接投資することがある。

職務および権限

ボンド・ファンドの投資運用会社は、ボンド・ファンドの一般に設定された投資方針（資産配分およびファンド選定）について以下に掲げる事項を所掌する。

- 定義
- 開発
- 実行

会議

専任のポートフォリオ・マネージャーが参加するボンド・ファンドの投資委員会の特徴は次のとおりである。

投資委員会

- ・ 役割：委員会メンバーにその任務の実行のためのサポートを提供すること
- ・ 頻度：毎週
- ・ 目的：マクロ見通しを分析し、資産配分、為替エクスポージャー、ファンド選定に関するガイドラインを提供すること
- ・ 手法：トップ・ダウン型およびボトム・アップ型
- ・ 委員長：投資運用会社のアセット・マネジメントの長
- ・ 参加者：資産運用部門のシニアメンバー（債券運用チーム、株式運用チーム、ファンド調査チームのヘッドおよびファンドアナリスト、ストラテジストおよびその他のスペシャリスト）

(a) 投資運用の実行

投資指示は、投資運用会社の投資運用チームによってインプットされ、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド（ヨーロッパ）のディーリング・ルームによって処理される。外国為替業務およびヘッジ戦略は、S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社によって行われる。

(b) 相対的リスク・モニタリング

投資運用会社の資産配分を、投資先ファンドのリスク/リターン特性を表象する指標となる参照指数と比較することにより、モニタリングが行われる。顧客の資産を保護するため、ある市況においてはかかる特性から著しく乖離することがある。

リスク・モニタリングは、指標となる参照指数と比較したパフォーマンス、指標となる参照指数と比較した資産の種類ごとのリスク（その相対的な加重によって表される。）、代表的な指数および投資先ファンドの投資カテゴリーのピア・グループと比較した投資先ファンドのパフォーマンスならびにボンド・ファンドのピア・グループと比較したボンド・ファンドのパフォーマンスを確認することにより行われる。

(c) リスク管理、投資運用評価および法務管理

投資運用会社は、日々、ポートフォリオを精査し、ボンド・ファンドが過度なリスク（投資テーマ、セクターおよび戦略に対する過度な集中）を負っていないか検討する。投資指示は、インテグレートド・フロント・ミドル・リスク・システム（「ディメンション」）に入力される。このシステムは、投資運用会社が行う主要なプロセス（フロント、ミドル、リスク管理、レポートニングなど）の全ての機能を一つの枠組みの中で処理し、その結果データの整合性を確保する。さらに、投資運用会社は、投資方針およびファンドの投資運用に関する有価証券届出書に記載されているその他のあらゆる該当事項について、常にモニターし、管理する。

（４）【分配方針】

日興ダイナミック・エクイティ

管理会社が基本信託証書および追補信託証書の規定に基づきその絶対的裁量において決定する場合、受益者に対して、毎年または半年毎に分配されることがある。分配は、投資インカム、実現および未実現のキャピタルゲイン、ならびに投資元本から行うことができる。

日興ダイナミック・ボンド

管理会社が基本信託証書および追補信託証書の規定に基づきその絶対的裁量において決定する場合、分配基準日（毎月5日、もしくは同日が営業日ではない場合は翌営業日、または管理会社が随時決定するその他の日）における受益者に対して、分配金支払日（分配基準日の後4営業日目となる。）に分配されることがある。分配は、投資インカム、実現および未実現のキャピタルゲイン、ならびに投資元本から行うことができる。

なお、日本における分配金の支払日は、通常、上記分配金支払日後、日本における2営業日目である。

投資元本から分配が行われる場合には、実質的に、サブ・ファンドによる受益者が払い込んだ代金の払戻しになる。かかる分配が行われる場合、サブ・ファンドの運用資金は減少することになる。

上記は、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではない。

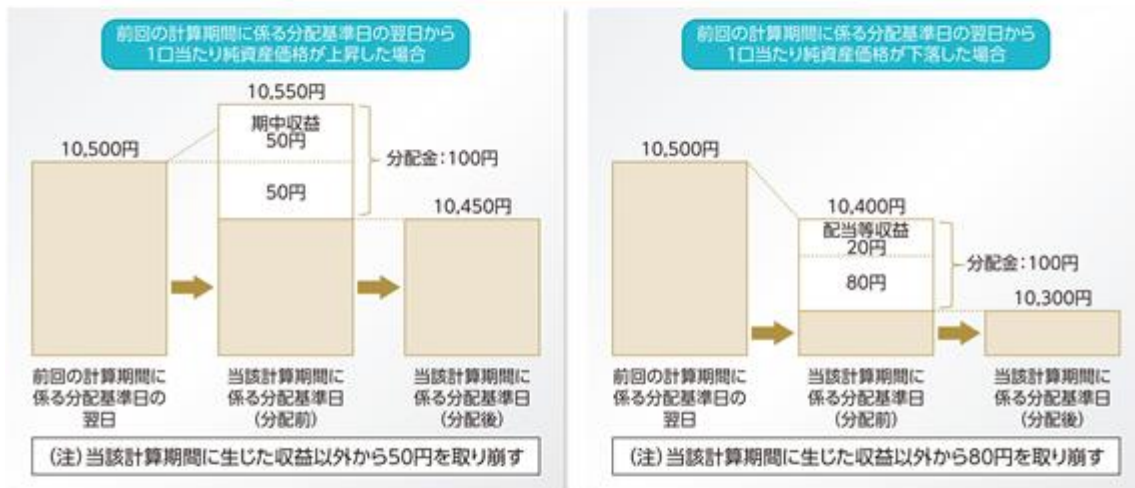
分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われるので、分配金が支払われると、その金額相当分、1口当たり純資産価格は下がる。なお、分配金の有無や金額は確定したのではない。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がある。その場合、当該計算期間に係る分配基準日（分配後）における1口当たり純資産価格は、前回の計算期間に係る分配基準日の翌日と比べて下落することになる。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるサブ・ファンドの収益率を示すものではない。計算期間は、分配基準日の翌日から次回の分配基準日までの期間をいう。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



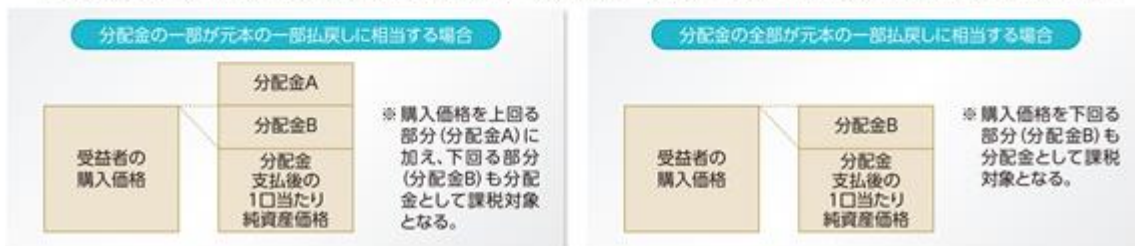
※上記において、純資産価格は1万口当たりで表示されている。

(注) 分配金は、分配方針に基づき支払われる。分配方針については本書「分配方針」を参照のこと。

上記のいずれの場合も分配金受取額は同額であるが、1口当たり純資産価格の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっている。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の1口当たり純資産価格の増減額」の合計額で判断する必要がある。

※上図はイメージであり、将来の分配金の支払および金額ならびに1口当たり純資産価格について示唆、保証するものではない。

- 受益者（投資者）のサブ・ファンドの購入価格によっては、分配金の一部またはすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある。サブ・ファンド購入後のファンドの運用状況により、分配金額より受益証券1口当たり純資産価格の値上がり小さかった場合も同様である。この場合、当該元本の一部払戻しに相当する部分も分配課税の対象となる。



(注) 分配金に対する課税については、後記「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」を参照のこと。

（５）【投資制限】

投資制限

各サブ・ファンドに適用される投資制限は以下のとおりである。

- （イ）各サブ・ファンドについて空売りされる有価証券の時価総額は、サブ・ファンドの純資産総額を超えることはできない。
- （ロ）各サブ・ファンドの純資産総額の10%を超えて、借入れを行うことはできない。ただし、合併等の特別かつ緊急の状況において、一時的に10%を超える場合はこの限りではない。
- （ハ）サブ・ファンドおよび管理会社の運用するすべての投資信託による保有が、一発行会社の株式の議決権の総数の50%を超えることとなるような場合において、当該発行会社の株式投資を行うことはできない。かかる制限は、他の投資ファンドに対する投資には適用されない。
（注）上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができる。
- （ニ）サブ・ファンドは、私募株式、非上場株式または不動産等、流動性に欠ける資産に対しその純資産の15%を超えて投資しない。ただし、日本証券業協会が定める外国投資信託受益証券の選別基準（随時改訂または変更されることがある。）（外国証券の取引に関する規則第16条）によって必要とされるとおり、価格の透明性を確保する方法が取られている場合はこの限りではない。
（注）上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができる。
- （ホ）あるサブ・ファンドの資産額の50%超が、（ ）日本の金融商品取引法（昭和23年法律第25号（改正済））（以下「金融商品取引法」という。）第2条第1項に規定される「有価証券」（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く。）の定義に該当せず、または（ ）当該有価証券に関連するデリバティブの定義に該当しない資産を構成する結果となるような投資対象の購入、投資および追加を行わない。
- （ヘ）管理会社が自己または第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、またはサブ・ファンドの資産の適正な運用を害するサブ・ファンドのための管理会社の取引は、すべて禁止される。

サブ・ファンドの投資対象の価値の変化、再構成、合併、サブ・ファンドの資産からの支払いまたはサブ・ファンドの受益証券の買戻しの結果としていずれかのサブ・ファンドに適用される投資制限値を超えた場合、管理会社は、直ちにサブ・ファンドの投資対象を売却する必要はない。しかし、管理会社は、サブ・ファンドの受益者の利益を考慮した上で、投資制限違反が判明してから合理的な期間内に制限を遵守するために合理的に可能な措置を講じる。

なお、上記の投資制限に加え、エクイティ・ファンドは、エクイティ・ファンドの資産の投資に関する以下の投資制限に服する。

- デリバティブへの投資の制限：

エクイティ・ファンドはヘッジ目的のためにのみデリバティブ取引（差金決済されない通貨先渡取引を除く。）等を行っている。エクイティ・ファンドについては、投資運用会社が、デリバティブ取引等の想定元本がエクイティ・ファンドの純資産総額を超えないように管理している（いわゆる簡便法）。

一方、ボンド・ファンドは、ヘッジ目的およびその他の目的のためにデリバティブ取引（差金決済されない通貨先渡取引を除く。）等を行っている。ボンド・ファンドについては、投資運用会社が、デリバティブ取引等を以下の方法で管理している。

EUのUCITS規則のもとで認可された、デリバティブ取引等を管理および統制するための内部管理モデル方式（VaR方式）

投資目的と投資方針の厳守

管理会社は、各サブ・ファンドが常に本書に記載する投資目的および投資方針または投資制限を遵守するよう確保する責任を負う。ただし、（ ）受託会社および管理会社は、サブ・ファンド決議による承認なしにサブ・ファンドの投資目的および投資方針または投資制限およびガイドラインについて重大な不利益となる変更を行うことができず、（ ）受託会社および管理会社は、当該制限の変更がサブ・ファンドの受益者の最良の利益に資すると判断し、かつ、当該変更が適用ある法令（日本証券業協会の規則を含む。）を遵守している範囲内において、あるサブ・ファンドに関する投資制限を変更することができ、また（ ）本書記載の方針に関する記述は、管理会社の指図により受託会社または管理会社はその絶対的裁量により当該状況下で適切と思料するところにより、影響を受ける受益者への通知を行うことにより、一般的にまたは個別のサブ・ファンドについて変更されることがある。

ケイマン諸島の規則

管理会社は、「投資顧問」（ミューチュアル・ファンド規則に定義される。）として遵守義務を負う適用あるケイマン諸島の関係規則を遵守するものとする。したがって、管理会社は、サブ・ファンドのために、

- (イ) 結果的にサブ・ファンドのために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後にサブ・ファンドの純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
- (ロ) 結果的にサブ・ファンドのために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後にサブ・ファンドの純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (i) 特殊事情（サブ・ファンドと別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）がある場合においては、12か月を超えない期間に限り、本（ロ）項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - () (a) サブ・ファンドが、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
 - (b) 管理会社が、サブ・ファンドの資産の健全な運営またはサブ・ファンドの受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本（ロ）項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
- (ハ) 株式取得の結果、管理会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の議決権付株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- (ニ) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後にサブ・ファンドが保有するかかる投資対象の総価値がサブ・ファンドの純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、管理会社は、当該投資対象の評価方法が英文目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- (ホ) サブ・ファンドの受益者の利益を損なうか、またはサブ・ファンドの資産の適切な運用に違反する取引（サブ・ファンドの受益者ではなく管理会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むがこれらに限られない。）を行ってはならない。
- (ヘ) 本人として自社またはその取締役と取引をしてはならない。

ただし、上記のミューチュアル・ファンド規則は、管理会社が、サブ・ファンドのために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げるものではない。

- () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
- () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合

- ()サブ・ファンドの投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合

3【投資リスク】

(1) リスク要因

サブ・ファンドの受益証券への投資には、国際金融市場におけるすべての投資に共通する大きなリスクが伴う。投資を行おうとする者は、サブ・ファンドの受益証券に投資するメリットおよび妥当性を評価する際に、特に以下に掲げる要因を入念に検討するべきである。受益証券の価格は、上昇する場合もあれば下落する場合もあり、投資者は当初の投資額を回収することができない可能性がある。したがって、サブ・ファンドへの投資は、投下資本をすべて失うリスクを負担できる者のみが行うべきである。各サブ・ファンドは、収益水準に関係なく各種の報酬と費用を支払う責任を負う。

投資を行おうとする者は、以下に掲げる各サブ・ファンド特有のリスクを入念に検討するべきだが、以下に掲げるものはすべてのリスクを網羅するものではない。

投資リスク

サブ・ファンドがその投資目的を達成できるという保証はない。管理会社は、サブ・ファンドへの投資にはリスクが伴うことに鑑みて、当該投資を中長期的投資と考えることを投資者に対して推奨する。

過去の実績

受託会社、管理会社または投資運用会社の過去の実績は、必ずしもサブ・ファンドの将来の見通しを示すものではない。

管理会社および投資運用会社への依存

各サブ・ファンドの投資対象への投資運用と投資指図は、関連するサブ・ファンドの投資ガイドラインの範囲内で各信託財産の投資運用に単独で責任を負う管理会社の責任下にある。管理会社は、その一定の権限と責任を投資運用会社に委託し、これにより投資運用会社は、各サブ・ファンドの投資対象の選定、指図、評価および監視に関する完全な裁量を有する。

クロス・ライアビリティ

あるサブ・ファンドの受益証券の発行または販売を通じて受託会社が受領するすべての買付代金、当該買付代金が投資されるすべての資産、ならびにこれらに帰属するすべての収入および利益は、当該サブ・ファンドに係るものとして指定される。一方のサブ・ファンドに帰属することが容易に見極められない資産は、受託会社の裁量によりサブ・ファンド間で配分される。一方のサブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの債務を負担し、一般に他のサブ・ファンドの債務を負担することはない。管理会社は、潜在的債権者との間の取引において、当該債権者が関連するサブ・ファンドの資産のみを対象とすることができ、各サブ・ファンドについて受託会社名義で締結されたすべての契約において、いずれかの債権者の求償権が、関連するサブ・ファンドの信託資産の範囲内のみ限定される旨の文言を含むことを確保する義務を負う。ただし、投資者は、一方のサブ・ファンドの資産が他のサブ・ファンドの債務を弁済するために用いられる範囲を常には明確に区分することが不可能である点に留意するべきである。

信用リスク

債券については、発行者の信用格付により有価証券の価格が変動することがある。特に、債券の元本または利息は、かかる発行者の財政状況が悪化した場合、所定の期日に支払われない可能性（債務不履行リスク）がある。有価証券の債務不履行の場合または債務不履行の可能性がある場合、有価証券の価格は急落することがある。さらに、ポートフォリオにおける信用エクスポージャーは、投資戦略の一環であり、期待収益率に対するターゲット・リスクの比率を通して分析される。信用リスクは、サブ・ファンド全体のリスク選好度に沿っていなければならない。また、預託機関に対する投資後信用エクスポージャーも存在しており、当該預託機関の信用度は、毎月モニターされる。

時間外取引およびマーケットタイミング

管理会社は、時間外取引もしくはマーケットタイミングまたはその他類似の取引方法を認めていない。かかる取引実施を回避するため、受益証券の発行および買戻しは未知の価格で行われ、管理会社は、本書記載の締切時刻以降に受領した注文を受け付けない。管理会社は、マーケットタイミング行為が疑われる者からの買付注文および関連するサブ・ファンドへの転換注文を拒否する権利を有する。その他のリスク

以上のリスク要因は、サブ・ファンドに対する投資に伴うリスクを完全に説明するものではない。したがって、投資を行おうとする者は、サブ・ファンドへの投資を決定する前に、本書を精読し、各自の専門アドバイザーと相談すべきである。

日興ダイナミック・エクイティ

エクイティ・ファンドは、以下に掲げるものを含む（ただし、これらに限られない。）多数の潜在的投資リスクに直面する。

強制的買戻しのリスク 管理会社は、本書に詳述されることにより、その単独かつ終局的な裁量において、受益者の受益証券の全部または一部の買戻しを強制的に行う権利を有する。

投資運用会社のリスク エクイティ・ファンドの投資プログラムの相当部分の収益性は、投資運用会社が特定の有価証券およびその他の投資対象の将来の価格動向の推移を正確に評価することに大きく依拠する。投資運用会社がかかる価格動向を正確に予測できるとの保証はない。投資運用会社の過去の実績は必ずしも投資運用会社またはエクイティ・ファンドの将来の実績の指標とはならない。

潜在的な税金リスク いずれかの法域でエクイティ・ファンドに課される税金は、エクイティ・ファンドの純資産総額を減少させ、またエクイティ・ファンドの実績に悪影響を及ぼす。

市場リスク エクイティ・ファンドが保有する有価証券の市場価格は急激または想定外に騰落することがある。有価証券の価額は、証券市場全体に影響を及ぼす要因または証券市場の中の特定の産業に影響を及ぼす要因により下落することがある。現実にもしくは心理的に不都合な経済状況、会社の業績全体の見通しの変化、金利もしくは為替相場の変化または全体的な投資家心理の悪化など、特定の会社とは特に関連しない一般的な市況により、有価証券の価額が下落することがある。有価証券の価額は、労働力不足または生産コストの増加および業界内競争条件など、特定の産業に影響を及ぼす要因により下落することもある。エクイティ証券は、概して債券より大きな価格ボラティリティを有する。管理会社は、欧州証券市場監督局が推奨する転換アプローチに従いコミットメント・アプローチを計算する。さらに、管理会社は、バリュエーション・アット・リスク（VaR）を算出することにより、通常の市況においてサブ・ファンドに発生する可能性のある潜在的な市場リスク損失を定量化する。

流動性リスク 一定の状況下では、エクイティ・ファンドが取引を行う市場において流動性が欠けることがあり、これによって、有価証券を値付けされた価格で売買することが困難となる。エクイティ・ファンドは、純資産価額の算定頻度および/または買戻日および/または買戻手続が異なる投資信託（オルタナティブ・ファンドを含む。）の受益証券または投資証券にも投資する。したがって、流動性が低下し、その結果、原債務の支払（買戻し）に遅延が生じる可能性がある。管理会社は、エクイティ・ファンドの投資対象に係る流動性特性が、基本信託証書または英文目論見書に規定される買戻方針に適合していることを確保する。流動性リスクは、資産および負債の両側面から評価されなければならない。管理会社は、エクイティ・ファンドの異なる資産クラスには異なる流動性基準を適用する。更に、流動性の監視制御の結果は、四半期毎に開催の管理会社の取締役会において精査され、エクイティ・ファンドの流動性特性がその流動性リスク特性と一致していることを確保する。

信用リスク ポートフォリオにおける信用エクスポージャーは、投資戦略の一環であり、期待収益率に対するターゲット・リスクの比率を通じて分析される。信用リスクは、エクイティ・ファンド全体のリスク選好度に沿っていなければならない。また、預託機関に対する投資後信用エクスポージャーも存在しており、当該預託機関の信用度は、毎月モニターされる。

買戻しによる損失の可能性 受益証券の買戻しにより、投資対象の処分が必要となることがある。かかる処分に起因してエクイティ・ファンド（およびその残存受益者）において、処分がなければ生じなかったであろう経費を負担する可能性がある。

為替リスク エクイティ・ファンドの資産の大部分は、日本円以外の通貨建ての有価証券に投資されることがある。日本円に対する規則的なヘッジは行われず、投資者がこれに対応する為替リスクの影響を受けることとなり、また、外国為替取引の制限の影響を受ける可能性がある。また、ある特定の通貨におけるオープン・ポジションまたは不完全にヘッジされるポジションに起因して、為替リスクが生じる。かかるポジションは、事業活動の当然の結果として生じることがある。通貨の値動きおよび国際的な金利の変動における不完全な相関が為替リスクの主要な要因になる。

株式価格リスク このリスクは、株価のボラティリティに関連したリスクである。株式の価格は変動するものであり、その短期的なボラティリティは時に大きくなる可能性がある。市場リスクはエクイティ・ファンドの純資産総額に影響し、純資産総額はエクイティ・ファンドのポートフォリオ内の証券の価額の変化により変動する。多様な要因が特定銘柄の有価証券の価額に影響することがあり、個別の有価証券の価額は、すべて揃ってまたは同時に同じ方向に動くわけではない。異なる金融市場は、相互に異なる価格行動を示すことがある。その他、発行者による不振な収益報告、主要な顧客の喪失、発行者に対する重大な訴訟、または発行者もしくはその業界に影響を及ぼす政府の規制の変更などといった要因が、特定の有価証券の価額に影響することがある。

世界的な投資リスク 外国証券は特別な投資機会を提供することがあるが、特別のリスクもまた伴う。エクイティ・ファンドの基準通貨に対する外国通貨の価額の変動により、当該外国通貨建ての有価証券の基準通貨建てによる価額もまた変動する。その結果、ヘッジ戦略を講じない限り、投資者はこれに対応する為替リスクの影響を受けることとなる。外国証券の価額は、外国為替規制、会社資産の収用もしくは国有化、外国税、取引の決済の遅延、政府、経済もしくは通貨政策、またはその他の政治経済上の要因により影響を受けることがある。特に、新興国市場および発展途上国の市場は、（法的環境、政治上、社会上および経済上のリスク、大幅な価格変動ならびに高いボラティリティ等の理由により）先進国の市場よりも投資者にとって高いリスクを伴う。

以上に掲げる特別の留意事項は、エクイティ・ファンドに対する投資に伴うリスクを完全に説明するものではない。したがって、投資予定者は、エクイティ・ファンドへの投資を決定する前に、本書を精読し、各自の専門アドバイザーに相談すべきである。

日興ダイナミック・ボンド

ボンド・ファンドは、以下に掲げるものを含む（ただし、これらに限られない。）多数の潜在的投資リスクに直面する。

強制的買戻しのリスク 管理会社は、本書に詳述されることにより、その単独かつ終局的な裁量において、受益者の受益証券の全部または一部の買戻しを強制的に行う権利を有する。

利益相反 投資運用会社はボンド・ファンドのブローカーとしても行為するため、ボンド・ファンドの仲介業務には一定の利益相反が伴う。特に、ブローカーは個別の資産の売買について手数料を得るため、（投資運用会社として）通常よりも高い頻度でボンド・ファンドのために資産の売買を行う傾向があることから、ポートフォリオの取引量が増加するリスクがある。

投資運用会社のリスク ボンド・ファンドの投資プログラムの相当部分の収益性は、投資運用会社が特定の有価証券およびその他の投資対象の将来の価格動向の推移を正確に評価することに大きく依拠する。投資運用会社がかかる価格動向を正確に予測できるとの保証はない。投資運用会社の過去の実績は必ずしも投資運用会社またはボンド・ファンドの将来の実績の指標とはならない。

市場リスク ボンド・ファンドが保有する有価証券の市場価格は急激または想定外に騰落することがある。有価証券の価額は、証券市場全体に影響を及ぼす要因または証券市場の中の特定の産業に影響を及ぼす要因により下落することがある。現実にもしくは心理的に不都合な経済状況、会社の業績全体の見通しの変化、金利もしくは為替相場の変化または全体的な投資家心理の悪化など、特定の会社とは特に関連しない一般的な市況により、有価証券の価額が下落することがある。有価証券の価額は、労働力不足または生産コストの増加および業界内競争条件など、特定の産業に影響を及ぼす要因により下落することもある。エクイティ証券は、概して債券より大きな価格ボラティリティを有する。管理会社は、欧州証券市場監督局が推奨する転換アプローチに従いコミットメント・アプローチを計算する。さら

に、管理会社は、バリュエーション・アット・リスク（VaR）を算出することにより、通常の市況においてサブ・ファンドに発生する可能性のある潜在的な市場リスク損失を定量化する。

流動性リスク 一定の状況下では、債券・ファンドが取引を行う市場において流動性が欠けることがあり、これによって、有価証券を値付けされた価格で売ることが困難となる。債券・ファンドは、純資産価額の算定頻度および/または買戻日および/または買戻手続が異なる投資信託（オルタナティブ・ファンドを含む。）の受益証券または投資証券にも投資する。したがって、流動性が低下し、その結果、原債務の支払（買戻し）に遅延が生じる可能性がある。管理会社は、債券・ファンドの投資対象に係る流動性特性が、基本信託証書または英文目論見書に規定される買戻方針に適合していることを確保する。流動性リスクは、資産および負債の両側面から評価されなければならない。管理会社は、債券・ファンドの異なる資産クラスには異なる流動性基準を適用する。更に、流動性の監視制御の結果は、四半期毎に開催の管理会社の取締役会において精査され、債券・ファンドの流動性特性がその流動性リスク特性と一致していることを確保する。

信用リスク ポートフォリオにおける信用エクスポージャーは、投資戦略の一環であり、期待収益率に対するターゲット・リスクの比率を通じて分析される。信用リスクは、債券・ファンド全体のリスク選好度に沿っていなければならない。また、預託機関に対する投資後信用エクスポージャーも存在しており、当該預託機関の信用度は、毎月モニターされる。

潜在的な税金リスク いずれかの法域で債券・ファンドに課される税金は、債券・ファンドの純資産総額を減少させ、また債券・ファンドの実績に悪影響を及ぼす。

買戻しによる損失の可能性 受益証券の買戻しにより、投資対象の処分が必要となることがある。かかる処分に起因して債券・ファンド（およびその残存受益者）において、処分がなければ生じなかったであろう経費を負担する可能性がある。

金利リスク 金利の上昇により、債券・ファンドが保有する債券の価額が下落する可能性がある。残存期間の長い有価証券は、通常残存期間の短い有価証券に比べて金利の変動に影響されやすく、価格変動が激しくなることがある。

為替リスク 債券・ファンドの資産の大部分は、日本円以外の通貨建ての証券に投資されることがある。日本円に対する規則的なヘッジは行われず、投資家はかかる通貨に関する為替リスクの影響を受けることとなり、また外国為替取引の制限の影響を受ける可能性がある。さらに、為替取引によるプレミアムを獲得するため、外国通貨による通貨先物契約が締結され、これにより、投資者は、対応する為替リスクを負うことになる。それゆえ、これらの通貨先物契約は、為替リスクを減少させることに関連したものではない。また、ある特定の通貨におけるオープン・ポジションまたは不完全にヘッジされるポジションに起因して、為替リスクが生じる。かかるポジションは、事業活動の当然の結果として生じることがある。通貨の値動きおよび国際的な金利の変動における不完全な相関が為替リスクの主要な要因になる。

世界的な投資リスク 外国証券は特別な投資機会を提供することがあるが、特別のリスクもまた伴う。債券・ファンドの参照通貨に対する外国通貨の価額の変動により、当該外国通貨建ての有価証券の基準通貨建てによる価額もまた変動する。その結果、ヘッジ戦略を講じない限り、投資者はこれに対応する為替リスクの影響を受けることとなる。外国証券の価額は、外国為替規制、会社資産の収用もしくは国有化、外国税、取引の決済の遅延、政府、経済もしくは通貨政策、またはその他の政治経済上の要因により影響を受けることがある。特に新興国の債券は、先進国市場の債券と比較してより高いリスクに服する。新興国市場の債券に対する投資は、先進国市場に対する投資よりも高いボラティリティを有することがある。多くの新興国市場においては、十分に発達した規制制度を備えておらず、また開示の水準は、先進国市場のそれと比較して厳格ではないことがある。また、債券・ファンドは、低格付で、利回りが高い債券に投資することがあり、これは高格付の有価証券と比べてより大きな市場リスクおよび信用リスクを伴う。一般的に、低格付の有価証券は、投資者の高いリスクを補うため、高格付の有価証券と比較してより高い利回りを提供する。

他のファンドに対する投資にかかるリスク 債券・ファンドの投資先となるファンドには、設立から時間が経過しておらず、運用効率の証明となる運用実績がまったく存在しないか、またはほとんど存在しない可能性がある。このリスクは、運用者の適格性や過去の実績で投資先ファンドを選定すること

により減らすことができる。ボンド・ファンドの投資先ファンドの一部は、同様に、同じ有価証券または同じ資産クラスもしくは国の有価証券もしくは同じ通貨で発行された有価証券にポジションを取る可能性がある。投資先ファンドの選定が効果的で、いずれの時点においても投資スタイルの分散化を生み出すという保証はない。さらに、選定された投資先ファンドが、買戻請求が提出された時点で買戻請求に応じることができるような流動性を有しているという保証もない。

報酬の重層構造：他のファンドへの投資に関わる報酬 受託会社、管理会社、投資運用会社、サービス支援会社、管理事務代行会社、保管会社、代行協会員、販売会社およびボンド・ファンドに関するその他の業務提供者に支払う費用および報酬に加えて、ボンド・ファンドは、間接的に、投資先ファンドの受託会社、管理会社、投資顧問会社その他の業務提供者に支払う費用および報酬を含む投資先ファンドの資産から支払われるすべての報酬および費用を按分して負担する。

以上に掲げる特別の留意事項は、ボンド・ファンドに対する投資に伴うリスクを完全に説明するものではない。したがって、投資予定者は、ボンド・ファンドへの投資を決定する前に本書を精読し、各自の専門アドバイザーに相談すべきである。

(2) リスクに対する管理体制

前記「2 投資方針 (3) 運用体制」の項を参照のこと。

(3) リスクに関する参考情報

各サブ・ファンドの分配金再投資
1万口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

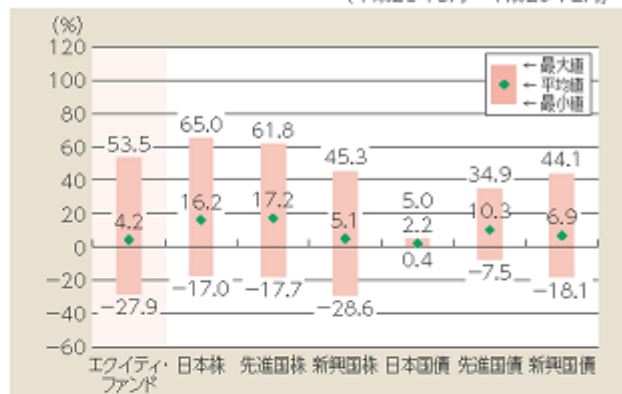
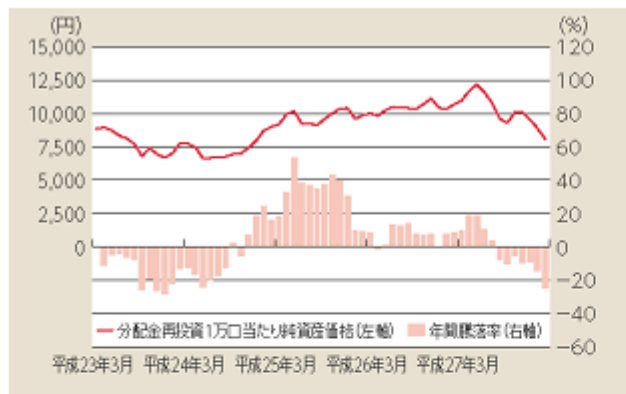
平成23年3月～平成28年2月の5年間に於けるサブ・ファンドの分配金再投資1万口当たり純資産価格（各月末時点）と、年間騰落率（各月末時点）の推移を示したものである。（ただし、サブ・ファンドは平成22年4月28日に運用を開始したため、平成23年3月の年間騰落率は算出されない。）

各サブ・ファンドと他の代表的な
資産クラスとの年間騰落率の比較

左のグラフと同じ期間（ただし、サブ・ファンドについては平成23年4月～平成28年2月）における年間騰落率（各月末時点）の平均と振れ幅を、サブ・ファンドと他の代表的な資産クラス（円ベース）との間で比較したものである。このグラフは、サブ・ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものである。

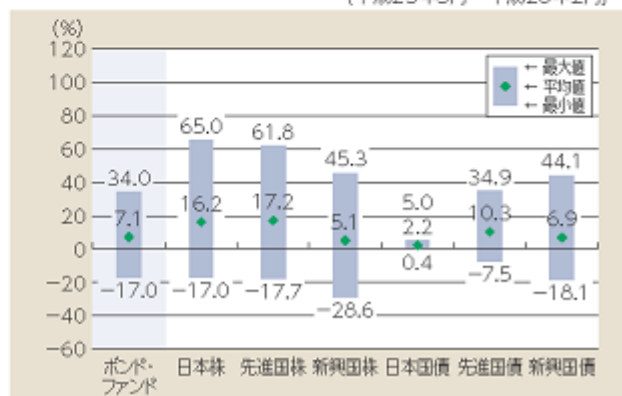
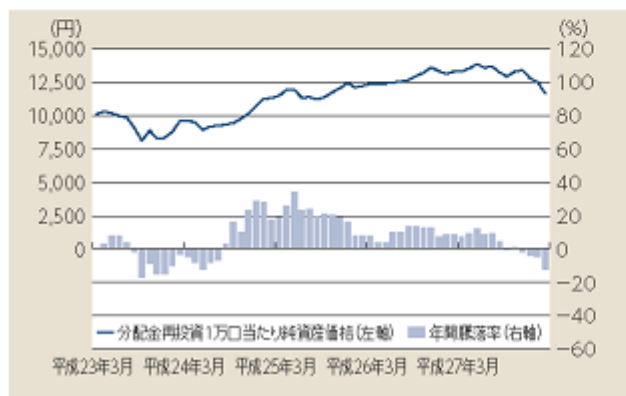
エクイティ・ファンド

(平成23年3月～平成28年2月)



ボンド・ファンド

(平成23年3月～平成28年2月)



出所：投資運用会社、Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- (注1) 分配金再投資1万口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時に各サブ・ファンドへ再投資したとみなして算出したものである。ただし、エクイティ・ファンドについては分配金の支払実績はないため、分配金再投資1万口当たり純資産価格は受益証券の1万口当たり純資産価格と等しくなる。
- (注2) 各サブ・ファンドの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における分配金再投資1万口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものである。（月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなす。）
- (注3) ボンド・ファンドの分配金再投資1万口当たり純資産価格および年間騰落率は、実際の1万口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合がある。
- (注4) 代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものである。（月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなす。）
- (注5) 各サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものである。
- (注6) 各サブ・ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではない。
- (注7) 代表的な資産クラスを表す指数

日本株.....TOPIX（配当込み）

先進国株.....ラッセル先進国（除く日本）大型株インデックス

新興国株.....S & P新興国総合指数

日本国債.....ブルームバーグ/EFFAS債券・インデックス・ジャパン・ガバメント・オール（1年超）

先進国債.....シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債.....シティ新興国市場国債インデックス（円ベース）

（注）ラッセル先進国（除く日本）大型株インデックスおよびS & P新興国総合指数は、Bloomberg L.P. で円換算している。

TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「㈱東京証券取引所」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、㈱東京証券取引所が有している。なお、サブ・ファンドは、㈱東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、㈱東京証券取引所は、サブ・ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有さない。

ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属する。インデックスは資産運用管理の対象とはならない。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではない。

シティ世界国債インデックスおよびシティ新興国市場国債インデックスはCitigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスである。

上記のリスクに関する参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

受益証券の取得申込みにあたっては、申込金額の合計の3.5%（税抜）を上限とする申込手数料（適用ある税金が加算される。）を課することができる。

日本国内における申込手数料

受益証券の取得申込みにあたって以下の申込手数料が課される。

申込口数	申込手数料
1億口未満	3.78%（税抜3.50%）
1億口以上5億口未満	2.16%（税抜2.00%）
5億口以上10億口未満	1.08%（税抜1.00%）
10億口以上	0.81%（税抜0.75%）

(注1) 管理会社および販売会社が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いをすることができる。

(注2) 上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方税を示す。

(注3) 申込手数料は、商品および関連する投資環境についての情報提供等ならびに購入に関する事務手続の対価である。

(2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

買戻し手数料は課されない。

日本国内における買戻し手数料

買戻し手数料は課されない。

海外における転換手数料

転換手数料は、販売会社の選択により課されることがある。受益証券の転換について、転換手数料以外に販売会社から追加の申込手数料を課されることはない。

日本国内における転換手数料

転換手数料は課されない。販売会社によって、受益証券の転換について、追加の申込手数料が課されることはない。

(3)【管理報酬等】

受託報酬

日興ダイナミック・エクイティ/日興ダイナミック・ボンド

受託会社は、最低で年間15,000米ドル、最高で年間30,000米ドルとする、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期毎に後払いされる、各サブ・ファンドの純資産総額に対する年率0.015%の割合による受託報酬を各サブ・ファンドの資産から受領する権利を有する。

上記の報酬は、毎年見直されることがある。受託会社が追加的な活動、訴訟、またはその他の例外的な事項を検討しまたはそれらに携わることが求められる場合、追加の報酬については、管理会社と関連する時期において追加的な交渉に従い、反対の合意がない限り、随時実施されている受託会社の時間単位料金に従い受託会社により請求される。

受託会社は、各サブ・ファンドに関連して受託会社が負担した弁護士報酬および他の専門家報酬ならびに各サブ・ファンドの設立および運営に関するその他の費用（いずれかの政府もしくは他の当局に対して、またはいずれかの法域の政府もしくは当局の機関に対して支払われる一切の租税および法人手数料を含む。）ならびに合理的なすべての立替費用について各サブ・ファンドの資産から払戻しを受けるものとする。

受託報酬は、各サブ・ファンドに対する受託業務の提供の対価として支払われる。

平成27年10月末日に終了した会計年度におけるエクイティ・ファンドの受託報酬は、1,812,094円、ボンド・ファンドの受託報酬は、1,809,426円であった。

管理報酬

日興ダイナミック・エクイティ/日興ダイナミック・ボンド

管理会社は、各評価日に発生し、かつ計算され、毎月後払いされる、各サブ・ファンドの純資産総額に対する年率0.03%の割合による報酬を各サブ・ファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、各サブ・ファンドに関連して管理会社が負担する合理的なすべての立替費用について各サブ・ファンドの資産から払戻しを受けるものとする。

管理報酬は、各サブ・ファンドの設定・継続開示にかかる手続き、資料作成・情報提供、運用状況の監督、リスク管理、その他運営管理全般にかかる業務の対価として支払われる。

平成27年10月末日に終了した会計年度におけるエクイティ・ファンドの管理報酬は、1,020,833円、ボンド・ファンドの管理報酬は、2,897,605円であった。

投資運用報酬

日興ダイナミック・エクイティ

投資運用会社は、各評価日に発生し、かつ計算され、毎月後払いされる、以下の表に記載された年率に基づいてエクイティ・ファンドの純資産総額に対する一定割合の報酬をエクイティ・ファンドの資産から受領する権利を有する。

純資産総額	年率
500億円以下の部分	0.75%
500億円を超え、1,000億円以下の部分	0.72%
1,000億円を超え、2,000億円以下の部分	0.70%
2,000億円を超える部分	0.68%

管理会社は、エクイティ・ファンドの資産から、投資運用会社に対して支払われるべき合理的な立替費用を払い出すものとする。

投資運用報酬は、エクイティ・ファンドに対する投資運用業務の対価として支払われる。

平成27年10月末日に終了した会計年度におけるエクイティ・ファンドの投資運用報酬は、25,532,439円であった。

日興ダイナミック・ボンド

投資運用会社は、各評価日に発生し、かつ計算され、毎月後払いされる、以下の表に記載された年率に基づいてボンド・ファンドの純資産総額に対する一定割合の報酬をボンド・ファンドの資産から受領する権利を有する。

純資産総額	年率
500億円以下の部分	0.55%
500億円を超え、1,000億円以下の部分	0.52%
1,000億円を超え、2,000億円以下の部分	0.50%
2,000億円を超える部分	0.48%

投資運用会社はまた、取引毎にブローカーとしての報酬を受領する。

管理会社は、ボンド・ファンドの資産から、投資運用会社に対して支払われるべき合理的な立替費用を払い出すものとする。

投資運用報酬は、ボンド・ファンドに対する投資運用業務の対価として支払われる。

平成27年10月末日に終了した会計年度におけるボンド・ファンドの投資運用報酬は、53,134,175円であった。

管理事務代行報酬

日興ダイナミック・エクイティ

管理事務代行会社は、各評価日に発生し、かつ計算され、毎月後払いされる、エクイティ・ファンドの純資産総額に対する年率0.14%の割合による報酬をエクイティ・ファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、エクイティ・ファンドの資産から、エクイティ・ファンドに関連して管理事務代行会社に対して支払われるべき合理的な立替費用を払い出すものとする。

管理事務代行報酬は、エクイティ・ファンドの購入・換金（買戻し）等の受付、信託財産の評価、純資産価額の計算、会計書類作成およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

平成27年10月末日に終了した会計年度におけるエクイティ・ファンドの管理事務代行報酬は、4,759,862円であった。

日興ダイナミック・ボンド

管理事務代行会社は、各評価日に発生し、かつ計算され、毎月後払いされる、ボンド・ファンドの純資産総額に対する年率0.10%の割合による報酬をボンド・ファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、ボンド・ファンドの資産から、ボンド・ファンドに関連して管理事務代行会社に対して支払われるべき合理的な立替費用を払い出すものとする。

管理事務代行報酬は、ボンド・ファンドの購入・換金（買戻し）等の受付、信託財産の評価、純資産価額の計算、会計書類作成およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

平成27年10月末日に終了した会計年度におけるボンド・ファンドの管理事務代行報酬は、9,651,088円であった。

保管報酬

日興ダイナミック・エクイティ / 日興ダイナミック・ボンド

保管会社は、各評価日に発生し、かつ計算され、毎月後払いされる、各サブ・ファンドの純資産総額に対する年率0.01%の割合による報酬を各サブ・ファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、各サブ・ファンドの資産から、各サブ・ファンドに関連して保管会社に対して支払われるべき合理的な立替費用を払い出すものとする。

保管報酬は、各サブ・ファンド信託財産の保管、入出金の処理、信託財産の決済およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

平成27年10月末日に終了した会計年度におけるエクイティ・ファンドの保管報酬は、338,977円、ボンド・ファンドの保管報酬は、962,220円であった。

販売報酬

日興ダイナミック・エクイティ

販売会社は、各評価日に発生し、かつ計算され、毎月後払いされる、以下の表に記載された年率に基づいてエクイティ・ファンドの純資産総額に対する一定割合の報酬をエクイティ・ファンドの資産から受領する権利を有する。

純資産総額	年率
500億円以下の部分	0.66%
500億円を超え、1,000億円以下の部分	0.71%
1,000億円を超え、2,000億円以下の部分	0.76%
2,000億円を超える部分	0.82%

管理会社は、エクイティ・ファンドの資産から、販売会社に対して支払われるべき合理的な立替費用を払い出すものとする。

販売報酬は、販売会社における投資者の取引口座内でのサブ・ファンドの管理および事務手続き、運用報告書等各種書類の送付、購入後の情報提供等の対価として支払われる。

平成27年10月末日に終了した会計年度におけるエクイティ・ファンドの販売報酬は、22,459,290円であった。

日興ダイナミック・ボンド

販売会社は、各評価日に発生し、かつ計算され、毎月後払いされる、以下の表に記載された年率に基づいてボンド・ファンドの純資産総額に対する一定割合の報酬をボンド・ファンドの資産から受領する権利を有する。

純資産総額	年率
500億円以下の部分	0.57%
500億円を超え、1,000億円以下の部分	0.62%
1,000億円を超え、2,000億円以下の部分	0.67%

2,000億円を超える部分 0.73%

管理会社は、債券・ファンドの資産から、販売会社に対して支払われるべき合理的な立替費用を払い出すものとする。

販売報酬は、販売会社における投資者の取引口座内でのサブ・ファンドの管理および事務手続き、運用報告書等各種書類の送付、購入後の情報提供等の対価として支払われる。

平成27年10月末日に終了した会計年度における債券・ファンドの販売報酬は、55,047,951円であった。

代行協会員報酬

日興ダイナミック・エクイティ / 日興ダイナミック・債券

代行協会員は、各評価日に発生し、かつ計算され、毎月後払いされる、各サブ・ファンドに帰属する純資産総額に対する年率0.10%の割合による報酬を各サブ・ファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、各サブ・ファンドの資産から、代行協会員に対して支払われるべき合理的な立替費用を払い出すものとする。

代行協会員報酬は、目論見書、運用報告書等の販売会社等への送付、受益証券1口当たり純資産価格の公表およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

平成27年10月末日に終了した会計年度におけるエクイティ・ファンドの代行協会員報酬は、3,401,660円、債券・ファンドの代行協会員報酬は、9,654,973円であった。

サービス支援会社報酬

日興ダイナミック・エクイティ / 日興ダイナミック・債券

サービス支援会社は、各評価日に発生し、かつ計算され、毎月後払いされる、以下の表に記載された年率に基づいて各サブ・ファンドの純資産総額に対する一定割合の報酬を各サブ・ファンドの資産から受領する権利を有する。

純資産総額	年率
500億円以下の部分	0.12%
500億円を超え、1,000億円以下の部分	0.10%
1,000億円を超え、2,000億円以下の部分	0.07%
2,000億円を超える部分	0.03%

管理会社は、各サブ・ファンドの資産から、サービス支援会社に支払われるべき合理的な立替費用を払い出すものとする。

サービス支援会社報酬は、各サブ・ファンドに関する情報や資料を提供する等のサービス支援業務の対価として支払われる。

平成27年10月末日に終了した会計年度におけるエクイティ・ファンドのサービス支援会社報酬は、4,085,311円、債券・ファンドのサービス支援会社報酬は、11,594,299円であった。

(4) 【その他の手数料等】

設立費用

トラストおよび当初のサブ・ファンドの設立に関連する費用（以下「設立費用」という。）は、2,900万円であった。当該費用は、受託会社が他の方法によることを決定しない限り、トラストおよび存続するサブ・ファンドの最初の5会計年度以内に償却され、追加のサブ・ファンドの設定に関する費用は、関連するサブ・ファンドによって負担される。

かかる設立費用には、本書ならびに届出書、目論見書および説明書を含むその他一切の文書の作成およびトラストについて、またはサブ・ファンドの受益証券の募集について管轄を有する各地域の証券業協会を含むすべての当局への届出に要する費用を含む（ただし、これらに限られない。）。

各サブ・ファンドの設立および受益証券の当初申込に関連する費用は、すべて償却された。

費用は、随時調整されることがある。

日興ダイナミック・エクイティ

平成27年10月末日に終了した会計年度におけるエクイティ・ファンドの設立費用の償却額は、1,426,099円であった。

日興ダイナミック・ボンド

平成27年10月末日に終了した会計年度におけるボンド・ファンドの設立費用の償却額は、1,426,099円であった。

仲介手数料

有価証券の売買に関連する仲介料および手数料は関連する信託財産から支弁する。

その他の運営費用

受託会社、管理会社、投資運用会社、投資顧問会社、保管会社、管理事務代行会社、代行協会、販売会社およびサービス支援会社は、自らの費用で、各自の業務を履行するために必要な事務員、事務スペースおよび事務機器を提供する責任を負う。各サブ・ファンドはそれぞれの事業活動に付随するその他一切の費用を負担する。かかる費用には、一切の法令遵守の費用、監査人および法律顧問の報酬、保管料、受益証券の実質的所有者を含む受益者のために必要な言語で年次報告書、半期報告書およびトラスト、管理会社および/または受託会社に適用ある法令に基づいて必要なその他の報告書または書類を作成および配布する費用、会計、記帳および純資産総額の計算費用、受益者向け通知の作成および配布に係る費用、トラストまたはサブ・ファンドに課せられる、資産、収益および費用に関して支払われうるすべての税金ならびに上記に類するすべての一般管理費（受益証券の募集または販売に直接関係する費用、借入金および融資残高の利息およびコミットメント・ライン手数料、所得税、源泉徴収税等の租税、受益者および投資を行おうとする者との通信費用を含む。）などを含む。各サブ・ファンドは、その他の投資会社への投資に関連する申込手数料および買戻手数料を支払うことを要求されることがある。各サブ・ファンドは、組入証券の取引に関連する仲介手数料を支払うことを要求される。

日興ダイナミック・エクイティ

平成27年10月末日に終了した会計年度におけるエクイティ・ファンドのその他の費用は、12,940,057円であった。

日興ダイナミック・ボンド

平成27年10月末日に終了した会計年度におけるボンド・ファンドのその他の費用は、20,432,662円であった。

ボンド・ファンドの投資先ファンドの管理報酬等

ボンド・ファンドは、投資先ファンドの資産から支払われることがあるすべての報酬および費用（投資先ファンドの受託会社、管理会社、投資顧問会社その他の関係会社に支払うべき報酬および費用を含む。）を間接的に負担する。これらの投資先ファンドは、ボンド・ファンドの投資方針に従い、随時変動し、その管理報酬等を事前に計算することができないため、その種類ごとの金額や計算方法は記載していないが、合計で上限年率0.63%程度^(注)となる。また、投資先ファンドの中には、実績報酬が課されるものもある可能性がある。更に、投資先ファンドは、その投資先である投資先ファンドにおいて報酬および費用等を負担するが、投資対象が将来にわたって固定されているものではないため、料率の上限額は表示できない。

（注）上限年率は、平成28年2月末日現在の情報に基づくものである。

（5）【課税上の取扱い】

投資者は、各自が国籍、居所または住所を有する国の法律に基づく受益証券の購入、保有、売却または買戻しに関する税務上、為替管理上またはその他の効果に関して、各自の専門家の顧問と相談すべきである。様々な法域で受益者に適用される法律の数に照らして、本書に受益証券の購入、保有または処分に関する各地域の税効果のまとめはない。

投資の場合と同様に、受益証券に投資した時点の税務上の地位または予定する税務上の地位が永久に続くという保証はない。下記の記載は日本およびケイマン諸島で現在施行中の法律および慣行に基づいており、変更される場合がある。

（A）日本

平成28年3月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。
日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。
確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。
- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他の既存のサブ・ファンドの受益証券またはクラスに転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。
日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。
申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。
- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他の既存のサブ・ファンドの受益証券またはクラスに転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注)日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

平成28年3月末日現在では、ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

(B) ケイマン諸島

現行法に基づいて、ケイマン諸島政府は受託会社または受益者に対して所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を賦課しない。また、トラストに関する受託会社による、またはトラストに関する受託会社に対する支払に対して適用されるケイマン諸島が当事者となっている二重課税防止条約はない。本書の日付現在、ケイマン諸島において外国為替管理は行われていない。

受託会社は、ケイマン諸島信託法第81条に従って、トラストに関しケイマン諸島総督から保証書を受領した。かかる保証書には、トラストの設立の日付から向こう50年間にケイマン諸島で制定された所得、資本資産、資本利得またはキャピタル・ゲインに租税を課す法律および相続税的な性格を有する租税を課す法律はサブ・ファンドを構成する資産もしくはサブ・ファンドに起因する所得、またはかかる資産もしくは所得に関連してサブ・ファンドの受託会社もしくは受益者には適用されないことが明記される。受益証券の譲渡または買戻しに関してケイマン諸島で課される印紙税はない。

ケイマン諸島 金融口座情報の自動的交換

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスの向上および情報交換の促進のため、米国および英国との間で2つの政府間協定に調印した(以下、米国との間の協定を「US IGA」といい、英国との間の協定を「UK IGA」という。)。また、ケイマン諸島は、60カ国を超える他の諸国とともに、金融口座情報の自動的交換に関するOECD基準 共通報告基準(以下「CRS」といい、US IGAとUK IGAとあわせて「AEOI」という。)を実施するための多国間協定に調印した。

US IGAおよびUK IGAの効力を生じさせるため、またCRSの効力を生じさせるため、2014年7月4日および2015年10月16日付でそれぞれケイマン諸島規則が発行された(以下「AEOI規則」と総称する。)。AEOI規則に基づき、ケイマン諸島税務情報局(以下「ケイマン諸島税務情報局」という。)は、US IGAおよびUK IGAの適用に関する手引書を公表しており、CRSに関する指針を発行する権限を有する。

ケイマン諸島のすべての「金融機関」は、AEOI規則の登録、デュー・ディリジェンスおよび報告要件を遵守する義務を負う。但し、かかる金融機関が一または複数のAEOI制度に関して「非報告金融機関(関連するAEOI規則に定義される。)」となることを認める免除に依拠することができる場合はこの限りではない。ファンドは、対象となる限り、AEOI規則の要件を遵守することを意図している。

A E O I 規則により、報告金融機関は、特に、() (U S I G A に該当する場合のみ) グローバル仲介人識別番号 (以下「G I I N」という。) を取得するために米国内国歳入庁 (以下「I R S」という。) に登録すること、() ケイマン諸島税務情報局に登録し、これにより「報告金融機関」としての自らの地位をケイマン諸島税務情報局に通知すること、() 「報告対象口座」とみなされるか否かを確認するため、自らの口座のデュー・ディリジェンスを実施すること、および() かかる報告対象口座に関する情報をケイマン諸島税務情報局に報告することを義務付けられている。ケイマン諸島税務情報局は、毎年、ある報告対象口座に関連する海外の財政当局 (すなわち、米国報告対象口座の場合は I R S、英国報告対象口座等の場合は英国歳入関税庁) に対し、ケイマン諸島税務情報局に報告された情報を自動的に送信する。非報告金融機関は、A E O I 規則に基づき、いかなる義務も有していない。

U S I G A の定めにより、U S I G A を実施する A E O I 規則を遵守するケイマン諸島金融機関は、米国外国口座税務コンプライアンス法 (以下「F A T C A」という。) のデュー・ディリジェンスおよび報告要件を充足するとみなされ、したがって米国 F A T C A の要件を「遵守しているとみなされ」、F A T C A 源泉徴収税 (現在は30%の税率) を課税されることはなく、また、非協力的口座を解約する必要はない。ケイマン諸島報告金融機関は、F A T C A 源泉徴収税の課税を免除されるために、自らの米国 F A T C A 上の地位に関し、米国の納税申告用紙に身元証明確認書類を添付して米国源泉徴収代理人に対して提供することが必要となる場合がある。米国 F A T C A 源泉徴収税は、U S I G A の条項に基づき、ファンドへの支払に対して課されないが、ファンドが「重大な不遵守」の結果として不参加金融機関 (U S I G A に定義される。) とみなされた場合には、この限りではない。U S I G A を実施する A E O I 規則の下では、ケイマン諸島金融機関は、米国 F A T C A その他による口座保有者への支払に対して税金を源泉徴収する義務を負わない。

ファンドおよび / もしくはサブ・ファンドへの投資ならびに / またはこれらへの投資の継続により、投資者は、ファンドおよび / またはサブ・ファンドに対する追加情報の提供が必要となる可能性があること、ファンドの A E O I 規則への遵守が投資者情報の開示につながる可能性があること、および投資者情報が海外の財政当局との間で交換される可能性があることを了解したとみなされるものとする。投資者が (結果にかかわらず) 要求された情報を提供しない場合、受託会社は、その裁量において、対象となる投資者の強制買戻しまたは登録抹消を含むがこれに限られない対応措置を講じおよび / またはあらゆる救済措置を求める権利を留保する。

(C) その他の国

受託会社はケイマン諸島では課税されないが、サブ・ファンドはサブ・ファンドの投資に起因する所得または利得に関してその他の国で源泉徴収される租税を支払う責任を負うことがある。

5【運用状況】

(1)【投資状況】（資産別及び地域別の投資状況）

<エクイティ・ファンド>

（平成28年2月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	香港	335,674,156	16.82
	台湾	259,836,571	13.02
	日本	213,467,236	10.70
	韓国	159,133,550	7.97
	メキシコ	147,917,779	7.41
	インドネシア	134,520,260	6.74
	タイ	103,912,018	5.21
	中国	103,502,954	5.19
	フランス	96,218,805	4.82
	アメリカ合衆国	36,889,564	1.85
	英国	35,304,714	1.77
	ドイツ	31,108,445	1.56
	フィリピン	29,570,205	1.48
	小計	1,687,056,257	84.55
預託証券	中国	87,225,781	4.37
	デンマーク	73,832,269	3.70
	インド	50,680,629	2.54
	ロシア	29,832,040	1.50
	小計	241,570,719	12.11
小計		1,928,626,976	96.65
現金・その他の資産（負債控除後）		66,813,516	3.35
合計（純資産総額）		1,995,440,492	100.00

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。以下同じ。

<ボンド・ファンド>

(平成28年2月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託	ルクセンブルグ	4,202,043,291	67.97
	アイルランド	228,439,684	3.69
小計		4,430,482,975	71.66
現金・その他の資産(負債控除後)		1,752,089,682	28.34
合計(純資産総額)		6,182,572,657	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

<エクイティ・ファンド>

(株式)

(平成28年2月末日現在)

順位	銘柄名	国・地域名	業種	数量	取得価格(円)		時価(円)		投資比率(%)
					単価	金額	単価	金額	
1.	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACT COMP	台湾	コンピューター、電子・光学製品の製造	175,000	494.82	86,594,015	505.07	88,388,088	4.43
2.	PAX GLOBAL TECHNOLOGY LTD	香港	その他と信供与	740,000	127.52	94,362,856	118.85	87,946,215	4.41
3.	ユニ・チャーム株式会社	日本	基礎的な化学薬品および医薬品の製造	27,600	2,633.18	72,675,892	2,456.00	67,785,600	3.40
4.	TENCENT HOLDINGS LTD	中国	電気通信	32,800	2,203.92	72,288,523	2,059.13	67,539,489	3.38
5.	CHINA MOBILE (HK) LTD	香港	電気通信	56,500	1,529.47	86,415,322	1,192.82	67,394,087	3.38
6.	AIRPORTS OF THAILAND PCL (F)	タイ	輸送のための保管および支援事業	52,500	970.93	50,974,053	1,262.08	66,259,163	3.32
7.	BEIJING ENTERPRISES WATER GROUP LTD	香港	水収集、処理および供給	1,058,000	77.03	81,502,130	59.21	62,639,367	3.14
8.	CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	台湾	コンピューター、電子・光学製品の製造	70,000	1,206.47	84,453,093	881.34	61,693,699	3.09
9.	PEGATRON CORP	台湾	コンピューター、電子・光学製品の製造	230,000	344.38	79,207,872	267.79	61,592,006	3.09
10.	AMOREPACIFIC CORP	韓国	化学薬品および化学製品の製造	1,775	31,912.36	56,644,431	33,548.65	59,548,846	2.98
11.	MEDY-TOX INC	韓国	科学的研究および開発	1,426	39,583.74	56,446,420	40,669.17	57,994,243	2.91
12.	AIA GROUP LTD	香港	持株会社の事業	98,000	724.06	70,957,749	576.09	56,457,041	2.83
13.	HERMES INTERNATIONAL	フランス	衣服の製造	1,447	44,176.04	63,922,734	38,716.58	56,022,885	2.81
14.	日本空港ビルデング株式会社	日本	輸送のための保管および支援事業	12,000	6,606.09	79,273,040	3,965.00	47,580,000	2.38
15.	JASA MARGA PERSERO TBK PT	インドネシア	輸送のための保管および支援事業	1,058,000	45.36	47,987,595	44.70	47,294,912	2.37
16.	GRUMA SAB -B	メキシコ	食品の製造	25,000	1,161.83	29,045,644	1,778.02	44,450,464	2.23
17.	COSMAX INC	韓国	化学薬品および化学製品の製造	3,704	15,270.35	56,561,365	11,228.53	41,590,461	2.08
18.	株式会社村田製作所	日本	電気機器の製造	3,000	12,989.13	38,967,378	13,565.00	40,695,000	2.04
19.	TOTAL SA	フランス	原油および天然ガスの採掘	8,061	5,156.92	41,569,915	4,986.47	40,195,920	2.01
20.	PROMOTORA Y OPERADORA DE INF SAB CV	メキシコ	土木工学	30,455	1,381.30	42,067,370	1,303.82	39,707,918	1.99
21.	BANGKOK DUSIT MEDICAL SERVICE (F)	タイ	ヒューマンヘルス事業	551,100	66.00	36,373,189	68.32	37,652,855	1.89
22.	ALPHABET INC-CL C	アメリカ合衆国	本社の事業、経営コンサルタント事業	467	93,874.16	43,839,235	78,992.64	36,889,564	1.85
23.	TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD	香港	電気機器の製造	82,500	412.31	34,015,317	430.98	35,555,921	1.78
24.	RIO TINTO PLC	英国	金属鉱石の採鉱	12,303	3,527.21	43,395,273	2,869.60	35,304,714	1.77
25.	GRUPO AEROPORTUARIO DEL CENTRO NORT	メキシコ	輸送のための保管および支援事業	60,900	610.29	37,166,372	531.42	32,363,225	1.62
26.	PLA ADMINISTRADORA INDUSTRIA	メキシコ	ファンド運用事業	170,500	185.80	31,678,571	184.14	31,396,172	1.57
27.	MATAHARI DEPARTMENT STORE TBK	インドネシア	自動車およびオートバイ以外の小売業	199,700	144.52	28,860,951	155.83	31,118,266	1.56

(預託証券)

(平成28年2月末日現在)

順位	銘柄名	国・地域名	業種	数量	取得価格(円)		時価(円)		投資比率(%)
					単価	金額	単価	金額	
1.	VIPSHOP HOLDINGS LTD -ADR-	中国	自動車およびオートバイ以外の小売業	68,800	1,917.60	131,930,660	1,267.82	87,225,781	4.37
2.	NOVO-NORDISK A/S-SPONS ADR	デンマーク	基礎的な化学薬品および医薬品の製造	12,600	6,601.12	83,174,110	5,859.70	73,832,269	3.70
3.	HDFC BANK LTD -ADR-	インド	その他の金融仲介機関	8,400	7,456.22	62,632,272	6,033.41	50,680,629	2.54

<ボンド・ファンド>

(投資信託)

(平成28年2月末日現在)

順位	銘柄名	国・地域名	数量	取得価格(円)		時価(円)		投資比率(%)
				単価	金額	単価	金額	
1.	FIDELITY ASIA HIGH YIELD USD Y ACC	ルクセンブルグ	449,421	1,083.16	486,796,297	1,775.40	797,899,958	12.91
2.	NORDEA 1 EUR HGH YLD BD BI EUR ACC	ルクセンブルグ	185,386	2,927.50	542,718,420	3,729.99	691,487,720	11.18
3.	AMUNDI FD CONV EUROPE IE EUR ACC	ルクセンブルグ	3,604	166,894.26	601,486,927	149,455.73	538,638,455	8.71
4.	RWC GLOBAL CONVTLBS B FUND USD ACC	ルクセンブルグ	2,938	177,987.90	522,928,454	160,865.19	472,621,937	7.64
5.	SCHRODER ISF GLB HI YLD-I USD ACC	ルクセンブルグ	85,944	2,913.62	250,407,855	4,739.64	407,343,956	6.59
6.	PIONEER FD EURO HIGH YLD I EUR ACC	ルクセンブルグ	1,793	182,396.40	327,036,754	211,038.40	378,391,845	6.12
7.	CANDRIAM BONDS EUR HI YLD V EUR ACC	ルクセンブルグ	1,632	203,907.47	332,776,985	195,794.46	319,536,561	5.17
8.	EDR EMERGING BONDS FUND -I- EUR ACC	ルクセンブルグ	12,500	21,040.00	263,000,000	18,135.08	226,688,445	3.67
9.	GAVEKAL UCITS-CH FX IN FD A USD ACC	アイルランド	11,095	10,894.11	120,870,196	13,107.66	145,429,434	2.35
10.	PIONEER FDS-US HI YLD CORP BD I ACC	ルクセンブルグ	98,617	1,335.41	131,694,214	1,432.49	141,268,042	2.28
11.	ACM BERNSTEIN-GLOB.HY CL S1	ルクセンブルグ	49,942	1,884.95	94,138,254	2,288.61	114,297,563	1.85
12.	GOLDMAN SACHS GLB H YLD-10 USD ACC	ルクセンブルグ	64,713	1,070.18	69,254,304	1,759.60	113,868,809	1.84
13.	PIMCO GIS PLC CAP SECS I-USD ACC	アイルランド	52,567	1,497.40	78,714,019	1,579.13	83,010,250	1.34

【投資不動産物件】

該当事項なし(平成28年2月末日現在)。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし(平成28年2月末日現在)。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成27年3月1日から平成28年2月末日までの1年間における各月末ならびに下記会計年度末の純資産の推移は、以下のとおりである。

<エクイティ・ファンド>

	純資産総額 (円)	受益証券1万口当たり純資産価格 (円)
第一会計年度末 (平成22年10月末日)	90,202,367,987	9,121
第二会計年度末 (平成23年10月末日)	17,512,410,162	7,391
第三会計年度末 (平成24年10月末日)	7,939,592,036	7,004
第四会計年度末 (平成25年10月末日)	5,933,383,888	10,015
第五会計年度末 (平成26年10月末日)	4,119,852,754	10,702
第六会計年度末 (平成27年10月末日)	2,639,229,452	10,104
平成27年3月末日	3,691,938,664	10,977
4月末日	3,689,958,096	11,691
5月末日	3,683,483,271	12,182
6月末日	3,357,952,995	11,593
7月末日	3,000,374,685	10,802
8月末日	2,553,949,609	9,634
9月末日	2,439,324,934	9,277
10月末日	2,639,229,452	10,104
11月末日	2,581,328,472	10,082
12月末日	2,388,045,963	9,546
平成28年1月末日	2,200,490,167	8,865
2月末日	1,995,440,492	8,073

< ボンド・ファンド >

	純資産総額 (円)	受益証券1万口当たり純資産価格 (円)
第一会計年度末 (平成22年10月末日)	161,387,006,485	9,139
第二会計年度末 (平成23年10月末日)	48,387,336,066	6,888
第三会計年度末 (平成24年10月末日)	21,595,728,396	6,082
第四会計年度末 (平成25年10月末日)	14,154,020,317	6,436
第五会計年度末 (平成26年10月末日)	11,036,417,620	6,343
第六会計年度末 (平成27年10月末日)	8,371,458,682	5,556
平成27年3月末日	9,708,976,073	6,044
4月末日	9,604,321,766	6,070
5月末日	9,654,099,683	6,156
6月末日	9,400,054,092	5,955
7月末日	9,253,329,723	5,933
8月末日	8,784,952,549	5,666
9月末日	8,457,707,686	5,467
10月末日	8,371,458,682	5,556
11月末日	8,178,859,525	5,526
12月末日	7,185,393,622	5,209
平成28年1月末日	6,810,926,509	5,056
2月末日	6,182,572,657	4,665

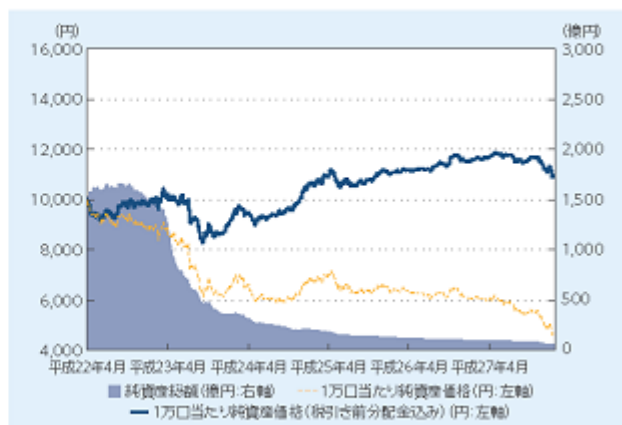
< 参考情報 >

純資産総額および受益証券1万口当たり純資産価格の推移(平成22年4月28日(設定日)～平成28年2月末日)

エクイティ・ファンド



ボンド・ファンド



(注) 1万口当たり純資産価格(税引前分配金込み)とは、税引前分配金を加算した1万口当たり純資産価格です。

【分配の推移】

<エクイティ・ファンド>

該当事項なし（平成28年2月末日現在）。

<ボンド・ファンド>

	受益証券1万口当たり分配額 (円)
第一会計年度 (平成22年3月11日～平成22年10月末日)	540
第二会計年度 (平成22年11月1日～平成23年10月末日)	1,620
第三会計年度 (平成23年11月1日～平成24年10月末日)	1,390
第四会計年度 (平成24年11月1日～平成25年10月末日)	840
第五会計年度 (平成25年11月1日～平成26年10月末日)	840
第六会計年度 (平成26年11月1日～平成27年10月末日)	840
平成27年3月	70
4月	70
5月	70
6月	70
7月	70
8月	70
9月	70
10月	70
11月	70
12月	70
平成28年1月	40
2月	40
設立来累計	6,290

【収益率の推移】

<エクイティ・ファンド>

	収益率(注)
第一会計年度 (平成22年3月11日～平成22年10月末日)	- 8.79%
第二会計年度 (平成22年11月1日～平成23年10月末日)	- 18.97%
第三会計年度 (平成23年11月1日～平成24年10月末日)	- 5.24%
第四会計年度 (平成24年11月1日～平成25年10月末日)	42.99%
第五会計年度 (平成25年11月1日～平成26年10月末日)	6.86%
第六会計年度 (平成26年11月1日～平成27年10月末日)	- 5.59%

<ボンド・ファンド>

	収益率
第一会計年度 (平成22年3月11日～平成22年10月末日)	- 3.21%
第二会計年度 (平成22年11月1日～平成23年10月末日)	- 6.90%
第三会計年度 (平成23年11月1日～平成24年10月末日)	8.48%
第四会計年度 (平成24年11月1日～平成25年10月末日)	19.63%
第五会計年度 (平成25年11月1日～平成26年10月末日)	11.61%
第六会計年度 (平成26年11月1日～平成27年10月末日)	0.84%

(注) 収益率は、以下の算式により算出されている。

$$\text{収益率}(\%) = (a - b) / b \times 100$$

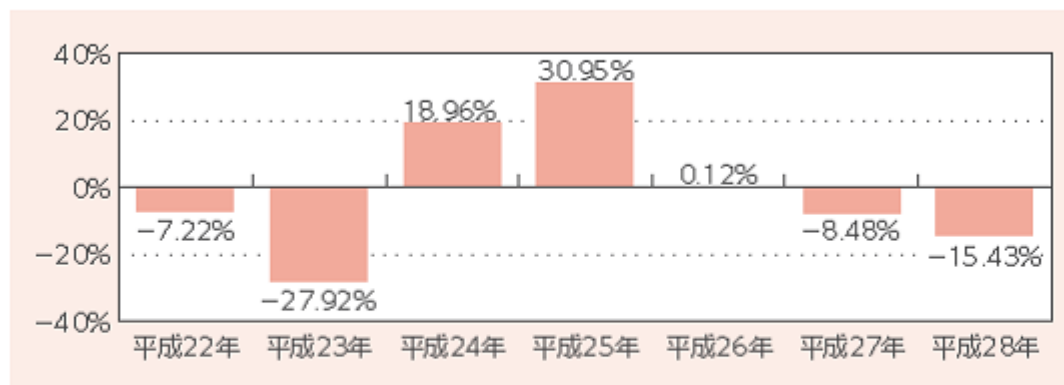
a = 会計年度末の受益証券1口当たり純資産価格(分配付の額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の受益証券1口当たり純資産価格(分配落の額)

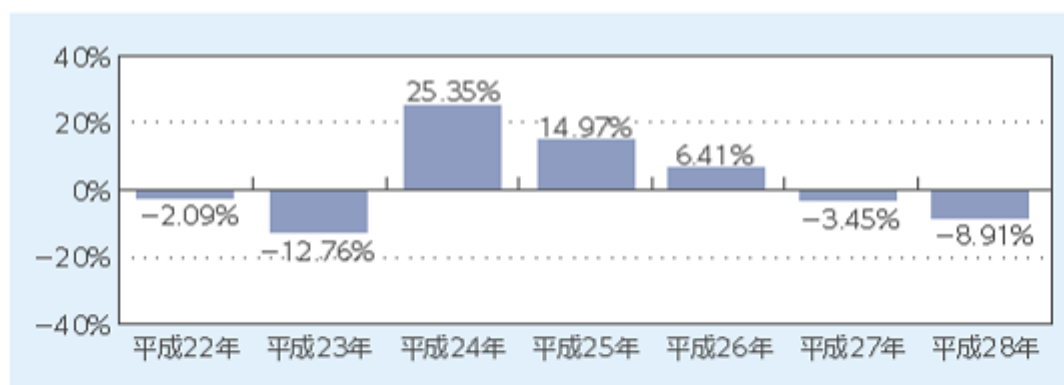
ただし、第一会計年度については、当初発行価格(当初発行価格は、それぞれエクイティ・ファンドが1円、ボンド・ファンドが1円である。)

< 参考情報 >

エクイティ・ファンド



ボンド・ファンド



(注1) 収益率は、以下の算式により算出されています。

$$\text{収益率 (\%)} = (a - b) / b \times 100$$

a = 各暦年末現在の受益証券1口当たり純資産価格(当該各暦年の分配金(税引前)の合計金額を加えた額)

b = 当該各暦年の直前の各暦年末現在の受益証券1口当たり純資産価格(分配金の額)

ただし、平成22年については、当初発行価格(当初発行価格は、それぞれエクイティ・ファンドが1円、ボンド・ファンドが1円です。)

(注2) 平成22年は4月28日(設定日)から12月末日まで、平成28年は1月1日から2月末日までの収益率です。

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度中の販売および買戻しの実績、ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次のとおりである。

<エクイティ・ファンド>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第一会計年度 (平成22年3月11日～ 平成22年10月末日)	117,886,883,068 (117,886,883,068)	18,996,319,351 (18,996,319,351)	98,890,563,717 (98,890,563,717)
第二会計年度 (平成22年11月1日～ 平成23年10月末日)	548,192,804 (548,192,804)	75,742,956,689 (75,742,956,689)	23,695,799,832 (23,695,799,832)
第三会計年度 (平成23年11月1日～ 平成24年10月末日)	8,449,563 (8,449,563)	12,369,206,589 (12,369,206,589)	11,335,042,806 (11,335,042,806)
第四会計年度 (平成24年11月1日～ 平成25年10月末日)	19,656,681 (19,656,681)	5,429,978,246 (5,429,978,246)	5,924,721,241 (5,924,721,241)
第五会計年度 (平成25年11月1日～ 平成26年10月末日)	20,000,973 (20,000,973)	2,095,089,727 (2,095,089,727)	3,849,632,487 (3,849,632,487)
第六会計年度 (平成26年11月1日～ 平成27年10月末日)	4,680,602 (4,680,602)	1,242,314,701 (1,242,314,701)	2,611,998,388 (2,611,998,388)

(注) () の数は本邦内における販売口数、買戻口数または発行済口数である。以下、同じ。

<ボンド・ファンド>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第一会計年度 (平成22年3月11日～ 平成22年10月末日)	182,493,939,331 (182,493,939,331)	5,901,796,945 (5,901,796,945)	176,592,142,386 (176,592,142,386)
第二会計年度 (平成22年11月1日～ 平成23年10月末日)	7,727,890,335 (7,727,890,335)	114,068,404,652 (114,068,404,652)	70,251,628,069 (70,251,628,069)
第三会計年度 (平成23年11月1日～ 平成24年10月末日)	286,298,565 (286,298,565)	35,028,433,546 (35,028,433,546)	35,509,493,088 (35,509,493,088)
第四会計年度 (平成24年11月1日～ 平成25年10月末日)	171,510,164 (171,510,164)	13,687,958,486 (13,687,958,486)	21,993,044,766 (21,993,044,766)
第五会計年度 (平成25年11月1日～ 平成26年10月末日)	138,638,728 (138,638,728)	4,732,870,593 (4,732,870,593)	17,398,812,901 (17,398,812,901)
第六会計年度 (平成26年11月1日～ 平成27年10月末日)	1,090,900,000 (1,090,900,000)	3,423,450,928 (3,423,450,928)	15,066,261,973 (15,066,261,973)

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売

手続

受益証券は、申込者が買付けを希望する受益証券の口数を明記した申込通知を記入し、これを管理事務代行会社へ送付することにより買い付けることができる。申込通知の写しは管理事務代行会社から入手することができる。申込者は、適格投資家であることを証明することが義務付けられている。かかる申込通知が管理会社および管理事務代行会社が満足するよう記入された場合、管理会社は、関連する受益証券を発行し、管理事務代行会社は申込者の名義で受益証券を登録する。

受益証券の申込

受益証券は、以下の申込みの通知の手続に従い、各発行日において、関連する受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という。）で発行され、取得される。発行価格は、停止手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する発行日において計算され、公表される。

受益証券は、各発行日に、関連する発行日において管理事務代行会社が受領した申込通知に関して発行される。受益証券の申込みを希望する投資者は、申込口数を明記した申込通知を当該発行日の午前8時（ルクセンブルグ時間）までに管理事務代行会社に提出しなければならない。販売会社を通じて受益証券の申込みを希望する投資者は、申込口数を明記した買付注文を関連する発行日の午後3時（日本時間）までに販売会社に提出しなければならない。販売会社は、申込通知を当日の午後6時（日本時間）までに管理事務代行会社に取り次がなければならない。管理事務代行会社が一旦受け取った申込通知は撤回不能である。

申込者1名当たりの受益証券の最低申込口数は、10万口以上1万口単位である。端数受益証券は発行されない。

投資者が管理事務代行会社との間で他の通貨で支払を行う旨の取決めを行わない限り、支払いは参照通貨で行われなければならない。他の自由に交換可能な通貨での支払は、参照通貨に交換され、（当該交換に係る経費の控除後の）交換による手取金は、申込代金の支払に充当される。通貨の交換は、投資者にとって多少の遅延および経費の負担を伴うことがある。

申込総額の3.5%（税抜）を上限とする申込手数料（適用ある租税が加算される。）が加算されることがある。

販売会社によって徴収された申込手数料を除く申込金額は、即時入手可能な資金により、保管会社によって関連する発行日または管理会社が随時決定するその他の日の後4営業日以内（または当該4営業日目に決済を行えなかった場合、当該4営業日目の直後の決済可能な日）に、受領されなければならない。

管理会社は、その単独の裁量において、請求された支払いが保管会社に受領されなかった結果生じる損失について、かかる損失が管理会社の重大な過失または故意による不法行為に起因しない限り、申込者に対して関連するサブ・ファンドに補償することを要求する権利を留保している。

トラストは、FATCAを遵守する参加外国金融機関である（受益証券の登録名義人となる）販売会社によってのみ販売される。管理会社は、1933年米国証券法を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すことまたは米国人への譲渡を登録することを拒絶することができる。

適格投資家

各サブ・ファンドの方針により、（ ）米国に居住する自然人、（ ）米国の法律に基づいて設立されたパートナーシップまたは法人、（ ）執行者または財産管理人が米国人である財団、（ ）受託者が米国人である信託、（ ）米国に所在する外国の団体の代理人または支店、（ ）米国人の利益のためにまたは米国人の計算により証券業者またはその他の受託者が保有する非一任勘定または類似の勘定（財団または信託を除く。）、（ ）米国で設立され、また（個人の場合は）米国に居住する証券業者またはその他の信託義務を負う組織が保有する一任勘定または類似の勘定（財団または信託を除く。）、および（ ）パートナーシップまたは法人のうち（A）外国の法域の法律に基づいて設立され、かつ（B）米国証券法に基づき登録されていない有価証券に投資することを主たる目的として米国人が設立したもの（ただし、自然人、財団または信託以外の認定投資家（米国証券法に基づくルール501（a）の定義に従う。）が設立し、または所有している場合を除く。）（以下「米国人」という。）に、受益証券を販売することはできない。

ケイマン諸島に居住し、または住所を有する者（ケイマン諸島で設立された免税会社または通常の非居住会社を除く。）（以下「ケイマン人」という。）が受益証券を保有することはできない。

したがって、受益証券は、適格投資家に対して、または適格投資家の利益のためにのみ募集され、発行される。更に、各サブ・ファンドの方針により、受益証券の販売が違法となる投資者に対する受益証券の販売が禁止される。受託会社は、管理会社と協議の上、上記の禁止事項に反して販売され、または取得された受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かかる権利を行使する予定である。

テロ組織への資金供与に対するマネー・ロンダリング防止および身元確認手続

マネー・ロンダリングおよびテロリストへの資金供与の防止を目的としたマネー・ロンダリング防止規則（随時改正または変更される。）、ケイマン諸島のマネー・ロンダリングおよびテロリストへの資金供与の防止および検出にかかる規則（2015年8月）ならびにルクセンブルグにおいて適用ある法令に基づく各種規定を遵守するために、トラストの受託会社としての地位を有する受託会社、管理会社および管理事務代行会社（以下「関係各社」という。）はマネー・ロンダリング防止およびテロ資金対策手続を設定・維持する義務を負い、また、受益証券の購入申込者に対して身元と資金源を確認するための証拠資料の提供を要求することができる。受託会社は、許容される場合であって、一定の要件を充足する場合には、マネーロンダリング防止およびテロ資金対策手続（デューディリジェンス情報の取得を含む。）を適切な者に委託することもできる。

関係各社は、受益者（すなわち購入申込者または譲受人）の身元を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。ただし、関係各社は、マネー・ロンダリング防止規則（随時改正または変更される。）または適用ある法律に基づく免除規定が適用される場合、完全なデューディリジェンスを要求しないこととすることもできる。申込み時の状況にもよるが、以下の場合には、詳細な身元確認が必要とされないことがある。

- （a）購入申込者が、公認の金融機関に開設している購入申込者本人名義の口座から支払を行い、買戻金／分配金が購入申込者に直接支払われる場合
- （b）購入申込者が、公認の規制当局の規制を受けているか、または公認の証券取引所（もしくはいずれかの下部組織）に上場しており、かつ、公認の法域においてまたはかかる法域の法律に基づいて設立または組成された場合
- （c）申込みが、公認の規制当局の規制を受けており、かつ、公認の法域においてまたはかかる法域の法律に基づいて設立または組成された仲介業者を介して行われたものであって、実質的な投資家について行われる手続が保証されている場合

上記における「公認の金融機関」、「公認の規制当局」、「公認の証券取引所」または「公認の法域」は、CIMAがケイマン諸島と同等のマネー・ロンダリング防止規制を有していると承認した法域を参照しながら、マネー・ロンダリング防止規則に基づいて決定される。

購入申込者が身元確認のために要求された情報の提供を怠るか、または遅延した場合、関係各社は、申込みを拒絶することができ、かかる場合、受領された申込金は、利息を付さずに送金元の口座に返金される。

関係各社は、受益者に対して買戻代金または分配金を支払うことが適用法令を遵守していないこととなる可能性があるかと疑うか、もしくは遵守していない可能性があるかと助言されている場合、または関係各社による適用ある法律もしくは規制の遵守を確保するために買戻代金または分配金の支払の拒絶が必要もしくは適切と考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金または分配金の支払を拒絶することができる。

ケイマン諸島の居住者は、他の者が犯罪行為に従事していること、またはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを知りもしくはそのような疑惑を抱き、または、知りもしくは疑惑を抱く合理的な理由がある場合であって、かかる認識または疑惑に関する情報を規制されたセクターにおける業務の遂行、その他の取引、職業、業務または雇用の過程において得た場合、当該者は、かかる認識または疑惑を、(i)犯罪行為もしくはマネーロンダリングに関するものである場合には、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律（2014年改正）に基づいてケイマン諸島の財務報告当局に対して、また、()テロ行為またはテロリストの資金提供もしくは資産に関するものである場合には、ケイマン諸島テロリズム法（2015年改正）に基づいて巡査以上の階級の警察官または財務報告当局に対して、通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の秘匿または開示制限の違反とはみなされない。

所有確認書

受益者名簿に記載する口数の受益証券に対する登録保有者の権原を証する券面は発行されない。ただし、券面の発行を求める受益者の請求に応じて、受益者が費用を負担する場合を除く。（明示的、黙示的または解釈によるものかを問わず）信託にかかる通知は、受益者名簿には記載されない。以上の規定にかかわらず、管理事務代行会社は、合理的に可能な限り、各サブ・ファンドの受益証券の申込みまたは買戻しに関する確認書を、ファックスまたは合意した他の手段により販売会社に送付するものとする。

管理事務代行会社は、各サブ・ファンドの受益者名簿を備置することについて責任を負い、受益者名簿に受益証券のすべての発行、買戻しおよび譲渡を記録する。発行されたすべての受益証券は、受益者名簿に登録され、関連する受益者名簿は受益証券の所有に関する確定的な証拠となる。受益証券は一人の名義または四名を限度とする共同名義で登録することができる。各受益者名簿は、関連する受益者が管理事務代行会社の事務所で、通常の営業時間内に受益者が自由に閲覧できる。

受益者は、自らの個人情報に変更があった場合は、速やかに書面で管理事務代行会社に通知しなければならない。

その他

管理事務代行会社は、管理会社と協議の上、その絶対的裁量において、理由を付することなく受益証券の申込みの一部または全部を拒絶する権利を留保する。申込みが拒絶された場合、申込代金は、申込者のリスク負担において利息を付さずに申込者に返金される。

受益証券の発行は、関連する追補信託証書に定める理由により、管理事務代行会社または管理会社の裁量により中止される場合がある。

各受益者は、販売会社または管理事務代行会社（場合による。）に対して、登録された自身の情報に変更（投資者が適格投資家でなくなることを意味する変更を含む。）があった場合、書面により販売会社または管理事務代行会社（場合による。）に通知するとともに、上記の変更に係る販売会社または管理事務代行会社（場合による。）が合理的に請求した追加書類を、販売会社または管理事務代行会社（場合による。）に対して提出しなければならない。

譲渡制限

すべての受益者は、管理会社または販売会社はその絶対的裁量で随時承認した様式の書面によって、保有する受益証券を譲渡することができる。ただし、譲受人は、その時点で適用ある法域の法律規定、政府等の要求事項もしくは規則または管理会社もしくは販売会社の方針を遵守するために管理会社または販売会社の要求する情報を提出すること、および管理会社または販売会社が事前に書面で譲渡を承認し、管理事務代行会社に通知することを条件とする。さらに、譲受人は、() 受益証券を適格投資家に譲渡すること、() 譲受人は自己の計算で受益証券を取得すること、および()

管理会社または販売会社はその絶対的裁量で要求したその他の事項に関して、書面により管理会社または販売会社に表明する義務を負う。

管理会社または販売会社は、すべての譲渡証書に譲渡人および譲受人または譲渡人および譲受人の代理人が署名することを要求することができる。譲渡が登録され、譲受人の氏名が受益者名簿に記載されるまで、譲渡人が依然として受益者であり、譲渡の対象となった受益証券に対する権利を有するとみなされる。

（２）日本における販売

日本においては、申込期間中の営業日に受益証券の申込みの取扱いが行われる。その場合、販売会社は、「外国証券取引口座約款」および他所定の約款を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。トラストは、F A T C Aを遵守する参加外国金融機関である（受益証券の登録名義人となる）販売会社によってのみ販売される。管理会社は、1933年米国証券法を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すことまたは米国人への譲渡を登録することを拒絶することができる。投資者は、日本における約定日から起算して日本における４営業日目に、申込金額および申込手数料を販売会社に支払う。

日本の投資者は日本における営業日の午後３時（日本時間）までに取得の申込みをすることができる。

販売会社は、原則として、各発行日の午後６時（日本時間）までに日本の投資者によりなされた買付注文を管理事務代行会社に取り次ぐ。発行日とは、毎営業日または管理会社が随時決定するその他の日をいう。発行価格は通常、発行日に算出される。通常、販売会社は発行日の日本における翌営業日に注文の成立を確認することができ、かかる確認した日を日本における約定日という。

申込者１名当たりの受益証券への最低申込口数は、10万口以上１万口単位である。端数受益証券は、一切発行されないものとする。

受益証券の取得申込みにあたって、以下の申込手数料が課される。

申込口数	申込手数料
1億口未満	3.78%（税抜3.50%）
1億口以上5億口未満	2.16%（税抜2.00%）
5億口以上10億口未満	1.08%（税抜1.00%）
10億口以上	0.81%（税抜0.75%）

ただし、管理会社および販売会社が別途合意する場合にはそれに従うものとし、上記と異なる取扱いをすることができる。

投資者は、受益証券の保管を販売会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払いと引換えに、取引残高報告書または他の通知書を販売会社から受領する。申込金額および申込手数料の支払いは円貨による。

なお、日本証券業協会の協会員である販売会社は、サブ・ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができない。

受益証券は、適格投資家に対して、または適格投資家の利益のためだけに販売され、発行される。更に、サブ・ファンドの方針により、受益証券の販売が違法となる投資者に受益証券の販売が禁止される。受託会社は、管理会社と協議の上、上記の禁止事項に反して販売され、または取得された受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かかる権利を行使する予定である。

受益証券の申込者が過度な取引を行った履歴がある場合や、マーケット・タイミング取引を行ったことが疑われる場合、取得申込みは受け付けられないことがある。

前記「（１）海外における販売」における記載も、適宜、日本における販売にも適用される。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し

受益証券は、以下の買戻請求の通知の手続に従い、受益証券に関するいずれかの買戻日に、当該買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という。）で買い戻すことができる。買戻価格は、停止手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する買戻日に計算され、公表される。

受益証券は、管理事務代行会社が受領した買戻請求通知に関して各買戻日現在で買い戻される。受益者は、買い戻す受益証券の口数を明記した買戻請求通知を関連する買戻日の午前8時（ルクセンブルグ時間）までに管理事務代行会社に提出しなければならない。販売会社を通じて受益証券の買戻しを希望する受益者は、買戻口数を明記した買戻注文を当該買戻日の午後3時（日本時間）までに販売会社に提出しなければならない。販売会社は、買戻請求通知を当該買戻日の午後6時（日本時間）までに管理事務代行会社に取り次がなければならない。

買戻日における受益者1人当たりの受益証券の最低買戻口数は、1口以上1口単位とする。端数受益証券は、一切買い戻されないものとする。

買戻しの制限

いずれかの買戻日における関連するサブ・ファンドに関する買戻請求通知の合計が、管理会社はその絶対的裁量において決定する一定の割合または金額を超える場合、管理会社は、当該買戻請求通知に関する買戻代金の支払要件を充足するために十分な資産を換金するまで、かかる買戻日もしくは当該サブ・ファンドの純資産総額の計算を延期するか、または、当該サブ・ファンドの買い戻される受益証券の総口数を管理会社が決定する一定の割合もしくは金額まで制限することにより、受益者の買戻請求を比例按分方式により縮小することができ、その後の買戻日に関して受け取る買戻請求通知に優先してその後の買戻日時時点で残余が買い戻される。

純資産総額の算定が一時停止決定されている期間中は、受益証券の買戻しは行われぬ（詳細については後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価（ロ）純資産総額の計算の一時停止」の項参照）。

管理会社は流動性管理システムを用い、トラストの流動性リスクを監視する手法を実施し、トラストのため、管理会社が受益者からの買戻請求に随時応じられるだけのポートフォリオの流動性を通常確保している。

買戻代金の支払い

買戻代金の支払いは、通常、関連する買戻日の4営業日後（もしくは当該4営業日目前に決済を行うことができなかつた場合、当該4営業日目の直後の決済可能な日）または管理会社が随時決定するその他の日までに行われる。支払いは、関連する受益者から管理事務代行会社に出された指示に従って、受益者の危険および費用負担により、円貨により直接送金によって行われる。買戻代金に支払前の利息は付されない。

強制買戻し

管理会社は、受託会社のために、以下に掲げる状況を含む（ただし、これらに限られない。）いずれかの理由により、1営業日前から5営業日前までの間にあるサブ・ファンドの受益者に書面による通知を行うことにより、それまでに買戻しが行われていないかかるサブ・ファンドの受益証券の一部または全部を、特定の日における受益証券1口当たり純資産価格により買い戻すことができる。

- (a) サブ・ファンドの受益証券が、直接または実質的に以下に掲げるいずれかの者によって所有されていると受託会社もしくは管理会社が認識し、またはそのように認識する理由がある場合
- () いずれかの国または政府機関が定めた法律または要件に違反するため、受益証券を保有する資格がない者（その結果として、そうでなければサブ・ファンドの信託財産、受託会社または管理会社が負わずに済む納税責任を負い、または被らずに済む金銭上の不利益をサブ・ファンドの信託財産、受託会社または管理会社が被る場合を含む。）
 - () 適格投資家でない者、または適格投資家でない者に代わりもしくはその利益のために受益証券を取得した者
 - () それがなければサブ・ファンドの信託財産、受託会社または管理会社が負い、または被ることがなかつたであろう納税責任をサブ・ファンドの信託財産、受託会社または管理会社が負い、また

は法律面、金銭面、規制面もしくは重大な運営面で結果的に不利益を被ることになると管理会社が判断する状況下にある者

- (b) 受益者が保有する受益証券の口数が、本書に定めるサブ・ファンドに関して必要な最低の口数（もしあれば）に満たない場合
- (c) 受益証券の移転により、受益者が取得または保有するサブ・ファンドの受益証券の口数が、本書に定めるサブ・ファンドに関して必要な最低の口数（もしあれば）に満たなくなった場合
- (d) ある受益者による買戻請求を受理した場合に、結果的にサブ・ファンドの発行済受益証券の口数またはかかる受益証券の純資産価額の総額が、本書に定める最低口数または最低金額を下回るようになる場合
- (e) 受益者が保有する受益証券に関して支払うべき公租公課が、受託会社による支払を求める通知の送付後30日間未払いのままである場合
- (f) 受益者が行ったいずれかの表明が真実かつ正確でないか、もしくは真実かつ正確でなくなった場合または受益者が引き続き受益証券を所有することにより、サブ・ファンドもしくはサブ・ファンドの受益者に対して不利な税効果が及ぶ過大なリスクがもたらされる場合
- (g) 受益者が受益証券に関する申込代金を支払わない場合
- (h) 受託会社または管理会社が買戻しを行うことがサブ・ファンドの受益者の利益に適うと合理的に判断する場合
- (i) 管理会社の意見において、サブ・ファンドの純資産総額が投資方針を遂行するのに不十分である場合
- (j) 受益者が引き続き受益証券を所有することにより、サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの受益者の利益を損なう可能性がある場合
- (k) ケイマン諸島の当局の命令に基づく場合

上記に代わり、上記（a）の場合において、受託会社または管理会社は、受益者に対して、保有する受益証券を売却するよう命じることができ、受益者はかかる通知を受領次第、速やかに受益証券を適格投資家に売却し、かつ受託会社または管理会社に対して当該売却の証拠を提出しなければならない。

なお、管理会社が1933年米国証券法の遵守を確保するために適切と判断する場合、管理会社は米国人が保有するファンド証券の買戻しを行い、また米国人への移転の登録を拒絶することができる。ファンド証券は証券取引所に上場される予定はなく、ファンド証券のための公開市場の存在は予定されていない。

（2）日本における買戻し

受益証券は、以下の手続に従い、受益証券に関するいずれかの買戻日に、当該買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という。）で買い戻すことができる。買戻価格は、通常、関連する買戻日に、管理事務代行会社が計算し、公表する。

日本の実質的な受益者は、以下の制限に従い、買戻日の午後3時（日本時間）までに販売会社に通知を行うことにより、1口以上1口単位による受益証券の買戻しを請求することができる。販売会社は、買戻日の午後6時（日本時間）までに買戻請求通知を管理事務代行会社に取り次がなければならない。買戻日とは、毎営業日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

大量の買戻請求があった場合、前記「（1）海外における買戻し」の「買戻しの制限」が適用されることがある。

日本の投資者に対する買戻代金の支払は、通常、日本における約定日（買戻日の日本における翌営業日）（同日を含む。）から起算して日本における4営業日目に行われる。

買戻手数料は課されない。買戻代金の支払は、外国証券取引口座約款の定めるところに従って販売会社を通じて、円貨により行われる。

前記「（1）海外における買戻し」における記載も、適宜、日本における買戻しにも適用される。

3【受益証券の転換】

(1) 海外における転換

受益者は、自己が保有する各サブ・ファンドの受益証券の全部または一部と、他の既存のサブ・ファンド（以下「転換先サブ・ファンド」という。）の受益証券またはそのクラスとの転換を請求することができる。転換請求は、関連する買戻日の午後3時（日本時間）または管理事務代行会社が販売会社と協議の上決定するその他の時刻までに、販売会社によって受領されなければならない。販売会社は、当該転換請求を同日の午後6時（日本時間）までに管理事務代行会社に取り次がなければならない。管理会社は、その単独の裁量により、受益証券の買戻しまたは申込みに適用される制限がある場合、関連するサブ・ファンドの受益証券の転換を拒絶することができる。提出された転換請求は、管理会社が別途承諾する場合を除き、撤回不能である。

受益証券の各転換は、保有している関連するサブ・ファンドの受益証券の買戻しと転換先サブ・ファンドの受益証券の申込みの組み合わせとして処理される。

転換手数料は、販売会社の選択により課されることがある。

転換手数料（もしあれば）は、以下に企図する方法で計算され、課される。疑義を避けるため付言すると、受益証券の転換について、転換手数料以外に販売会社から追加の申込手数料を課されることはない。

保有している関連するサブ・ファンドの受益証券の全部または一部が転換先サブ・ファンドの受益証券に転換される割合は、以下の公式に従い算定される。

$$A = \frac{B \times NAV 1}{NAV 2 \times (1 + r)}$$

上記の公式における記号の意味は以下のとおりである。

- 「A」 転換により発行される転換先サブ・ファンドの受益証券の口数。端数受益証券は発行されない。端数受益証券に関連する残余额は、転換先サブ・ファンドに帰属する。
- 「B」 転換される関連するサブ・ファンドの受益証券の口数
- 「r」 適用される転換手数料の料率（これに対する租税を含む。）（もしあれば）
- 「NAV 1」 適用ある買戻日の適用ある為替相場により、転換により発行される受益証券の参照通貨に換算した適用ある買戻日現在の関連するサブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格（適用ある税額の控除後）（適用ある税法により必要とされる場合）。
- 「NAV 2」 転換先サブ・ファンド受益証券の関連する発行日に適用される転換先サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格（申込手数料を除く。）。ただし、関連する買戻日が転換先サブ・ファンドの発行日ではない場合、転換先サブ・ファンドの翌発行日の受益証券1口当たり純資産価格が適用され、同日に換算が完了する。ただしこの場合も、適用ある買戻日から適用ある発行日までの期間に対応する利息は、受益者に対して支払われない。

受益証券の転換は、一定の税効果を有する場合があります。また、課税の対象となる場合がある（適用ある場合）。受益者は、転換の税効果について各自の税務アドバイザーに相談すべきである。管理会社は、一または複数のサブ・ファンドの受益証券に関して、後記「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、4 資産管理等の概要、(1) 資産の評価、(ロ) 純資産総額の計算の一時停止」に定める状況が存在する場合、転換を停止する権利を留保する。

(2) 日本における転換

受益者は、自己が保有する各サブ・ファンドの受益証券の全部または一部と、他の既存のサブ・ファンド（以下「転換先サブ・ファンド」という。）の受益証券またはそのクラスとの転換を請求することができる。転換請求は、関連する買戻日の午後3時（日本時間）または管理事務代行会社が販売会社と協議の上決定するその他の時刻までに、販売会社によって受領されなければならない。販売会社は、当該転換請求を同日の午後6時（日本時間）までに管理事務代行会社に取り次がなければならない。代行協会員が必要と認める場合には、日本において転換を取り扱わないことがある。管理会社は、その単独の裁量により、受益証券の買戻しまたは申込みに適用される制限がある場合、関連するサブ・ファンドの受益証券の転換を拒絶することができる。提出された転換請求は、管理会社が別途承諾する場合を除き、撤回不能である。

転換に係る受益証券の最低口数は、1万口以上1口単位とする。

受益証券の各転換は、保有している関連するサブ・ファンドの受益証券の買戻しと転換先サブ・ファンドの受益証券の申込みの組み合わせとして処理される。

転換手数料は課されない。

転換手数料（もしあれば）は、以下に企図する方法で計算され、課される。疑義を避けるため付言すると、受益証券の転換について、転換手数料以外に販売会社から追加の申込手数料を課されることはない。

保有している関連するサブ・ファンドの受益証券の全部または一部が転換先サブ・ファンドの受益証券に転換される割合は、以下の公式に従い算定される。

$$A = \frac{B \times NAV 1}{NAV 2 \times (1 + r)}$$

上記の公式における記号の意味は以下のとおりである。

- 「A」 転換により発行される転換先サブ・ファンドの受益証券の口数。端数受益証券は発行されない。端数受益証券に関連する残余额は、転換先サブ・ファンドに帰属する。
- 「B」 転換される関連するサブ・ファンドの受益証券の口数
- 「r」 適用される転換手数料の料率（これに対する租税を含む。）（もしあれば）
- 「NAV 1」 適用ある買戻日の適用ある為替相場により、転換により発行される受益証券の参照通貨に換算した適用ある買戻日現在の関連するサブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格（適用ある税額の控除後）（適用ある税法により必要とされる場合）。
- 「NAV 2」 転換先サブ・ファンド受益証券の関連する発行日に適用される転換先サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格（申込手数料を除く。）。ただし、関連する買戻日が転換先サブ・ファンドの発行日ではない場合、転換先サブ・ファンドの翌発行日の受益証券1口当たり純資産価格が適用され、同日に換算が完了する。ただしこの場合も、適用ある買戻日から適用ある発行日までの期間に対応する利息は、受益者に対して支払われない。

受益証券の転換は、一定の税効果を有する場合がありますが、また、課税の対象となる場合があります（適用ある場合）。受益者は、転換の税効果について各自の税務アドバイザーに相談すべきである。管理会社は、一または複数のサブ・ファンドの受益証券に関して、後記「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、4 資産管理等の概要、(1) 資産の評価、(ロ) 純資産総額の計算の一時停止」に定める状況が存在する場合、転換を停止する権利を留保する。

4【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

(イ)純資産総額の決定

管理会社は、各サブ・ファンドの受益証券の純資産総額を、当該サブ・ファンドに係る各評価日の直近の入手可能な市場価格を用いて自ら計算するか、または管理事務代行会社に計算させるものとする。管理会社が異なる決定を下さない限り、受益証券1口当たり純資産価格は、関連するサブ・ファンドの参照通貨により計算される。

各評価日現在の各サブ・ファンドの純資産総額は、以下に掲げる要領で算定する。

1. 最初に、かかるサブ・ファンドの前評価日終了時点の申込みおよび買戻しに関する受取勘定および支払勘定を調整し、その後かかるサブ・ファンドに係る評価日に関する信託財産の価額の実現または未実現の増加または減少（管理会社（または管理会社を代理する管理事務代行会社）の裁量において、為替取引に関連する資産または負債を除く。）を配分する。
2. 次に、資産または負債の増加または減少（為替取引を含むが、これに限られない。）を配分する。
3. さらに、かかるサブ・ファンドに係る評価日現在で受益者に分配する金額を除外する。

あるサブ・ファンド（または、場合により、あるサブ・ファンドのクラスもしくはシリーズ）のすべての受益証券について、受益証券1口当たり純資産価格は同一である。したがって、あるサブ・ファンド（または、場合により、クラスもしくはシリーズ）の受益証券1口当たり純資産価格は、かかるサブ・ファンドに係る各評価日現在で以下の要領で算定される。

1. 最初に、関連するサブ・ファンド（または、場合により、関連するクラスもしくはシリーズ）の純資産総額を、かかるサブ・ファンドの当該評価日終了時現在で効力を有する申込分および買戻分を織り込む前の当該サブ・ファンド（または、場合により、当該クラスもしくはシリーズ）の発行済受益証券の総数で除す。
2. 次に、本書または関連する追補信託証書に別段の定めがない限り、四捨五入して小数第2位まで算出する。ただし円建ての受益証券（もしあれば）についてはこの限りではなく、この場合、（本書に別段の指示がない限り）1円単位まで算出する。

管理会社または管理事務代行会社によるあるサブ・ファンドの純資産総額のすべての算定は、かかるサブ・ファンドの受益者にとって最終的かつ確定的なものであり、故意の不履行、過失または詐欺がない限り、管理事務代行会社または管理会社に対する請求権は発生しない。また、管理会社および管理事務代行会社は、明白な過誤がない限り、副管理会社またはその他の第三者が提供した評価に依拠することについて、絶対的な保護を受ける。受託会社は、いかなる場合も信託財産の資産の評価または管理会社もしくは管理事務代行会社によるいずれかのサブ・ファンドの純資産総額の計算（またはこれに関する過誤）に関して責任を負わない。

純資産総額の計算に際して、管理事務代行会社は、管理会社から別段の指図がない限り、または特定のサブ・ファンドに関連する追補信託証書もしくは英文目論見書の付属書に明記されていない限り、以下に定める評価手続を適用する。

- (a) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産総額（または当該日現在で純資産総額が計算されない場合、計算が行われたその直前の日の純資産総額が利用されるものとする。）で評価する。
- (b) 証券取引所で取引されている有価証券は、管理会社が管理事務代行会社と協議の上選定したいずれかの証券取引所における評価日の最新の市場価格（関連する追補信託証書または英文目論見書の付属書に明記されている始値または終値）で評価する。
- (c) 証券取引所では取引されていないが、店頭市場で取引されている有価証券は、管理会社が管理事務代行会社と協議の上選定した信頼できる情報源に基づいて評価する。
- (d) いずれかのサブ・ファンドが保有しているスワップその他の店頭商品は、管理会社が管理事務代行会社と協議の上適当と判断する取引業者から入手した気配に基づき、管理会社の誠実な裁量により評価する。
- (e) 短期金融市場商品および銀行預金は、取得価額に経過利息を加えて評価する。

- (f) 評価を行う日において、本書において指定する特定の資産の評価のための取引所または市場が営業していない場合、当該資産の評価は、かかる取引所または市場が最後に営業していた日に算定される。
- (g) 他の一切の資産および負債は、特定の市場価格がない資産および負債を含め、管理会社が管理事務代行会社と協議の上その誠実な裁量において評価する。
- (h) 管理会社がいずれかの資産の市場価値を反映するため変更が適当であると判断する場合、かつその限りにおいて、以上の評価は、管理会社によって、管理事務代行会社と協議の上、その裁量において変更されることがある。

上記の規定は、関連する信託財産またはその一部の価額を計算し、発行済みまたは発行済みとみなされる受益証券の口数で除す場合には、以下に掲げる規定に従う。

1. 発行することが合意されたあるサブ・ファンドのすべての受益証券は発行済みとみなされ、当該サブ・ファンドの関連する信託財産は、発行することが合意された当該サブ・ファンドの受益証券に関して受領する予定の現金または他の財産の価額を含むとみなされる。
2. 買戻請求通知の結果、受益証券の買戻しおよび消却によってあるサブ・ファンドの信託財産を減額する予定であるが、当該減額が完了していない場合、対象となる受益証券は買戻され、発行済みではないものとみなされ、また、当該サブ・ファンドの信託財産を評価する際には当該買戻しに基づき当該サブ・ファンドの信託財産から支払うべき金額が減額される。
3. 投資対象の買付け（もしくはその他の取得）または売却（もしくはその他の処分）に合意したものの、当該取得または処分が完了していない場合、当該投資対象は、当該取得または処分が適時に完了したものであるとして、（前者の場合においては）これを含み、または（後者の場合においては）これを含まず、また取得または処分による総計の対価は、（前者の場合においては）これを含まず、または（後者の場合においては）これを含む。
4. 管理会社または管理事務代行会社の見積りにおいて、関連する信託財産またはその一部の価額を計算する日より前に発生した収益または利益に関連する租税に関して支払われ、または還付される予定の金額の合計額が斟酌される。
5. 発生済みであるが、未払いの収益的費用（上記に該当するものを除く。）およびその時点で未払いの借入金合計額は、控除されるものとする。
6. 各サブ・ファンドの設定に関連して発生し、関連する信託財産から支払われた前払費用は、ルクセンブルグで一般に公正受当と認められた会計原則に従い5年を超えない期間で償却されるものとする。

外国通貨により控除されるべきであるが、そのように控除されてはいない価額または金額（投資対象もしくは当座預金口座もしくは普通預金口座における現金もしくは金額またはいずれの金額であるかを問わない。）は、管理会社が関連があり、もしくは支払責任を負う割増もしくは割引または為替の経費を斟酌しつつ、管理事務代行会社と協議の上、状況から適切であると判断する換算率により関連する参照通貨に換算されるものとする。価格が当該時点において最安の市場で取引される売り値または最高の市場で取引される買い値であると判断したものがそうではなかった場合において、受託会社、管理事務代行会社または管理会社は、いずれも責任を負わないものとする。

日興ダイナミック・エクイティ

基本信託証券第12.6.2項に従い、また上記に記載された規定に加えて、管理事務代行会社は、証券取引所で取引される有価証券が、欧州および米国の市場で取引される有価証券に関しては関連する評価日における直近の利用可能な始値により、またアジア、オーストラリアおよびニュージーランドの市場で取引される有価証券に関しては関連する評価日における直近の利用可能な終値により評価されることを確保するものとする。

エクイティ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、小数第5位を四捨五入して円の小数第4位まで算出されるものとする。

日興ダイナミック・ボンド

基本信託証券第12.6.2項に従い、また上記に記載された規定に加えて、管理事務代行会社は、証券取引所で取引される有価証券が、欧州および米国の市場で取引される有価証券に関しては関連する評価日における直近の利用可能な始値により、またアジア、オーストラリアおよびニュージーランドの市場で取引される有価証券に関しては関連する評価日における直近の利用可能な終値により評価されることを確保するものとする。

ボンド・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、小数第5位を四捨五入して円の小数第4位まで算出されるものとする。

(ロ) 純資産総額の計算の一時停止

以下に掲げるいずれかの状況を含むいかなる場合においても、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の算定（および適用ある評価日の決定）ならびに／または受益証券の発行および／もしくは買戻し（もしくは適用ある買戻日の決定）ならびに／または買戻代金の支払い（たとえ評価日または買戻日が延期または一時停止されない場合であっても）は受託会社または管理会社によって、その単独の裁量において、全部または一部が延期または停止されることがある。

- () サブ・ファンドの直接または間接の投資対象の相当部分が上場されている証券取引所が通常の休日および週末以外の理由で閉鎖している期間、または取引が制限もしくは停止している期間
- () 受託会社または管理会社の意見において、緊急事態に該当する事態またはその他の状況が存在する結果として、サブ・ファンドによる投資対象の評価もしくは処分を合理的に実行可能ではないか、または受益者の利益が大幅に損なわれる期間
- () サブ・ファンドの直接または間接の投資対象の価格もしくは価額もしくは証券市場の最新価格を算定するために通常使用している通信手段が故障している期間、またはその他の理由でサブ・ファンドによって直接または間接に保有されている投資対象の価格もしくは価額が合理的に迅速かつ正確に確認できない期間
- () 管理会社と協議の上での受託会社の意見において、投資対象の取得または処分に伴う資金の送金が通常の為替相場で実行することができない期間
- () サブ・ファンド、管理会社またはそれらの関連会社、子会社もしくは関係会社またはサブ・ファンドのその他の業務提供者に関連して、受託会社、管理会社または管理事務代行会社に適用あるマネーロンダリング防止規則を遵守するために必要であると受託会社または受託会社の代理人としての管理事務代行会社がみなす期間

関連するサブ・ファンドの全受益者に対して、上記の一時停止が一週間を超える可能性がある場合、停止から7日以内にかかる停止について書面で通知するとともに、停止が終了次第、速やかにその旨を通知する。

（２）【保管】

海外において販売される受益証券については、受益証券の確認書が受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、販売会社の名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

（３）【信託期間】

サブ・ファンドは、後記、「（５）その他（ロ）トラストまたはサブ・ファンドの解散」に記載する信託証書に定める一定の状況下で早期に終了しない限り、2020年5月1日に終了する予定である。なお、サブ・ファンドは、2010年4月28日に運用が開始された。

（４）【計算期間】

サブ・ファンドの計算期間は、各年の10月31日に終了する。

（５）【その他】

（イ）発行限度額

受益証券の発行限度口数は設けられていない。

（ロ）トラストまたはサブ・ファンドの解散

各サブ・ファンド（または場合により、トラスト）は、以下に掲げるいずれかの事由が最初に発生した時に終了する。

（a）各サブ・ファンド（または場合により、トラスト）の存続もしくは他の法域への移転が違法になる場合、または受託会社または管理会社の合理的な意見において、非現実的もしくは不適切になる場合

（b）あるサブ・ファンドの純資産総額が、10億円または管理会社もしくは受託会社が販売会社およびいずれかの販売取扱会社と協議の上随時定めるその他の金額を下回り、管理会社と受託会社が、販売会社と協議の上、サブ・ファンドの終了を決定した場合

（c）受益者が、サブ・ファンド決議（または場合により、受益者決議）により終了を決定した場合

（d）基本信託証書の締結日に開始し、同日の149年後に終了する期間が経過した時

（e）受託会社が退任の意思を書面により通知した場合または受託会社が強制もしくは任意の清算を開始した場合において、管理会社が当該通知の受領または清算の開始後90日以内に、受託会社の後任として受託会社の業務を承継する用意のある他の会社を選任しまたは選任を手配することができない場合

（f）管理会社が退任の意思を書面により通知した場合または管理会社が強制もしくは任意の清算を開始した場合において、受託会社が当該通知の受領または清算の開始後90日以内に、管理会社の後任として管理会社の業務を承継する用意のある他の会社を選任しまたは選任を手配することができない場合

（g）受託会社または管理会社がその絶対的な裁量により終了を決定する場合

（h）その他、追補信託証書または本書に定められた事由が発生した場合

あるサブ・ファンドが終了した場合には、受託会社は、直ちにサブ・ファンドのすべての受益者に対してかかる終了を通知する。

（八）基本信託証書および追補信託証書の変更

各信託証書に定める条件に従って、受託会社および管理会社は、サブ・ファンドの受益者に書面の通知をした上で、管理会社がサブ・ファンドの受益者の最善の利益に適うと判断する範囲および要領で、信託証書に定める規定を修正し、変更し、または追加することができる。

修正、変更、追加は、修正、変更、追加を承認する受益者決議またはサブ・ファンド決議（場合による。）を必要とする。ただし、管理会社または受託会社が、（ ）当該修正、変更、追加によっても既存の受益者の利益が大幅に損なわれず、また受益者に対する管理会社または受託会社の責任が免除されないと判断すること、または（ ）当該修正、変更、追加が、（法的拘束力を有するか否かを問わず）会計上、法律上もしくは当局の要求により必要であると判断することを書面で証明した場合はこの限りではない。

修正、変更、追加は、受益者に対して保有する受益証券に関して追加の支払義務または責任の受諾を課すものであってはならない。

（二）関係法人との契約の更改等に関する手続

総管理事務代行契約

総管理事務代行契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90暦日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

総管理事務代行契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

保管契約

保管契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

保管契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

代行協会員契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

受益証券販売・買戻契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

投資運用契約

投資運用契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

投資運用契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

サービス支援契約

サービス支援契約は、一方当事者から他方当事者に対し、30日前（または当事者が合意したより短い期間）までに書面による通知をすることにより終了することができる。

サービス支援契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

5【受益者の権利等】

（1）【受益者の権利等】

受益者が管理会社または受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券の名義人として登録されていなければならない。

したがって、販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は、受益証券の登録名義人でないため、直接受益権を行使することができない。これらの日本の受益者は、販売会社との間の外国証券取引口座約款に基づき販売会社をして受益権を自己に代わって行使させることができる。受益証券の保管を販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する権利は次のとおりである。受益証券の買戻しおよびサブ・ファンドの終了に伴う金額の分配および支払はサブ・ファンドのすべての債務の支払に劣後する。

（ ）分配請求権

受益者は、管理会社の決定したサブ・ファンドの分配金を、受益証券口数に応じて請求する権利を有する。

（ ）買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを信託証書の規定および本書の記載に従って請求することができる。

（ ）残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残金財産の分配を請求する権利を有する。

（ ）受益者集会に関する権利

受益者は、制限された議決権を有する。各追補信託証書は、投資方針および投資制限や関連するサブ・ファンドのガイドラインに重大な変更を加える場合、関連するサブ・ファンドを償還する場合、関連する信託証書に一定の変更（前記参照）を加える場合等一定の状況において、サブ・ファンド決議を必要とする旨規定している。サブ・ファンド決議は、（a）関連するサブ・ファンドの発行済受益証券の純資産総額の過半数を保有する者が書面で承認した決議、または（b）関連するサブ・ファンドの受益証券の純資産総額の過半数を保有し、議決権を有する本人もしくは代理人が出席した関連するサブ・ファンドの受益者集会で承認可決されることにより行われる。

基本信託証書はまた、例えば全サブ・ファンドに関する受託会社の解任、全サブ・ファンドに関する受託会社による管理会社の解任に関する承認、サブ・ファンドの他の法域への移動、全サブ・ファンドの償還、または全サブ・ファンドの信託証書の変更について、受益者決議が必要である旨規定している。受益者決議は、（a）全サブ・ファンドの発行済受益証券の純資産総額の過半数を保有する者が書面で承認した決議、または（b）全サブ・ファンドの受益証券の純資産総額の過半数を保有し、議決権を有する本人もしくは代理人が出席し全サブ・ファンドの受益者集会で承認可決されることにより行われる。

業務提供者に対する受益者の権利

受益者は、投資運用会社、投資顧問会社、副投資運用会社、保管会社、管理事務代行会社、登録・名義書換代行会社、所在地代行会社、支払代行会社、受託会社、トラストの監査人、または管理会社もしくは適用ある場合は受託会社により随時任命されたトラストもしくは管理会社の他の業務提供者に対する直接の契約上の権利を一切有しない。2013年法に基づき、受益者の保管会社に対する責任追及は、管理会社を通じて行われる。受益者がかかる旨の書面による通知を行ったにもかかわらず、管理会社が、当該通知受領後3ヶ月以内に行動を起こさない場合、当該受益者は、保管会社の責任を直接追及することができる。

（２）【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

（３）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- （ ）管理会社またはサブ・ファンドに対するケイマン諸島および日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、および
- （ ）日本における受益証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、争点および見解の相違に関連して一切の裁判上および裁判外の行為を行う権限を委任されている。また財務省関東財務局長に対する受益証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に関する届出代理人は、

弁護士 竹野 康造

東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は、下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 4 号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 2 号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

【（ ）日興ダイナミック・エクイティ】

- a . サブ・ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . サブ・ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・アンド・トゥシュから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . サブ・ファンドの原文の財務書類は、日本円で表示されている。

(1)【2015年10月31日に終了した年度】

【貸借対照表】

日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・エクイティ

純資産計算書 2015年10月31日現在

(日本円で表示)

	注記	日本円
資産		
投資有価証券 - 時価評価額(取得原価: 2,370,706,633円)	2.2	2,510,220,907
現金預金		159,254,408
未収配当金		1,555,313
その他の資産		70,315
資産合計		2,671,100,943
負債		
投資有価証券購入未払金		22,979,133
未払専門家報酬		2,252,062
未払印刷および公告費		2,131,346
未払投資運用報酬	6	1,618,419
未払販売報酬	8	1,423,645
未払弁護士報酬		456,090
未払管理事務代行報酬	5	301,716
未払サービス支援報酬	10	258,950
未払代行協会員報酬	9	215,622
未払受託報酬	3	148,320
未払管理報酬	4	64,705
未払保管報酬	7	21,483
負債合計		31,871,491
純資産		2,639,229,452
発行済受益証券口数		2,611,998,388
受益証券1口当たり純資産価格		1.0104

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・エクイティ

運用計算書および純資産変動計算書
2015年10月31日に終了した年度

(日本円で表示)

	注記	日本円
収益		
受取配当金	2.5	43,546,198
収益合計		43,546,198
費用		
投資運用報酬	6	25,532,439
販売報酬	8	22,459,290
管理事務代行報酬	5	4,759,862
サービス支援報酬	10	4,085,311
代行協会員報酬	9	3,401,660
取引手数料		3,116,883
印刷および公告費		3,083,779
弁護士報酬		1,978,924
保管費用		1,919,070
受託報酬	3	1,812,094
専門家報酬		1,496,456
設立費償却	2.3	1,426,099
管理報酬	4	1,020,833
保管報酬	7	338,977
登録費用		20,570
銀行利息		1,699
その他の費用		1,322,676
費用合計		77,776,622
投資純損失		(34,230,424)

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

日興エドモン・ドウ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・エクイティ

運用計算書および純資産変動計算書 2015年10月31日に終了した年度(つづき)

(日本円で表示)

	注記	日本円
投資純損失		(34,230,424)
以下にかかる実現純損益:		
投資有価証券	2.2	253,214,051
外国為替	2.6	(9,253,410)
当期投資純損失および実現純利益		209,730,217
以下にかかる未実現評価損の純変動:		
投資有価証券	2.2	(308,135,225)
運用による純資産の純減少		(98,405,008)
資本の変動		
受益証券発行手取額		5,532,893
受益証券買戻支払額		(1,387,751,187)
資本の変動、純額		(1,382,218,294)
期首現在純資産額		4,119,852,754
期末現在純資産額		2,639,229,452

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

日興エドモン・ドウ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・エクイティ

統計情報

期末現在発行済受益証券口数：

2013年10月31日	5,924,721,241
2014年10月31日	3,849,632,487
発行受益証券	4,680,602
買戻受益証券	(1,242,314,701)
2015年10月31日	2,611,998,388

期末現在純資産額：

日本円

2013年10月31日	5,933,383,888
2014年10月31日	4,119,852,754
2015年10月31日	2,639,229,452

期末現在受益証券1口当たり純資産価格：

日本円

2013年10月31日	1.0015
2014年10月31日	1.0702
2015年10月31日	1.0104

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・エクイティ

財務書類に対する注記

2015年10月31日現在

注記1. 活動

日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・エクイティ(以下「エクイティ・ファンド」という。)は、2010年3月11日付の基本信託証書および追補信託証書に従って設定された日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ(以下「トラスト」という。)のサブ・ファンドである。

投資目的および投資方針

エクイティ・ファンドの投資目的は、高成長地域、高成長セクターおよび高成長企業の成長機会と発展の可能性を捉えて、長期的に最適キャピタルゲインを達成することにある。

投資運用会社は、ダイナミック・アセット・アロケーションにより株式と現金との組入比率とともにセクター、地域、国の配分を行う。

エクイティ・ファンドの資産は、主として、以下に掲げるいずれかの高成長ファクターに合致する新興国を含む世界中の株式(以下「コア・ユニバース」という。)に投資される。

- ・「高成長地域」 GDPの成長が相対的に高い、または高くなることが見込まれる国および地域。これらの地域を本拠地とし、および/またはこれらの地域を事業戦略の対象とする企業が選定される。
- ・「高成長セクター」 新興国市場の強い需要および/または世界的な強い需要に支えられ、および/または科学技術の進歩を通じて相対的に高い成長を遂げているセクター。
- ・「高成長企業」 革新性と卓越性により安定的な収益成長が見込まれる企業。

エクイティ・ファンドの参照通貨に対する規則的なヘッジは行われなため、投資者は為替リスクを負う。

エクイティ・ファンドの資産は、以下に掲げる資産クラスにも投資されることがある。

-) 株価指数および/または商品指数のパフォーマンスおよび/または銘柄構成を再現する金融商品(指数証券および指数バスケット)
-) 株式ワラント(ワラントの期間は、1年を超えることがある。)
-) 株価指数、商品指数および/または株式バスケットに連動する上場投資信託(ETF)
-) 主としてコア・ユニバースに投資することを投資方針とするオープン・エンド型ファンドの受益証券または投資証券
-) 預託証券

エクイティ・ファンドは、ヘッジ目的で、オプションおよび先物契約ならびに通貨先渡等の金融手法および金融商品を用いることができる。

エクイティ・ファンドは、流動資産を保有することもできる。かかる資産は、当座預金口座で保有されるか、または日常的に換金される短期金融市場商品の形で保有することができる。ただし、かかる短期金融市場商品は、高い信用力を有する投資適格債の発行者により発行または保証されたものに限られる。

注記2 . 重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用される、ルクセンブルグにおいて一般に認められる会計原則に準拠して作成されている。

2.2 投資有価証券および金融商品の評価

純資産価額の計算に際して、管理会社から別段の指図がない限り、管理事務代行会社は、以下に定める評価手続を適用する。

- (a) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産価額(または当該日現在で純資産価額が計算されない場合、計算が行われたその直前の日の純資産価額が利用されるものとする。)で評価する。
- (b) 証券取引所で取引されている有価証券は、欧州および米国の市場で取引される有価証券に関しては関連する評価日における直近の利用可能な始値により、またアジア、オーストラリアおよびニュージーランドの市場で取引される有価証券に関しては関連する評価日における直近の利用可能な終値により評価する。
- (c) 証券取引所では取引されていないが、店頭市場で取引されている有価証券は、管理会社が管理事務代行会社と協議の上選定した信頼できる情報源に基づいて評価する。
- (d) スワップその他の店頭商品は、管理会社が管理事務代行会社と協議の上適当と判断する取引業者から入手した気配に基づき、管理会社によって誠実に評価される。
- (e) 短期金融市場商品および銀行預金は、取得原価に経過利息を加えて評価する。
- (f) 評価を行う日において、本書において指定する特定の資産の評価のための取引所または市場が営業していない場合、当該資産の評価は、かかる取引所または市場が最後に営業していた日に算定される。
- (g) 管理会社がいずれかの資産の市場価値を反映するため変更が適当であると判断する場合、かつその限りにおいて、以上の評価は、管理会社によって、管理事務代行会社と協議の上、その裁量において変更されることがある。

(h) 未実現損益の純変動は、当期における投資有価証券の時価の変動および報告期間中に現金化された投資有価証券に係る前期の未実現損益の戻入れで構成される。

(i) 投資有価証券の売却に係る実現損益は、平均原価法を使用して計算される。

2.3 設立費用

設立費用は、エクイティ・ファンドの設立後5年以内に償却された。

2.4 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

2.5 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益に計上される。

2.6 外貨換算

日本円以外の通貨建ての資産および負債は、期末現在の実勢為替レートで換算される。外貨取引は、取引日の実勢為替レートで日本円に換算される。

外国為替にかかる未実現損益の変動および実現損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上される。

注記3 . 受託報酬

受託会社は、最低で年間15,000米ドル、最高で年間30,000米ドルとする、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期毎に後払いされる、エクイティ・ファンドの純資産価額に対する年率0.015%の割合による受託報酬をエクイティ・ファンドの資産から受領する権利を有する。

注記4 . 管理報酬

管理会社は、各評価日に発生し、かつ計算され、毎月後払いされる、エクイティ・ファンドの純資産価額に対する年率0.03%の割合による報酬をエクイティ・ファンドの資産から受領する権利を有する。

注記5 . 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生し、かつ計算され、毎月後払いされる、エクイティ・ファンドの純資産価額に対する年率0.14%の割合による報酬をエクイティ・ファンドの資産から受領する権利を有する。

注記6 . 投資運用報酬

投資運用会社は、各評価日に発生し、かつ計算され、毎月後払いされる、以下の表に記載された年率に基づくエクイティ・ファンドの純資産価額に対する一定割合の報酬をエクイティ・ファンドの資産から受領する権利を有する。

純資産価額	年率
) 500億円以下の部分	0.75%
) 500億円を超え、1,000億円以下の部分	0.72%
) 1,000億円を超え、2,000億円以下の部分	0.70%
) 2,000億円を超える部分	0.68%

注記7 . 保管報酬

保管会社は、各評価日に発生し、かつ計算され、毎月後払いされる、エクイティ・ファンドの純資産価額に対する年率0.01%の割合による報酬をエクイティ・ファンドの資産から受領する権利を有する。

注記8 . 販売報酬

販売会社は、各評価日に発生し、かつ計算され、毎月後払いされる、以下の表に記載された年率に基づくエクイティ・ファンドの純資産価額に対する一定割合の報酬をエクイティ・ファンドの資産から受領する権利を有する。

純資産価額	年率
) 500億円以下の部分	0.66%
) 500億円を超え、1,000億円以下の部分	0.71%
) 1,000億円を超え、2,000億円以下の部分	0.76%
) 2,000億円を超える部分	0.82%

注記9 . 代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生し、かつ計算され、毎月後払いされる、エクイティ・ファンドに帰属する純資産価額に対する年率0.10%の割合による報酬をエクイティ・ファンドの資産から受領する権利を有する。

注記10．サービス支援会社報酬

サービス支援会社は、各評価日に発生し、かつ計算され、毎月後払いされる、以下の表に記載された年率に基づくエクイティ・ファンドの純資産価額に対する一定割合の報酬をエクイティ・ファンドの資産から受領する権利を有する。

純資産価額	年率
) 500億円以下の部分	0.12%
) 500億円を超え、1,000億円以下の部分	0.10%
) 1,000億円を超え、2,000億円以下の部分	0.07%
) 2,000億円を超える部分	0.03%

注記11．税制

11.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島の現行法に基づき、エクイティ・ファンドが支払うべき所得税、不動産税、法人税、キャピタル・ゲイン税およびその他の税金はない。そのため、所得税引当金は財務書類に計上されていない。

11.2 その他諸国

エクイティ・ファンドは、ケイマン諸島以外のその他諸国を源泉とする特定の所得に関して課税を受けたり源泉徴収税の対象となる可能性がある。購入予定者は、受益証券の購入、保有、買戻しによる税金またはその他の影響を各法域の法律に基づき判断する際に、国籍を有する国および居住地国の法律顧問および税務アドバイザーに相談すべきである。

注記12．為替レート

2015年10月31日現在で使用された日本円に対する為替レートは以下の通りである。

通貨	為替レート (円)	通貨	為替レート (円)
カナダ・ドル	91.8031	メキシコ・ペソ	7.2762
ユーロ	132.8210	フィリピン・ペソ	2.5758
英ポンド	185.0069	シンガポール・ドル	86.1104
香港ドル	15.5709	タイ・バーツ	3.3952
インドネシア・ルピア	0.0088	台湾ドル	3.7189
韓国ウォン	0.1059	米ドル	120.6750

注記13. 受益証券の発行および買戻しの条件

受益証券は、トラストの英文目論見書およびエクイティ・ファンドのアペンディクスに記載される申込通知の手續に従い、各発行日において、関連する受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格(以下「発行価格」という。)で発行され、取得される。発行価格は、停止手續に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する発行日に計算され、公表される。

受益証券は、トラストの英文目論見書およびエクイティ・ファンドのアペンディクスに記載される買戻請求の通知の手續に従い、受益証券に関するいずれかの買戻日に、当該買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格(以下「買戻価格」という。)で買い戻すことができる。買戻価格は、停止手續に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する買戻日に計算され、公表される。

注記14. 関係会社(当事者)取引

管理会社およびその一部の取締役、管理事務代行会社、保管会社、代行協会員、日本における販売会社ならびに投資運用会社は、エクイティ・ファンドの関係会社(当事者)である。

投資運用会社は、エクイティ・ファンドがその資産の一部を投資する投資ビークルの管理会社と同一の企業グループに属するため、関連会社とみなされる。

関係会社(当事者)報酬は、運用計算書および純資産変動計算書に開示され、財務書類に対する注記に詳述されている。

注記15. 後発事象

期末後、監査報告書の日付までに、現在の財務書類に開示が必要であると受託会社および管理会社が判断する重要な事象はなかった。

【投資有価証券明細表等】

日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・エクイティ

投資有価証券明細表 2015年10月31日現在

(日本円で表示)

数量	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券					
A. 株式			日本円	日本円	%
55,000	AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS INC	香港ドル	37,330,504	42,306,057	1.60
300,000	ADVANCED SEMICONDUCTOR ENGINEERING	台湾ドル	38,941,758	42,171,817	1.60
106,200	AIA GROUP LTD	香港ドル	76,895,030	75,405,369	2.86
60,000	AIRPORTS OF THAILAND PCL (F)	タイ・パーツ	58,256,059	60,705,646	2.30
2,200	AMOREPACIFIC CORP	韓国ウォン	69,388,710	87,976,017	3.33
500,000	BANGKOK DUSIT MEDICAL SERVICE (F)	タイ・パーツ	32,574,876	32,254,118	1.22
500,000	BEIJING ENTERPRISES WATER GROUP LTD	香港ドル	41,481,179	48,191,846	1.83
70,000	CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	台湾ドル	84,453,093	83,302,355	3.16
150,000	CHINA EVERBRIGHT INTL LTD	香港ドル	29,346,091	29,288,808	1.11
45,000	CHINA MOBILE (HK) LTD	香港ドル	70,074,473	65,023,958	2.46
2,800	COSMAX INC	韓国ウォン	37,307,766	57,097,017	2.16
10,000	ECLAT TEXTILE COMPANY LTD	台湾ドル	14,732,142	17,813,316	0.67
1,500	FANUC CORP	日本円	31,238,788	32,332,500	1.23
3,000	GEMALTO NV	ユーロ	27,838,304	22,764,190	0.86
300,000	GREAT WALL MOTOR COMPANY -H-	香港ドル	57,117,842	44,283,557	1.68
25,000	GRUMA SAB -B	メキシコ・ペソ	29,045,644	44,835,944	1.70
17,000	GRUPO AEROPORTUARIO DE SURESTE	メキシコ・ペソ	24,056,896	31,703,130	1.20
1,447	HERMES INTERNATIONAL	ユーロ	63,922,734	67,488,215	2.56
3,000	INGENICO GROUP	ユーロ	45,698,955	42,356,616	1.60
13,000	JAPAN AIRPORT TERMINAL CO	日本円	85,879,126	85,800,000	3.25
500,000	JASA MARGA PERSERO TBK PT	インドネシア・ルピア	23,075,163	21,336,312	0.81
230,000	MATAHARI DEPARTMENT STORE TBK	インドネシア・ルピア	33,007,057	33,611,304	1.27
1,700	MEDY-TOX INC	韓国ウォン	67,292,365	87,682,587	3.32
2,500,500	METRO PACIFIC INVESTMENTS CO	フィリピン・ペソ	32,838,946	33,620,881	1.27
5,000	MURATA MANUFACTURING CO	日本円	64,945,630	86,775,000	3.29
8,000	NGK SPARK PLUG CO LTD	日本円	27,166,724	23,768,000	0.90
3,000	NIDEC CORPORATION	日本円	27,881,159	27,519,000	1.04
875,000	PAX GLOBAL TECHNOLOGY LTD	香港ドル	111,577,700	138,697,536	5.26
230,000	PEGATRON CORP	台湾ドル	79,207,872	68,255,867	2.59
184,000	PLA ADMINISTRADORA INDUSTRIA	メキシコ・ペソ	34,186,844	40,325,282	1.53
30,000	PROMOTORA Y OPERADORA DE INF SAB CV	メキシコ・ペソ	41,609,238	45,403,487	1.72

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

(*) 百分率で表示された純資産額に対する時価比率。

日興エドモン・ドウ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・エクイティ

投資有価証券明細表(続き)
2015年10月31日現在

(日本円で表示)

数量	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
公認の証券取引所への上場が認められているかまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券(続き)					
A. 株式(続き)			日本円	日本円	%
10,000	SK HYNIX INC	韓国ウォン	39,680,048	32,520,935	1.23
50,000	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACT COMP	台湾ドル	25,633,421	25,381,186	0.96
100,000	TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD	香港ドル	41,230,687	44,299,128	1.68
35,000	TENCENT HOLDINGS LTD	香港ドル	77,137,143	79,894,140	3.03
5,000	TOTAL SA	ユーロ	26,477,768	29,629,044	1.12
300,000	TOWER BERSAMA INFRASTRUCTURE TBK	インドネシア・ルピア	18,743,923	18,911,731	0.72
30,000	UNICHARM CORP	日本円	78,995,534	77,850,000	2.95
200,000	XINJIANG GOLDWIND SCI+TECH CO LTD	香港ドル	37,585,384	45,529,227	1.73
48,000	ZHUZHOU CSR TIMES ELECTRIC CO -H-	香港ドル	40,088,733	37,781,162	1.43
8,000	ZODIAC AEROSPACE	ユーロ	31,139,133	24,555,946	0.93
株式合計			1,915,080,442	2,036,448,231	77.16
B. 預託証券			日本円	日本円	%
1,500	BAIDU INC - SPON ADR	米ドル	37,731,953	32,017,504	1.21
10,000	HDFC BANK LTD -ADR-	米ドル	74,562,228	74,951,273	2.84
8,000	MAGNIT PJSC -SPONS GDR- REGS	米ドル	49,399,492	43,732,637	1.66
9,000	NOVO-NORDISK A/S-SPONS ADR	米ドル	60,462,409	58,496,023	2.22
75,000	VIPSHOP HOLDINGS LTD -ADR-	米ドル	143,819,759	184,994,871	7.00
預託証券合計			365,975,841	394,192,308	14.93
公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計			2,281,056,283	2,430,640,539	92.09
投資信託			日本円	日本円	%
6,000	EDR INDIA B USD ACC	米ドル	89,650,350	79,580,368	3.02
投資信託合計			89,650,350	79,580,368	3.02
投資有価証券合計			2,370,706,633	2,510,220,907	95.11

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

(*) 百分率で表示された純資産額に対する時価比率。

日興エドモン・ドウ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・エクイティ

投資有価証券の分類
2015年10月31日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
中国		
	自動車およびオートバイ以外の小売業	7.00
	自動車、トレーラーおよびセミトレーラーの製造	3.11
	電気通信	3.03
	機械装置設備の製造(他に分類されないもの)	1.73
	電気機器の製造	1.60
	出版事業	1.21
		17.68
香港		
	その他与信供与	5.26
	持株会社の事業	2.86
	電気通信	2.46
	水収集、処理および供給	1.83
	電気機器の製造	1.68
	廃棄物の収集、処理および処分事業;資源回収	1.11
		15.20
日本		
	電気機器の製造	5.56
	輸送のための保管および支援事業	3.25
	基礎的な化学薬品および医薬品の製造	2.95
	自動車、トレーラーおよびセミトレーラーの製造	0.90
		12.66
韓国		
	化学薬品および化学製品の製造	5.49
	科学的研究および開発	3.32
	コンピューター、電子・光学製品の製造	1.23
		10.04
フランス		
	ファンド運用事業	3.02
	衣服の製造	2.56
	機械装置設備の修理および設置	1.60
	原油および天然ガスの採掘	1.12
	他の輸送機器の製造	0.93
		9.23

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

(*) 百分率で表示された純資産額に対する時価比率。

日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・エクイティ

投資有価証券の分類 2015年10月31日現在(つづき)

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
台湾		
	コンピューター、電子・光学製品の製造	6.71
	電気機器の製造	1.60
	化学薬品および化学製品の製造	0.67
		8.98
メキシコ		
	土木工学	1.72
	食品の製造	1.70
	ファンド運用事業	1.53
	輸送のための保管および支援事業	1.20
		6.15
タイ		
	輸送のための保管および支援事業	2.30
	ヒューマンヘルス事業	1.22
		3.52
インド		
	その他の金融仲介機関	2.84
		2.84
インドネシア		
	自動車およびオートバイ以外の小売業	1.27
	輸送のための保管および支援事業	0.81
	電気通信	0.72
		2.80
デンマーク		
	基礎的な化学薬品および医薬品の製造	2.22
		2.22
ロシア		
	自動車およびオートバイ以外の小売業	1.66
		1.66
フィリピン		
	本社の事業、経営コンサルタント事業	1.27
		1.27

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

(*) 百分率で表示された純資産額に対する時価比率。

日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・エクイティ

投資有価証券の分類 2015年10月31日現在(つづき)

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
オランダ		
	出版事業	0.86
		0.86
投資有価証券合計		95.11

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

(*)百分率で表示された純資産額に対する時価比率。

(財務書類については、原文(英語版)のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文(英語版)のみである。財務書類の原文(英語版)の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文(英語版)と日本語の間に相違があった場合には、原文(英語版)が優先される。)

[次へ](#)

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Equity

Statement of net assets as at October 31, 2015

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments at market value (cost JPY 2,370,706,633)	2.2	2,510,220,907
Cash at bank		159,254,408
Dividend receivable		1,555,313
Other assets		70,315
Total assets		2,671,100,943
Liabilities		
Investments purchased payable		22,979,133
Professional expenses payable		2,252,062
Printing and publishing expenses payable		2,131,346
Investment Manager fees payable	6	1,618,419
Distributor fees payable	8	1,423,645
Legal expenses payable		456,090
Administrator fees payable	5	301,716
Service Adviser fees payable	10	258,950
Agent Company fees payable	9	215,622
Trustee fees payable	3	148,320
Manager fees payable	4	64,705
Custodian fees payable	7	21,483
Total liabilities		31,871,491
Net assets		2,639,229,452
Number of units outstanding		2,611,998,388
Net asset value per unit		1.0104

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Equity

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2015

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Income		
Dividend income	2.5	43,546,198
Total income		43,546,198
Expenses		
Investment Manager fees	6	25,532,439
Distributor fees	8	22,459,290
Administrator fees	5	4,759,862
Service Adviser fees	10	4,085,311
Agent Company fees	9	3,401,660
Transaction fees		3,116,883
Printing and publishing expenses		3,083,779
Legal expenses		1,978,924
Safekeeping fees		1,919,070
Trustee fees	3	1,812,094
Professional expenses		1,496,456
Amortisation of formation expenses	2.3	1,426,099
Manager fees	4	1,020,833
Custodian fees	7	338,977
Registration fees		20,570
Bank interests		1,699
Other expenses		1,322,676
Total expenses		77,776,622
Net investment loss		(34,230,424)

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Equity

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2015 (continued)

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Net investment loss		(34,230,424)
Net realised gain/(loss) on:		
Investments	2.2	253,214,051
Foreign exchange	2.6	(9,253,410)
Net investment loss and realised gain for the year		209,730,217
Net change in unrealised (depreciation) on:		
Investments	2.2	(308,135,225)
Net decrease in net assets as a result of operations		(98,405,008)
Movement in capital		
Subscriptions of units		5,532,893
Redemptions of units		(1,387,751,187)
Net movement in capital		(1,382,218,294)
Net assets at the beginning of the year		4,119,852,754
Net assets at the end of the year		2,639,229,452

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Equity

Statistical information

Number of units outstanding at the end of the year:	
October 31, 2013	5,924,721,241
October 31, 2014	3,849,632,487
Units issued	4,680,602
Units redeemed	(1,242,314,701)
October 31, 2015	2,611,998,388
Net assets at the end of the year: JPY	
October 31, 2013	5,933,383,888
October 31, 2014	4,119,852,754
October 31, 2015	2,639,229,452
Net asset value per unit at the end of the year: JPY	
October 31, 2013	1.0015
October 31, 2014	1.0702
October 31, 2015	1.0104

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Equity

Notes to the financial statements

(As at October 31, 2015)

Note 1 - Activity

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Equity (the "Series Trust") is a series trust of Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds (the "Trust") constituted pursuant to the Master Trust Deed and a supplemental trust deed dated March 11, 2010.

Investment objective and policies

The Series Trust's investment objective is to achieve a long term optimal capital gain by capturing the growth and the development prospects of fast growing economies, sectors and companies.

The Investment Manager applies a dynamic asset allocation between equities and cash, as well as among sectors, regions and countries.

The assets of the Series Trust are primarily invested in worldwide equities, including those from emerging countries (hereafter referred to as the "Core Universe"), to which any of the following high growth factors is applicable:

- High Growth Regions: countries and regions where GDP growth is or is expected to be comparatively high; companies which are based in these regions and/or have their business strategy exposed to these regions are selected;
- High Growth Sector: sectors pushed by strong demand from emerging markets and/or from strong worldwide demand, and/or enjoying a comparatively high growth through technological advances;
- High Growth Companies: companies that are expected to have a stable profit growth through innovation and excellence.

There is no systematic hedging against the Series Trust's reference currency and investors are exposed to the corresponding foreign exchange risk.

The assets of the Series Trust may also be invested in the following asset classes:

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Equity

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2015)

Note 1 - Activity (continued)

-) financial instruments (index certificates and index baskets) that replicate the performance and/or the composition of equity indices and/or commodity indices;
-) stock warrants, it being understood that the life of the warrants may be greater than one year;
-) exchange traded funds that replicate an equity index, a commodity index and/or a basket of stocks;
-) units or shares issued by open-ended funds whose investment policy is to primarily invest in the Core Universe;
-) depositary receipts.

For the purpose of hedging, the Series Trust may also use financial techniques and instruments such as options and futures contracts and currency forwards.

The Series Trust may also hold liquid assets. Such assets may be kept in current accounts or in short term money market instruments regularly negotiated provided that they are issued or guaranteed by investment grade issuers with a high credit quality.

Note 2 - Significant accounting policies

2.1 - Presentation of financial statements

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

2.2 - Valuation of the investments in securities and of financial instruments

In calculating the net asset value, the Administrator, unless otherwise directed by the Manager, applies the valuation procedures as set out below:

- (a) collective investment schemes, investment funds and mutual funds are valued at the net asset value available as of the relevant valuation day (or, if a net asset value as of such valuation day is not available, a net asset value as of the immediately preceding day shall be used);

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Equity

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2015)

Note 2 - Significant accounting policies (continued)

- (b) securities which are traded on a securities exchange are valued at their latest available opening market price on the relevant valuation day for securities traded on European and American markets and at their latest available closing price on the relevant valuation day for securities traded on Asian, Australian and New Zealand markets;
- (c) securities not traded on a securities exchange but traded over-the-counter are valued as determined from any reliable source selected by the Manager in consultation with the Administrator;
- (d) "swaps" and other over-the-counter instruments are valued in the good faith by the Manager based on quotations received from dealers deemed appropriate by the Manager in consultation with the Administrator;
- (e) short-term money market instruments and bank deposits are valued at the cost plus accrued interest;
- (f) if, on the date as of which any valuation is being made, the exchange or market herein designated for the valuation of any given assets is not open for business, the valuation of such assets is determined as of the last preceding date on which such exchange or market was open for business;
- (g) the foregoing valuations may be modified by the Manager, in its discretion, in consultation with the Administrator, if and to the extent that it shall determine that modifications are advisable in order to reflect the market value of any assets.
- (h) net change in unrealised gains and losses comprise changes in the market value of the investments for the year and the reversal of prior year unrealised gains and losses for investments which were realised in the reporting year;
- (i) realised gains and losses on the disposal of investments are calculated using the average cost method.

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Equity

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2015)

Note 2 - Significant accounting policies (continued)

2.3 - Formation expenses

Formation expenses have been amortised within the first five financial years of the Series Trust.

2.4 - Interest income

Interest income is accrued on a daily basis.

2.5 - Dividend income

Dividends are recorded as income on the ex-dividend date.

2.6 - Foreign currency translation

Assets and liabilities expressed in other currencies than the Japanese Yen ("JPY") are translated at exchange rates ruling at year-end. Transactions in foreign currencies are translated into JPY at exchange rates ruling at the transaction dates.

Change in unrealised and realised gains and losses on foreign exchange are recorded in the statement of operations and changes in net assets for the year.

Note 3 - Trustee fees

The Trustee is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a trustee fee at the rate of 0.015% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears with a minimum of USD 15,000 per annum and a maximum of USD 30,000 per annum.

Note 4 - Manager fees

The Manager is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of 0.03% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Equity

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2015)

Note 5 - Administrator fees

The Administrator is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of 0.14% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 6 - Investment Manager fees

The Investment Manager is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of i) 0.75% per annum of the net asset value of the Series Trust for portion of the net asset equal to or less than JPY 50 billion, ii) 0.72% per annum of the net asset value of the Series Trust for portion of the total net asset over JPY 50 billion to equal to or less than JPY 100 billion, iii) 0.70% per annum of the net asset value of the Series Trust for portion of the total net asset over JPY 100 billion to equal to or less than JPY 200 billion and iv) 0.68% per annum of the net asset value of the Series Trust for portion of the total net asset over JPY 200 billion, accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 7 - Custodian fees

The Custodian is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of 0.01% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 8 - Distributor fees

The Distributor is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of i) 0.66% per annum of the net asset value of the Series Trust for portion of the total net asset equal to or less than JPY 50 billion, ii) 0.71% per annum of the net asset value of the Series Trust for portion of the total net asset over JPY 50 billion to equal to or less than JPY 100 billion, iii) 0.76% per annum of the net asset value of the Series Trust for portion of the total net asset over JPY 100 billion to equal to or less than JPY 200 billion and iv) 0.82% per annum of the net asset value of the Series Trust for portion of the total net asset over JPY 200 billion, accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Equity

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2015)

Note 9 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.10% per annum of the net asset value attributable to the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 10 - Service Adviser fees

The Service Adviser is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of i) 0.12% per annum of the net asset value of the Series Trust for portion of the total net asset equal to or less than JPY 50 billion, ii) 0.10% per annum of the net asset value of the Series Trust for portion of the total net asset over JPY 50 billion to equal to or less than JPY 100 billion, iii) 0.07% per annum of the net asset value of the Series Trust for portion of the total net asset over JPY 100 billion to equal to or less than JPY 200 billion and iv) 0.03% per annum of the net asset value of the Series Trust for the portion of the total net asset over JPY 200 billion, accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 11 - Taxation

11.1 - Cayman Islands

Under current laws in the Cayman Islands, there are no income, estate, corporation, capital gains tax or other taxes payable by the Series Trust. As a result, no provision for income taxes has been made in the accounts.

11.2 - Other Countries

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries. Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and repurchasing units under the laws of their respective jurisdiction.

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Equity

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2015)

 Note 12 - Exchange rates

The exchange rates against JPY used as at October 31, 2015 were as follows:

Currency	Exchange rate	Currency	Exchange rate
CAD	91.8031	MXN	7.2762
EUR	132.8210	PHP	2.5758
GBP	185.0069	SGD	86.1104
HKD	15.5709	THB	3.3952
IDR	0.0088	TWD	3.7189
KRW	0.1059	USD	120.6750

 Note 13 - Terms of subscription and redemptions of units

Units may be issued and subscribed as of each issue day at the net asset value per unit as of the relevant issue day for the relevant unit ("Issue Price"), subject to the subscription notice procedure described in the Offering Memorandum of the Trust and the appendix of the Series Trust. The Issue Price shall, subject to any suspension, be calculated and published by the Administrator on the relevant issue day.

Units may be repurchased as of any repurchase day at the net asset value per unit as of the relevant repurchase day for the relevant unit ("Repurchase Price"), subject to the repurchase notice procedure described in the Offering Memorandum of the Trust and the appendix of the Series Trust. The Repurchase Price shall, subject to any suspension, be calculated and published by the Administrator on the relevant repurchase day.

 Note 14 - Related party transactions

The Manager and some of its Directors, the Administrator, the Custodian, the Agent Company, the Distributor in Japan and the Investment Manager are related parties to the Series Trust.

The Investment Manager is considered a related party to the Series Trust because it belongs to the same corporate group as the manager of investment vehicles in which the Series Trust invests part of its assets.

Related party fees are reported in the statement of operations and changes in net assets at year end and are detailed in the notes to the financial statements.

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Equity

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2015)

Note 15 - Subsequent events

There has been no significant event after year-end up to the date of the auditors' opinion which, in the opinion of the Trustee and the Manager, requires disclosure in the present financial statements.

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Equity

Schedule of investments as at October 31, 2015

(Expressed in Japanese Yen)

Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Transferable securities admitted to an official stock exchange or dealt in on another regulated market					
A. Shares			JPY	JPY	%
55,000	AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS INC	HKD	37,330,504	42,306,057	1.60
300,000	ADVANCED SEMICONDUCTOR ENGINEERING	TWD	38,941,758	42,171,817	1.60
106,200	AIA GROUP LTD	HKD	76,895,030	75,405,369	2.86
60,000	AIRPORTS OF THAILAND PCL (F)	THB	58,256,059	60,705,646	2.30
2,200	AMOREPACIFIC CORP	KRW	69,388,710	87,976,017	3.33
500,000	BANGKOK DUSIT MEDICAL SERVICE (F)	THB	32,574,876	32,254,118	1.22
500,000	BEIJING ENTERPRISES WATER GROUP LTD	HKD	41,481,179	48,191,846	1.83
70,000	CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	TWD	84,453,093	83,302,355	3.16
150,000	CHINA EVERBRIGHT INTL LTD	HKD	29,346,091	29,288,808	1.11
45,000	CHINA MOBILE (HK) LTD	HKD	70,074,473	65,023,958	2.46
2,800	COSMAX INC	KRW	37,307,766	57,097,017	2.16
10,000	ECLAT TEXTILE COMPANY LTD	TWD	14,732,142	17,813,316	0.67
1,500	FANUC CORP	JPY	31,238,788	32,332,500	1.23
3,000	GEMALTO NV	EUR	27,838,304	22,764,190	0.86
300,000	GREAT WALL MOTOR COMPANY -H-	HKD	57,117,842	44,283,557	1.68
25,000	GRUMA SAB -B	MXN	29,045,644	44,835,944	1.70
17,000	GRUPO AEROPORTUARIO DE SURESTE	MXN	24,056,896	31,703,130	1.20
1,447	HERMES INTERNATIONAL	EUR	63,922,734	67,488,215	2.56
3,000	INGENICO GROUP	EUR	45,698,955	42,356,616	1.60
13,000	JAPAN AIRPORT TERMINAL CO	JPY	85,879,126	85,800,000	3.25
500,000	JASA MARGA PERSERO TBK PT	IDR	23,075,163	21,336,312	0.81
230,000	MATAHARI DEPARTMENT STORE TBK	IDR	33,007,057	33,611,304	1.27
1,700	MEDY-TOX INC	KRW	67,292,365	87,682,587	3.32
2,500,500	METRO PACIFIC INVESTMENTS CO	PHP	32,838,946	33,620,881	1.27
5,000	MURATA MANUFACTURING CO	JPY	64,945,630	86,775,000	3.29
8,000	NGK SPARK PLUG CO LTD	JPY	27,166,724	23,768,000	0.90
3,000	NIDEC CORPORATION	JPY	27,881,159	27,519,000	1.04
875,000	PAX GLOBAL TECHNOLOGY LTD	HKD	111,577,700	138,697,536	5.26
230,000	PEGATRON CORP	TWD	79,207,872	68,255,867	2.59
184,000	PLA ADMINISTRADORA INDUSTRIA	MXN	34,186,844	40,325,282	1.53
30,000	PROMOTORA Y OPERADORA DE INF SAB CV	MXN	41,609,238	45,403,487	1.72
10,000	SK HYNIX INC	KRW	39,680,048	32,520,935	1.23
50,000	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACT COMP	TWD	25,633,421	25,381,186	0.96
100,000	TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD	HKD	41,230,687	44,299,128	1.68
35,000	TENCENT HOLDINGS LTD	HKD	77,137,143	79,894,140	3.03
5,000	TOTAL SA	EUR	26,477,768	29,629,044	1.12
300,000	TOWER BERSAMA INFRASTRUCTURE TBK	IDR	18,743,923	18,911,731	0.72
30,000	UNICHARM CORP	JPY	78,995,534	77,850,000	2.95
200,000	XINJIANG GOLDWIND SCI+TECH CO LTD	HKD	37,585,384	45,529,227	1.73

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the net assets expressed in %.

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Equity

Schedule of investments as at October 31, 2015 (continued)

(Expressed in Japanese Yen)

Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Transferable securities admitted to an official stock exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
A. Shares (continued)			JPY	JPY	%
48,000	ZHUZHOU CSR TIMES ELECTRIC CO -H-	HKD	40,088,733	37,781,162	1.43
8,000	ZODIAC AEROSPACE	EUR	31,139,133	24,555,946	0.93
Total shares			1,915,080,442	2,036,448,231	77.16
B. Depositary receipts			JPY	JPY	%
1,500	BAIDU INC - SPON ADR	USD	37,731,953	32,017,504	1.21
10,000	HDFC BANK LTD -ADR-	USD	74,562,228	74,951,273	2.84
8,000	MAGNIT PJSC -SPONS GDR- REGS	USD	49,399,492	43,732,637	1.66
9,000	NOVO-NORDISK A/S-SPONS ADR	USD	60,462,409	58,496,023	2.22
75,000	VIPSHOP HOLDINGS LTD -ADR-	USD	143,819,759	184,994,871	7.00
Total depositary receipts			365,975,841	394,192,308	14.93
Total transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market			2,281,056,283	2,430,640,539	92.09
Investment funds			JPY	JPY	%
6,000	EDR INDIA B USD ACC	USD	89,650,350	79,580,368	3.02
Total Investment funds			89,650,350	79,580,368	3.02
Total investments			2,370,706,633	2,510,220,907	95.11

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the net assets expressed in %.

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Equity

Classification of investments as at October 31, 2015

Classification of investments by country and by economic sector		
Country	Economic sector	Ratio (%) *
China		
	Retail Trade, Except Of Motor Vehicles And Motorcycles	7.00
	Manufacture Of Motor Vehicles, Trailers And Semi-Trailers	3.11
	Telecommunications	3.03
	Manufacture Of Machinery And Equipment N.E.C.	1.73
	Manufacture Of Electrical Equipment	1.60
	Publishing Activities	1.21
		<u>17.68</u>
Hong Kong		
	Other Credit Granting	5.26
	Activities Of Holding Companies	2.86
	Telecommunications	2.46
	Water Collection, Treatment And Supply	1.83
	Manufacture Of Electrical Equipment	1.68
	Waste Collection, Treatment And Disposal Activities; Materials Recovery	1.11
		<u>15.20</u>
Japan		
	Manufacture Of Electrical Equipment	5.56
	Warehousing And Support Activities For Transportation	3.25
	Manufacture Of Basic Pharmaceutical Products And Pharmaceutical Preparations	2.95
	Manufacture Of Motor Vehicles, Trailers And Semi-Trailers	0.90
		<u>12.66</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the net assets expressed in %.

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Equity

Classification of investments as at October 31, 2015 (continued)

Classification of investments by country and by economic sector (continued)		
Country	Economic sector	Ratio (%) *
Republic of Korea		
	Manufacture Of Chemicals And Chemical Products	5.49
	Scientific Research And Development	3.32
	Manufacture Of Computer, Electronic And Optical Products	1.23
		10.04
France		
	Fund Management Activities	3.02
	Manufacture Of Wearing Apparel	2.56
	Repair And Installation Of Machinery And Equipment	1.60
	Extraction Of Crude Petroleum And Natural Gas	1.12
	Manufacture Of Other Transport Equipment	0.93
		9.23
Taiwan		
	Manufacture Of Computer, Electronic And Optical Products	6.71
	Manufacture Of Electrical Equipment	1.60
	Manufacture Of Chemicals And Chemical Products	0.67
		8.98
Mexico		
	Civil Engineering	1.72
	Manufacture Of Food Products	1.70
	Fund Management Activities	1.53
	Warehousing And Support Activities For Transportation	1.20
		6.15

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the net assets expressed in %.

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Equity

Classification of investments as at October 31, 2015 (continued)

Classification of investments by country and by economic sector (continued)		
Country	Economic sector	Ratio (%) *
Thailand		
	Warehousing And Support Activities For Transportation	2.30
	Human Health Activities	1.22
		<u>3.52</u>
India		
	Other Monetary Intermediation	2.84
		<u>2.84</u>
Indonesia		
	Retail Trade, Except Of Motor Vehicles And Motorcycles	1.27
	Warehousing And Support Activities For Transportation	0.81
	Telecommunications	0.72
		<u>2.80</u>
Denmark		
	Manufacture Of Basic Pharmaceutical Products And Pharmaceutical Preparations	2.22
		<u>2.22</u>
Russia		
	Retail Trade, Except Of Motor Vehicles And Motorcycles	1.66
		<u>1.66</u>
Philippines		
	Activities Of Head Offices; Management Consultancy Activities	1.27
		<u>1.27</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the net assets expressed in %.

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Equity

Classification of investments as at October 31, 2015 (continued)

Classification of investments by country and by economic sector (continued)		
Country	Economic sector	Ratio (%) *
Netherlands		
	Publishing Activities	0.86
		0.86
Total investments		95.11

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

(2)【2014年10月31日に終了した年度】

【貸借対照表】

日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・エクイティ

純資産計算書 2014年10月31日現在

(日本円で表示)

	注記	日本円
資産		
投資有価証券		
取得原価		3,593,413,585
時価評価額	2.2	4,041,063,084
現金預金		136,859,506
投資有価証券売却未収金		36,951,290
未収配当金		3,907,389
設立費用	2.3	1,426,099
その他の資産		59,506
資産合計		4,220,266,874
負債		
投資有価証券購入未払金		80,989,546
買戻未払金		9,726,580
未払投資運用報酬	6	2,424,545
未払販売報酬	8	2,132,754
未払印刷および公告費		1,698,833
未払専門家報酬		1,396,992
未払弁護士報酬		614,866
未払管理事務代行報酬	5	452,003
未払サービス支援報酬	10	387,936
未払代行協会員報酬	9	323,021
未払受託報酬	3	137,914
未払管理報酬	4	96,938
未払保管報酬	7	32,192
負債合計		100,414,120
純資産		4,119,852,754
発行済受益証券口数		3,849,632,487
受益証券1口当たり純資産価格		1.0702

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・エクイティ

運用計算書および純資産変動計算書
2014年10月31日に終了した年度

(日本円で表示)

	注記	日本円
収益		
受取配当金	2.5	65,667,821
収益合計		65,667,821
費用		
投資運用報酬	6	36,271,118
販売報酬	8	32,429,441
管理事務代行報酬	5	6,761,886
サービス支援報酬	10	5,803,599
代行協会員報酬	9	4,832,430
取引手数料		3,073,322
印刷および公告費		2,987,568
設立費用	2.3	2,900,000
保管費用		2,456,025
弁護士報酬		1,864,232
受託報酬	3	1,568,642
管理報酬	4	923,409
専門家報酬		867,165
保管報酬	7	481,594
登録費用		11,303
銀行利息		8,896
その他の費用		1,030,651
費用合計		104,271,281
投資純損失		(38,603,460)

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

日興エドモン・ドウ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・エクイティ

運用計算書および純資産変動計算書 2014年10月31日に終了した年度(つづき)

(日本円で表示)

	注記	日本円
投資純損失		(38,603,460)
以下にかかる実現純損益:		
投資有価証券	2.2	586,084,279
外国為替	2.6	(4,475,873)
当期投資純損失および実現純利益		543,004,946
以下にかかる未実現評価損の純変動:		
投資有価証券	2.2	(220,444,098)
運用による純資産の純増加		322,560,848
資本の変動		
受益証券発行手取額		20,198,630
受益証券買戻支払額		(2,156,290,612)
資本の変動、純額		(2,136,091,982)
期首現在純資産額		5,933,383,888
期末現在純資産額		4,119,852,754

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・エクイティ

財務書類に対する注記

2014年10月31日現在

注記1. 活動

日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・エクイティ(以下「エクイティ・ファンド」という。)は、2010年3月11日付の基本信託証書および追補信託証書に従って設定された日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ(以下「トラスト」という。)のサブ・ファンドである。

投資目的および投資方針

エクイティ・ファンドの投資目的は、高成長地域、高成長セクターおよび高成長企業の成長機会と発展の可能性を捉えて、長期的に最適キャピタルゲインを達成することにある。

投資運用会社は、ダイナミック・アセット・アロケーションにより株式と現金との組入比率とともにセクター、地域、国の配分を行う。

エクイティ・ファンドの資産は、主として、以下に掲げるいずれかの高成長ファクターに合致する新興国を含む世界中の株式(以下「コア・ユニバース」という。)に投資される。

- ・「高成長地域」 GDPの成長が相対的に高い、または高くなることが見込まれる国および地域。これらの地域を本拠地とし、および/またはこれらの地域を事業戦略の対象とする企業が選定される。
- ・「高成長セクター」 新興国市場の強い需要および/または世界的な強い需要に支えられ、および/または科学技術の進歩を通じて相対的に高い成長を遂げているセクター。
- ・「高成長企業」 革新性と卓越性により安定的な収益成長が見込まれる企業。

エクイティ・ファンドの参照通貨に対する規則的なヘッジは行われなため、投資者は為替リスクを負う。

エクイティ・ファンドの資産は、以下に掲げる資産クラスにも投資されることがある。

-) 株価指数および/または商品指数のパフォーマンスおよび/または銘柄構成を再現する金融商品(指数証券および指数バスケット)
-) 株式ワラント(ワラントの期間は、1年を超えることがある。)
-) 株価指数、商品指数および/または株式バスケットに連動する上場投資信託(ETF)
-) 主としてコア・ユニバースに投資することを投資方針とするオープン・エンド型ファンドの受益証券または投資証券
-) 預託証券

エクイティ・ファンドは、ヘッジ目的で、オプションおよび先物ならびに通貨先渡等の金融手法および金融商品を用いることができる。

エクイティ・ファンドは、流動資産を保有することもできる。かかる資産は、当座預金口座で保有されるか、または日常的に換金される短期金融市場商品の形で保有することができる。ただし、かかる短期金融市場商品は、高い信用力を有する投資適格債の発行者により発行または保証されたものに限られる。

注記2 . 重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用される、ルクセンブルグにおいて一般に認められる会計原則に準拠して作成されている。

2.2 投資有価証券および金融商品の評価

純資産価額の計算に際して、管理会社から別段の指図がない限り、管理事務代行会社は、以下に定める評価手続を適用する。

- (a) 証券取引所で取引されている有価証券は、欧州および米国の市場で取引される有価証券に関しては関連する評価日における直近の利用可能な始値により、またアジア、オーストラリアおよびニュージーランドの市場で取引される有価証券に関しては関連する評価日における直近の利用可能な終値により評価する。
- (b) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産価額（または当該日現在で純資産価額が計算されない場合、計算が行われたその直前の日の純資産価額が利用されるものとする。）で評価する。
- (c) 証券取引所では取引されていないが、店頭市場で取引されている有価証券は、管理会社が管理事務代行会社と協議の上選定した信頼できる情報源に基づいて評価する。
- (d) スワップその他の店頭商品は、管理会社が管理事務代行会社と協議の上適当と判断する取引業者から入手した気配に基づき、管理会社の誠実な裁量により評価する。
- (e) 短期金融市場商品および銀行預金は、取得原価に経過利息を加えて評価する。
- (f) 評価を行う日において、本書において指定する特定の資産の評価のための取引所または市場が営業していない場合、当該資産の評価は、かかる取引所または市場が最後に営業していた日に算定される。
- (g) 管理会社がいずれかの資産の市場価値を反映するため変更が適当であると判断する場合、かつその限りにおいて、以上の評価は、管理会社によって、管理事務代行会社と協議の上、その裁量において変更されることがある。

未実現損益は、当期における投資有価証券の公正価値の変動および報告期間中に現金化された投資有価証券に係る前期の未実現損益の戻入れで構成される。

投資有価証券の売却に係る実現損益は、平均原価法を使用して計算される。

2.3 設立費用

設立費用は、5年間にわたって定額法に基づき償却される。

2.4 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

2.5 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益に計上される。

2.6 外貨換算

日本円以外の通貨建ての資産および負債は、期末現在の実勢為替レートで換算される。外貨取引は、取引日の実勢為替レートで日本円に換算される。外貨にかかる未実現および実現損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上される。

組入投資有価証券の時価評価により生じる未実現為替差損益は、投資有価証券にかかる未実現評価損益の純変動に含まれる。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算書に直接計上される。

注記3．受託報酬

受託会社は、最低で年間15,000ドル、最高で年間30,000ドルとする、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期毎に後払いされる、エクイティ・ファンドの純資産価額に対する年率0.015%の割合による受託報酬をエクイティ・ファンドの資産から受領する権利を有する。

注記4．管理報酬

2014年4月30日まで、管理会社は、各評価日に発生し、かつ計算され、毎月後払いされる、エクイティ・ファンドの純資産価額に対する年率0.01%の割合による報酬をエクイティ・ファンドの資産から受領する権利を有していた。

2014年5月1日以降、管理会社は、各評価日に発生し、かつ計算され、毎月後払いされる、エクイティ・ファンドの純資産価額に対する年率0.03%の割合による報酬をエクイティ・ファンドの資産から受領する権利を有する。

注記5 . 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生し、かつ計算され、毎月後払いされる、エクイティ・ファンドの純資産価額に対する年率0.14%の割合による報酬をエクイティ・ファンドの資産から受領する権利を有する。

注記6 . 投資運用報酬

投資運用会社は、各評価日に発生し、かつ計算され、毎月後払いされる、以下の表に記載された年率に基づくエクイティ・ファンドの純資産価額に対する一定割合の報酬をエクイティ・ファンドの資産から受領する権利を有する。

純資産価額	年率
) 500億円以下の部分	0.75%
) 500億円を超え、1,000億円以下の部分	0.72%
) 1,000億円を超え、2,000億円以下の部分	0.70%
) 2,000億円を超える部分	0.68%

注記7 . 保管報酬

保管会社は、各評価日に発生し、かつ計算され、毎月後払いされる、エクイティ・ファンドの純資産価額に対する年率0.01%の割合による報酬をエクイティ・ファンドの資産から受領する権利を有する。

注記8 . 販売報酬

2014年4月30日まで、販売会社は、各評価日に発生し、かつ計算され、毎月後払いされる、以下の表に記載された年率に基づくエクイティ・ファンドの純資産価額に対する一定割合の報酬をエクイティ・ファンドの資産から受領する権利を有していた。

純資産価額	年率
) 500億円以下の部分	0.68%
) 500億円を超え、1,000億円以下の部分	0.73%
) 1,000億円を超え、2,000億円以下の部分	0.78%
) 2,000億円を超える部分	0.84%

2014年5月1日以降、販売会社は、各評価日に発生し、かつ計算され、毎月後払いされる、以下の表に記載された年率に基づくエクイティ・ファンドの純資産価額に対する一定割合の報酬をエクイティ・ファンドの資産から受領する権利を有する。

純資産価額	年率
) 500億円以下の部分	0.66%
) 500億円を超え、1,000億円以下の部分	0.71%
) 1,000億円を超え、2,000億円以下の部分	0.76%
) 2,000億円を超える部分	0.82%

注記9. 代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生し、かつ計算され、毎月後払いされる、エクイティ・ファンドに帰属する純資産価額に対する年率0.10%の割合による報酬をエクイティ・ファンドの資産から受領する権利を有する。

注記10. サービス支援会社報酬

サービス支援会社は、各評価日に発生し、かつ計算され、毎月後払いされる、以下の表に記載された年率に基づくエクイティ・ファンドの純資産価額に対する一定割合の報酬をエクイティ・ファンドの資産から受領する権利を有する。

純資産価額	年率
) 500億円以下の部分	0.12%
) 500億円を超え、1,000億円以下の部分	0.10%
) 1,000億円を超え、2,000億円以下の部分	0.07%
) 2,000億円を超える部分	0.03%

注記11. 税制

11.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島の現行法に基づき、エクイティ・ファンドが支払うべき所得税、不動産税、法人税、キャピタル・ゲイン税およびその他の税金はない。そのため、所得税引当金は財務書類に計上されていない。

11.2 その他諸国

エクイティ・ファンドは、ケイマン諸島以外のその他諸国を源泉とする特定の所得に関して課税を受けたり源泉徴収税の対象となる可能性がある。購入予定者は、受益証券の購入、保有、買戻しによる税金またはその他の影響を各法域の法律に基づき判断する際に、国籍を有する国および居住地国の法律顧問および税務アドバイザーに相談すべきである。

注記12．為替レート

2014年10月31日現在で使用された日本円に対する為替レートは以下の通りである。

通貨	為替レート (円)	通貨	為替レート (円)
ブラジル・リアル	46.3628	メキシコ・ペソ	8.3111
カナダ・ドル	99.5137	フィリピン・ペソ	2.4829
ユーロ	140.1952	シンガポール・ドル	86.9435
香港ドル	14.3780	タイ・バーツ	3.4269
インドネシア・ルピア	0.0092	台湾ドル	3.6650
韓国ウォン	0.1045	米ドル	111.5050

注記13．受益証券の発行および買戻しの条件

受益証券は、英文目論見書およびアペンディクスに記載される申込通知の手續に従い、各発行日において、関連する受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という。）で発行され、取得される。発行価格は、停止手續に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する発行日に計算され、公表される。

受益証券は、英文目論見書およびアペンディクスに記載される買戻請求の通知の手續に従い、受益証券に関するいずれかの買戻日に、当該買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という。）で買い戻すことができる。買戻価格は、停止手續に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する買戻日に計算され、公表される。

注記14．関係会社（当事者）取引

管理会社およびその一部の取締役、管理事務代行会社、保管会社、代行協会員ならびに日本における販売会社は、エクイティ・ファンドの関係会社（当事者）である。関係会社（当事者）報酬は、運用計算書および純資産変動計算書に開示され、財務書類に対する注記に詳述されている。

注記15．後発事象

2014年12月12日付で、田本真也氏および大久保尚樹氏が管理会社の取締役に任命された。当該任命は、金融監督委員会により2015年2月3日付の書簡をもって承認された。

2015年1月1日付で、エクイティ・ファンドの投資運用会社としての責任は、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド（ヨーロッパ）からエドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント（ルクセンブルグ）に譲渡された。

期末後、監査報告書の日付までに、現在の財務書類に開示が必要であると受託会社および管理会社が判断する重要な事象はなかった。

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および／または財務書類の原文（英語版）と日本語の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Equity

Statement of net assets as at October 31, 2014

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		3,593,413,585
At market value	2.2	4,041,063,084
Cash at bank		136,859,506
Receivable on investments sold		36,951,290
Dividend receivable		3,907,389
Formation expenses	2.3	1,426,099
Other assets		59,506
Total assets		4,220,266,874
Liabilities		
Payable on investments purchased		80,989,546
Redemptions payable		9,726,580
Investment Manager fees payable	6	2,424,545
Distributor fees payable	8	2,132,754
Printing and publishing expenses payable		1,698,833
Professional expenses payable		1,396,992
Legal expenses payable		614,866
Administrator fees payable	5	452,003
Service Adviser fees payable	10	387,936
Agent Company fees payable	9	323,021
Trustee fees payable	3	137,914
Manager fees payable	4	96,938
Custodian fees payable	7	32,192
Total liabilities		100,414,120
Net assets		4,119,852,754
Number of units outstanding		3,849,632,487
Net assets per unit		1.0702

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Equity

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2014

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Income		
Dividend income	2.5	65,667,821
Total income		65,667,821
Expenses		
Investment Manager fees	6	36,271,118
Distributor fees	8	32,429,441
Administrator fees	5	6,761,886
Service Adviser fees	10	5,803,599
Agent Company fees	9	4,832,430
Transaction fees		3,073,322
Printing and publishing expenses		2,987,568
Formation expenses	2.3	2,900,000
Safekeeping fees		2,456,025
Legal expenses		1,864,232
Trustee fees	3	1,568,642
Manager fees	4	923,409
Professional expenses		867,165
Custodian fees	7	481,594
Registration fees		11,303
Bank interest		8,896
Other expenses		1,030,651
Total expenses		104,271,281
Net investment loss		(38,603,460)

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Equity

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2014
(continued)

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Net investment loss		(38,603,460)
Net realised gain/(loss) on:		
Investments	2.2	586,084,279
Foreign exchange	2.6	(4,475,873)
Net investment loss and realised gain for the year		543,004,946
Net change in unrealised depreciation on:		
Investments	2.2	(220,444,098)
Net increase in net assets as a result of operations		322,560,848
Movement in capital		
Subscriptions of units		20,198,630
Redemptions of units		(2,156,290,612)
Net movement in capital		(2,136,091,982)
Net assets at the beginning of the year		5,933,383,888
Net assets at the end of the year		4,119,852,754

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Equity

Notes to the financial statements

(As at October 31, 2014)

Note 1 - Activity

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Equity (the "Series Trust") is a series trust of Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds (the "Trust") constituted pursuant to the Master Trust Deed and a supplemental trust deed dated March 11, 2010.

Investment objective and policies

The Series Trust's investment objective is to achieve a long term optimal capital gain by capturing the growth and the development prospects of fast growing economies, sectors and companies.

The Investment Manager applies a dynamic asset allocation between equities and cash, as well as among sectors, regions and countries.

The assets of the Series Trust are primarily invested in worldwide equities, including those from emerging countries (hereafter referred to as the "Core Universe"), to which any of the following high growth factors is applicable:

- High Growth Regions: countries and regions where GDP growth is or is expected to be comparatively high; companies which are based in these regions and/or have their business strategy exposed to these regions are selected;
- High Growth Sector: sectors pushed by strong demand from emerging markets and/or from strong worldwide demand, and/or enjoying a comparatively high growth through technological advances;
- High Growth Companies: companies that are expected to have a stable profit growth through innovation and excellence.

There is no systematic hedging against the Series Trust's reference currency and investors are exposed to the corresponding foreign exchange risk.

The assets of the Series Trust may also be invested in the following asset classes:

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Equity

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2014)

Note 1 - Activity (continued)

-) financial instruments (index certificates and index baskets) that replicate the performance and/or the composition of equity indices and/or commodity indices;
-) stock warrants, it being understood that the life of the warrants may be greater than one year;
-) exchange traded funds that replicate an equity index, a commodity index and/or a basket of stocks;
-) units or shares issued by open-ended funds whose investment policy is to primarily invest in the Core Universe;
-) depositary receipts.

For the purpose of hedging, the Series Trust may also use financial techniques and instruments such as options and futures and currency forwards.

The Series Trust may also hold liquid assets. Such assets may be kept in current accounts or in short term money market instruments regularly negotiated provided that they are issued or guaranteed by investment grade issuers with a high credit quality.

Note 2 - Significant accounting policies

2.1 - Presentation of financial statements

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

2.2 - Valuation of the investments in securities and of financial instruments

In calculating the net asset value, the Administrator, unless otherwise directed by the Manager, applies the valuation procedures as set out below:

- (a) securities which are traded on a securities exchange are valued at their latest available opening market price on the relevant valuation day for securities traded on European and American markets and their latest available closing price on the relevant valuation day for securities traded on Asian, Australian and New Zealand markets;

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Equity

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2014)

Note 2 - Significant accounting policies (continued)

- (b) collective investment schemes, investment funds and mutual funds are valued at the net asset value available as of the relevant valuation day (or if a net asset value as of such valuation day is not available, a net asset value as of the immediately preceding day shall be used);
- (c) securities not traded on a securities exchange but traded over-the-counter are valued as determined from any reliable source selected by the Manager in consultation with the Administrator;
- (d) “swaps” and other over-the-counter instruments are valued in the good faith discretion of the Manager based on quotations received from dealers deemed appropriate by the Manager in consultation with the Administrator;
- (e) short-term money market instruments and bank deposits are valued at the cost plus accrued interest;
- (f) if on the date as of which any valuation is being made, the exchange or market herein designated for the valuation of any given assets is not open for business, the valuation of such assets are determined as of the last preceding date on which such exchange or market was open for business;
- (g) the foregoing valuations may be modified by the Manager, in its discretion, in consultation with the Administrator, if and to the extent that it shall determine that modifications are advisable in order to reflect the market value of any assets.

Unrealised gains and losses comprise changes in the fair value of the investments for the period and the reversal of prior period unrealised gains and losses for investments which were realised in the reporting period.

Realised gains and losses on the disposal of investments are calculated using the average cost method.

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Equity

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2014)

Note 2 - Significant accounting policies (continued)

2.3 - Formation expenses

Formation expenses are amortised on a straight line basis over a period of five years.

2.4 - Interest income

Interest income is accrued on a daily basis.

2.5 - Dividend income

Dividends are recorded in income on the ex-dividend date.

2.6 - Foreign currency translation

Assets and liabilities expressed in other currencies than the Japanese Yen (" JPY ") are translated at exchange rates ruling at year-end. Transactions in foreign currencies are translated into JPY at exchange rates ruling at the transaction dates. Unrealised and realised gains and losses on foreign currencies are recorded in the statement of operations and changes in net assets for the year.

Unrealised exchange gains and losses arising on the valuation of securities in portfolio at market value are included in net change in unrealised appreciation and depreciation on investments. Other exchange gains and losses are directly taken into the statement of operations and changes in net assets.

Note 3 - Trustee fees

The Trustee is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a trustee fee at the rate of 0.015% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears with a minimum of USD 15,000 per annum and a maximum of USD 30,000 per annum.

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Equity

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2014)

Note 4 - Manager fees

Until April 30, 2014, the Manager was entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of 0.01% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Since May 1, 2014, the Manager is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of 0.03% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 5 - Administrator fees

The Administrator is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of 0.14% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 6 - Investment Manager fees

The Investment Manager is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of i) 0.75% per annum of the net asset value of the Series Trust for portion of the net asset equal to or less than JPY 50 billion, ii) 0.72% per annum of the net asset value of the Series Trust for portion of the total net asset over JPY 50 billion to equal to or less than JPY 100 billion, iii) 0.70% per annum of the net asset value of the Series Trust for portion of the total net asset JPY 100 billion to equal to or less than JPY 200 billion and iv) 0.68% per annum of the net asset value of the Series Trust for portion of the total net asset over JPY 200 billion, accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 7 - Custodian fees

The Custodian is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of 0.01% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Equity

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2014)

Note 8 - Distributor fees

Until April 30, 2014, the Distributor was entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of i) 0.68% per annum of the net asset value of the Series Trust for portion of the total net asset equal to or less than JPY 50 billion, ii) 0.73% per annum of the net asset value of the Series Trust for portion of the total net asset over JPY 50 billion to equal to or less than JPY 100 billion, iii) 0.78% per annum of the net asset value of the Series Trust for portion of the total net asset over JPY 100 billion to equal to or less than JPY 200 billion and iv) 0.84% per annum of the net asset value of the Series Trust for portion of the total net asset over JPY 200 billion, accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Since May 1, 2014, the Distributor is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of i) 0.66% per annum of the net asset value of the Series Trust for portion of the total net asset equal to or less than JPY 50 billion, ii) 0.71% per annum of the net asset value of the Series Trust for portion of the total net asset over JPY 50 billion to equal to or less than JPY 100 billion, iii) 0.76% per annum of the net asset value of the Series Trust for portion of the total net asset over JPY 100 billion to equal to or less than JPY 200 billion and iv) 0.82% per annum of the net asset value of the Series Trust for portion of the total net asset over JPY 200 billion, accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 9 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.10% per annum of the net asset value attributable to the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Equity

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2014)

Note 10 - Service Adviser fees

The Service Adviser is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of i) 0.12% per annum of the net asset value of the Series Trust for portion of the total net asset equal to or less than JPY 50 billion, ii) 0.10% per annum of the net asset value of the Series Trust for portion of the total net asset over JPY 50 billion to equal to or less than JPY 100 billion, iii) 0.07% per annum of the net asset value of the Series Trust for portion of the total net asset over JPY 100 billion to equal to or less than JPY 200 billion and iv) 0.03% per annum of the net asset value of the Series Trust for the portion of the total net asset over JPY 200 billion, accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 11 - Taxation

11.1 - Cayman Islands

Under current laws in the Cayman Islands, there are no income, estate, corporation, capital gains or other taxes payable by the Series Trust. As a result, no provision for income taxes has been made in the accounts.

11.2 - Other Countries

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries. Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and repurchasing units under the laws of their respective jurisdiction.

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Equity

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2014)

Note 12 - Exchange rates

The exchange rates against JPY used as at October 31, 2014 are as follows:

Currency	Exchange rate	Currency	Exchange rate
BRL	46.3628	MXN	8.3111
CAD	99.5137	PHP	2.4829
EUR	140.1952	SGD	86.9435
HKD	14.3780	THB	3.4269
IDR	0.0092	TWD	3.6650
KRW	0.1045	USD	111.5050

Note 13 - Terms of subscription and redemptions of units

Units may be issued and subscribed as of each issue day at the net asset value per unit as of the relevant issue day for the relevant unit (" Issue Price "), subject to the subscription notice procedure described in the Offering Memorandum and its appendices. The Issue Price shall, subject to any suspension, be calculated and published by the Administrator on the relevant issue day.

Units may be repurchased as of any repurchase day at the net asset value per unit as of the relevant repurchase day for the relevant unit (" Repurchase Price "), subject to the repurchase notice procedure described in the Offering Memorandum and its appendices. The Repurchase Price shall, subject to any suspension, be calculated and published by the Administrator on the relevant repurchase day.

Note 14 - Related party transactions

The Manager and some of its Directors, the Administrator, The Custodian, the Agent Company and the Distributor in Japan are related parties to the Series Trust. Related party fees are reported in the statement of operations and changes in net assets at year end and are detailed in the notes to the financial statements.

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Equity

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2014)

Note 15 - Subsequent events

On December 12, 2014, Mr. Shinya TAMOTO and Mr. Naoki OKUBO were appointed as Directors of the Manager. Said appointment was approved by the Commission de Surveillance du Secteur Financier in a letter dated February 3, 2015.

On January 1, 2015, the responsibilities as investment manager of the Series Trust were assigned from Edmond de Rothschild (Europe) to Edmond de Rothschild Asset Management (Luxembourg).

There have been no other significant events after year-end up to the date of the auditors' opinion which in the opinion of the Trustee and the Manager requires disclosure in the present financial statements.

【（ ）日興ダイナミック・ボンド】

- a．サブ・ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．サブ・ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・アンド・トゥシュから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．サブ・ファンドの原文の財務書類は、日本円で表示されている。

(1)【2015年10月31日に終了した年度】

【貸借対照表】

日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・ボンド

純資産計算書
2015年10月31日現在

(日本円で表示)

	注記	日本円
資産		
投資有価証券 - 時価評価額(取得原価: 5,125,361,094円)	2.2	6,873,673,719
現金預金		1,414,519,915
為替予約契約に係る未実現純評価益	2.6, 12	106,378,768
発行未収金		554,600
ターゲット・ファンドのTER戻入れ未収金	14	118,380
資産合計		8,395,245,382
負債		
買戻未払金		4,603,320
未払販売報酬	8	4,012,363
未払投資運用報酬	6	3,872,569
未払印刷および公告費		3,575,023
未払専門家報酬		2,765,255
未払弁護士報酬		1,534,045
未払サービス支援報酬	10	845,025
未払ターゲット・ファンドの管理報酬	15	742,332
未払代行協会員報酬	9	703,681
未払管理事務代行報酬	5	703,454
未払管理報酬	4	211,187
未払受託報酬	3	148,320
未払保管報酬	7	70,126
負債合計		23,786,700
純資産		8,371,458,682
発行済受益証券口数		15,066,261,973
受益証券1口当たり純資産価格		0.5556

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・ボンド

運用計算書および純資産変動計算書 2015年10月31日に終了した年度
--

(日本円で表示)

	注記	日本円
収益		
ターゲット・ファンドのTER戻入れ	14	1,016,710
受取配当金	2.5	687,886
預金利息	2.4	41,829
収益合計		1,746,425
費用		
販売報酬	8	55,047,951
投資運用報酬	6	53,134,175
サービス支援報酬	10	11,594,299
代行協会員報酬	9	9,654,973
管理事務代行報酬	5	9,651,088
ターゲット・ファンドの管理報酬	15	6,890,380
印刷および公告費		5,441,437
弁護士報酬		5,380,438
管理報酬	4	2,897,605
専門家報酬		1,902,214
受託報酬	3	1,809,426
設立費償却	2.3	1,426,099
保管報酬	7	962,220
保管費用		370,547
登録費用		242,077
取引手数料		205,569
費用合計		166,610,498
投資純損失		(164,864,073)

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

日興エドモン・ドウ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・ボンド

運用計算書および純資産変動計算書 2015年10月31日に終了した年度(つづき)

(日本円で表示)

	注記	日本円
投資純損失		(164,864,073)
以下にかかる実現純損益:		
投資有価証券	2.2	1,555,270,806
外国為替	2.7	136,669,016
為替予約契約	2.6	(503,437,391)
当期投資純損失および実現純利益		1,023,638,358
以下にかかる未実現評価損益の純変動:		
為替予約契約	2.6	259,176,883
投資有価証券	2.2	(1,187,323,368)
運用による純資産の純増加		95,491,873
資本の変動		
受益証券発行手取額		642,885,616
受益証券買戻支払額		(2,051,149,357)
資本の変動、純額		(1,408,263,741)
期首現在純資産額		11,036,417,620
分配金	13	(1,352,187,070)
期末現在純資産額		8,371,458,682

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

日興エドモン・ドウ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・ボンド

統計情報

期末現在発行済受益証券口数：

2013年10月31日	21,993,044,766
2014年10月31日	17,398,812,901
発行受益証券	1,090,900,000
買戻受益証券	(3,423,450,928)
2015年10月31日	15,066,261,973

期末現在純資産額

日本円

2013年10月31日	14,154,020,317
2014年10月31日	11,036,417,620
2015年10月31日	8,371,458,682

期末現在受益証券1口当たり純資産価格

日本円

2013年10月31日	0.6436
2014年10月31日	0.6343
2015年10月31日	0.5556

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・ボンド

財務書類に対する注記

2015年10月31日現在

注記1. 活動

日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・ボンド(以下「ボンド・ファンド」という。)は、2010年3月11日付の基本信託証書および追補信託証書に従って設定された日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ(以下「トラスト」という。)のサブ・ファンドである。

投資目的および投資方針

ボンド・ファンドの投資目的は、世界の債券ポートフォリオへの分散投資およびアクティブ・カレンシー・マネジメント(積極的通貨運用)戦略を通じて、中長期的に魅力的な利回りと投資元本の成長を目指すことである。

投資運用会社は、債券間においてダイナミック・アセット・アロケーションを行う。アクティブ・カレンシー・マネジメントに基づき、時により、通貨先渡契約、通貨オプション契約、通貨先物契約または通貨スワップがまったく行われまいということもある。

投資運用会社は、主として、全世界規模で広範な債券に投資することを投資方針とする他のファンド(オープン・エンド型またはクローズド・エンド型)の受益証券または投資証券への投資を通じて、その投資目的を達成することを目指す。債券は、主として、ハイ・イールド社債、ハイ・イールド国債および新興国市場の債券の形態をとるが、これのみならず国際機関債、投資適格国債、投資適格社債、仕組み債、変動利付債、転換社債、ローン担保証券、債務担保証券、資産担保証券、クレジット・デフォルト・スワップの形態をとる。投資運用会社がこれらの債券に直接投資する場合、当該証券は証券取引所に上場されているか、または規制された、日常的に取引が行われ、公開されている公認の市場で取引されているものでなければならない。

投資運用会社は、先物契約、オプション、スワップおよびスワップションを含む広範なデリバティブ商品の適切なポジションをとることがある。投資運用会社は、直接または当該商品への投資を投資方針とする他のオープン・エンド型またはクローズド・エンド型のファンドへの投資を通じて間接的に当該デリバティブ商品に投資することができる。

投資運用会社は、ボンド・ファンドのために、アクティブ・カレンシー・マネジメント(積極的通貨運用)の目的で、通貨先渡契約、通貨オプション契約、通貨先物契約または通貨スワップを目的とした取引を行うことができる。

注記2 . 重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用される、ルクセンブルグにおいて一般に認められる会計原則に準拠して作成されている。

2.2 投資有価証券および金融商品の評価

純資産価額の計算に際して、管理会社から別段の指図がない限り、管理事務代行会社は、以下に定める評価手続を適用する。

- (a) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産価額(または当該日現在で純資産価額が計算されない場合、計算が行われたその直前の日の純資産価額が利用されるものとする。)で評価する。
- (b) 証券取引所で取引されている有価証券は、欧州および米国の市場で取引される有価証券に関しては関連する評価日における直近の利用可能な始値により、またアジア、オーストラリアおよびニュージーランドの市場で取引される有価証券に関しては関連する評価日における直近の利用可能な終値により評価する。
- (c) 証券取引所では取引されていないが、店頭市場で取引されている有価証券は、管理会社が管理事務代行会社と協議の上選定した信頼できる情報源に基づいて評価する。
- (d) スワップその他の店頭商品は、管理会社が管理事務代行会社と協議の上適当と判断する取引業者から入手した気配に基づき、管理会社によって誠実に評価される。
- (e) 短期金融市場商品および銀行預金は、取得原価に経過利息を加えて評価する。
- (f) 評価を行う日において、本書において指定する特定の資産の評価のための取引所または市場が営業していない場合、当該資産の評価は、かかる取引所または市場が最後に営業していた日に算定される。
- (g) 管理会社がいずれかの資産の市場価値を反映するため変更が適当であると判断する場合、かつその限りにおいて、以上の評価は、管理会社によって、管理事務代行会社と協議の上、その裁量において変更されることがある。
- (h) 未実現損益の純変動は、当期における投資有価証券の時価の変動および報告期間中に現金化された投資有価証券に係る前期の未実現損益の戻入で構成される。
- (i) 投資有価証券の売却に係る実現損益は、平均原価法を使用して計算される。

2.3 設立費用

設立費用は、ボンド・ファンドの設立後5年以内に償却された。

2.4 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

2.5 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益に計上される。

2.6 為替予約契約

為替予約契約は、満期までの残存期間について純資産計算書日付現在で適用される先渡レートで評価される。

為替予約契約から生じる未実現損益の純変動および実現損益は、運用計算書および純資産変動計算書に認識される。

2.7 外貨換算

日本円以外の通貨建ての資産および負債は、期末現在の実勢為替レートで換算される。外貨取引は、取引日の実勢為替レートで日本円に換算される。

外国為替にかかる未実現損益の変動および実現損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上される。

注記3．受託報酬

受託会社は、最低で年間15,000ドル、最高で年間30,000ドルとする、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期毎に後払いされる、ボンド・ファンドの純資産価額に対する年率0.015%の割合による受託報酬をボンド・ファンドの資産から受領する権利を有する。

注記4．管理報酬

管理会社は、各評価日に発生し、かつ計算され、毎月後払いされる、ボンド・ファンドの純資産価額に対する年率0.03%の割合による報酬をボンド・ファンドの資産から受領する権利を有する。

注記5．管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生し、かつ計算され、毎月後払いされる、債券・ファンドの純資産価額に対する年率0.10%の割合による報酬を債券・ファンドの資産から受領する権利を有する。

注記6．投資運用報酬

投資運用会社は、各評価日に発生し、かつ計算され、毎月後払いされる、以下の表に記載された年率に基づく債券・ファンドの純資産価額に対する一定割合の報酬を債券・ファンドの資産から受領する権利を有する。

純資産価額	年率
) 500億円以下の部分	0.55%
) 500億円を超え、1,000億円以下の部分	0.52%
) 1,000億円を超え、2,000億円以下の部分	0.50%
) 2,000億円を超える部分	0.48%

注記7．保管報酬

保管会社は、各評価日に発生し、かつ計算され、毎月後払いされる、債券・ファンドの純資産価額に対する年率0.01%の割合による報酬を債券・ファンドの資産から受領する権利を有する。

注記8．販売報酬

販売会社は、各評価日に発生し、かつ計算され、毎月後払いされる、以下の表に記載された年率に基づく債券・ファンドの純資産価額に対する一定割合の報酬を債券・ファンドの資産から受領する権利を有する。

純資産価額	年率
) 500億円以下の部分	0.57%
) 500億円を超え、1,000億円以下の部分	0.62%
) 1,000億円を超え、2,000億円以下の部分	0.67%
) 2,000億円を超える部分	0.73%

注記9．代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生し、かつ計算され、毎月後払いされる、債券・ファンドに帰属する純資産価額に対する年率0.10%の割合による報酬を債券・ファンドの資産から受領する権利を有する。

注記10. サービス支援会社報酬

サービス支援会社は、各評価日に発生し、かつ計算され、毎月後払いされる、以下の表に記載された年率に基づくボンド・ファンドの純資産価額に対する一定割合の報酬をボンド・ファンドの資産から受領する権利を有する。

純資産価額	年率
) 500億円以下の部分	0.12%
) 500億円を超え、1,000億円以下の部分	0.10%
) 1,000億円を超え、2,000億円以下の部分	0.07%
) 2,000億円を超える部分	0.03%

注記11. 税制

11.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島の現行法に基づき、ボンド・ファンドが支払うべき所得税、不動産税、法人税、キャピタル・ゲイン税およびその他の税金はない。そのため、所得税引当金は財務書類に計上されていない。

11.2 その他諸国

ボンド・ファンドは、ケイマン諸島以外のその他諸国を源泉とする特定の所得に関して課税を受けたり源泉徴収税の対象となる可能性がある。購入予定者は、受益証券の購入、保有、買戻しによる税金またはその他の影響を各法域の法律に基づき判断する際に、国籍を有する国および居住地国の法律顧問および税務アドバイザーに相談すべきである。

注記12. 為替予約契約

2015年10月31日現在、以下の為替予約契約が未決済であった。

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価損益
					日本円
豪ドル	2,842,524	米ドル	2,000,000	2015年11月19日	(1,971,239)
米ドル	15,000,000	日本円	1,838,469,825	2015年11月19日	28,636,341
日本円	1,183,854,350	米ドル	10,000,000	2015年11月19日	22,701,306
ユーロ	8,000,000	日本円	1,091,980,632	2015年11月19日	29,330,779
ユーロ	2,734,850	英ポンド	2,000,000	2015年11月19日	6,633,656
ユーロ	2,759,184	米ドル	3,000,000	2015年11月19日	(4,539,110)
米ドル	3,998,794	アルゼンチン・ペソ	57,000,000	2016年8月22日	3,447,664

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価損益
					日本円
米ドル	7,683,282	メキシコ・ペソ	130,000,000	2016年8月22日	(1,081,492)
米ドル	3,679,543	トルコ・リラ	12,000,000	2016年10月6日	7,887,793
米ドル	3,617,211	トルコ・リラ	12,000,000	2016年10月6日	15,333,070
為替予約契約にかかる未実現純評価益合計					106,378,768

2015年10月31日現在、ボンド・ファンドは、為替予約契約に関して合計2,200,000.00米ドルの現金担保高を有している。

注記13. 支払分配金

2015年10月31日に終了した年度中にボンド・ファンドにより支払われた分配金は以下の通りである。

受益証券 10,000口当たり 支払分配金	基準日	分配落ち日	海外における支払日
70 円	2014年11月5日	2014年11月6日	2014年11月12日
70 円	2014年12月5日	2014年12月8日	2014年12月11日
70 円	2015年1月5日	2015年1月6日	2015年1月9日
70 円	2015年2月5日	2015年2月6日	2015年2月12日
70 円	2015年3月5日	2015年3月6日	2015年3月11日
70 円	2015年4月7日	2015年4月8日	2015年4月13日
70 円	2015年5月7日	2015年5月8日	2015年5月13日
70 円	2015年6月5日	2015年6月8日	2015年6月11日
70 円	2015年7月7日	2015年7月8日	2015年7月13日
70 円	2015年8月5日	2015年8月6日	2015年8月11日
70 円	2015年9月7日	2015年9月8日	2015年9月11日
70 円	2015年10月5日	2015年10月6日	2015年10月9日

注記14. ターゲット・ファンドのTERにかかる戻入れ

ボンド・ファンドの投資の一部について、当該ターゲット・ファンドの総費用比率(以下「TER」という。)に関する戻入れが適用される。

関連するターゲット・ファンドの管理会社は、当該ターゲット・ファンドの英文目論見書に記載される総費用比率と個別の取り決め通りの総費用比率との差額について、自身の報酬からボンド・ファンドに補償することに合意している。

注記15. ターゲット・ファンドの管理報酬

ボンド・ファンドは、いずれの管理報酬にも対応していない受益証券クラスを、ボンド・ファンドが購入できるようターゲット・ファンドの管理会社と契約を締結した。しかし、対象となる管理会社は、個別の取り決めに基づき、ボンド・ファンドに直接請求している。かかる報酬は、運用計算書および純資産変動計算書の「ターゲット・ファンドの管理報酬」に計上される。

注記16. 為替レート

2015年10月31日現在で使用された日本円に対する為替レートは以下の通りである。

通貨	為替レート (円)
ユーロ	132.8210
米ドル	120.6750
英ポンド	185.0069

注記17. 受益証券の発行および買戻しの条件

受益証券は、トラストの英文目論見書およびボンド・ファンドのアペンディクスに記載される申込通知の手續に従い、各発行日において、関連する受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という。）で発行され、取得される。発行価格は、停止手續に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する発行日に計算され、公表される。

受益証券は、トラストの英文目論見書およびボンド・ファンドのアペンディクスに記載される買戻請求の通知の手續に従い、受益証券に関するいずれかの買戻日に、当該買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という。）で買い戻すことができる。買戻価格は、停止手續に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する買戻日に計算され、公表される。

注記18. 関係会社（当事者）取引

管理会社およびその一部の取締役、管理事務代行会社、保管会社、代行協会員、日本における販売会社ならびに投資運用会社は、ボンド・ファンドの関係会社（当事者）である。

投資運用会社は、ボンド・ファンドがその資産の一部を投資する投資ビークルの管理会社と同一の企業グループに属するため、ボンド・ファンドの関係会社とみなされる。

関係会社（当事者）報酬は、運用計算書および純資産変動計算書に開示され、財務書類に対する注記に詳述されている。

注記19. 後発事象

2015年10月31日に終了した年度の後、ボンド・ファンドにより支払われた分配金は以下の通りである。

受益証券 10,000口当たり 支払分配金	基準日	分配落ち日	海外における支払日
70円	2015年11月5日	2015年11月6日	2015年11月12日
70円	2015年12月7日	2015年12月8日	2015年12月11日
40円	2016年1月5日	2016年1月6日	2016年1月12日
40円	2016年2月5日	2016年2月8日	2016年2月15日
40円	2016年3月7日	2016年3月8日	2016年3月11日

期末後、監査報告書の日付までに、現在の財務書類に開示が必要であると受託会社および管理会社が判断する重要な事象はなかった。

【投資有価証券明細表等】

日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・ボンド

投資有価証券明細表
2015年10月31日現在

(日本円で表示)

口数	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
投資信託			日本円	日本円	%
236,991	ACM BERNSTEIN-GLOB.HY CL S1	米ドル	446,717,718	613,732,407	7.33
12,444	EDR EMERGING BONDS-I ACC	ユーロ	255,377,051	257,444,110	3.08
449,421	FIDELITY FUNDS-ASIA HIGH YIELD USD Y ACC	米ドル	486,796,297	875,335,628	10.45
146,379	FIDELITY FUNDS-EUR HIGH YIELD-Y ACC	ユーロ	257,762,679	373,096,090	4.46
244,522	GOLDMAN SACHS GLB H YLD-10 USD ACC	米ドル	261,682,335	498,975,019	5.96
30,341	INVESCO ZOD US SR LOAN FD H USD ACC	米ドル	489,346,324	534,306,338	6.38
30,381	MW GAVEKAL CH FIX INC FD A USD ACC	米ドル	330,977,579	438,623,541	5.24
321,410	NEUBGR EMRG MKT DEB LOC-USD 12 ACC	米ドル	306,251,865	302,919,593	3.62
185,386	NORDEA 1 EUR HGH YLD-BI-EUR ACC	ユーロ	542,718,420	761,592,580	9.10
212,127	PIMCO GIS PLC CAP SECS I-USD ACC	米ドル	317,639,466	384,488,511	4.59
1,793	PIONEER FDS EURO HIGH YLD I EUR ACC	ユーロ	327,036,754	424,860,915	5.08
246,903	PIONEER FDS-US HI YLD CORP BD I ACC	米ドル	329,718,297	403,424,797	4.82
2,938	RWC GLOBAL CONVTBLS B FUND USD ACC	米ドル	522,928,454	541,070,298	6.46
85,944	SCHRODER ISF GLB HI YLD-I USD ACC	米ドル	250,407,855	463,803,892	5.54
投資信託合計			5,125,361,094	6,873,673,719	82.11
投資有価証券合計			5,125,361,094	6,873,673,719	82.11

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

(*) 百分率で表示された純資産額に対する時価比率。

日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・ボンド

投資有価証券の分類 2015年10月31日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
ルクセンブルグ		
	トラスト、ファンドおよび類似の金融事業体	41.97
	ファンド運用事業	23.61
		65.58
アイルランド		
	トラスト、ファンドおよび類似の金融事業体	8.21
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業（他に分類されないもの）	5.24
		13.45
フランス		
	ファンド運用事業	3.08
		3.08
投資有価証券合計		82.11

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

（*）百分率で表示された純資産額に対する時価比率。

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond

Statement of net assets as at October 31, 2015

	(Expressed in Japanese Yen)	
	Notes	JPY
Assets		
Investments at market value (cost JPY 5,125,361,094)	2.2	6,873,673,719
Cash at bank		1,414,519,915
Net unrealised appreciation on forward foreign currency exchange contracts	2.6, 12	106,378,768
Subscriptions receivable		554,600
Rebate on target funds' TER receivable	14	118,380
Total assets		8,395,245,382
Liabilities		
Redemptions payable		4,603,320
Distributor fees payable	8	4,012,363
Investment Manager fees payable	6	3,872,569
Printing and publishing expenses payable		3,575,023
Professional expenses payable		2,765,255
Legal expenses payable		1,534,045
Service Adviser fees payable	10	845,025
Target funds' management fees payable	15	742,332
Agent Company fees payable	9	703,681
Administrator fees payable	5	703,454
Manager fees payable	4	211,187
Trustee fees payable	3	148,320
Custodian fees payable	7	70,126
Total liabilities		23,786,700
Net assets		8,371,458,682
Number of units outstanding		15,066,261,973
Net asset value per unit		0.5556

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2015

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Income		
Rebate on target funds' TER	14	1,016,710
Dividend income	2.5	687,886
Bank interests	2.4	41,829
Total income		1,746,425
Expenses		
Distributor fees	8	55,047,951
Investment Manager fees	6	53,134,175
Service Adviser fees	10	11,594,299
Agent Company fees	9	9,654,973
Administrator fees	5	9,651,088
Target funds' management fee	15	6,890,380
Printing and publishing expenses		5,441,437
Legal expenses		5,380,438
Manager fees	4	2,897,605
Professional expenses		1,902,214
Trustee fees	3	1,809,426
Amortisation of formation expenses	2.3	1,426,099
Custodian fees	7	962,220
Safekeeping fees		370,547
Registration fees		242,077
Transaction fees		205,569
Total expenses		166,610,498
Net investment loss		(164,864,073)

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2015 (continued)

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Net investment loss		(164,864,073)
Net realised gain/(loss) on:		
Investments	2.2	1,555,270,806
Foreign exchange	2.7	136,669,016
Forward foreign currency exchange contracts	2.6	(503,437,391)
Net investment loss and realised gain for the year		1,023,638,358
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on:		
Forward foreign currency exchange contracts	2.6	259,176,883
Investments	2.2	(1,187,323,368)
Net increase in net assets as a result of operations		95,491,873
Movement in capital		
Subscriptions of units		642,885,616
Redemptions of units		(2,051,149,357)
Net movement in capital		(1,408,263,741)
Net assets at the beginning of the year		11,036,417,620
Distribution	13	(1,352,187,070)
Net assets at the end of the year		8,371,458,682

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond

Statistical information

Number of units outstanding at the end of the year:	
October 31, 2013	21,993,044,766
October 31, 2014	17,398,812,901
Units issued	1,090,900,000
Units redeemed	(3,423,450,928)
October 31, 2015	15,066,261,973
Net assets at the end of the year: JPY	
October 31, 2013	14,154,020,317
October 31, 2014	11,036,417,620
October 31, 2015	8,371,458,682
Net asset value per unit at the end of the year: JPY	
October 31, 2013	0.6436
October 31, 2014	0.6343
October 31, 2015	0.5556

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond

Notes to the financial statements

(As at October 31, 2015)

Note 1 - Activity

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond (the "Series Trust") is a series trust of Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds (the "Trust") constituted pursuant to the Master Trust Deed and a supplemental trust deed dated March 11, 2010.

Investment objective and policies

The Series Trust's investment objective is to seek attractive yields and capital appreciation over the medium to long term through investment in a diversified global fixed income securities portfolio and an active currency management strategy.

The Investment Manager applies a dynamic asset allocation among fixed income securities. Based on active currency management, it cannot be excluded that from time to time forward currency contracts, currency option contracts, futures currency contracts or swaps on currencies might be operated.

The Investment Manager aims to achieve such objective by investing on an international scale and in a wide range of fixed income instruments principally through investment in units or shares of funds (open or closed-ended) whose investment policy is to invest in such instruments. The fixed income instruments may principally take the form of high yield corporate and government bonds, emerging markets bonds, but also supranational bonds, investment grade government bonds, investment grade corporate bonds, synthetic bonds, floating rate notes, convertible bonds, collateral loan obligations, collateral debt obligations, asset backed securities, credit default swaps. If the Investment Manager invests directly in these instruments, the instruments must be listed on a stock exchange or dealt in on another market which is regulated, operates regularly and is recognised and open to the public.

The Investment Manager may take appropriate positions in a wide range of derivative instruments including futures contracts, options, swaps and swaptions. The Investment Manager may invest in such derivative instruments directly or indirectly through investment in other open-ended or closed-ended funds whose investment policy is to invest in such instruments.

The Investment Manager may, on behalf of the Series Trust, for the purpose of active currency management, enter into transactions the objects of which are forward currency contracts, currency option contracts, futures currency contracts or swaps on currencies.

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2015)

Note 2 - Significant accounting policies

2.1 - Presentation of financial statements

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

2.2 - Valuation of the investments in securities and financial instruments

In calculating the net asset value, the Administrator, unless otherwise directed by the Manager, applies the valuation procedures as set out below:

- (a) collective investment schemes, investment funds and mutual funds are valued at the net asset value available as of the relevant valuation day (or, if a net asset value as of such valuation day is not available, a net asset value as of the immediately preceding day shall be used);
- (b) securities which are traded on a securities exchange are valued at their latest available opening market price on the relevant valuation day for securities traded on European and American markets and at their latest available closing price on the relevant valuation day for securities traded on Asian, Australian and New Zealand markets;
- (c) securities not traded on a securities exchange but traded over-the-counter are valued as determined from any reliable source selected by the Manager in consultation with the Administrator;
- (d) "swaps" and other over-the-counter instruments are valued in the good faith by the Manager based on quotations received from dealers deemed appropriate by the Manager in consultation with the Administrator;
- (e) short-term money market instruments and bank deposits are valued at the cost plus accrued interest;
- (f) if, on the date as of which any valuation is being made, the exchange or market herein designated for the valuation of any given assets is not open for business, the valuation of such assets is determined as of the last preceding date on which such exchange or market was open for business;

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2015)

Note 2 - Significant accounting policies (continued)

2.2 - Valuation of the investments in securities and financial instruments (continued)

In calculating the net asset value, the Administrator, unless otherwise directed by the Manager, applies the valuation procedures as set out below: (continued)

- (g) the foregoing valuations may be modified by the Manager, in its discretion, in consultation with the Administrator, if and to the extent that it shall determine that modifications are advisable in order to reflect the market value of any assets;
- (h) net change in unrealised gains and losses comprise changes in the market value of the investments for the year and the reversal of prior year unrealised gains and losses for investments which were realised in the reporting year;
- (i) realised gains and losses on the disposal of investments are calculated using the average cost method.

2.3 - Formation expenses

Formation expenses have been amortised within the first five financial years of the Series Trust.

2.4 - Interest income

Interest income is accrued on a daily basis.

2.5 - Dividend income

Dividends are recorded as income on the ex-dividend date.

2.6 - Forward foreign exchange contracts

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the statement of net assets date for the remaining period until maturity.

Net change in unrealised and realised gains or losses resulting from forward exchange contracts are recognised in the statement of operations and changes in net assets.

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2015)

Note 2 - Significant accounting policies (continued)

2.7 - Foreign currency translation

Assets and liabilities expressed in other currencies than the Japanese Yen ("JPY") are translated at exchange rates ruling at year-end. Transactions in foreign currencies are translated into JPY at exchange rates ruling at the transaction dates.

Change in unrealised and realised gains and losses on foreign exchange are recorded in the statement of operations and changes in net assets for the year.

Note 3 - Trustee fees

The Trustee is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a trustee fee at the rate of 0.015% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears with a minimum of USD 15,000 per annum and a maximum of USD 30,000 per annum.

Note 4 - Manager fees

The Manager is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of 0.03% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 5 - Administrator fees

The Administrator is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of 0.10% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2015)

Note 6 - Investment Manager fees

The Investment Manager is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of i) 0.55% per annum of the net asset value of the Series Trust for portion of the net asset equal to or less than JPY 50 billion, ii) 0.52% per annum of the net asset value of the Series Trust for portion of the total net asset over JPY 50 billion to equal to or less than JPY 100 billion, iii) 0.50% per annum of the net asset value of the Series Trust for portion of the total net asset over JPY 100 billion to equal to or less than JPY 200 billion and iv) 0.48% per annum of the net asset value of the Series Trust for portion of the total net asset over JPY 200 billion, accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 7 - Custodian fees

The Custodian is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of 0.01% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 8 - Distributor fees

The Distributor is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of i) 0.57% per annum of the net asset value of the Series Trust for portion of the total net asset equal to or less than JPY 50 billion, ii) 0.62% per annum of the net asset value of the Series Trust for portion of the total net asset over JPY 50 billion to equal to or less than JPY 100 billion, iii) 0.67% per annum of the net asset value of the Series Trust for portion of the total net asset over JPY 100 billion to equal to or less than JPY 200 billion and iv) 0.73% per annum of the net asset value of the Series Trust for portion of the total net asset over JPY 200 billion, accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 9 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.10% per annum of the net asset value attributable to the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2015)

Note 10 - Service Adviser fees

The Service Adviser is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of i) 0.12% per annum of the net asset value of the Series Trust for portion of the total net asset equal to or less than JPY 50 billion, ii) 0.10% per annum of the net asset value of the Series Trust for portion of the total net asset over JPY 50 billion to equal to or less than JPY 100 billion, iii) 0.07% per annum of the net asset value of the Series Trust for portion of the total net asset over JPY 100 billion to equal to or less than JPY 200 billion and iv) 0.03% per annum of the net asset value of the Series Trust for the portion of the total net asset over JPY 200 billion, accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 11 - Taxation

11.1 - Cayman Islands

Under current laws in the Cayman Islands, there are no income, estate, corporation, capital gains tax or other taxes payable by the Series Trust. As a result, no provision for income taxes has been made in the accounts.

11.2 - Other Countries

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries. Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and repurchasing units under the laws of their respective jurisdiction.

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2015)

Note 12 - Forward foreign currency exchange contracts

As at October 31, 2015, the following forward foreign currency exchange contracts were open:

Currency	Sales	Currency	Purchase	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					JPY
AUD	2,842,524	USD	2,000,000	19/11/15	(1,971,239)
USD	15,000,000	JPY	1,838,469,825	19/11/15	28,636,341
JPY	1,183,854,350	USD	10,000,000	19/11/15	22,701,306
EUR	8,000,000	JPY	1,091,980,632	19/11/15	29,330,779
EUR	2,734,850	GBP	2,000,000	19/11/15	6,633,656
EUR	2,759,184	USD	3,000,000	19/11/15	(4,539,110)
USD	3,998,794	ARS	57,000,000	22/08/16	3,447,664
USD	7,683,282	MXN	130,000,000	22/08/16	(1,081,492)
USD	3,679,543	TRY	12,000,000	06/10/16	7,887,793
USD	3,617,211	TRY	12,000,000	06/10/16	15,333,070
Total net unrealised appreciation on forward foreign currency exchange contracts					106,378,768

As at October 31, 2015 the Series Trust has a collateral cash position with regards to forward foreign currency exchange contracts for a total of USD 2,200,000.00.

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2015)

 Note 13 - Distribution

Distributions made by the Series Trust during the year ended October 31, 2015 were as follows:

Distribution paid per 10,000 units	Record date	Ex-distribution date	Payment date
70 JPY	05/11/2014	06/11/2014	12/11/2014
70 JPY	05/12/2014	08/12/2014	11/12/2014
70 JPY	05/01/2015	06/01/2015	09/01/2015
70 JPY	05/02/2015	06/02/2015	12/02/2015
70 JPY	05/03/2015	06/03/2015	11/03/2015
70 JPY	07/04/2015	08/04/2015	13/04/2015
70 JPY	07/05/2015	08/05/2015	13/05/2015
70 JPY	05/06/2015	08/06/2015	11/06/2015
70 JPY	07/07/2015	08/07/2015	13/07/2015
70 JPY	05/08/2015	06/08/2015	11/08/2015
70 JPY	07/09/2015	08/09/2015	11/09/2015
70 JPY	05/10/2015	06/10/2015	09/10/2015

 Note 14 - Rebate on target funds' TER

For some investments of the Series Trust in target funds, rebates are applied on the Total Expense Ratio ("TER") of these target funds.

The managers of the target funds concerned agree to compensate the Series Trust, out of their own remuneration, for the difference between the Total Expense Ratio described in the prospectuses of these target funds and a Total Expense Ratio as agreed in a separate agreement.

 Note 15 - Target funds' management fees

The Series Trust entered into agreements with the management companies of target funds enabling the Series Trust to subscribe to a share class that does not support any management fees. However, the underlying management companies are charging directly the Series Trust, based on separate agreements. Such fees have been recorded in the statement of operations and changes in net assets under the caption "Target funds' management fees".

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2015)

Note 16 - Exchange rates

The exchange rates against JPY used as at October 31, 2015 were as follows:

Currency	Exchange rate
EUR	132.8210
USD	120.6750
GBP	185.0069

Note 17 - Terms of subscriptions and redemptions of units

Units may be issued and subscribed as of each issue day at the net asset value per unit as of the relevant issue day for the relevant unit ("Issue Price"), subject to the subscription notice procedure described in the Offering Memorandum of the Trust and the appendix of the Series Trust. The Issue Price shall, subject to any suspension, be calculated and published by the Administrator on the relevant issue day.

Units may be repurchased as of any repurchase day at the net asset value per unit as of the relevant repurchase day for the relevant unit ("Repurchase Price"), subject to the repurchase notice procedure described in the Offering Memorandum of the Trust and the appendix of the Series Trust. The Repurchase Price shall, subject to any suspension, be calculated and published by the Administrator on the relevant repurchase day.

Note 18 - Related party transactions

The Manager and some of its Directors, the Administrator, the Custodian, the Agent Company, the Distributor in Japan and the Investment Manager are related parties to the Series Trust.

The Investment Manager is considered a related party to the Series Trust because it belongs to the same corporate group as the manager of investment vehicles in which the Series Trust invests part of its assets.

Related party fees are reported in the statement of operations and changes in net assets at year end and are detailed in the notes to the financial statements.

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2015)

Note 19 - Subsequent events

Distributions made by the Series Trust after the year ended October 31, 2015 are as follows:

Distribution paid per 10,000 units	Record date	Ex-distribution date	Payment date
70 JPY	05/11/2015	06/11/2015	12/11/2015
70 JPY	07/12/2015	08/12/2015	11/12/2015
40 JPY	05/01/2016	06/01/2016	12/01/2016
40 JPY	05/02/2016	08/02/2016	15/02/2016
40 JPY	07/03/2016	08/03/2016	11/03/2016

There has been no other significant event after year-end up to the date of the auditors' opinion which, in the opinion of the Trustee and the Manager, requires disclosure in the present financial statements.

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond

Schedule of investments as at October 31, 2015

(Expressed in Japanese Yen)

Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
	Investment funds		JPY	JPY	%
236,991	ACM BERNSTEIN-GLOB.HY CL S1	USD	446,717,718	613,732,407	7.33
12,444	EDR EMERGING BONDS-I ACC	EUR	255,377,051	257,444,110	3.08
449,421	FIDELITY FUNDS-ASIA HIGH YIELD USD Y ACC	USD	486,796,297	875,335,628	10.45
146,379	FIDELITY FUNDS-EUR HIGH YIELD-Y ACC	EUR	257,762,679	373,096,090	4.46
244,522	GOLDMAN SACHS GLB H YLD-10 USD ACC	USD	261,682,335	498,975,019	5.96
30,341	INVESCO ZOD US SR LOAN FD H USD ACC	USD	489,346,324	534,306,338	6.38
30,381	MW GAVEKAL CH FIX INC FD A USD ACC	USD	330,977,579	438,623,541	5.24
321,410	NEUBGR EMRG MKT DEB LOC-USD 12 ACC	USD	306,251,865	302,919,593	3.62
185,386	NORDEA 1 EUR HGH YLD-BI-EUR ACC	EUR	542,718,420	761,592,580	9.10
212,127	PIMCO GIS PLC CAP SECS I-USD ACC	USD	317,639,466	384,488,511	4.59
1,793	PIONEER FDS EURO HIGH YLD I EUR ACC	EUR	327,036,754	424,860,915	5.08
246,903	PIONEER FDS-US HI YLD CORP BD I ACC	USD	329,718,297	403,424,797	4.82
2,938	RWC GLOBAL CONVTBLS B FUND USD ACC	USD	522,928,454	541,070,298	6.46
85,944	SCHRODER ISF GLB HI YLD-I USD ACC	USD	250,407,855	463,803,892	5.54
Total investment funds			5,125,361,094	6,873,673,719	82.11
Total investments			5,125,361,094	6,873,673,719	82.11

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the net assets expressed in %.

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond

Classification of investments as at October 31, 2015

Classification of investments by country and by economic sector		
Country	Economic sector	Ratio (%) *
Luxembourg		
	Trusts, Funds And Similar Financial Entities	41.97
	Fund Management Activities	23.61
		65.58
Ireland		
	Trusts, Funds And Similar Financial Entities	8.21
	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	5.24
		13.45
France		
	Fund Management Activities	3.08
		3.08
Total investments		82.11

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the net assets expressed in %.

(2)【2014年10月31日に終了した年度】

【貸借対照表】

日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・ボンド

純資産計算書 2014年10月31日現在

(日本円で表示)

	注記	日本円
資産		
投資有価証券		
取得原価		6,138,777,195
時価評価額	2.2	9,074,413,188
現金預金		2,169,657,623
設立費用	2.3	1,426,099
発行未収金		62,030
資産合計		11,245,558,940
負債		
為替予約契約に係る未実現純評価損	2.6, 12	152,798,115
買戻未払金		34,829,208
未払販売報酬	8	5,167,708
未払投資運用報酬	6	4,987,719
未払印刷および公告費		3,037,173
未払専門家報酬		1,795,055
未払弁護士報酬		1,687,360
未払トレーラー報酬	14	1,436,899
未払サービス支援報酬	10	1,088,357
未払代行協会員報酬	9	906,319
未払管理事務代行報酬	5	906,013
未払管理報酬	4	271,997
未払受託報酬	3	139,073
未払保管報酬	7	90,324
負債合計		209,141,320
純資産		11,036,417,620
発行済受益証券口数		17,398,812,901
受益証券1口当たり純資産価格		0.6343

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・ボンド

運用計算書および純資産変動計算書 2014年10月31日に終了した年度
--

(日本円で表示)

	注記	日本円
収益		
受取配当金	2.5	9,180,020
預金利息	2.4	192,971
その他の収益	18	12,548,305
収益合計		21,921,296
費用		
販売報酬	8	71,056,314
投資運用報酬	6	67,328,829
サービス支援報酬	10	14,691,696
代行協会員報酬	9	12,234,371
管理事務代行報酬	5	12,229,220
トレーラー報酬	14	8,976,078
印刷および公告費		5,287,872
弁護士報酬		4,668,735
設立費用	2.3	2,900,000
専門家報酬		2,509,248
管理報酬	4	2,360,603
受託報酬	3	1,860,258
保管報酬	7	1,219,316
保管費用		353,606
取引手数料		325,312
登録費用		11,419
費用合計		208,012,877
投資純損失		(186,091,581)

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

日興エドモン・ドウ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・ボンド

運用計算書および純資産変動計算書 2014年10月31日に終了した年度(つづき)

(日本円で表示)

	注記	日本円
投資純損失		(186,091,581)
以下にかかる実現純損益:		
投資有価証券	2.2	1,904,793,496
為替予約契約	2.6	(132,234,315)
外国為替	2.7	198,943,615
当期投資純損失および実現純利益		1,785,411,215
以下にかかる未実現評価損の純変動:		
投資有価証券	2.2	(213,465,218)
為替予約契約	2.6	(130,522,636)
運用による純資産の純増加		1,441,423,361
資本の変動		
受益証券発行手取額		88,050,712
受益証券買戻支払額		(3,018,621,700)
資本の変動、純額		(2,930,570,988)
期首現在純資産額		14,154,020,317
分配金	13	(1,628,455,070)
期末現在純資産額		11,036,417,620

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・ボンド

財務書類に対する注記

2014年10月31日現在

注記1. 活動

日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・ボンド(以下「ボンド・ファンド」という。)は、2010年3月11日付の基本信託証書および追補信託証書に従って設定された日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ(以下「トラスト」という。)のサブ・ファンドである。

投資目的および投資方針

ボンド・ファンドの投資目的は、世界の債券ポートフォリオへの分散投資およびアクティブ・カレンシー・マネジメント(積極的通貨運用)戦略を通じて、中長期的に魅力的な利回りと投資元本の成長を目指すことである。

投資運用会社は、債券間においてダイナミック・アセット・アロケーションを行う。アクティブ・カレンシー・マネジメントに基づき、時により、通貨先渡契約、通貨オプション契約、通貨先物契約または通貨スワップがまったく行われまいということもある。

投資運用会社は、主として、全世界規模で広範な債券に投資することを投資方針とする他のファンド(オープン・エンド型またはクローズド・エンド型)の受益証券または投資証券への投資を通じて、その投資目的を達成することを目指す。債券は、主として、ハイ・イールド社債、ハイ・イールド国債および新興国市場の債券の形態をとるが、これのみならず国際機関債、投資適格国債、投資適格社債、仕組み債、変動利付債、転換社債、ローン担保証券、債務担保証券、資産担保証券、クレジット・デフォルト・スワップの形態をとる。投資運用会社がこれらの債券に直接投資する場合、当該証券は証券取引所に上場されているか、または規制された、日常的に取引が行われ、公開されている公認の市場で取引されているものでなければならない。

投資運用会社は、先物、オプション、スワップおよびスワップションを含む広範なデリバティブ商品の適切なポジションをとることがある。投資運用会社は、直接または当該商品への投資を投資方針とする他のオープン・エンド型またはクローズド・エンド型のファンドへの投資を通じて間接的に当該デリバティブ商品に投資することができる。

注記2. 重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用される、ルクセンブルグにおいて一般に認められる会計原則に準拠して作成されている。

2.2 投資有価証券および金融商品の評価

純資産価額の計算に際して、管理会社から別段の指図がない限り、管理事務代行会社は、以下に定める評価手続を適用する。

- (a) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産価額（または当該日現在で純資産価額が計算されない場合、計算が行われたその直前の日の純資産価額が利用されるものとする。）で評価する。
- (b) 証券取引所で取引されている有価証券は、欧州および米国の市場で取引される有価証券に関しては関連する評価日における直近の利用可能な始値により、またアジア、オーストラリアおよびニュージーランドの市場で取引される有価証券に関しては関連する評価日における直近の利用可能な終値により評価する。
- (c) 証券取引所では取引されていないが、店頭市場で取引されている有価証券は、管理会社が管理事務代行会社と協議の上選定した信頼できる情報源に基づいて評価する。
- (d) スワップその他の店頭商品は、管理会社が管理事務代行会社と協議の上適当と判断する取引業者から入手した気配に基づき、管理会社の誠実な裁量により評価する。
- (e) 短期金融市場商品および銀行預金は、取得原価に経過利息を加えて評価する。
- (f) 評価を行う日において、本書において指定する特定の資産の評価のための取引所または市場が営業していない場合、当該資産の評価は、かかる取引所または市場が最後に営業していた日に算定される。
- (g) 管理会社がいずれかの資産の市場価値を反映するため変更が適当であると判断する場合、かつその限りにおいて、以上の評価は、管理会社によって、管理事務代行会社と協議の上、その裁量において変更されることがある。

未実現損益は、当期における投資有価証券の公正価値の変動および報告期間中に現金化された投資有価証券に係る前期の未実現損益の戻入れで構成される。

投資有価証券の売却に係る実現損益は、平均原価法を使用して計算される。

2.3 設立費用

設立費用は、5年間にわたって定額法に基づき償却される。

2.4 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

2.5 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益に計上される。

2.6 為替予約契約

為替予約契約は、満期までの残存期間について純資産計算書日付現在で適用される先渡レートで評価される。為替予約契約から生じる差損益は、運用計算書および純資産変動計算書に認識される。

2.7 外貨換算

日本円以外の通貨建ての資産および負債は、期末現在の実勢為替レートで換算される。外貨取引は、取引日の実勢為替レートで日本円に換算される。外貨にかかる未実現および実現損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上される。

組入投資有価証券の時価評価により生じる未実現為替差損益は、投資有価証券にかかる未実現評価損益の純変動に含まれる。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算書に直接計上される。

注記3．受託報酬

受託会社は、最低で年間15,000ドル、最高で年間30,000ドルとする、各評価日に発生し、かつ計算され、四半期毎に後払いされる、債券・ファンドの純資産価額に対する年率0.015%の割合による受託報酬を債券・ファンドの資産から受領する権利を有する。

注記4．管理報酬

2014年4月30日まで、管理会社は、各評価日に発生し、かつ計算され、毎月後払いされる、債券・ファンドの純資産価額に対する年率0.01%の割合による報酬を債券・ファンドの資産から受領する権利を有していた。

2014年4月30日以降、管理会社は、各評価日に発生し、かつ計算され、毎月後払いされる、債券・ファンドの純資産価額に対する年率0.03%の割合による報酬を債券・ファンドの資産から受領する権利を有する。

注記5．管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生し、かつ計算され、毎月後払いされる、債券・ファンドの純資産価額に対する年率0.10%の割合による報酬を債券・ファンドの資産から受領する権利を有する。

注記6 . 投資運用報酬

投資運用会社は、各評価日に発生し、かつ計算され、毎月後払いされる、以下の表に記載された年率に基づく債券・ファンドの純資産価額に対する一定割合の報酬を債券・ファンドの資産から受領する権利を有する。

純資産価額	年率
) 500億円以下の部分	0.55%
) 500億円を超え、1,000億円以下の部分	0.52%
) 1,000億円を超え、2,000億円以下の部分	0.50%
) 2,000億円を超える部分	0.48%

注記7 . 保管報酬

保管会社は、各評価日に発生し、かつ計算され、毎月後払いされる、債券・ファンドの純資産価額に対する年率0.01%の割合による報酬を債券・ファンドの資産から受領する権利を有する。

注記8 . 販売報酬

2014年4月30日まで、販売会社は、各評価日に発生し、かつ計算され、毎月後払いされる、以下の表に記載された年率に基づく債券・ファンドの純資産価額に対する一定割合の報酬を債券・ファンドの資産から受領する権利を有していた。

純資産価額	年率
) 500億円以下の部分	0.59%
) 500億円を超え、1,000億円以下の部分	0.64%
) 1,000億円を超え、2,000億円以下の部分	0.69%
) 2,000億円を超える部分	0.75%

2014年5月1日以降、販売会社は、各評価日に発生し、かつ計算され、毎月後払いされる、以下の表に記載された年率に基づく債券・ファンドの純資産価額に対する一定割合の報酬を債券・ファンドの資産から受領する権利を有する。

純資産価額	年率
) 500億円以下の部分	0.57%
) 500億円を超え、1,000億円以下の部分	0.62%
) 1,000億円を超え、2,000億円以下の部分	0.67%
) 2,000億円を超える部分	0.73%

注記9 . 代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生し、かつ計算され、毎月後払いされる、債券・ファンドに帰属する純資産価額に対する年率0.10%の割合による報酬を債券・ファンドの資産から受領する権利を有する。

注記10. サービス支援会社報酬

サービス支援会社は、各評価日に発生し、かつ計算され、毎月後払いされる、以下の表に記載された年率に基づくボンド・ファンドの純資産価額に対する一定割合の報酬をボンド・ファンドの資産から受領する権利を有する。

純資産価額	年率
) 500億円以下の部分	0.12%
) 500億円を超え、1,000億円以下の部分	0.10%
) 1,000億円を超え、2,000億円以下の部分	0.07%
) 2,000億円を超える部分	0.03%

注記11. 税制

11.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島の現行法に基づき、ボンド・ファンドが支払うべき所得税、不動産税、法人税、キャピタル・ゲイン税およびその他の税金はない。そのため、所得税引当金は財務書類に計上されていない。

11.2 その他諸国

ボンド・ファンドは、ケイマン諸島以外のその他諸国を源泉とする特定の所得に関して課税を受けたり源泉徴収税の対象となる可能性がある。購入予定者は、受益証券の購入、保有、買戻しによる税金またはその他の影響を各法域の法律に基づき判断する際に、国籍を有する国および居住地国の法律顧問および税務アドバイザーに相談すべきである。

注記12. 為替予約契約

2014年10月31日現在、以下の為替予約契約が未決済であった。

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価損益
					日本円
米ドル	668,320	カナダ・ドル	750,000	2014年11月21日	73,919
米ドル	514,124	チリ・ペソ	300,000,000	2014年11月21日	588,201
米ドル	977,430	コロンビア・ペソ	2,000,000,000	2014年11月21日	(506,171)
米ドル	977,590	インド・ルピー	60,000,000	2014年11月21日	(560,933)
米ドル	976,142	インドネシア・ルピア	11,750,000,000	2014年11月21日	(836,690)
米ドル	30,000,000	日本円	3,192,361,055	2014年11月21日	(152,593,146)
米ドル	973,689	マレーシア・リンギット	3,175,000	2014年11月21日	(1,136,737)
米ドル	981,460	ペルー・ヌエボ・ソル	2,850,000	2014年11月21日	(762,506)
米ドル	973,261	フィリピン・ペソ	43,500,000	2014年11月21日	(577,674)

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価損益
					日本円
米ドル	975,023	南アフリカ・ランド	10,750,000	2014年11月21日	1,280,168
米ドル	979,724	タイ・パーツ	31,615,000	2014年11月21日	(1,015,969)
米ドル	964,239	トルコ・リラ	2,175,000	2014年11月21日	2,297,246
韓国ウォン	1,000,000,000	米ドル	943,464	2014年12月12日	952,177
為替予約契約に係る未実現純評価損合計					(152,798,115)

2014年10月31日現在、ボンド・ファンドは、為替予約契約に関して合計4,860,000.00ドルの現金担保保持高を有している。

注記13. 支払分配金

2014年10月31日に終了した年度中にボンド・ファンドにより支払われた分配金は以下の通りである。

受益証券 10,000口当たり 支払分配金	基準日	分配落ち日	海外における支払日
70円	2013年11月5日	2013年11月6日	2013年11月12日
70円	2013年12月5日	2013年12月6日	2013年12月11日
70円	2014年1月6日	2014年1月7日	2014年1月10日
70円	2014年2月5日	2014年2月6日	2014年2月12日
70円	2014年3月6日	2014年3月7日	2014年3月12日
70円	2014年4月7日	2014年4月8日	2014年4月11日
70円	2014年5月7日	2014年5月8日	2014年5月13日
70円	2014年6月5日	2014年6月6日	2014年6月12日
70円	2014年7月8日	2014年7月9日	2014年7月14日
70円	2014年8月5日	2014年8月6日	2014年8月11日
70円	2014年9月5日	2014年9月8日	2014年9月11日
70円	2014年10月6日	2014年10月7日	2014年10月10日

注記14. トレーラー報酬および未払トレーラー報酬

トレーラー報酬は、ボンド・ファンドが投資している一定の投資先ファンドのポートフォリオ・マネジャーに支払われる報酬を意味する。

場合により、ボンド・ファンドは、機関投資家のみ入手可能な特定の投資証券に投資する。これらの投資証券に関しては、ポートフォリオ・マネジャー報酬が支払われない。代わりに、ポートフォリオ・マネジャーに支払われる報酬は、合意により提示され、別個に支払われる。

注記15．為替レート

2014年10月31日現在で使用された日本円に対する為替レートは以下の通りである。

通貨	為替レート (円)	通貨	為替レート (円)
ユーロ	140.1952	米ドル	111.5050
英ポンド	178.2128		

注記16．受益証券の発行および買戻しの条件

受益証券は、英文目論見書およびアペンディクスに記載される申込通知の手續に従い、各発行日において、関連する受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という。）で発行され、取得される。発行価格は、停止手續に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する発行日に計算され、公表される。

受益証券は、英文目論見書およびアペンディクスに記載される買戻請求の通知の手續に従い、受益証券に関するいずれかの買戻日に、当該買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という。）で買い戻すことができる。買戻価格は、停止手續に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する買戻日に計算され、公表される。

注記17．関係会社（当事者）取引

管理会社およびその一部の取締役、管理事務代行会社、保管会社、代行協会員、日本における販売会社ならびに投資運用会社としてのエドモン・ドゥ・ロスチャイルド（ヨーロッパ）は、ボンド・ファンドの関係会社（当事者）である。

投資運用会社は、ボンド・ファンドがその資産の一部を投資しているケイマン諸島の投資信託である、エドモン・ドゥ・ロスチャイルドのファンドの管理会社として行為しているため、ボンド・ファンドの関係会社とみなされる。

関係会社（当事者）報酬は、運用計算書および純資産変動計算書に開示され、財務書類に対する注記に詳述されている。

注記18．事象

2014年2月25日および2014年2月26日に、業務過誤が発生した。投資運用会社の過失が先渡為替取引のロール・オーバーのタイミングで発生し、ボンド・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格が当該期間において0.09%過小評価されるという影響を与えた。

ボンド・ファンドに対する影響は、その後、12,548,305円の損失と算定され、管理会社であるS M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイおよび投資運用会社がこれに合意した。投資運用会社は、2014年3月13日に、ボンド・ファンドへの払戻しを行った。当該払戻しは、2014年10月31日終了年度の運用計算書および純資産変動計算書において「その他の収益」の項目に計上された。

注記19．後発事象

2014年10月31日に終了した年度の後に、ボンド・ファンドにより支払われた分配金は以下の通りである。

受益証券 10,000口当たり 支払分配金	基準日	分配落日	海外における支払日
70円	2014年11月5日	2014年11月6日	2014年11月12日
70円	2014年12月5日	2014年12月8日	2014年12月11日
70円	2015年1月5日	2015年1月6日	2015年1月9日
70円	2015年2月5日	2015年2月6日	2015年2月12日
70円	2015年3月5日	2015年3月6日	2015年3月11日

2014年12月12日付で、田本真也氏および大久保尚樹氏が管理会社の取締役役に任命された。当該任命は、金融監督委員会により2015年2月3日付の書簡をもって承認された。

2015年1月1日付で、ボンド・ファンドの投資運用会社としての責任は、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド（ヨーロッパ）からエドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント（ルクセンブルグ）に譲渡された。

期末後、監査報告書の日付までに、現在の財務書類に開示が必要であると受託会社および管理会社が判断する重要な事象はなかった。

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond

Statement of net assets as at October 31, 2014

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At cost		6,138,777,195
At market value	2.2	9,074,413,188
Cash at bank		2,169,657,623
Formation expenses	2.3	1,426,099
Subscriptions receivable		62,030
Total assets		11,245,558,940
Liabilities		
Net unrealised depreciation on forward foreign currency exchange contracts	2.6,12	152,798,115
Redemptions payable		34,829,208
Distributor fees payable	8	5,167,708
Investment Manager fees payable	6	4,987,719
Printing and publishing expenses payable		3,037,173
Professional expenses payable		1,795,055
Legal expenses payable		1,687,360
Trailer fees payable	14	1,436,899
Service Adviser fees payable	10	1,088,357
Agent Company fees payable	9	906,319
Administrator fees payable	5	906,013
Manager fees payable	4	271,997
Trustee fees payable	3	139,073
Custodian fees payable	7	90,324
Total liabilities		209,141,320
Net assets		11,036,417,620
Number of units outstanding		17,398,812,901
Net assets per unit		0.6343

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2014

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Income		
Dividend income	2.5	9,180,020
Bank interest	2.4	192,971
Other income	18	12,548,305
Total income		21,921,296
Expenses		
Distributor fees	8	71,056,314
Investment Manager fees	6	67,328,829
Service Adviser fees	10	14,691,696
Agent Company fees	9	12,234,371
Administrator fees	5	12,229,220
Trailer fees	14	8,976,078
Printing and publishing expenses		5,287,872
Legal expenses		4,668,735
Formation expenses	2.3	2,900,000
Professional expenses		2,509,248
Manager fees	4	2,360,603
Trustee fees	3	1,860,258
Custodian fees	7	1,219,316
Safekeeping fees		353,606
Transaction fees		325,312
Registration fees		11,419
Total expenses		208,012,877
Net investment loss		(186,091,581)

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2014
(continued)

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Net investment loss		(186,091,581)
Net realised gain/(loss) on:		
Investments	2.2	1,904,793,496
Forward foreign currency exchange contracts	2.6	(132,234,315)
Foreign exchange	2.7	198,943,615
Net investment loss and realised gain for the year		1,785,411,215
Net change in unrealised depreciation on:		
Investments	2.2	(213,465,218)
Forward foreign currency exchange contracts	2.6	(130,522,636)
Net increase in net assets as a result of operations		1,441,423,361
Movement in capital		
Subscriptions of units		88,050,712
Redemptions of units		(3,018,621,700)
Net movement in capital		(2,930,570,988)
Net assets at the beginning of the year		14,154,020,317
Distribution	13	(1,628,455,070)
Net assets at the end of the year		11,036,417,620

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond

Notes to the financial statements

(As at October 31, 2014)

Note 1 - Activity

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond (the "Series Trust") is a series trust of Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds (the "Trust") constituted pursuant to the Master Trust Deed and a supplemental trust deed dated March 11, 2010.

Investment objective and policies

The Series Trust's investment objective is to seek attractive yields and capital appreciation over the medium to long term through investment in a diversified global fixed income securities portfolio and an active currency management strategy.

The Investment Manager applies a dynamic asset allocation among fixed income securities. Based on active currency management, it cannot be excluded that from time to time forward currency contracts, currency option contracts, futures currency contracts or swaps on currencies might be operated.

The Investment Manager aims to achieve such objective by investing on an international scale and in a wide range of fixed income instruments principally through investment in units or shares of funds (open or closed-ended) whose investment policy is to invest in such instruments. The fixed income instruments may principally take the form of high yield corporate and government bonds, emerging markets bonds, but also supranational bonds, investment grade government bonds, investment grade corporate bonds, synthetic bonds, floating rate notes, convertible bonds, collateral loan obligations, collateral debt obligations, asset backed securities, credit default swaps. If the Investment Manager invests directly in these instruments, the instruments must be listed on a stock exchange or dealt in on another market which is regulated, operates regularly and is recognised and open to the public.

The Investment Manager may take appropriate positions in a wide range of derivative instruments including futures, options, swaps and swaptions. The Investment Manager may invest in such derivative instruments directly or indirectly through investment in other open-ended or closed-ended funds whose investment policy is to invest in such instruments.

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2014)

Note 2 - Significant accounting policies

2.1 - Presentation of financial statements

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

2.2 - Valuation of the investments in securities and financial instruments

In calculating the net asset value, the Administrator, unless otherwise directed by the Manager, applies the valuation procedures as set out below:

- (a) collective investment schemes, investment funds and mutual funds are valued at the net asset value available as of the relevant valuation day (or if a net asset value as of such valuation day is not available, a net asset value as of the immediately preceding day shall be used);
- (b) securities which are traded on a securities exchange are valued at their latest available opening market price on the relevant valuation day for securities traded on European and American markets and their latest available closing price on the relevant valuation day for securities traded on Asian, Australian and New Zealand markets;
- (c) securities not traded on a securities exchange but traded over-the-counter are valued as determined from any reliable source selected by the Manager in consultation with the Administrator;
- (d) “swaps” and other over-the-counter instruments are valued in the good faith discretion of the Manager based on quotations received from dealers deemed appropriate by the Manager in consultation with the Administrator;
- (e) short-term money market instruments and bank deposits are valued at the cost plus accrued interest;
- (f) if on the date as of which any valuation is being made, the exchange or market herein designated for the valuation of any given assets is not open for business, the valuation of such assets are determined as of the last preceding date on which such exchange or market was open for business;

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2014)

Note 2 - Significant accounting policies (continued)

2.2 - Valuation of the investments in securities and financial instruments (continued)

In calculating the net asset value, the Administrator, unless otherwise directed by the Manager, applies the valuation procedures as set out below: (continued)

- (g) the foregoing valuations may be modified by the Manager, in its discretion, in consultation with the Administrator, if and to the extent that it shall determine that modifications are advisable in order to reflect the market value of any assets.

Unrealised gains and losses comprise changes in the fair value of the investments for the period and the reversal of prior period unrealised gains and losses for investments which were realised in the reporting period.

Realised gains and losses on the disposal of investments are calculated using the average cost method.

2.3 - Formation expenses

Formation expenses are amortised on a straight line basis over a period of five years.

2.4 - Interest income

Interest income is accrued on a daily basis.

2.5 - Dividend income

Dividends are recorded in income on the ex-dividend date.

2.6 - Forward foreign exchange contracts

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the statement of net assets date for the remaining period until maturity.

Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the statement of operations and changes in net assets.

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2014)

Note 2 - Significant accounting policies (continued)

2.7 - Foreign currency translation

Assets and liabilities expressed in other currencies than the Japanese Yen (" JPY ") are translated at exchange rates ruling at year-end. Transactions in foreign currencies are translated into JPY at exchange rates ruling at the transaction dates. Unrealised and realised gains and losses on foreign currencies are recorded in the statement of operations and changes in net assets for the year.

Unrealised exchange gains and losses arising on the valuation of the securities in portfolio at market value are included in net change in unrealised appreciation and depreciation on investments. Other exchange gains and losses are directly taken into the statement of operations and changes in net assets.

Note 3 - Trustee fees

The Trustee is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a trustee fee at the rate of 0.015% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears with a minimum of USD 15,000 per annum and a maximum of USD 30,000 per annum.

Note 4 - Manager fees

Until April 30, 2014, the Manager was entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of 0.01% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Since May 1, 2014, the Manager is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of 0.03% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 5 - Administrator fees

The Administrator is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of 0.10% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2014)

Note 6 - Investment Manager fees

The Investment Manager is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of i) 0.55% per annum of the net asset value of the Series Trust for portion of the net asset equal to or less than JPY 50 billion, ii) 0.52% per annum of the net asset value of the Series Trust for portion of the total net asset over JPY 50 billion to equal to or less than JPY 100 billion, iii) 0.50% per annum of the net asset value of the Series Trust for portion of the total net asset over JPY 100 billion to equal to or less than JPY 200 billion and iv) 0.48% per annum of the net asset value of the Series Trust for portion of the total net asset over JPY 200 billion, accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 7 - Custodian fees

The Custodian is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of 0.01% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 8 - Distributor fees

Until April 30, 2014, the Distributor was entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of i) 0.59% per annum of the net asset value of the Series Trust for portion of the total net asset equal to or less than JPY 50 billion, ii) 0.64% per annum of the net asset value of the Series Trust for portion of the total net asset over JPY 50 billion to equal to or less than JPY 100 billion, iii) 0.69% per annum of the net asset value of the Series Trust for portion of the total net asset over JPY 100 billion to equal to or less than JPY 200 billion and iv) 0.75% per annum of the net asset value of the Series Trust for portion of the total net asset over JPY 200 billion, accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2014)

Note 8 - Distributor fees (continued)

Since May 1, 2014, the Distributor is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of i) 0.57% per annum of the net asset value of the Series Trust for portion of the total net asset equal to or less than JPY 50 billion, ii) 0.62% per annum of the net asset value of the Series Trust for portion of the total net asset over JPY 50 billion to equal to or less than JPY 100 billion, iii) 0.67% per annum of the net asset value of the Series Trust for portion of the total net asset over JPY 100 billion to equal to or less than JPY 200 billion and iv) 0.73% per annum of the net asset value of the Series Trust for portion of the total net asset over JPY 200 billion, accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 9 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.10% per annum of the net asset value attributable to the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 10 - Service Adviser fees

The Service Adviser is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of i) 0.12% per annum of the net asset value of the Series Trust for portion of the total net asset equal to or less than JPY 50 billion, ii) 0.10% per annum of the net asset value of the Series Trust for portion of the total net asset over JPY 50 billion to equal to or less than JPY 100 billion, iii) 0.07% per annum of the net asset value of the Series Trust for portion of the total net asset over JPY 100 billion to equal to or less than JPY 200 billion and iv) 0.03% per annum of the net asset value of the Series Trust for the portion of the total net asset over JPY 200 billion, accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 11 - Taxation

11.1 - Cayman Islands

Under current laws in the Cayman Islands, there are no income, estate, corporation, capital gains or other taxes payable by the Series Trust. As a result, no provision for income taxes has been made in the accounts.

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2014)

Note 11 - Taxation (continued)

11.2 - Other Countries

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries. Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and repurchasing units under the laws of their respective jurisdiction.

Note 12 - Forward foreign currency exchange contracts

As at October 31, 2014, the following forward foreign currency exchange contracts were open:

Currency	Sales	Currency	Purchase	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					JPY
USD	668,320	CAD	750,000	21/11/14	73,919
USD	514,124	CLP	300,000,000	21/11/14	588,201
USD	977,430	COP	2,000,000,000	21/11/14	(506,171)
USD	977,590	INR	60,000,000	21/11/14	(560,933)
USD	976,142	IDR	11,750,000,000	21/11/14	(836,690)
USD	30,000,000	JPY	3,192,361,055	21/11/14	(152,593,146)
USD	973,689	MYR	3,175,000	21/11/14	(1,136,737)
USD	981,460	PEN	2,850,000	21/11/14	(762,506)
USD	973,261	PHP	43,500,000	21/11/14	(577,674)
USD	975,023	ZAR	10,750,000	21/11/14	1,280,168
USD	979,724	THB	31,615,000	21/11/14	(1,015,969)
USD	964,239	TRY	2,175,000	21/11/14	2,297,246
KRW	1,000,000,000	USD	943,464	12/12/14	952,177
Total net unrealised depreciation on forward foreign currency exchange contracts					(152,798,115)

As at October 31, 2014 the Series Trust has a collateral cash position with regards to forward exchange contracts agreement for a total of USD 4,860,000.00.

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2014)

 Note 13 - Distribution

Distributions made by the Series Trust during the year ended October 31, 2014 are as follows:

Distribution paid per 10,000 units	Record date	Ex-distribution date	Payment date
70 JPY	5/11/2013	6/11/2013	12/11/2013
70 JPY	5/12/2013	6/12/2013	11/12/2013
70 JPY	6/01/2014	7/01/2014	10/01/2014
70 JPY	5/02/2014	6/02/2014	12/02/2014
70 JPY	6/03/2014	7/03/2014	12/03/2014
70 JPY	7/04/2014	8/04/2014	11/04/2014
70 JPY	7/05/2014	8/05/2014	13/05/2014
70 JPY	5/06/2014	6/06/2014	12/06/2014
70 JPY	8/07/2014	9/07/2014	14/07/2014
70 JPY	5/08/2014	6/08/2014	11/08/2014
70 JPY	5/09/2014	8/09/2014	11/09/2014
70 JPY	6/10/2014	7/10/2014	10/10/2014

 Note 14 - Trailer fees and trailer fees payable

Trailer fees represent fees paid to the portfolio managers of certain underlying funds in which the Series Trust is investing.

In certain cases, the Series Trust invests in particular shares only available for institutional investors, shares in respect of which no portfolio management fees are payable. The fees paid to portfolio managers are instead as laid out by an agreement and paid separately.

 Note 15 - Exchange rates

The exchange rates against JPY used as at October 31, 2014 are as follows:

Currency	Exchange rate	Currency	Exchange rate
EUR	140.1952	USD	111.5050
GBP	178.2128		

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2014)

Note 16 - Terms of subscriptions and redemptions of units

Units may be issued and subscribed as of each issue day at the net asset value per unit as of the relevant issue day for the relevant unit (" Issue Price "), subject to the subscription notice procedure described in the Offering Memorandum and its appendices. The Issue Price shall, subject to any suspension, be calculated and published by the Administrator on the relevant issue day.

Units may be repurchased as of any repurchase day at the net asset value per unit as of the relevant repurchase day for the relevant unit (" Repurchase Price "), subject to the repurchase notice procedure described in the Offering Memorandum and its appendices. The Repurchase Price shall, subject to any suspension, be calculated and published by the Administrator on the relevant repurchase day

Note 17 - Related party transactions

The Manager and some of its Directors, the Administrator, the Custodian, the Agent Company, the Distributor in Japan and Edmond de Rothschild (Europe) as Investment Manager are related parties to the Series Trust.

The Investment Manager is considered a related party to the Series Trust because it acts as manager of Edmond de Rothschild Fund, a Cayman Islands trust in which the Series Trust invests part of its assets.

Related party fees are reported in the statement of operations and changes in net assets at year end and are detailed in the notes to the financial statements.

Note 18 - Event

On February 25, 2014 and February 26, 2014 an operational error occurred. The Investment Manager's error, at the time of the roll over of forward exchanged transactions resulted in an impact on the Series Trust's net asset per unit which was undervalued by 0.09% during the period.

Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2014)

Note 18 - Event (continued)

The impact for the Series Trust was subsequently calculated to amount to a loss of JPY 12,548,305, agreed by the Management Company, SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. and the Investment Manager. The Investment Manager proceeded to the reimbursement of the Series Trust on March 13, 2014. This reimbursement has been recorded in the caption "Other Income" in the statement of operations and changes for the year ended October 31, 2014.

Note 19 - Subsequent events

Distributions made by the Series Trust after the year ended October 31, 2014 are as follows:

Distribution paid per 10,000 units	Record date	Ex-distribution date	Payment date
70 JPY	05/11/2014	06/11/2014	12/11/2014
70 JPY	05/12/2014	08/12/2014	11/12/2014
70 JPY	05/01/2015	06/01/2015	09/01/2015
70 JPY	05/02/2015	06/02/2015	12/02/2015
70 JPY	05/03/2015	06/03/2015	11/03/2015

On December 12, 2014, Mr. Shinya TAMOTO and Mr. Naoki OKUBO were appointed as Directors of the Manager. Said appointment was approved by the Commission de Surveillance du Secteur Financier in a letter dated February 3, 2015.

On January 1, 2015, the responsibilities as investment manager of the Series Trust were assigned from Edmond de Rothschild (Europe) to Edmond de Rothschild Asset Management (Luxembourg).

There have been no other significant events after year-end up to the date of the auditors' opinion which in the opinion of the Trustee and the Manager requires disclosure in the present financial statements.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

<エクイティ・ファンド>

(平成28年2月末日現在)

	円 (を除く)
・資産総額	2,002,902,758
・負債総額	7,462,266
・純資産総額(-)	1,995,440,492
・発行済口数	2,471,804,076
・受益証券1万口当たり純資産価格(/)	8,073

<ボンド・ファンド>

(平成28年2月末日現在)

	円 (を除く)
・資産総額	6,198,779,516
・負債総額	16,206,859
・純資産総額(-)	6,182,572,657
・発行済口数	13,253,113,072
・受益証券1万口当たり純資産価格(/)	4,665

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）受益証券の名義書換

記名式受益証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L - 1282 ヒルデガルト・フォン・ピンゲン
通り2番

日本の受益者については、受益証券の保管を販売会社に委託している場合、販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

（ロ）受益者集会

受益者は、制限された議決権を有する。各信託証書は、投資方針および投資制限や関連するサブ・ファンドのガイドラインに重大な変更を加える場合、関連するサブ・ファンドを償還する場合、関連する信託証書に一定の変更（前記参照）を加える場合等一定の状況において、関連するサブ・ファンド決議を必要とする旨規定している。サブ・ファンド決議は、（a）関連するサブ・ファンドの発行済受益証券の純資産総額の過半数を保有する者が書面で承認した決議、または（b）関連するサブ・ファンドの受益証券の純資産総額の過半数を保有し、議決権を有する本人もしくは代理人が出席した関連するサブ・ファンドの受益者集会で承認可決されることにより行われる。

基本信託証書はまた、例えば全サブ・ファンドに関する受託会社の解任、全サブ・ファンドに関する受託会社による管理会社の解任に関する承認、サブ・ファンドの他の法域への移動、全サブ・ファンドの償還、または全サブ・ファンドの信託証書の変更について、全サブ・ファンドの受益者決議が必要である旨規定している。受益者決議は、（a）全サブ・ファンドの発行済受益証券の純資産総額の過半数を保有する者が書面で承認した決議、または（b）全サブ・ファンドの受益証券の純資産総額の過半数を保有し、議決権を有する本人もしくは代理人が出席し全サブ・ファンドの受益者集会で承認可決されることにより行われる。

（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

トラストは、F A T C Aを遵守する参加外国金融機関である（受益証券の登録名義人となる）販売会社によってのみ販売される。管理会社は、1933年米国証券法を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すことができ、また米国人への譲渡の登録を拒絶することができる。

いかなる者（米国人および（制限付例外がある）ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含む。）による受益証券の取得も制限されることがある。

譲渡制限

すべての受益者は、管理会社または販売会社とその絶対的裁量で随時承認した様式の書面によって、保有する受益証券を譲渡することができる。ただし、譲受人は、その時点で適用ある法域の法律規定、政府等の要求事項もしくは規則または管理会社もしくは販売会社の方針を遵守するために管理会社または販売会社の要求する情報を提出すること、および管理会社または販売会社が事前に書面で譲渡を承認し、管理事務代行会社に通知することを条件とする。さらに、譲受人は、（ ）受益証券を適格投資家に譲渡すること、（ ）譲受人は自己の計算で受益証券を取得すること、および（ ）管理会社または販売会社はその絶対的裁量で要求したその他の事項に関して、書面により管理会社または販売会社に表明する義務を負う。

管理会社または販売会社は、すべての譲渡証書に譲渡人および譲受人または譲渡人および譲受人の代理人が署名することを要求することができる。譲渡が登録され、譲受人の氏名が受益者名簿に記載され

るまで、譲渡人が依然として受益者であり、譲渡の対象となった受益証券に対する権利を有するとみなされる。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

管理会社の資本金は、5,446,220ユーロ（約6億7,593万円）で、2016年3月末日現在全額払込済である。なお、1株20ユーロ（約2,482円）の記名式株式272,311株を発行済である。

最近5年間における資本金の額の増減は、以下のとおりである。

2012年3月31日	446,220ユーロ
2013年3月31日	446,220ユーロ
2014年1月16日	5,446,220ユーロ
2014年3月31日	5,446,220ユーロ
2015年3月31日	5,446,220ユーロ
2016年3月31日	5,446,220ユーロ

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。取締役は正式に開催される株主総会において株主によって選任され、その任期は、次回の年次株主総会終了時までであり、再選されるか後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まるが、株主総会の決議により理由のいかんを問わずいつでも解任される。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長数名を選出することができる。取締役会はまた、取締役会および株主総会の議事録を管理する責任者である秘書役1名（取締役であることを要しない。）を選出することができる。取締役会は会長または2名の取締役により招集され、招集通知に記載された場所で開催される。さらに管理会社の業務運営および経営に必要とみなされる場合にはジェネラル・マネジャー1名、秘書役1名、ジェネラル・マネジャー補佐、秘書役補佐または他の役員数名を随時任命することができる。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役にあててなされる。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載する。かかる通知は、書面、電報またはテレックスにより各取締役の同意が得られた場合には省略することができる。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はない。

取締役は、書面、電報、ファックス、テレックスまたは委任を確認できるその他の電子的媒体により別の取締役に指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決による。上記にかかわらず取締役の決議は書面により行うこともでき、決議を記載し、各取締役が署名した1通または複数の書面で構成されることもできる。

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有する。ただし、取締役は、取締役会決議により特別に認められた場合を除き、取締役個人の行為により管理会社を拘束することができない。

取締役会は、管理会社の日常の運営および業務を行う権限ならびに管理会社の方針および目的を促進するための行為を実行する権限を会社役員に委任することができる。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、ルクセンブルグの法律の規定に基づき設立され、投資信託の管理運営を行うための免許を有する会社である。管理会社は、その管理するすべての投資信託に関して、専門性を有する投資運用会社を選任し、運用を委任している。管理会社は、1915年商事会社法に基づき1992年2月27日に設立された。

管理会社は、A I F M Dおよび2013年法に基づき、ファンドに関しA I F Mとして業務を提供する。管理会社は、ファンドの投資資産の管理運営について責任を負っている。管理会社は、ファンドのポートフォリオ運用機能を投資運用会社に委託している。

管理会社はS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社の完全所有子会社である。

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず、2010年法第125 - 2条に規定されたU C Iを管理することである。ただし、管理会社は、少なくとも1つのルクセンブルグのU C Iを管理しなければならない。管理会社は、U C Iの運営、管理および販売に関連するあらゆる業務を行うことができる。

管理会社は、ファンドおよび受益者のために、有価証券の購入、売却、申込みおよび交換ならびにファンド資産に直接又は間接に関連するすべての権利の行使を含む管理および運用に関する業務を行うことができる。

管理会社は、関連するサブ・ファンドの費用で、追補信託証書に基づく一部または全部の職務を、一または複数の個人または企業（投資運用会社またはその他の関係会社を含む。）に委託する権限を有する。ただし、管理会社は上記の委託先が基本信託証書に定める規定を遵守することを確保することを条件とする。管理会社は、受任者または再受任者の業務遂行を監督する義務を負わず、管理会社によるその義務の故意の不履行または詐欺行為による場合を除き、受任者または再受任者の不正行為、過失または不履行によりサブ・ファンドに生じた損失について責任を負うものではない。

基本信託証書に定める規定に従って、管理会社および管理会社の関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点でサブ・ファンドに関係する信託財産もしくは信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が管理会社、管理会社の関係会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の詐欺または故意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また、管理会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わない。

管理会社、その関係会社およびこれらの取締役、役員、従業員または代理人は、管理会社として、その関係会社としてまたはこれらの取締役、役員、従業員もしくは代理人として強いられまたは被ることがある、基本信託証書に基づきまたはサブ・ファンドに関連する権限および職務の適正な遂行過程において生じた訴訟、手続、債務、費用、請求、損害、経費（一切の合理的な弁護士、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または要求の全部または一部について、サブ・ファンドの信託財産から補償され、かつ信託財産に対する求償権を有する。ただし、かかる補償は、管理会社またはその関係会社およびその取締役、役員または従業員の実際の詐欺行為または故意の不履行により発生した作為または不作為から生じ管理会社が被る一切の訴訟、手続、債務、費用、請求、損害、経費または要求については適用されない。

ファンドに関する管理会社の任命期間は、受益者決議によって受益者から解任されない限り、ファンドの存続期間とする。管理会社は、受託会社に対して90日以上前に書面により通知することにより辞任することができる。

管理会社は「第二部 ファンド情報 4 手数料等及び税金 (3) 管理報酬等」の項に定める報酬を受け取る権利を有する。

管理会社の権利および義務についてはミューチュアル・ファンド規則および各追補信託証書に定められている。管理会社はミューチュアル・ファンド規則に定める規定に拘束され、かつミューチュアル・ファンド規則に定める事項を実施し、かかる事項に関して責任を負うことに同意している。

管理会社は、2016年3月末日現在、13本の投資信託を管理および運営しており、以下のとおり、分類される。

分類	内訳
----	----

A分類	通貨建別運用金額	米ドル建： 2,565,524,001米ドル ユーロ建： 8,424,656ユーロ 日本円建： 623,924,346,323円 豪ドル建： 1,802,528,284豪ドル ニュージーランド・ドル建： 505,120,947ニュージーランド・ドル カナダ・ドル建： 70,437,147カナダ・ドル
B分類	投資信託の種類 (基本的性格)	2本がルクセンブルグ籍・契約型・オープン・エンド型であり、11本がケイマン籍・契約型・オープン・エンド型である。

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー・ルクセンブルグ・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成28年2月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝124.11円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 【貸借対照表】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

貸借対照表

2015年3月31日現在

(単位:ユーロ)

	注	2015年3月31日		2014年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産					
固定資産					
- その他の付帯設備、工具および備品	3	25,097	3,115	49,420	6,134
流動資産					
- 債権					
売掛金					
1年以内に支払期限の到来するもの	4	1,730,308	214,749	537,977	66,768
関係当事者への債権					
1年以内に支払期限の到来するもの		4,557	566	17,541	2,177
その他の売掛金					
1年以内に支払期限の到来するもの		102,350	12,703	18,684	2,319
- 現金および預金		6,254,088	776,195	6,616,633	821,190
前払金		30,507	3,786	47,740	5,925
資産合計		8,146,907	1,011,113	7,287,995	904,513
負債					
資本金および準備金					
- 払込資本金	5	5,446,220	675,930	5,446,220	675,930
- 準備金					
法定準備金	6	55,985	6,948	44,622	5,538
その他の積立金	7	1,154,757	143,317	938,870	116,523
		1,210,742	150,265	983,492	122,061
- 当期損益		(226,185)	(28,072)	227,250	28,204
		6,430,777	798,124	6,656,962	826,196

注

	2015年3月31日		2014年3月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
引当金				
- 納税引当金	8	0	0	0
- その他の引当金		232,504	115,156	14,292
		<u>232,504</u>	<u>115,156</u>	<u>14,292</u>
非劣後債務				
- 買掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの		105,197	88,904	11,034
- その他の債務				
1年以内に支払期限の到来するもの	9	1,378,429	426,973	52,992
		<u>1,483,626</u>	<u>515,877</u>	<u>64,025</u>
負債合計		<u>8,146,907</u>	<u>7,287,995</u>	<u>904,513</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

(2) 【損益計算書】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
損益計算書

2015年3月31日に終了した年度

(単位：ユーロ)

	注	2015年3月31日		2014年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
費用					
その他の外部費用	10.2	3,929,755	487,722	1,077,142	133,684
人件費					
給与および賃金		929,765	115,393	495,659	61,516
給与および賃金に係る社会保障費		98,171	12,184	51,741	6,422
補足年金費用		29,070	3,608	6,202	770
その他の社会保障費		54,189	6,725	46,070	5,718
		<u>1,111,195</u>	<u>137,910</u>	<u>599,672</u>	<u>74,425</u>
流動資産要素に係る評価調整	4	0	0	2,844	353
その他の営業費用	11.1	225,054	27,931	107,739	13,371
利息およびその他の財務費用					
その他の利息および類似財務費用		0	0	7,629	947
		<u>5,266,004</u>	<u>653,564</u>	<u>1,795,026</u>	<u>222,781</u>
法人所得税	8	3,210	398	3,210	398
前勘定科目に表示されていないその他の税金		33,320	4,135	7,145	887
		<u>0</u>	<u>0</u>	<u>227,250</u>	<u>28,204</u>
当期利益		<u>5,302,534</u>	<u>658,097</u>	<u>2,032,631</u>	<u>252,270</u>
費用合計					
収益					
純売上高	10.1	5,045,273	626,169	1,331,992	165,314
その他の営業収益	11.2	16,326	2,026	699,479	86,812
その他の利息および財務収益					
その他の利息および類似財務収益		14,750	1,831	1,160	144
		<u>226,185</u>	<u>28,072</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
当期損失		<u>5,302,534</u>	<u>658,097</u>	<u>2,032,631</u>	<u>252,270</u>
収益合計					

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

オフ・バランスシート

2015年3月31日に終了した年度

(単位:ユーロ)

	注	2015年3月31日		2014年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
第三者のために保有される資産	13	-	-	-	-

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

年次財務書類に対する注記
2015年3月31日に終了した年度

注1．事業活動

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「当社」という。）は、1992年2月27日、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立された。

2014年4月22日までの当社の目的は、当社が、最低でも一本のルクセンブルグの投資信託を管理することを条件に、投資信託の管理（2010年12月17日法（以下「ルクセンブルグ法」という。）の第125 - 2条の意味における）を行うことである。当社は、これら投資信託の管理、運営、マーケティングに関連するいかなる活動も引き受けすることができる。当社は、その他の目的を遂行するために有益であると思われるいかなる活動も実施することができるが、ルクセンブルグ法第16章の制限の範囲内とされる。

2014年4月22日以降、当社の単独株主の決議を受けて、当社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず、当社が、最低でも一本のルクセンブルグのUCI（以下「投資信託」という。）を管理することを条件に、（投資信託に関する2010年12月17日の法律（以下「2010年法」ということがある。）の第125 - 2条に規定された）投資信託の管理を行うことに変更された。かかる観点において、当社は、ルクセンブルグの2013年の法律（以下「2013年法」という。）に従い、オルタナティブ投資ファンド運用者として行為し、かつ、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（以下「AIFMD」という。）の別紙（以下「別紙」という。）の第1項に規定された業務を行う。さらに、当社は、別紙の第2項に基づき別挙された一切の業務を行う。

2015年3月31日現在、当社はニッコウ・マネー・マーケット・ファンド、ニッコウ・スキル・インベストメント・トラスト（ルクセンブルグ）、S M B Cニッコウ・インベストメント・ファンド（ルクセンブルグ）、日興グローバル・ファンズ、日興リアル・アセット・ファンド、日興 拡大欧州株式ファンド、クオンティタティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム、日興・プレミア・ファンド、ニッコウ・プロプラエタリー・インベストメント・ファンド、日興オフショア・ファンズ、日興カントリー・ファンズ、プレミアム・ファンズ、日興ワールド・トラスト、日興エドモン・ドウ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンドの14の投資信託を管理・運営している。

注2．重要な会計方針

当社は、その会計帳簿をユーロ（以下「ユーロ」という。）で維持し、当期財務書類は、以下の重要な会計方針を含め、ルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して作成されている。

2.1 外貨換算

ユーロ以外の通貨建の取引は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。

ユーロ以外の通貨建の長期資産は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日付現在、かかる資産は取得時の為替レートで換算されている。

現金および預金は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートで換算される。為替差損益は損益計算書に計上される。

短期債権および債務は、それぞれの流動性の基準に従って、貸借対照表日付現在の実勢為替レートに基づき換算される。よって未実現為替差益および差損は、損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートで換算された額または為替に基づき決定された額のいずれか低い額または高い額で、それぞれ別々に換算される。

実現為替差益は、実現された時点で損益計算書に計上される。

資産と負債の間に経済的な関連がある場合には、それらは、上述の方法に従って総額で評価され、未実現純損失は損益計算書に計上される。

2.2 流動債権

債権は、その額面価額で評価される。それらは、回収が困難な場合には、評価調整の対象となる。かかる評価調整は、評価調整が行われた事由が適用されなくなる場合には、継続されない。

2.3 負債引当金および費用引当金

負債引当金および費用引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が高いかまたは確実に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填することを目的としている。

注3．固定資産の変動

	取得原価				評価額調整		
	期初現在 価値総額	再分類	追加	処分	期末現在 価値総額	累積額 調整	期末現在 価値純額
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
固定資産							
内訳：							
- 家具、付帯設備	7,264	0	0	0	7,264	(1,661)	5,603
- オフィス設備	47,483	0	1,394	0	48,877	(29,383)	19,494
	54,747	0	1,394	0	56,141	(31,044)	25,097

固定資産は、減価償却累計額控除後の取得原価で評価される。減価償却費は、個々の資産の見積耐用年数にわたり、定額法で計算される。

かかる目的で使用される減価償却率は、以下のとおりである。

- 家具、付帯設備 20%
- オフィス設備 50%

注4．債権

2015年3月31日および2014年3月31日現在の債権（売掛金）は、未収管理報酬である。

流動性の低いファンド、すなわち、日興オフショア・ファンズ - 日興フロンティア・ファイナンス・ファンドおよび日興・プレミア・ファンド（ABLファンド・シリーズ）のシリーズ・トラストからの償還過程

における未収管理手数料総額に充当するために、不良債権に関する評価調整が行われた。かかる評価調整額は35,679ユーロにのぼり、当年度において追加の評価調整はなかった。

注5．払込資本金

2014年1月16日付で、額面金額20.00ユーロの発行済および全額払込済の株式272,311株で表章される払込資本金は、5,446,220ユーロに増加した。

注6．法定準備金

ルクセンブルグ法により、当社は毎年その純利益の少なくとも5%を法定準備金として、当該準備金が発行済資本金の10%に達するまで、積立てなければならない。

この法定準備金を配当金に利用することはできない。

注7．資本金および準備金

	資本金	法定 準備金	任意 積立金 (1)	特別納税 引当金 (2)	その他の 積立金 (1)+(2)	当期 損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2014年3月31日現在残高	5,446,220	44,622	738,070	200,800	938,870	227,250
損益の繰入額	-	11,363	215,887	-	215,887	(227,250)
支払配当金	-	-	-	-	-	-
振替額	-	-	-	-	-	-
資本金増加	-	-	-	-	-	-
当期利益	-	-	-	-	-	(226,185)
2015年3月31日現在残高	5,446,220	55,985	953,957	200,800	1,154,757	(226,185)

2014年5月30日に開催された年次株主総会は、2014年3月31日に終了した年度の利益処分を承認した。

2002年1月1日以降、当社は、施行された新税法に準拠して、純資産税(NWT)負債を控除した。当該法律に従い、当社は、純資産税の控除額の5倍に相当する金額を配当不能引当金(「特別納税引当金」科目)のもとに繰入れることを決定した。当該引当金は、純資産税が控除された年に続く5年間は配当に利用することはできない。

注8．法人所得税

当社は、ルクセンブルグ所得税、都市事業税および純資産税の課税対象となっている会社である。

税金負債は、貸借対照表上で「納税引当金」として計上されており、前納税は貸借対照表上で「その他の売掛金 - 1年以内に支払期限の到来するもの」として計上されている。ルクセンブルグ税務当局は、所得税、都市事業税および純資産税について、2010年まで(同年を含む。)査定を行っている。

注9. その他の債務

2015年3月31日および2014年3月31日現在のその他の債務の内訳は、以下のとおりである。

	2015年3月31日	2014年3月31日
	ユーロ	ユーロ
未払投資顧問報酬	1,292,277	400,287
未払販売報酬	86,152	26,686
	<u>1,378,429</u>	<u>426,973</u>

注10. 純売上高およびその他の営業費用

10.1 純売上高

	2015年3月31日	2014年3月31日
	ユーロ	ユーロ
受領管理報酬	5,045,273	1,331,992
受領実績報酬	0	0
	<u>5,045,273</u>	<u>1,331,992</u>

2015年3月31日現在の適用ある報酬料率は、以下のとおりである。

当社は、日興リアル・アセット・ファンド、日興カントリー・ファンズ - 日興ロシア・プロスパリティ・ファンド、ニッコウ・スキル・インベストメント・トラスト(ルクセンブルグ)、日興オフショア・ファンズ - アジア・インカム・プラス・エクイティ・ストラテジー、日興オフショア・ファンズ - アジア・パシフィック・インカム・プラス・リアル・エステート、日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンド(SM)、日興・プレミア・ファンド - 日興エナジー・インフラ・ファンドおよび日興 拡大欧州株式ファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、プレミアム・ファンズ - ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て、プレミアム・ファンズ - ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て(ヘッジあり)、プレミアム・ファンズ - キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド、プレミアム・ファンズ - ヨーロピアン・ハイイールド、プレミアム・ファンズ - グローバル・コーポレート・ボンド、プレミアム・ファンズ - シュローダー日本株式ファンド、日興ワールド・トラスト - 日興グリーン・ニューディール・ファンド、日興ワールド・トラスト - グラビティ・ヨーロピアン・エクイティ・ファンド、日興ワールド・トラスト - ヨーロピアン・ラグジュアリー・エクイティ・ファンド、日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・ボンド、日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・エクイティおよびS M B Cニッコウ・インベストメント・ファンド(ルクセンブルグ)から、これらのファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - 日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド(米ドル建て)から、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.04%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - ニューワールド・エクイティ・ファンド(円建て)/(円ヘッジあり)から、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - グローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.025%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - ワールド・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.023%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、ニッコウ・プロプラエタリー・インベストメント・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.05%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、クオンティティティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム から、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.12%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興オフショア・ファンズ - CS GTAAファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.035%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

さらに、当社は、日興オフショア・ファンズ - CS GTAAファンドから、各四半期末において実現化され、支払われる実績報酬を受領する。2015年3月31日に終了した期間の実績報酬はなかった。支払があった場合には、かかる実績報酬は、同ファンドの投資顧問会社および仲介機関に対して6対4の割合で全額払い戻される。

当社は、日興グローバル・ファンズの各シリーズ・トラストから、当該四半期中の当該シリーズ・トラストの平均純資産価額に対して0.35%の年次管理報酬を受領する。当社は、当該シリーズ・トラストの投資運用会社および販売会社に対して合計で0.32%の年次報酬を払い戻す。

当社は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドから、以下のとおり計算される年次管理報酬を、各四半期末に受領する。すなわち、日々計算されるグロス・イールド（その他の費用控除後）が年率1%未満の場合、当社に対する報酬は、当該グロス・インカム（その他の費用控除後）の1%である。日々計算されるグロス・イールド（その他の費用控除後）が年間1%以上の場合、当社に対する報酬は、当該四半期中のかかるファンドの資産の日々の平均純資産価額の0.01%を上限とする。「グロス・イールド（その他の費用控除後）」とは、ファンドの総利回り（グロス・イールド）より、ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却率を控除し、当社により日々計算される料率をいう。また、「グロス・インカム（その他の費用控除後）」とは、（a）ファンドの総利益（有価証券のキャピタル・ゲイン/ロスを含む。）より、（b）ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却額を控除し、当社により日々計算される金額をいう。

10.2 その他の外部費用

	2015年3月31日	2014年3月31日
	ユーロ	ユーロ
払戻し投資顧問および販売会社報酬	3,737,328	825,542
払戻し実績報酬	0	0
その他の費用	192,427	251,600
	<u>3,929,755</u>	<u>1,077,142</u>

当社に支払われる、日興グローバル・ファンズのシリーズ・トラストの平均純資産価額に対する0.35%の年次管理報酬のうち、0.32%が投資運用会社および販売会社に支払われる。当社が投資運用会社および販売会社に支払った合計金額は、2015年3月31日に終了した年度において3,737,328ユーロ、および2014年3月31日に終了した年度において825,542ユーロであった。

当社が受領した日興オフショア・ファンズ - CS GTAAファンドの実績報酬は、同ファンドの投資顧問会社および仲介機関に対して6対4の割合で全額払い戻される。2015年3月31日および2014年3月31日に終了した年度において、実現した実績報酬はなかった。

その他の費用は、法律上の助言、コンサルティング、協会のメンバーシップ等の外部のプロバイダーにより提供されるサービスに相当する。

注11．その他の営業費用およびその他の営業収益

11.1 その他の営業費用

	2015年3月31日	2014年3月31日
	ユーロ	ユーロ
取締役報酬	20,000	45,000
その他の管理事務費用	205,054	62,739
	<u>225,054</u>	<u>107,739</u>

11.2 その他の営業収益

	2015年3月31日	2014年3月31日
	ユーロ	ユーロ
過年度からの調整	4,776	0
S N B L (S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社)への業務提供に対する引当金	11,550	2,875
凍結資金の当座借越額に係る再調整評価額	0	659,618
償還済みファンドからの残余額	0	36,986
	<u>16,326</u>	<u>699,479</u>

2013年12月24日付で、S M B C日興証券株式会社は、日興・プレミア・ファンド（A B Lファンド・シリーズ）のシリーズ・トラストの（当座借越額に充当するための）償還に関して当社により支払われた拠出の一部として、27,985,816円および590,385.87米ドルを当社に支払った。659,618ユーロに相当するこれらの金額は、2014年3月31日現在、当社において「凍結資金の当座借越額に係る再調整評価額」として計上されている。

注12．従業員および取締役

12.1 取締役

当年度中、信任を与えられた取締役数は、以下のとおりであった。

	2015年3月31日	2014年3月31日
取締役	4	4

12.2 就業者

2015年3月31日および2014年3月31日現在の従業員数は、以下のとおりであった。

	2015年3月31日	2014年3月31日
上級管理職	2	2
中間管理職	4	4
従業員	2	2
	8	8

2014年3月31日に終了した会計年度中、年度を通じて以下の従業員が雇用された。

- 2013年5月 1名
- 2013年7月 1名
- 2013年9月 2名
- 2014年1月 4名

注13. オフ・バランスシート項目

2012年7月31日付で、当社は管理していたひとつのシリーズ・トラスト（以下「シリーズ・トラスト」という。）を終了させることを決定した。

当該終了を受けて、変動資本を有する会社型投資信託（S I C A V）の投資有価証券を除いて、シリーズ・トラストのすべての投資有価証券が換金された。2009年5月29日以降、かかるS I C A Vの評価額は、ゼロと決定されていた。

かかる資産をS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社の保護管理下に置くことができるように、2013年3月26日付でS I C A Vの受益権が当社に対して譲渡されることが決議された。かかる譲渡以降、シリーズ・トラストは資産および負債を保有せず、ケイマン諸島の法律上、存在しないものとする。

かかるS I C A Vに関して将来現金が受領された場合、当社は、初めに、当該現金をかか資産に関連し生じた債務の支払に充て、次に、シリーズ・トラストが存在していた場合に当該現金を受領する権利を得ていたであろう受益者への支払に充てる。

2013年11月29日付および2013年12月3日付で、当社の管理に基づくいくつかのシリーズ・トラストに付与された当座借越額の支払の対価として、当社は、二つの対象投資信託における受益証券を受領したが、当該受益証券の評価額はゼロであった。将来、当社が当該対象投資信託より受領する一切の現金は、（当座借越額の補填またはこれらのシリーズ・トラストの一部の債務の支払として）S M B C日興証券株式会社および当社が被った損失の補填として使用され、その後、償還時にシリーズ・トラストのかつての受益者に対して払い戻される。

注14. 後発事象

年度末以降、現在の財務書類において、開示が要求される重大な事象はなかった。

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたもので

あり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Balance sheet as at March 31, 2015**

(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2015 EUR	March 31, 2014 EUR
ASSETS			
Fixed assets			
- Other fixtures and fittings, tools and equipment	3	25 097	49 420
Current assets			
- Debtors			
Trade receivables			
- becoming due and payable within one year	4	1 730 308	537 977
Amounts owed by affiliated undertakings			
- becoming due and payable within one year		4 557	17 541
Other receivables			
- becoming due and payable within one year		102 350	18 684
- Cash at bank		6 254 088	6 616 633
Prepayments		<u>30 507</u>	<u>47 740</u>
Total assets		<u>8 146 907</u>	<u>7 287 995</u>
LIABILITIES			
Capital and reserves			
- Subscribed capital	5	5 446 220	5 446 220
- Reserves			
legal reserve	6	55 985	44 622
other reserves	7	<u>1 154 757</u>	<u>938 870</u>
		1 210 742	983 492
- Profit or loss for the financial year		<u>(226 185)</u>	<u>227 250</u>
		6 430 777	6 656 962
Provisions			
- Provisions for taxation	8	0	0
- Other provisions		<u>232 504</u>	<u>115 156</u>
		232 504	115 156
Non-subordinated debts			
- Trade creditors			
becoming due and payable within one year		105 197	88 904
- Other creditors			
becoming due and payable within one year	9	<u>1 378 429</u>	<u>426 973</u>
		<u>1 483 626</u>	<u>515 877</u>
Total liabilities		<u>8 146 907</u>	<u>7 287 995</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Profit and loss account for the year ended March 31, 2015
(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2015	March 31, 2014
		EUR	EUR
CHARGES			
Other external charges	10.2	3 929 755	1 077 142
Staff costs			
<i>Salaries and wages</i>		929 765	495 659
<i>Social security on salaries and wages</i>		98 171	51 741
<i>Supplementary pension costs</i>		29 070	6 202
<i>Other social costs</i>		<u>54 182</u>	<u>46 070</u>
		1 111 195	599 672
Value adjustments on current assets	4	0	2 844
Other operating charges	11.1	225 054	107 739
Interest and other financial charges			
Other interest and similar financial charges		<u>0</u>	<u>7 629</u>
		5 266 004	1 795 026
Income tax	8	3 210	3 210
Other taxes not included in the previous caption		<u>33 320</u>	<u>7 145</u>
Profit for the financial year		<u>0</u>	<u>227 250</u>
Total charges		<u>5 302 534</u>	<u>2 032 631</u>
INCOME			
Net turnover	10.1	5 045 273	1 331 992
Other operating income	11.2	16 326	699 479
Other interest and other financial income			
Other interest and similar financial income		14 750	1 160
Loss for the financial year		<u>226 185</u>	<u>0</u>
Total income		<u>5 302 534</u>	<u>2 032 631</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Off-balance sheet as at March 31, 2015**
(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2015	March 31, 2014
		EUR	EUR
Assets held for third parties	13	-	-

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2015****Note 1 - Activity**

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the "Company") was incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as "Société Anonyme" on February 27, 1992.

Until April 22, 2014, the purpose of the Company is the management (within the meaning of article 125-2 of the law of December 17, 2010 (the "Luxembourg Law") of undertakings for collective investment provided that the Company must manage at least one Luxembourg undertaking for collective investment. The Company may undertake any activities relating to the management, administration and marketing of those undertakings for collective investment. The Company may carry out any activities deemed useful for the accomplishment of its object remaining, however, within the limitations of chapter 16 of the Luxembourg Law.

As from April 22, 2014, by decision of the sole shareholder of the Company, the purpose of the Company has been changed to the management (within the meaning of article 125-2 of the law of 17 December 2010 relating to undertakings for collective investment) (the "2010 Law"), of undertakings for collective investment, whether domiciled in Luxembourg or offshore, provided that the Company must manage at least one Luxembourg UCI (the "Funds"). In that context, the Company will act as Alternative Investment Fund Manager in accordance with the Luxembourg law of 2013 (the "2013 Law") and perform the activities listed in item 1. of the Annex I of Directive 2011/61/EU of the European Parliament (the "Annex") and of the Council of 8 June 2011 on alternative investment fund managers (the "AIFMD"). The Company may further carry out any of the activities listed under item 2. of the Annex

As at March 31, 2015, the Company manages 14 investment funds: Nikko Money Market Fund, Nikko Skill Investment Trust (Lux), SMBC Nikko Investment Fund (Lux), Nikko Global Funds, Nikko Real Asset Fund, Nikko European Convergence Equity Fund, Quantitative Multi-Strategy Program II, Nikko Premier Fund, Nikko Proprietary Investment Fund, Nikko Offshore Funds, Nikko Country Funds, Premium Funds, Nikko World Trust, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Fund.

Note 2 - Significant accounting policies

The Company maintains its books in Euro ("EUR") and these annual accounts have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements including the following significant accounting policies.

2.1 Foreign currency translation

Transactions expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction.

Long-term assets expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction. At the balance sheet date, these assets remain translated at historic exchange rate

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2015
(continued)****2.1 Foreign currency translation (continued)**

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account.

Short-term debtors and creditors are, according to their liquid criteria, translated on the basis of the exchange rates effective at the balance sheet date. The unrealised exchange gains and losses are thus recorded in the profit and loss account.

Other assets and liabilities are translated separately respectively at the lower or at the higher of the value converted at historical exchange rate or the value determined on the basis of the exchange.

The realised exchange gains are recorded in the profit and loss account at the moment of their realisation.

Where there is an economic link between an asset and a liability, these are valued in total according to the method described above and the net unrealised loss is recorded in the profit and loss account.

2.2 Current debtors

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

2.3 Provisions for liabilities and charges

Provision for liabilities and charges are intended to cover losses or debts, the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2015 (continued)

Note 3 – Movements in fixed assets

	Cost			Value adjustments	
	Gross value at the beginning of the financial year EUR	Reclassification EUR	Additions EUR	Gross value at the end of the financial year EUR	Net value at the end of the financial year EUR
Fixed assets					
of which:					
-furniture, fixture and fittings	7,264	0	0	7,264	5,603
-office arrangements	47,483	0	1,394	48,877	19,494
	54,747	0	1,394	56,141	25,097

Fixed assets are valued at cost less accumulated depreciation/amortisation. Depreciation/amortisation is calculated on a straight-line basis over the estimated useful life of individual assets.

The depreciation/amortisation rates used for this purpose are:

- Furniture, fixture and fittings 20%
- Office arrangements 50%

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2015
(continued)****Note 4 - Debtors**

Debtors (Trade receivables) as at March 31, 2015 and March 31, 2014 represent management fees receivable.

Value adjustments in respect of doubtful receivables has been made in order to cover the total amount of management commission receivable from illiquid funds under liquidation process, namely Nikko Offshore Funds – Nikko Frontier Finance Fund and the series trusts of Nikko Premier Fund (ABL Fund series). This value adjustment amounts to EUR 35 679, no additional value adjustment having been made during the year.

Note 5 - Subscribed capital

On January 16, 2014, the subscribed capital was increased to EUR 5 446 220, represented by 272 311 issued and fully paid shares at a par value of EUR 20.00.

Note 6 - Legal reserve

Under Luxembourg law, the Company is required to transfer to the legal reserve a minimum of 5% of its net profit each year until this reserve equals 10% of the issued share capital.

The legal reserve is not available for distribution.

Note 7 - Capital and reserves

	Capital	Legal reserve	Free reserve (1)	Special tax reserve (2)	Other reserves (1) + (2)	Result for the year
	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
Balance at March 31, 2014	5 446 220	44 622	738 070	200 800	938 870	227 250
Allocation of the result	-	11 363	215 887	-	215 887	(227 250)
Dividend distributed	-	-	-	-	-	-
Transfer	-	-	-	-	-	-
Increase of Capital	-	-	-	-	-	-
Result for the financial year	-	-	-	-	-	(226 185)
Balance at March 31, 2015	5 446 220	55 985	953 957	200 800	1 154 757	(226 185)

The Annual General Meeting of Shareholders held on May 30, 2014 approved the allocation of the result for the year ended March 31, 2014.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2015
(continued)****Note 7 - Capital and reserves (continued)**

As from January 1, 2002, the Company reduced the Net Worth Tax (NWT) liability in accordance with the new tax law in force. In order to comply with the law, the Company decided to allocate under non-distributable reserves (item "special tax reserve") an amount that corresponds to five times the amount of reduction of the Net Worth Tax. This reserve is non-distributable for a period of five years from year following the one during which the Net Worth Tax was reduced.

Note 8 - Income tax

The Company is a corporation, subject to Luxembourg income tax, to municipal business tax and to net worth tax.

Tax liabilities are recorded under "Provisions for taxation" in the balance sheet and tax advances are recorded under "Other receivables becoming due and payable within one year" in the balance sheet. The Luxembourg tax authorities have issued assessments for the years up to and including 2010 for income tax, municipal business tax and net worth tax.

Note 9 - Other creditors

Other creditors as at March 31, 2015 and March 31, 2014 are analysed as follows:

	March 31, 2015	March 31, 2014
	EUR	EUR
Advisory fees payable	1 292 277	400 287
Distribution fees payable	<u>86 152</u>	<u>26 686</u>
	<u>1 378 429</u>	<u>426 973</u>

Note 10 - Net turnover and other external charges**10.1 Net turnover**

	March 31, 2015	March 31, 2014
	EUR	EUR
Management fees received	5 045 273	1 331 992
Performance fees received	<u>0</u>	<u>0</u>
	<u>5 045 273</u>	<u>1 331 992</u>

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2015
(continued)****10.1 Net turnover (continued)**

The related applicable Management fee rates as at March 31, 2015 are as follows:

The Company receives from Nikko Real Asset Fund, Nikko Country Funds – Nikko Russia Prosperity Fund, Nikko Skill Investments Trust (Lux), Nikko Offshore Funds - Asia Income Plus Equity Strategy, Nikko Offshore Funds - Asia Pacific Income Plus Real Estate, and Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy FundSM, Nikko Premier Fund–Nikko Energy Infrastructure and Nikko European Convergence Equity Fund an annual management fee of 0.03% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Premium Funds - Pimco Total Return Strategy USD, Premium Funds - Pimco Total Return Strategy JPY (Hedged), Premium Funds – Capital US Growth and Income Fund, Premium Funds – European High Yield, Premium Funds-Global Corporate Bond; Premium Funds – Schroder Japanese Equity Fund; Nikko World Trust – Nikko Green New Deal Fund; Nikko World Trust – Gravity European Equity Fund; Nikko World Trust – European Luxury Equity Fund, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds – Nikko Dynamic Equity and SMBC Nikko Investment Fund (Lux), an annual management fee of 0.03% of the net asset value of these funds. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – Nikko BlackRock High Quality Allocation Fund (USD) an annual management fee at the rate of 0.04% of the average net assets of these funds during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – New World Equity Fund (JPY)/(JPY Hedged) an annual management fee at the rate of 0.01% of the average net assets of these funds during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – Global Hybrid Securities Fund an annual management fee at the rate of 0.025% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – World Hybrid Securities Fund an annual management fee at the rate of 0.023% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko Proprietary Investment Fund an annual management fee at the rate of 0.05% of the average net assets of these funds during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Quantitative Multi-Strategy Program II an annual management fee at the rate of 0.12% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2015
(continued)****10.1 Net turnover (continued)**

The Company receives from Nikko Offshore Funds – Nikko Offshore Funds - CS GTAA Fund an annual management fee of 0.035% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

Furthermore, the Company receives from Nikko Offshore Funds – CS GTAA Fund a performance fee realised and paid at the end of each quarter. There has been no performance fee paid for the period ended March 31, 2015. If paid, such performance fee is wholly paid back to the investment advisor and the intermediary of this fund in a 60/40 % ratio.

The Company receives from each series trusts of Nikko Global Funds an annual management fee of 0.35% of the average net assets of these series trusts during the relevant quarter. The Company pays back to the investment manager and the distributor of these series trusts an annual fee rate of 0.32% in total.

The Company receives from Nikko Money Market Fund at the end of each quarter an annual management fee calculated as follows: if daily GYLOE is below 1% per annum, the fee payable to the Company is 1% of such GYLOE. If daily GYLOE is 1% per annum or above, the fee payable to the Company is up to an annual rate of 0.01% of the average daily net asset value of the assets of the fund during the relevant quarter. "GYLOE" (Gross Yield Less Other Expenses) means a rate calculated daily by the Company, which shall be equal to the gross yield of the fund less the rate of daily amortization amount of expenses other than fees payable to the funds' related parties and "GILOE" (Gross Income Less Other Expenses) means an amount, calculated daily by the Company, which shall be equal to the difference between:

- (a) the gross income of the fund, including the capital gain/loss on securities, and
- (b) the daily amortisation amount of expenses other than fees payable to the fund's related parties.

10.2 Other external charges

	March 31, 2015	March 31, 2014
	EUR	EUR
Advisory and distributor fees reimbursed	3 737 328	825 542
Performance fees reimbursed	0	0
Other expenses	<u>192 427</u>	<u>251 600</u>
	<u>3 929 755</u>	<u>1 077 142</u>

Out of the annual management fees of 0.35% of the average net assets of the series trusts of Nikko Global Funds paid to the Company, 0.32% are paid to the Investment Manager and to the Distributor. The total amount paid by the Company to the investment manager and distributors of the series trusts of Nikko Global Funds was EUR 3 737 328 during the year ended March 31, 2015 and EUR 825 542 during the year ended March 31, 2014.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2015
(continued)****10.2 Other external charges (continued)**

The performance fee receives by the Company from Nikko Offshore Funds – CS GTAA Fund is wholly paid back to the investment advisor and the intermediary of this fund in a 60/40 % ratio. No performance fee has been realised during the years ended March 31, 2015 and March 31, 2014.

Other expenses corresponds to services rendered by external providers such as legal advice, consultancy, membership to associations,...

Note 11 – Other operating charges and other operating income**11.1 Other operating charges**

	March 31, 2015	March 31, 2014
	EUR	EUR
Director's fees	20 000	45 000
Other administrative expenses	<u>205 054</u>	<u>62 739</u>
	<u>225 054</u>	<u>107 739</u>

11.2 Other operating income

	March 31, 2015	March 31, 2014
	EUR	EUR
Adjustment provision from previous years	4 776	0
Provision for service provided to SNBL	11 550	2 875
Value re-adjustment on frozen fund's overdrafts	0	659 618
Residual cash from liquidated funds	<u>0</u>	<u>36 986</u>
	<u>16 326</u>	<u>699 479</u>

On December 24, 2013, SMBC Nikko Securities Inc paid to the Company Yen 27 985 816 and US\$ 590 385.87 as partial contribution to the payment made by the Company in relation to the liquidation (to cover the overdrafts) of the series trusts of Nikko Premier Fund (ABL Fund series). These amounts, corresponding to EUR 659 618, have been accounted in the Company as "Value re-adjustment on frozen fund's overdrafts" as at March 31, 2014.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2015
(continued)****Note 12 - Staff and directors****12.1 Directors**

The number of directors having been mandated during the financial year was as follows:

	March 31, 2015	March 31, 2014
Directors	4	4

12.2 Personnel

The number of persons employed as at March 31, 2015 and March 31, 2014 was as follows:

	March 31, 2015	March 31, 2014
Senior Management	2	2
Middle Management	4	4
Employees	<u>2</u>	<u>2</u>
	<u>8</u>	<u>8</u>

During the financial year ended March 31, 2014, the employees were hired throughout the year as follows:

- 1 employee in May 2013
- 1 employee in July 2013
- 2 employees in September 2013
- 4 employees in January 2014.

Note 13 - Off balance sheet items

On July 31, 2012, the Company decided to terminate a series trust under its administration (the "Series Trust").

Following the termination, all investments of the Series Trust were realised aside from an investment in a SICAV. The value of this investment was determined at zero since May 29, 2009.

It has been resolved on March 26, 2013 that the beneficial interest in the SICAV be transferred so that this asset is held in custody by SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A. for the Company and following this transfer, the Series Trust will have no assets and no liabilities and will cease to exist as a matter of Cayman Islands Law.

If any cash is received in respect of the SICAV in the future, the Company will use such cash, firstly, to pay any liabilities incurred in respect of this asset and, secondly, to pay the unitholders who would have been entitled to such cash as if the Series Trust were still in existence."

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2015
(continued)****Note 13 - Off balance sheet items (continued)**

On November 29, 2013 and December 3, 2013, in consideration of the payment of overdrafts granted to some series trusts under its management, the Company received units in two underlying funds, such units being valued at zero. It is agreed that if any cash is received by the Company from such underlying funds in the future, it will be used to compensate the loss suffered by SMBC Nikko Securities Inc and the Company (such as the compensation of the overdrafts or payment of some liabilities of these series trusts) and then to reimburse the former unitholders of the series trusts at the time of the liquidation.

Note 14 – Subsequent events

There is no significant event after year-end which requires disclosure in the present financial statements.

中間財務書類

- a . 管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の中間財務書類には、平成28年2月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 124.11円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

貸借対照表

2015年9月30日現在

(単位：ユーロ)

	2015年9月30日		2015年3月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産				
固定資産				
- その他の付帯設備、用具および備品	12,151	1,508	25,097	3,115
流動資産				
債権				
- 売掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	2,673,960	331,865	1,730,308	214,749
- 関係当事者への債権				
1年以内に支払期限の到来するもの	2,055,376	255,093	4,557	566
- その他の売掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	144,760	17,966	102,350	12,703
現金および預金	3,990,793	495,297	6,254,088	776,195
手許現金	510	63	0	0
前払金	21,076	2,616	30,507	3,786
	8,886,474	1,102,900	8,121,810	1,007,998
資産合計	8,898,626	1,104,408	8,146,907	1,011,113
負債				
資本金および準備金				
- 払込資本金	5,446,220	675,930	5,446,220	675,930
- 繰越利益	0	0	0	0
- 準備金				
法定準備金	55,985	6,948	55,985	6,948
その他の積立金	928,572	115,245	1,154,757	143,317
	984,557	122,193	1,210,742	150,265
- 当期損益	5,434	674	(226,185)	(28,072)
	6,436,211	798,798	6,430,777	798,124

	2015年9月30日		2015年3月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
引当金				
- 納税引当金	0	0	0	0
- その他の引当金	138,210	17,153	232,504	28,856
	<u>138,210</u>	<u>17,153</u>	<u>232,504</u>	<u>28,856</u>
非劣後債務				
- 買掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	38,830	4,819	105,197	13,056
- その他の債務				
1年以内に支払期限の到来するもの	2,285,375	283,638	1,378,429	171,077
	<u>2,324,205</u>	<u>288,457</u>	<u>1,483,626</u>	<u>184,133</u>
負債合計	<u>8,898,626</u>	<u>1,104,408</u>	<u>8,146,907</u>	<u>1,011,113</u>

(2) 損益の状況

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
損益計算書

2015年4月1日から2015年9月30日までの期間

(単位: ユーロ)

	2015年9月30日		2015年3月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
費用				
その他の外部費用	4,179,678	518,740	3,929,755	487,722
人件費	489,412	60,741	1,111,195	137,910
流動資産要素に係る評価調整	0	0	0	0
その他の営業費用	138,794	17,226	225,054	27,931
その他の利息および類似財務費用	41,000	5,089	0	0
	<u>4,848,884</u>	<u>601,795</u>	<u>5,266,004</u>	<u>653,564</u>
法人所得税	17,688	2,195	3,210	398
前勘定科目に表示されていないその他の税金	0	0	33,320	4,135
	<u>4,866,572</u>	<u>603,990</u>	<u>5,302,534</u>	<u>658,097</u>
当期利益	<u>5,434</u>	<u>674</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
費用合計	<u>4,872,005</u>	<u>604,665</u>	<u>5,302,534</u>	<u>658,097</u>
収益				
純売上高	4,859,724	603,140	5,045,273	626,169
その他の営業収益	12,281	1,524	16,326	2,026
その他の利息および類似財務収益	0	0	14,750	1,831
	<u>4,872,005</u>	<u>604,665</u>	<u>5,076,349</u>	<u>630,026</u>
当期損失	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>226,185</u>	<u>28,072</u>
収益合計	<u>4,872,005</u>	<u>604,665</u>	<u>5,302,534</u>	<u>658,097</u>

4【利害関係人との取引制限】

管理会社が、管理会社または受益者以外の第三者の利益のために行う取引等、受益者の保護に欠け、またはあるサブ・ファンドの資産の運用の適正を害する取引は禁止される。

投資者は、以下の潜在的利益相反に注意する必要がある。

受託会社、管理会社および両社の持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社およびそれぞれの取締役、役員、従業員、代理人および関連会社（以下「利害関係者」という。）は、時にいずれかのサブ・ファンドと利益が相反するその他の金融、投資またはその他の専門的活動に従事する場合がある。かかる活動には、他のファンドの運用、有価証券の売買、投資顧問・経営顧問業務、仲介業務の提供およびその他のファンドまたは会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることなどを含む。特に、受託会社または管理会社は、いずれかのサブ・ファンドと同様のまたは重複する投資目的を有するその他の投資ファンドに助言を行う可能性がある。また、受託会社または管理会社は、いずれかのサブ・ファンドに提供する業務と同様の業務を第三者に提供することができるが、かかる業務から得た利益について説明する責任を負わない。利益相反が発生する場合、受託会社または管理会社は、公正に解決するよう努力する。サブ・ファンドを含む様々な顧客に対する投資機会の配分に関連して、受託会社または管理会社は、上記の職務に関連して利益相反に直面する場合があるが、受託会社または管理会社は、こうした状況下において投資機会が公正に配分されるように注意を払う。

受託会社、管理会社や各社の関連会社は、関連する法律で認められる範囲内で、代理人として受託会社または管理会社とポートフォリオに係る取引を行うことができ、その場合、通常の総合サービス売買手数料を超えないことを条件として、通常の売買手数料および/または現金リベートを受け取り、保持するほか、通常の市場慣行に従って、本人として受託会社または管理会社と取引を行うことができる。

受託会社、管理会社および/またはそれぞれの関連会社は、受託会社、管理会社および/またはそれぞれの関連会社のために物品、サービスまたはその他の便益（調査サービス、顧問サービス、特殊なソフトウェアまたは調査サービスに関連するコンピュータ・ハードウェアおよびパフォーマンス測定などを含む。）を提供する取決めを行った者またはかかる者の代理人を通じて取引を行う権利を留保する。ただし、かかる取引の性格が全体として受託会社または管理会社の利益になることが合理的に予想でき、いずれかのサブ・ファンドのパフォーマンスの改善に貢献できること、直接的な支払を行う代わりに受託会社、管理会社および/またはそれぞれの関連会社が仕事を発注することを約束することを条件とする。疑義を避けるため記載すると、上記の物品およびサービスには、旅行、宿泊、接待、一般管理用の物品およびサービス、一般的な事務機器または事務所設備、会費、従業員の給与または間接的な金銭の支払は含まれない。

ミューチュアル・ファンド法およびミューチュアル・ファンド規則に従い、受託会社または受託会社の関連会社は、事前に書面により管理会社の承認を得た上で、いずれかのサブ・ファンドの計算において、利害関係者または利害関係者が運用もしくは助言を行う投資ファンドもしくはアカウントから有価証券を買付け、または売却することができる。また、受託会社または管理会社以外の利害関係者は、適当と判断する場合、受益証券を保有し、または取引することができる。利害関係者（受託会社を除く。）は、受託会社または受託会社の子会社が同様の投資対象を保有している場合でも、自己の計算において、かかる投資対象を購入し、保有し、取引することができる。受託会社または管理会社は、いずれかのサブ・ファンドを用いて自己の計算で取引を実行してはならない。

ミューチュアル・ファンド法およびミューチュアル・ファンド規則に従って、利害関係者は、受益者または受託会社が有価証券を保有している法人と金融取引等の取引を行い、または契約を締結し、またはかかる取引もしくは契約に利害関係を持つことができる。更に、利害関係者は、いずれかのサブ・ファンドの計算において、利害関係者が執行する投資対象の売買に関連して利害関係者が交渉した手数料または利益を受け取ることができ、かかる手数料または利益がいずれかのサブ・ファンドの利益になる場合もあれば、利益にならない場合もある。

5【その他】

(1) 定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、ルクセンブルグの法律が規定する定足数および議決に関する要件に従い、株主総会の決議が必要である。

(2) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。

(3) 出資の状況

該当事項なし。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出前1年以内において、管理会社に重要な影響を与えまたは与えることが予想される事実はない。

管理会社の存続期限は無期限である。ただし、株主総会の決議によりいつでも解散することができる。

半期報告書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実または与えることが予想される事実は生じていない。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) N E D Rファンズ・リミテッド（「受託会社」）

(イ) 資本金の額

2016年2月末日現在、100米ドル（約11,362円）

（注）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円換算は、便宜上、平成28年2月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝113.62円）による。

(ロ) 事業の内容

受託会社は、メイプルズ・エフエス・リミテッド（MaplesFS Limited）の「管理子会社」（ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2013年改正）の定義による。）であり、メイプルズ・エフエス・リミテッドは、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2013年改正）の規定に基づき、適時に設立され、有効に存続する信託会社であり、信託業務を行うための免許を受けた信託会社である。メイプルズ・エフエス・リミテッドは、ミューチュアル・ファンド法に基づく免許投資信託管理者でもある。

(2) S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社（「保管会社」および「管理事務代行会社」）

(イ) 資本金の額

2016年3月末日現在、90,154,448ユーロ（約112億円）

(ロ) 事業の内容

S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社は、ルクセンブルグで1974年2月14日に株式会社として設立された。また、S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社は、S M B C日興証券株式会社の100%子会社である。S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社の目的は自己勘定および第三者の勘定または第三者との共同勘定で、ルクセンブルグ大公国の国内または国外で、銀行業務または金融業務を営むことである。

(3) S M B C日興証券株式会社（「代行協会員」および「販売会社」）

(イ) 資本金の額

2016年2月末日現在、100億円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

なお、S M B C日興証券は、証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っている。

(4) エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント（ルクセンブルク）（「投資運用会社」）

(イ) 資本金の額

2016年2月末日現在、18,238,022.99ユーロ（約23億円）

(ロ) 事業の内容

投資運用会社は、ルクセンブルグ L - 2535 エマニュエル・セルベ通り20番に登記上の事務所を有する。同社は2002年7月25日に、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド（ヨーロッパ）の子会社としてルクセンブルグの法律に基づき設立された。エドモン・ドゥ・ロスチャイルド（ヨーロッパ）は、1924年に設立されたスイスの株式会社であり、ジュネーブ、ヘッセ通り18番に登記上の事務所を有するエドモン・ドゥ・ロスチャイルド（スイス）エス・エイのルクセンブルグで存続する子会社として、1982年2月19日に設立された。投資運用会社の主な事業は、一任ポートフォリオ運用業務およびファンドの運用である。

(5) 三井住友アセットマネジメント株式会社（「サービス支援会社」）

(イ) 資本金の額

2016年2月末日現在、20億円

(ロ) 事業の内容

サービス支援会社は、2002年12月に日本国の法律に基づき株式会社として設立された。

サービス支援会社は、金融商品取引業者（関東財務局長登録番号：（金商）第399号）として2007年から金融庁の登録を受けている。

2【関係業務の概要】

(1) N E D Rファンズ・リミテッド

受託会社は、基本信託証書および追補信託証書に基づき、サブ・ファンドの資産の受託者としての業務を提供する。

受託会社、その関係会社およびこれらの取締役、役員、従業員または代理人は、受託会社として、その関係会社としてまたはこれらの取締役、役員、従業員もしくは代理人として強いられまたは被ることがある、基本信託証書に基づきまたはサブ・ファンドに関連する権限および職務の適正な遂行過程において生じた訴訟、手続、債務、費用、請求、損害、経費（一切の合理的な弁護士、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または要求の全部または一部について、サブ・ファンドの信託財産から補償され、かつ信託財産に対する求償権を有する。ただし、かかる補償は、受託会社またはその関係会社およびその取締役、役員または従業員の実際の詐欺行為または故意の不履行により発生した作為または不作為から生じ受託会社が被る一切の訴訟、手続、債務、費用、請求、損害、経費または要求については適用されない。

受託会社は、現在・過去を問わず、受益者から補償を受ける権利を有しない。基本信託証書の規定に従って、受託会社および受託会社の関連会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点で関係するサブ・ファンドの信託財産もしくは信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が受託会社、受託会社の関連会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の詐欺または故意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また受託会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わない。

受託会社は、委託先または再委託先の行為を監督する義務を負わず、また委託先または再委託先の失当行為、過失または不履行を理由にサブ・ファンドに発生した損失に関して、かかる損失が受託会社の職務に故意の不履行または現実の詐欺に起因しない限り、責任を負わない。受託会社は管理会社または管理会社が権限、職務もしくは裁量を委託した者またはかかる者の委託先を監督し、または委託された職務を履行する上記の者の資格を調査する義務を負わない。また受託会社は投資対象の妥当性、適格性等に関する表明または保証を行わず、上記に関して一切責任を負わない。

受託会社の任期は、受益者決議によって受益者から解任されない限り、サブ・ファンドの期間とする。受託会社は45日前までに管理会社および受益者全員に書面の通知をして、後任の受託者が任命され次第、退任することができる。

受託会社は「第二部 ファンド情報 4 手数料等及び税金 (3) 管理報酬等」の項に定める報酬を受け取る権利を有する。

(2) S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社

受託会社、管理会社および管理事務代行会社との間で締結された総管理事務代行契約（以下「総管理事務代行契約」という。）に基づいて、受託会社および管理会社はトラストの管理事務代行、登録代行兼名義書換代理人を務めるトラストの管理事務代行会社としてS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社を選任した。総管理事務代行契約に定める条件に基づいて、かつ受託会社および管理会社の全般的監督の元で、管理事務代行会社は受託会社および管理会社の包括的または個別的指示に従って、トラストの事務を管理し、トラストの会計記録を付け、サブ・ファンドの純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格を計算し、受益証券に関する登録代行および買戻代理人を務める。

総管理事務代行契約は、受託会社もしくは管理会社が管理事務代行会社に90暦日前までに書面の通知をするか、または管理事務代行会社が受託会社もしくは管理会社に90暦日前までに書面の通知をして終了させるまで、効力を継続する。また総管理事務代行契約は総管理事務代行契約に定めるその他の状況下においても終了させることができる。

総管理事務代行契約に定める規定に従って、管理事務代行会社（本項においては管理事務代行会社のすべての取締役、役員および従業員ならびに、管理事務代行会社により選任された代理人、下請人または委託先を含む。）は同契約に基づいて職務を履行する過程で管理事務代行会社が善意から犯した判断の誤り、見落としまたは法の錯誤を直接または間接的原因として、いずれかのサブ・ファンドに関して管理会社または受託会社が被った損失または損害に関して責任を負わない。また管理事務代行会社は、過失または故意の不履行がない限り、同契約に基づく管理事務代行会社の職務の履行の結果または過程で管理会社または受託会社が被った損失または損害に関して責任を負わない。

受託会社は、関連するサブ・ファンドに関する総管理事務代行契約に基づく管理事務代行会社の職務の履行に起因し、または関連して管理事務代行会社または管理事務代行会社の株主、取締役、役員、従業員および代理人が負担し、または相手取って提起されたすべての訴訟、訴訟手続、請求、催告、債務、損失、損害、コストおよび費用（上記に起因し、または付随して発生した合理的な法的費用、専門家の費用および報酬を含む。）について、総管理事務代行契約に基づくサブ・ファンドに関する職務の履行に際して管理事務代行会社が犯した過失、故意の不履行、害意、現実の詐欺または未必の故意に起因する場合を除き、サブ・ファンドの資産からのみ管理事務代行会社ならびに管理事務代行会社の各株主、取締役、役員、従業員および代理人を補償する。

管理事務代行会社に支払う報酬については「第二部 ファンド情報 4 手数料等及び税金（3）管理報酬等」の項に記載するとおりである。

受託会社、管理会社および保管会社との間で締結された保管契約（以下「保管契約」という。）に基づいて、受託会社および管理会社は trusts の信託財産に関する保管会社（以下「保管会社」という。）として S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社を選任した。

保管契約に定める規定に従って、保管会社（本項においては保管会社のすべての取締役、役員および従業員ならびに保管会社により選任された代理人、下請人または委託先を含む。）は本書に基づいて職務を履行する過程で保管会社が善意から犯した判断の誤り、見落としまたは法の錯誤を直接または間接的原因として、いずれかのサブ・ファンドに関して管理会社または受託会社が被った損失または損害に関して責任を負わない。また保管会社は、過失または故意の不履行がない限り、本書に基づく保管会社の職務の履行の結果または過程で管理会社または受託会社が被った損失または損害に関して責任を負わない。

受託会社および管理会社は、関連するサブ・ファンドに関する保管契約に基づく保管会社の職務の履行に起因し、または関連して保管会社または保管会社の株主、取締役、役員、従業員および代理人が負担し、または相手取って提起されたすべての訴訟、訴訟手続、請求、催告、債務、損失、損害、コストおよび費用（上記に起因し、または付随して発生した合理的な法的費用、専門家の費用および報酬を含む。）について、保管契約に基づくサブ・ファンドに関する職務の履行に際して保管会社が犯した過失、故意の不履行、害意、現実の詐欺または未必の故意に起因する場合を除き、関連するサブ・ファンドの資産から保管会社ならびに保管会社の各株主、取締役、役員、従業員および代理人を補償する。

受託会社は、その過失または故意の不履行による場合を除き、かかるサブ・ファンドに関連して第三者が被った損失または損害につき保管会社に対してなされるすべての請求および要求（これにより発生したまたはこれに付随するコストおよび費用を含む。）について、かかるサブ・ファンドの資産からのみ保管会社を補償し、免責する。

保管契約は、受託会社、管理会社または保管会社が90日前までに書面の通知をして終了させるまで、効力を継続する。また保管契約は保管契約に定めるその他の状況下においても終了させることができる。

いずれかのサブ・ファンドまたはいずれかのサブ・ファンドの代理人が信用取引のために取引相手、先物・オプション取引所、決済ブローカー等に差し入れた契約、証拠金等の金銭またはその他の投資対象に関して保管会社は責任を負わないこと、更に証拠金等の金銭もしくはその他の投資対象に関する取

引相手、先物・オプション取引所、決済ブローカー等の不履行または信用取引のために担保として差し入れた証拠金等の金銭もしくはその他の投資対象から控除される金額に関して保管会社は責任を負わないことに投資者は注意すべきである。

保管会社に支払う報酬については「第二部 ファンド情報 4 手数料等及び税金 (3) 管理報酬等」の項に記載するとおりである。

(3) S M B C日興証券株式会社

日本における代行協会員業務および日本における受益証券の募集に関し、サブ・ファンドの日本における販売・買戻業務を行う。

(4) エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント(ルクセンブルク)

管理会社は、管理会社の全体的な指図、統制および責任に従うサブ・ファンドの資産の投資および再投資に関して、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント(ルクセンブルク)を投資運用会社として選任した。

投資運用契約に基づき、投資運用会社に故意の不法行為、悪意、過失または重大な義務の懈怠がない限り、サブ・ファンドに関する作為または不作為について、投資運用会社は免責される。

投資運用会社はサブ・ファンドの仲介業務を担うため、投資運用会社は、受益者の最大の利益になるよう売買注文を執行する。

(5) 三井住友アセットマネジメント株式会社

管理会社と三井住友アセットマネジメント株式会社(以下「サービス支援会社」という。)との間のサービス支援契約(以下「サービス支援契約」という。)に基づき、サービス支援会社は、一定のサービス(詳細はサービス支援契約に規定されるところによる。)を提供することに合意している。サービス支援契約は、サービス支援会社に対する管理会社による関連するサブ・ファンドの資産からの補償を規定しており、また関連するサブ・ファンドに関するその職務について非行行為、詐欺、重過失または故意の不履行がない限りサービス支援会社を免責する旨規定している。サービス支援会社は、いずれかの当事者により、他方当事者に対して30日以上前または当事者が合意するこれよりも短い期間による事前の書面による通知によって、終了することができる。サービス支援会社によって提供されるサービスは、管理会社による全体的な裁量、統制および責任に従う。

3【資本関係】

管理会社のすべての株式を所有しているS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社は、S M B C日興証券株式会社の100%子会社である。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2013年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2013年改訂）、会社管理法（2003年改訂）または地域会社（管理）法（2015年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2015年10月現在、活動中の規制を受けている投資信託の数は11,215（2,830のマスター・ファンドを含む。）であった。またそれに加え、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託が存在している。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2015年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社の管理者をも監督しており金融庁法（2013年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3. 規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理す

るのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に依りて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（第3.2項参照）。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF 2 および MF 2 A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4(3)条投資信託）

(a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

() 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの

() 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

() 投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの

(A) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または

(B) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

(b) 上記の() および() に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の() に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず（MF 4 様式）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4 . 投資信託の継続的要件

4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようになるために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

(a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

(b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合

- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまはそのように意図している場合
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまはそのように意図している場合
- (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまはそのように意図している場合

- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをC I M Aに通知しなければならない。
- 4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、C I M Aに提出しなければならない。C I M Aは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、C I M Aにより承認された監査人を通じてC I M Aに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をC I M Aに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をC I M Aに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてC I M Aに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、C I M Aが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。C I M Aの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条（第3.3項参照）に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4(4)条（第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、C I M Aの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にC I M Aに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはC I M Aに対し報告する法的義務を負っている。

- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようとして意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 5.6 C I M Aは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはC I M Aの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2013年改訂）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある / 存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法（2013年改訂）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - () 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。

- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行わなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法（2013年改訂）に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてC I M Aによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。

- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域(特に米国)のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の2014年免除リミテッド・パートナーシップ法である。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー(個人、企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。)およびリミテッド・パートナーにより形成され、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法(2013年改訂)の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
- () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法(2014年改訂)に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - () リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
 - () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。

- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (e) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
- (a) 第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。

- 7.11 C I M Aは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、C I M Aは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりC I M Aに発生した費用は、投資信託がC I M Aに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) C I M Aから求められたときは、C I M Aの特定する投資信託に関する情報をC I M Aに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはC I M Aが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してC I M Aに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をC I M Aに対して行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後C I M Aが特定する情報、報告書、勧告をC I M Aに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはC I M Aの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、C I M Aは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、C I M Aは以下の措置を執ることができる。
- (a) C I M Aが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託が会社の場合、会社法（2013年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、C I M Aは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 C I M Aが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でC I M Aが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 C I M Aのその他の権限に影響を与えることなく、C I M Aは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するC I M Aの規制および監督

- 8.1 C I M Aは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、C I M Aが特定する合理的期間内にC I M Aに対し提出するように指示することができる。

- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
- (e) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配または所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
- () CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
- () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
- () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
- () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
- () CIMAの命令に従い、名称を変更すること
- () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
- () 少なくとも2人の取締役をおくこと
- () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
- (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること

- (c) C I M Aの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
 - (d) C I M Aの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてC I M Aがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 C I M Aが第8.10項による措置を執った場合、C I M Aは、グランドコートに対して、C I M Aが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりC I M Aに発生した費用は、管理者がC I M Aに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) C I M Aから求められたときは、C I M Aの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をC I M Aに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはC I M Aが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してC I M Aに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をC I M Aに対して行う。
 - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後C I M Aが特定する情報、報告書、推奨をC I M Aに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとC I M Aが判断する場合、C I M Aは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、C I M Aは以下の措置を執ることができる。
- (a) C I M Aが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2013年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) C I M Aは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 C I M Aが第8.16項の措置をとった場合、C I M Aは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 C I M Aのその他の権限に影響を与えることなく、C I M Aは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) C I M Aは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合

- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、C I M A が第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法(2013年改訂)によりC I M Aによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。
9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行
- 9.1 下記の解散の申請がC I M A以外の者によりなされた場合、C I M Aは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はC I M Aにも送付される。
- 9.3 C I M Aにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、C I M Aまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はC I M Aまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってC I M Aに対して引き渡すこと
- 9.5 C I M Aが記録を持ち去ったとき、またはC I M Aに記録が引き渡されたときC I M Aはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もC I M Aがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
10. C I M Aによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示
- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、C I M Aは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。
- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにC I M Aに対してなされた申請。
 - (b) 投資信託に関する事柄

(c) 投資信託管理者に関する事柄

ただし、これらの情報は、C I M Aがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) C I M Aがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合
- (b) 例えば秘密関係（保護）法（2015年改訂）、犯罪収益に関する法律（2014年改訂）または薬物濫用法（2014年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、C I M Aにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、C I M Aは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法（1996年改訂）

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - () 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - () そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。

- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなるときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除または損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2013年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2013年改訂）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 秘密関係（保護）法（2015年改訂）第5(3)条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法（2013年改訂）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。C I M Aも、投資信託または投資信託管理会社が解散される

べきことを裁判所に申立てる権限を有する(参照:第7.17(b)項および第8.17(b)項)。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。C I M Aは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。(参照:第7.17(c)項)剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。C I M Aは、パートナーシップを解散させるべしとの命令(参照:第7.17(d)項)を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる(第6.1(i)項、第6.2(g)項および第6.3(i)項参照)。

14. 一般投資家向け投資信託(日本)規則(2007年改正)

14.1 一般投資家向け投資信託(日本)規則(2007年改正)(一般投資家向け投資信託(日本)規則(2012年改正)により改正済。)(以下、総称して「本規則」という。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをC I M Aに書面で届け出ることによって、かかる選択(当該選択は撤回不能である)をすることができる。

14.2 C I M Aが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはC I M Aが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をC I M Aに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守している

こと、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、C I M Aに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - () 本規則、会社法（2013年改訂）およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手續および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにC I M Aに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をC I M Aに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にC I M Aに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはC I M Aが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でC I M A、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収

益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。

- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはC I M Aが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資法(2015年改正)の別表2第3項に規定される活動が含まれる。

- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにC I M A、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー)の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でC I M Aに通知することが要求される。

- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。

- () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
- () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること

- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。

- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。

- () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
- () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
(A) 特殊事情(一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。)において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、

- (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
- 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、

本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。

- () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
- () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
- () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
- () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。

(c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でC I M A、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にC I M Aの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってC I M Aに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もC I M Aに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - () 監査人の氏名および住所
 - () 下記の(xx)、(xx)および(xx)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - () 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - (x) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - (x) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
 - (x) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
 - (x) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明

- (x) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合)、その旨の記述
- (x) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (xx) 以下の記述
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xx) 管理事務代行会社(管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む)
- (xx) 保管会社および副保管会社(下記事項を含む)
 - (A) 保管会社および副保管会社(該当する場合)の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xx) 投資顧問会社(下記事項を含む)
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

使用開始日を記載することがある。

次の事項を記載することがある。

「ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

管理会社、投資運用会社、販売会社等の名称その他ロゴ・マーク等を記載することがある。

図案を採用することがある。

(2) 交付目論見書に、投資リスクとして以下の事項を記載する。

・サブ・ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨

・投資信託は、預貯金と異なる旨

(3) 交付目論見書に、運用実績として最新の数値を記載することがある。

(4) 交付目論見書の表紙および請求目論見書の表紙の裏面に、以下の趣旨の文章を記載することがある。

「エクイティ・ファンド

エクイティ・ファンドは、主として外貨建の株式等に投資します。エクイティ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、為替相場の変動、株式相場の変動、世界各国の政治・経済状況の変化等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、株式の発行者等の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により投資対象は値動きするため、エクイティ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格も変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様は帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

エクイティ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の変動要因としては、主に「投資リスク」「クロス・ライアビリティ」「投資運用会社のリスク」「流動性リスク」「買戻しによる損失の可能性」「為替リスク」「市場リスク」「世界的な投資リスク」「信用リスク」「時間外取引およびマーケットタイミング」「株式価格リスク」などがあります。

ボンド・ファンド

ボンド・ファンドは、世界の高利回り債券を実質的な主要投資対象とします。さらに、為替取引によるプレミアムを獲得するため、複数の高金利通貨への為替取引を行います。ボンド・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、為替相場の変動、債券相場の変動、世界各国の政治・経済状況の変化等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、保有する債券の発行者等の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により投資対象は値動きするため、ボンド・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格も変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様は帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

ボンド・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の変動要因としては、主に「投資リスク」「クロス・ライアビリティ」「投資運用会社のリスク」「流動性リスク」「買戻しによる損失の可能性」「為替リスク」「市場リスク」「世界的な投資リスク」「信用リスク」「時間外取引およびマーケットタイミング」「利益相反」「金利リスク」「他のファンドに対する投資にかかるリスク」「報酬の重層構造：他のファンドへの投資に関わる報酬」などがあります。」

(5) 登録簿に登録された関連する受益証券の口数を保有する登録された受益者の権原を証明するための受益証券の券面は発行されない。ただし、券面の発行を希望する受益者が当該発行費用を負担する場合、券面が発行される。

受益証券の券面に記載される主な事項は次のとおりである。

1. トラフトとサブ・ファンドの名称
2. 表章される口数

- 3．発行者の署名
- 4．発行者の登記上の事務所の所在地
- 5．発行年月日
- 6．受益者名
- 7．券面番号

[次へ](#)

別紙

定義

本書において、以下の用語は、それぞれ以下の意味を有する。

決算日	（2010年10月31日から始まる）毎年10月31日またはいずれかのサブ・ファンドに関して管理会社が随時決定する毎年のその他の日をいう。
計算期間	あるサブ・ファンドの開始時点または前決算日の翌暦日（場合による。）（当日を含む。）から始まり、決算日（当日を含む。）に終了する期間をいう。
管理事務代行会社	ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社であるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社または追補信託証書およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従って管理会社および受託会社がトラストの管理事務代行会社として選任するその他の人もしくは機関をいう。
代行協会員	S M B C日興証券株式会社、または管理会社が随時サブ・ファンドに関する代行協会員として選任するその他の人もしくは機関をいう。
A I F M	A I F M Dにおいて定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社をいう。
A I F M D	オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（随時改正される。）をいう。
付属書	あるサブ・ファンドに関連する英文目論見書の付属書をいう。
営業日	ルクセンブルグおよびケイマン諸島における銀行営業日、かつ日本における金融商品取引業者および銀行の営業日（土日を除く。）、またはサブ・ファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日をいう。
ブローカー	ボンド・ファンドに関して、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド（ヨーロッパ）または管理会社が随時選任するその他の人もしくは機関をいう。
ケイマン諸島	英国の海外領土であるケイマン諸島をいう。
総管理事務代行契約	管理会社および受託会社がトラストに関する管理事務代行業務を提供する管理事務代行会社を選任した契約をいう。
券面	関連するサブ・ファンドの受益証券の口数に対する、その登録受益者の権原を証明する券面をいう。

保管会社	ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社であるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社または追補信託証書およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従って随時管理会社および受託会社からトラストの保管会社として選任されたその他の人もしくは機関をいう。
保管契約	受託会社および管理会社がトラストに関して管理会社および受託会社に保管業務を提供する保管会社を任命した契約をいう。
販売会社	日本の法律に基づいて設立された会社であるS M B C日興証券株式会社および/または基本信託証書に定める条件に従って管理会社が各サブ・ファンドの販売会社として選任するその他の人もしくは機関をいう。
適格投資家	(a) () 米国人、() ケイマン諸島の市民もしくは住民またはケイマン諸島に住所地を有する人もしくは団体(ケイマン諸島で設立された免税会社もしくは非居住法人を除く。)、または() 上記() もしくは() に記載の人もしくは団体の保管者、名義人もしくは受託者のいずれにも該当しない人、法人もしくは団体、または(b) 現時点において「 第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、1 申込(販売) 手続等、(1) 海外における販売、適格投資家 」の項に記載される者に該当し、受益証券を保有する資格を有しているものとして、管理会社により随時決定され、受託会社に通知された者をいう。
ユーロ、€またはE U R	欧州経済通貨同盟に加盟する国の法定通貨をいう。
当初払込日	平成22年4月28日または管理会社が決定するその他の日をいう。
当初申込期間	平成22年4月1日から平成22年4月27日まで、または管理会社が決定するその他の日をいう。
投資対象	人、団体(法人格の有無を問わない。)、ファンド、信託、世界中の国、州もしくは地域の政府もしくは政府機関が発行した株式、債券、無担保債、担保付社債、ワラント、転換社債、貸株、ユニット・トラストの受益証券もしくは副受益証券、パートナーシップの持分、オプション契約もしくは先物契約、通貨スワップ、金利スワップ、先物為替予約、レポ取引、逆レポ取引、譲渡性預金証書、手形、ノート、コマーシャル・ペーパーその他あらゆる種類の有価証券(派生商品を含む。)、ローン(もしくはローン・パーティシペーション)、またはミューチュアル・ファンドもしくは類似のスキームの参加権および短期金融市場で利益を稼得するすべての短期投資または短期の預金(定期預金、銀行引受手形およびその他銀行の債務を含むが、これらに限らない。) をいう。

投資顧問会社	いずれかのサブ・ファンドに関して、関連する追補信託証書およびミューチュアル・ファンド規則の規定に従い当該サブ・ファンドに関連して投資顧問会社として選任され、かつ当該時点において投資顧問会社として行為する人、企業または法人をいう。
投資顧問契約	あるサブ・ファンドに関連して管理会社に対してサービスを提供する投資顧問会社（もしあれば）を管理会社がこれに基づき選任する契約をいう。
投資運用契約	管理会社があるサブ・ファンドに関して管理会社に投資運用業務を提供する投資運用会社を選任した契約をいう。
投資運用会社	エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント（ルクセンブルク）、またはサブ・ファンドに関して管理会社が随時選任するその他の人、企業もしくは法人をいう。
発行日	毎評価日または管理会社が随時決定するその他の日をいう。
発行価格	各サブ・ファンドに関して、本書に記載された方法により計算される当該サブ・ファンドに係る各発行日現在の受益証券の価格をいい、受益証券は、通常、かかる価格で当初申込期間後の発行日現在で発行される。
日本	日本国、その領土および領域をいう。
ミューチュアル・ファンド法	ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2015年改正）（随時改正される。）をいう。
管理会社	ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社であるS M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイまたは各追補信託証書およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従って各サブ・ファンドに関する管理者として選任されるその他の人もしくは機関をいう。
基本信託証書	トラストに関する、受託会社と管理会社の間で締結された2010年3月11日付基本信託証書をいう。
純資産総額	基本信託証書および追補信託証書に従い計算される各サブ・ファンドの純資産総額をいう。

受益証券1口当たり 純資産価格	各サブ・ファンド（場合により、あるサブ・ファンドの各クラスもしくはシリーズ）の関連する参照通貨による受益証券1口当たりの価格をいい、関連するサブ・ファンドの信託財産（場合により、あるサブ・ファンドのクラスもしくはシリーズに帰属する信託財産の一部）の純資産総額を当該サブ・ファンドの発行済受益証券（場合により、当該クラスもしくはシリーズ）の口数で除して計算され、本書に別段の定めがない限り、四捨五入して小数第4位まで算出される。ただし、円建ての受益証券（もしあれば）に関してはこの限りではなく、この場合四捨五入は、本書に別段の定めがない限り、1円単位まで行われるものとする（エクイティ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、小数第5位を四捨五入して円の小数第4位まで算出されるものとする。）。
英文目論見書	2016年4月付のトラストに関する英文目論見書（随時改訂または補完され、その付属書を含む。）をいう。
受益者名簿	各追補信託証書に定める条件に従って記帳する義務を負う受益者の名簿をいう。
ミューチュアル・ ファンド規則	ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2015年改正）および一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年改正）により改正済）をいう。
買戻日	毎評価日または管理会社が随時決定するその他の日をいう。
買戻請求通知	いずれかのサブ・ファンドの受益証券に関して、買戻しを請求する通知をいう。
買戻価格	「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、（1）海外における買戻し」の項において定義するところによる。
サブ・ファンド	いずれも受託会社と管理会社の間で締結された2010年3月11日付の基本信託証書およびそれぞれ2010年3月11日付の追補信託証書に基づき設定されたトラストのサブ・ファンドである日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・エクイティおよび日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・ボンドをいう。

サブ・ファンド決議	(a) 関連するサブ・ファンドの発行済受益証券の純資産総額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議、または(b) 当該サブ・ファンドの受益者集会において、本人または代理人が出席しており、議決権を有しかつ当該集会で議決権を行使する受益者で、当該サブ・ファンドの受益証券の純資産総額の単純過半数(当該集会の基準日(ただし、当該基準日が評価日でない場合には、基準日の直前評価日) の受益証券1 口当たり純資産価格を参照して計算される。) を保有する者により可決された決議をいう。
サービス支援会社	三井住友アセットマネジメント株式会社、またはサブ・ファンドに関連してサービス支援会社として選任されるその他の者をいう。
申込通知	いずれかのサブ・ファンドの受益証券(または、場合により、あるサブ・ファンドのいずれかのクラスもしくはシリーズの受益証券) に関して、管理会社、販売会社または管理事務代行会社が随時決定する様式で作成された受益証券の取得を申し込む通知をいう。
追補信託証書	各サブ・ファンドに関して、当該サブ・ファンドを設定する、受託会社と管理会社の間で締結された2010年3月11日付追補信託証書(随時改正または補完されることがある。) をいう。
一時停止	—または複数のサブ・ファンド(またはサブ・ファンドのクラスもしくはシリーズ) の受益証券の純資産総額の計算、受益証券の発行または買戻しを停止する管理会社または受託会社の決定をいう。
トラスト	基本信託証書に基づき設定された信託をいい、また文脈上認められる場合はサブ・ファンドを含み、総称して日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズと称する。
信託財産	各サブ・ファンドの信託によって受託会社が保有する資産をいい、受益証券の発行手取金および関連する追補信託証書に基づいて関連するサブ・ファンドの信託によって受託会社が保有し、または保有しているとみなされるすべての投資対象、現金およびその他の資産を含む。
受託会社	N E D R ファンズ・リミテッド、または追補信託証書に定める規定に従い各サブ・ファンドの受託会社として選任されるその他の人もしくは機関をいう。
受益証券	サブ・ファンドの受益証券およびそのクラスをいう。文脈上、異なる場合を除き、「受益証券」という用語にはすべてのクラスの受益証券を含む。
「米国」または「合衆国」	アメリカ合衆国、アメリカ合衆国の領土および領域をいい、各州およびコロンビア特別区を含む。

受益者	その時点における受益証券の登録保有者をいい、ある受益証券に関して共同で登録されている者を含む。
受益者決議	（ a ）すべてのサブ・ファンドの発行済受益証券の純資産総額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議、または（ b ）すべてのサブ・ファンドの受益者集会において、本人または代理人が出席しており、議決権を有しかつ当該集会で議決権を行使する受益者であって、すべてのサブ・ファンドの受益証券の純資産総額の単純過半数（当該集会の基準日（ただし、当該基準日が評価日でない場合には、基準日の直前評価日）の受益証券1口当たり純資産価格を参照して計算される。）を保有する者により可決された決議をいう。
「米ドル」または「US \$」	アメリカ合衆国の法定通貨をいう。
米国人	受託会社が異なる決定を下さない限り下記の者をいう。（ ）米国に居住する自然人、（ ）米国の法律に基づいて設立されたパートナーシップまたは法人、（ ）執行者または財産管理人が米国人である財団、（ ）受託者が米国人である信託、（ ）米国に所在する外国の法主体の代理人または支店、（ ）米国人の利益のためにまたは米国人の勘定でディーラーまたはその他の受託者が保有する非一任勘定または類似の勘定（財団または信託を除く。）、（ ）米国で設立され、また（個人の場合は）米国に居住するディーラーまたはその他の受託者が保有する一任勘定または類似の勘定（財団または信託を除く。）、および（ ）パートナーシップまたは法人のうち（ A ）外国の法域の法律に基づいて設立され、また（ B ）米国証券法に基づき登録されていない証券に投資することを主たる目的として米国人が設立したもの（ただし、自然人、財団または信託以外の認定投資家（米国証券法に基づくルール501（ a ）の定義に従う。）が設立し、または所有している場合を除く。）。
評価日	毎営業日または管理会社が随時決定するその他の日をいう。
「円」、「¥」または「日本円」	日本の法定通貨をいう。

独立監査人報告書

日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・エクイティの
受託会社御中

我々は、2014年10月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の関連する運用計算書および純資産変動計算書（すべて日本円で表示）ならびに重要な会計方針の概要およびその他の説明情報で構成される、添付の日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・エクイティの財務書類を監査した。

財務書類に対する受託会社および管理会社の責任

受託会社および管理会社は、ルクセンブルグにおいて一般に認められる会計原則に準拠した財務書類の作成および公正な表示、ならびに、不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成を可能にするために必要であると受託会社および管理会社が判断する内部統制に対して責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことについての合理的な保証が得られるように監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続を実施することが含まれる。選択された手続は、不正もしくは誤謬の如何にかかわらず、財務書類の重要な虚偽記載のリスク評価を含み、監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、監査人は状況に適した監査手続を策定するために事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。

監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様、受託会社および管理会社により採用された会計方針の妥当性および行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに十分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められる会計原則に準拠して、日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・エクイティの2014年10月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の経営成績および純資産の変動について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

デロイト・アンド・トゥシュ

2015年3月30日

グランド・ケイマン

ケイマン諸島

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本語の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To the Trustee of Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Equity

We have audited the accompanying financial statements of Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Equity which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at October 31, 2014, and the related statement of operations and changes in net assets for the year then ended (all expressed in Japanese Yen), and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Trustee and Manager's responsibility for the financial statements

The Trustee and the Manager are responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg and for such internal control as the Trustee and the Manager determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement whether due to fraud or error.

Auditor's responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Trustee and the Manager, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Equity as at October 31, 2014, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg.

Deloitte & Touche
March 30, 2015
Grand Cayman
Cayman Islands

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人報告書

日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・ボンドの
受託会社御中

我々は、2014年10月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の関連する運用計算書および純資産変動計算書（すべて日本円で表示）ならびに重要な会計方針の概要およびその他の説明情報で構成される、添付の日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・ボンドの財務書類を監査した。

財務書類に対する受託会社および管理会社の責任

受託会社および管理会社は、ルクセンブルグにおいて一般に認められる会計原則に準拠した財務書類の作成および公正な表示、ならびに、不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成を可能にするために必要であると受託会社および管理会社が判断する内部統制に対して責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことについての合理的な保証が得られるように監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続を実施することが含まれる。選択された手続は、不正もしくは誤謬の如何にかかわらず、財務書類の重要な虚偽記載のリスク評価を含み、監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、監査人は状況に適した監査手続を策定するために事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。

監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様、受託会社および管理会社により採用された会計方針の妥当性および行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに十分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められる会計原則に準拠して、日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・ボンドの2014年10月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の経営成績および純資産の変動について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

デロイト・アンド・トゥシュ

2015年3月30日

グランド・ケイマン

ケイマン諸島

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本語の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To the Trustee of Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond

We have audited the accompanying financial statements of Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at October 31, 2014, and the related statement of operations and changes in net assets for the year then ended (all expressed in Japanese Yen), and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Trustee and Manager's responsibility for the financial statements

The Trustee and the Manager are responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg and for such internal control as the Trustee and the Manager determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement whether due to fraud or error.

Auditor's responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Trustee and the Manager, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond as at October 31, 2014, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg.

Deloitte & Touche

March 30, 2015

Grand Cayman

Cayman Islands

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

グランド・ケイマン
ケイマン諸島

独立監査人報告書

日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・エクイティの
受託会社御中

我々は、2015年10月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の運用
計算書および純資産変動計算書（すべて日本円で表示）ならびに重要な会計方針の概要およびその他の
説明情報で構成される、添付の日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興
ダイナミック・エクイティ（以下「エクイティ・ファンド」という。）の財務書類を監査した。

財務書類に対する受託会社および管理会社の責任

受託会社および管理会社は、財務書類の作成に関連するルクセンブルグにおいて一般に認められる会
計原則に準拠した財務書類の作成および公正な表示、ならびに、不正によるか誤謬によるかを問わず、
重大な虚偽記載のない財務書類の作成を可能にするために必要であると受託会社および管理会社が判断
する内部統制に対して責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は国際監
査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大
な虚偽記載がないことについての合理的な保証が得られるように監査を計画し実施することを要求して
いる。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続を実施すること
が含まれる。選択された手続は、不正もしくは誤謬の如何にかかわらず、財務書類の重要な虚偽記載の
リスク評価を含み、監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、監査人は状況に適
した監査手続を策定するために事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を検討する
が、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。

監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様、受託会社および管理会社により採用された会
計方針の妥当性および行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに十分かつ適切であると
確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成に関連するルクセンブルグにおいて一般に認められ
る会計原則に準拠して、日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナ
ミック・エクイティの2015年10月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の経営成績および純
資産の変動について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

その他の事項

年次報告書に含まれる補足情報は、我々の監査との関連で検討をしているが、上記基準に準拠して実
施された特定の監査手続の対象とはなっていない。したがって、当該情報に対し我々は意見を表明する
ものではない。しかしながら、当該補足情報について、財務書類全体との関連では特に問題となるべき
事項はないと我々は考えている。

デロイト・アンド・トゥシュ
2016年3月24日

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本語の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

Grand Cayman
Cayman Islands

Independent Auditor's Report

To the Trustee of Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Equity

We have audited the accompanying financial statements of Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Equity (the "Series Trust") which comprise the statement of net assets and the schedule of investments as at October 31, 2015, and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended (all expressed in Japanese Yen), and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Trustee and Manager's responsibility for the financial statements

The Trustee and the Manager are responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg relating to the preparation of the financial statements, and for such internal control as the Trustee and the Manager determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement whether due to fraud or error.

Auditor's responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Trustee and the Manager, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Equity as at October 31, 2015, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg relating to the preparation of the financial statements.

Other matter

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

Deloitte & Touche

March 24, 2016

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

グランド・ケイマン
ケイマン諸島

独立監査人報告書

日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・ボンドの
受託会社御中

我々は、2015年10月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書（すべて日本円で表示）ならびに重要な会計方針の概要およびその他の説明情報で構成される、添付の日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・ボンド（以下「ボンド・ファンド」という。）の財務書類を監査した。

財務書類に対する受託会社および管理会社の責任

受託会社および管理会社は、財務書類の作成に関連するルクセンブルグにおいて一般に認められる会計原則に準拠した財務書類の作成および公正な表示、ならびに、不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成を可能にするために必要であると受託会社および管理会社が判断する内部統制に対して責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことについての合理的な保証が得られるように監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続を実施することが含まれる。選択された手続は、不正もしくは誤謬の如何にかかわらず、財務書類の重要な虚偽記載のリスク評価を含み、監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、監査人は状況に適した監査手続を策定するために事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。

監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様、受託会社および管理会社により採用された会計方針の妥当性および行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに十分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成に関連するルクセンブルグにおいて一般に認められる会計原則に準拠して、日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・ボンドの2015年10月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の経営成績および純資産の変動について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

その他の事項

年次報告書に含まれる補足情報は、我々の監査との関連で検討をしているが、上記基準に準拠して実施された特定の監査手続の対象とはなっていない。したがって、当該情報に対し我々は意見を表明するものではない。しかしながら、当該補足情報について、財務書類全体との関連では特に問題となるべき事項はないと我々は考えている。

デロイト・アンド・トゥシュ
2016年3月24日

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本語の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

Grand Cayman
Cayman Islands

Independent Auditor's Report

To the Trustee of Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond

We have audited the accompanying financial statements of Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond (the "Series Trust") which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at October 31, 2015, and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended (all expressed in Japanese Yen), and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Trustee and Manager's responsibility for the financial statements

The Trustee and the Manager are responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg relating to the preparation of the financial statements, and for such internal control as the Trustee and the Manager determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement whether due to fraud or error.

Auditor's responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Trustee and the Manager, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond as at October 31, 2015, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg relating to the preparation of the financial statements.

Other matter

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

Deloitte & Touche

March 24, 2016

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

株主各位

ルクセンブルグ L - 2557 ロベルトシュトゥンパー通り 9 A

公認の監査人報告書

我々は、2015年3月31日現在の貸借対照表、ならびに同日に終了した年度に関する損益計算書および重要な会計方針の概要およびその他の説明情報から構成されるS M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの年次財務書類を監査した。

年次財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠した本年次財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬による重大な虚偽記載がない年次財務書類の作成を可能にするために必要であると取締役会が判断する内部統制について責任を負う。

公認の監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて本年次財務書類に対し意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの「金融監督委員会」によって採用された国際監査基準に従って監査を行った。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに年次財務書類についての重要な虚偽記載がないかどうかの合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、年次財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による年次財務書類における重大な虚偽記載のリスク評価を含む公認の監査人の判断によって選定される。公認の監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、年次財務書類の作成および公正な表示に関連する事業体の内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、事業体の内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、年次財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、本年次財務書類は、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して、S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの2015年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の期間に関する営業成績を真実かつ公正に表示しているものと認める。

ルクセンブルグ、2015年5月27日 ケーピーエムジー・ルクセンブルグ・ソシエテ・コーポラティブ
公認の監査法人
ステファン・ナイ

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本語の間には相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

To the Shareholders of
SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.
9A, rue Robert Stümper
L-2557 Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

We have audited the accompanying annual accounts of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2015 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the Réviseur d'Entreprises agréé

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgement of the Réviseur d'Entreprises agréé, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the Réviseur d'Entreprises agréé considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. as of March 31, 2015, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Luxembourg, May 27, 2015

KPMG Luxembourg, Société coopérative
Cabinet de révision agréé

Stephen Nye

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。